

2024 年度
自己点検・評価報告書
(認証評価用)

関西大学

2025 年3月

目 次

序章	2
大学概況	3
第1章 理念・目的	4
第2章 内部質保証	9
第3章 教育研究組織	25
第4章 教育・学習	29
第5章 学生の受け入れ	73
第6章 教員・教員組織	85
第7章 学生支援	103
第8章 教育研究等環境	120
第9章 社会連携・社会貢献	138
第10章 大学運営・財務	
第1節 大学運営	153
第2節 財務	168
終章	173

点検・評価報告書 様式

序章

本学は、2018 年度に公益財団法人大学基準協会による機関別認証評価を受審した。この認証評価においては、教職資格取得に関わる科目等の単位の実質化に係る措置及び学部・大学院の収容定員に対する在籍学生数比率の2項目について「改善課題」の指摘を受けた。この評価結果は、学校法人関西大学自己点検・評価委員会（大学部門委員会を含む）、「学部長・研究科長会議」、理事会などで報告し、全組織において共有を行った。その後、評価結果が公表されてから約3カ月後に、「改善課題」となった2項目及び総評部分でマイナス評価を受けた内容について、関係部局が改善方針を策定した。これを基に、「学部長・研究科長会議」において全学的に取りまとめ、方針に基づき具体的な改善に取り組んできた。2022年7月には大学基準協会で定められた『改善報告書』を提出し、当時指摘を受けた2項目において、改善がなされている旨の評価を頂いた。

また、学長の責任の下、全学内部質保証推進組織である、「内部質保証推進プロジェクト」が主体となり、大学執行部（学長、副学長、学長補佐）、「学部長・研究科長会議」、教育推進部、研究推進部、社会連携部、国際部、自己点検・評価委員会、「教学 IR プロジェクト」などと連携し、質保証と質向上を推進してきた。学部・研究科・その他の部局といった組織レベルの内部質保証は当該構成員が自覚と責任ある行動に基づいて行い、当該組織の運営に責任を負う学部執行部などが主体となって推進する役割を担うものとしている。なお、全学内部質保証推進体制については、それぞれの組織の関係性を明確にし、さらなる改善改革に向け、大学執行部を中心に検討を行い、2025年4月より「内部質保証推進委員会」を中心とする新たな体制を進めることとなっている。

この他、2036 年度に迎える創立 150 周年を見据え、2016 年度に策定した長期ビジョン「Kandai Vision 150」において掲げている「多様性の時代を、関西大学はいかに生き抜き、先導すべきか」というテーマの下に教育（大学・大学院）、教育（併設校）、研究・社会連携、国際化、学生の受入れ、学生支援、就職・キャリア、組織運営の8つからなる政策目標（10年）を設定している。これらの政策目標については、2021 年度に前半5年の振り返りを実施した。振り返りにおいては、分野ごとに主な成果と今後の課題についてまとめ、『Kandai Vision 150』政策目標（10年）に係る前半5年間の進捗確認報告書』を作成し、理事会等への報告を行った。

本学は、長期ビジョン、政策目標及びそれを具現化した中期行動計画の下、この度の自己点検・評価活動の結果を踏まえて、学是（学の実化）に則り、今後も内部質保証と教育研究の質向上を推進するためのさまざまな取り組みに挑戦していく所存である。

以上

大学概況

- (1) 大学設置年 1922 (大正 11) 年 (前身となる関西法律学校は、1886 (明治 19) 年設置)
- (2) 所在地 大阪府吹田市 (千里山キャンパス、吹田みらいキャンパス)、高槻市 (高槻キャンパス・高槻ミューズキャンパス) 及び堺市堺区 (堺キャンパス)
- (3) 理念・目的 関西大学は、「学の実化 (がくのじつげ)」を学是 (理念) として掲げ、教育研究活動を展開しています。これは、本学が大学へ昇格した 1922 年に当時の総理事であった山岡順太郎が提唱したもので、「大学は教育研究に実社会の知識や経験を取り入れ、社会は大学の学術研究の成果を取り入れることによって、『学理と実際との調和』を求める考え方」です。提唱されてから 100 年が経った現在も、「学の実化」は本学の進むべき方向を指し示す羅針盤として重要な役割を果たしており、これからも変わらないものと考えています。
- この「学の実化」を実現するために、不確実性の高まる社会の中で困難を克服し未来を切り拓こうとする強い意志と、多様性を尊重し新たな価値を創造することができる力を有する人材を育成します。
- (4) 学部・研究科等 法学部、文学部、経済学部、商学部、社会学部、政策創造学部、外国語学部、人間健康学部、総合情報学部、社会安全学部、システム理工学部、環境都市工学部、化学生命工学部
法学研究科、文学研究科、経済学研究科、商学研究科、社会学研究科、総合情報学研究科、理工学研究科、外国語教育学研究科、心理学研究科、社会安全研究科、東アジア文化研究科、ガバナンス研究科、人間健康研究科、法務研究科 (専門職)、会計研究科 (専門職)
- (5) 収容定員 26,178 人 (学士課程)
1,430 人 (博士前期課程)
417 人 (博士後期課程)
200 人 (専門職学位課程)

点検・評価報告書 様式

第1章 理念・目的(基本情報一覧)

基本資料

文書	URL・印刷物の名称
規程集	関西大学例規集
寄附行為又は定款	学校法人関西大学寄附行為 https://www.kansai-u.ac.jp/global/guide/pdf/kihu/kihu.pdf
学則、大学院学則	関西大学学則、関西大学大学院学則、関西大学大学院法務研究科（法科大学院）学則、関西大学大学院会計研究科（専門職大学院）学則 https://www.kansai-u.ac.jp/ja/about/outline/regulations.html
履修要項・シラバス	HANDBOOK-大学要覧-、大学院要覧 https://www.kansai-u.ac.jp/ja/about/outline/regulations.html シラバスシステム https://syllabus3.jm.kansai-u.ac.jp/syllabus/search/curri/CurriSearchTop.html
備考：	

大学の理念・目的[*]

規程・各種資料名称（条項）	URL・印刷物の名称
関西大学の理念・目的	https://www.kansai-u.ac.jp/ja/about/philosophy/
備考：	

※関係法令：学校教育法施行規則第172条の2第1項

学部・研究科等における教育研究上の目的[*]

学部・研究科等の名称	規程・各種資料名称（条項）	URL・印刷物の名称
大学（13学部）	関西大学学則 第2条の2	https://www.kansai-u.ac.jp/ja/about/outline/regulations.html
大学院（13研究科）	関西大学大学院学則 第3条の2	https://www.kansai-u.ac.jp/ja/about/outline/regulations.html
法務研究科	関西大学大学院法務研究科（法科大学院）学則 第2条	https://www.kansai-u.ac.jp/ja/about/outline/regulations.html
会計研究科	関西大学大学院会計研究科（専門職大学院）学則 第2条	https://www.kansai-u.ac.jp/ja/about/outline/regulations.html
備考：		

※関係法令：大学設置基準第2条、専門職大学設置基準第2条、大学院設置基準第1条の2、学校教育法施行規則第172条の2第1項

中・長期計画等

名称	URL・印刷物の名称
2024年度版中期行動計画 総括表	https://www.kansai-u.ac.jp/kikaku/ku-keieirinen/pdf/koudoukeikaku2024.pdf
Kandai Vision 150	https://www.kansai-u.ac.jp/kikaku/ku-keieirinen/pdf/vision150.pdf
備考：	

※関係法令：国立大学法人設置法第31条、地方独立行政法人法第26条、私立学校法第45条の2第2項

第1章 理念・目的(本文)

評定：S (A) B・C

1. 現状分析

評価項目①

大学の理念・目的を適切に設定すること。また、それを踏まえ、学部及び研究科の目的を適切に設定し、公表していること。

<評価の視点>

- ・大学が掲げる理念を踏まえ、教育研究活動等の諸活動を方向付ける大学の目的及び学部・研究科における教育研究上の目的を明らかにしているか。
- ・理念・目的を教職員及び学生に周知するとともに、社会に公表しているか。

本学は、1886年、大阪控訴院長であった児島惟謙の指導と協力を仰ぎ、同年11月4日、大阪西区京町堀の願宗寺を仮校舎にして本学の前身「関西法律学校」を設立した。創立者たちは「法律が市民のものであり、市民は法律によって自らを守るべきである」ことを教え、正義と自由を愛する本学の学風が生まれた。また、児島惟謙が天津事件(1891年)の審理に大審院院長として関わったこともあり、後に「正義を権力より護れ」を本学の建学の精神とすることとなった(根拠資料1-1<8頁>)。

本学が旧制大学令による大学への昇格を果たした1922年、総理事の山岡順太郎は、「学理と実際との調和」「国際的精神の涵養」「外国語学習の必要」「体育の奨励」を内容とする「学の実化(じつげ)」を提唱した(根拠資料1-1<30頁>)。このうち特に「学理と実際との調和」とは、「大学が研学の府として学問における真理追究だけに終わるのではなく、社会のあるべき姿を提案し、その必要とするものを提供する」ことによって、「学理と実際との橋渡しをする」ことを意味する。なお、今日的には「大学は教育研究に実社会の知識や経験を取り入れ、社会は大学の学術研究の成果を取り入れることによって、『学理と実際との調和』を求める考え方」であると解されている。この四つの理念が、「学の実化」という本学の学是(理念)として定着し、今日に至るまで本学の教育・研究を推進する上での礎となっている。

また、2016年11月に策定された「Kandai Vision 150」においてもその理念は継承されており、「多様性の時代を関西大学がいかに生き抜き、先導すべきか」をテーマに、「教育」「研究」「社会貢献」「組織運営」の将来像が示された。

この理念・目的から本学では「関西大学学則」(以下「学則」という。)第1条に記すように、「教育基本法」に基づき、人格の完成を目指し、平和で民主的な国家及び社会の形成者として必要な法学、文学、経済学、商学、社会学、政策学、外国語学、健康学、情報学、安全学、工学、理学等に関し、広く知識を授けるとともに深くその専門の学芸を教授研究し、知的、道徳的及び応用的能力を展開させることを目的として、それぞれの学問分野において学部を設置している。

各学部の教育研究上の目的は学則第2条の2に、専門職大学院を除く研究科は「関西大学大学院学則」(以下「大学院学則」という。)第3条の2に、専門職大学院は各研究科の学則第2条に、それぞれの教育研究上の目的を定めている(基本情報一覧：学部・研究科等における教育研究上の目的)。各学部・研究科の目的は、設置された時代背景により「国際化」や「情報化」に重点を置いたものもあるが、適切に大学全体の学是と連関している。

これらの理念・目的は教職員に対しては主にHPで、学生や受験生、さらに社会に対しては、HP以外に『総合案内データ集』(根拠資料1-2【ウェブ】)や入試広報用『大学案内』(根

拠資料 1-3【ウェブ】）等のパンフレット・印刷物で周知・公表している。

評価項目②

大学として中・長期の計画その他の諸施策を策定していること。

<評価の視点>

- ・中・長期の計画その他の諸施策は、大学内外の状況を分析するとともに、組織、財政等の資源の裏付けを伴うなど、理念・目的の達成に向けて、具体的かつ実現可能な内容であるか。
- ・中・長期の計画その他の諸施策の進捗及び達成状況を定期的に検証しているか。

本学は、2016 年度に、20 年後の創立 150 周年を見据えた、併設校を含む学園全体の長期計画として、「Kandai Vision 150」を策定し、その中で、建学の精神・学是を今日的に解釈した「学校法人関西大学の将来像（20 年）」及び前期 10 年の目指すべき方向性を示した「各分野の政策目標（10 年）」を定め、これらを広く学内外に公表した。また、2021 年度は、「各分野の政策目標（10 年）」の折り返し年度にあたり、前半 5 年間の進捗状況及び後半 5 年間の方向性を報告書（根拠資料 1-4）に取りまとめた。

さらに、本ビジョンをより具現化した中期行動計画（5 年）（根拠資料 1-5）を部局単位で策定し、中期行動計画の各年度の実施計画については毎年度ローリング方式により進捗管理を行い、年度末に事業を見直した結果について、理事会及び常任理事会の承認を得た後、HP を通じて広く学内外に公表し、長期ビジョンの実行を推進している。

今般、ICT や AI の技術革新は、教育研究活動のみならず、社会のあらゆる事象にイノベーションを起こすことによって作業の効率化等の効用をもたらし、私たちの社会の進歩に貢献することが期待されている。本学も、時宜を得て、2021 年 1 月に策定した「関西大学 DX 推進構想」（根拠資料 1-6【ウェブ】）に基づき DX の推進に対応したインフラ、環境整備への取り組み等の学内体制を整えており、引き続き「考動力」や「革新力」を育む教育の実践、インクルーシブな教育の推進、学修成果の可視化と学修者本位の教育の実現などに取り組んでいる。

国際化に関しては、2014 年度から 10 年間にわたる「関西大学国際化戦略 TRIPLE I 構想」（以下「TRIPLE I 構想」という。）を策定し、①グローバル人材の獲得・育成・輩出、②海外展開・国際交流の促進、③外国語教育の改革、④交換・派遣留学の拡大、⑤外国語による授業科目の整備を進めてきた。

この 10 年間の取り組みにより、①文部科学省「大学の世界展開力強化事業」の採択（2018 年度及び 2023 年度）、②国際教育の根幹をなす共通教養科目「グローバル科目群」の履修者の増加、③Mi-Room の移転拡張や学生交流イベント・セッションの実施による利用者の大幅増、④国際交流助成基金による奨学金制度の再編、⑤協定校開拓のための国際カンファレンス参加等による大学間・部局間協定大学数の増加、⑥海外拠点での研究イベントや教育プログラム実施、留学生募集業務によるプレゼンス向上、⑦日本語・日本文化教育プログラムの拡充による受験者及び在籍者の増加、⑧短期語学研修コースでの学生受入れの増加などの成果を上げてきた。例えば、大学間の協定大学数については、2020 年度・2024 年度それぞれの 5 月 1 日時点で、195 大学から 212 大学と増加している（根拠資料 1-7<140～143 頁>、1-8<132～135 頁>）。

2024 年度以降も国際化への取り組みを継続的かつ着実に実行していくため、国際サポー

点検・評価報告書 様式

トデスクの充実及び若手研究者海外研究活動奨励費制度を創設した他、今後は国際共同研究等を促進するための制度構築を進めている。

以上のように、本学の学是の実現に向け、コロナ禍もあり大きな影響を受けたが、状況に合わせて中長期の計画を軌道修正しながら、諸事業を精力的に推進している。

2. 分析を踏まえた長所と問題点

(1) 長所

本学は138年の歴史を通じて、常に理念・目的の実現に取り組んでおり、大学への昇格を果たした1922年からは、学是として「学理と実際との調和」「国際的精神の涵養」「外国語学習の必要」「体育の奨励」を内容とする「学の実化」を、時代に則して、現在に至るまで一貫して提唱してきた。とりわけ「学理と実際との調和」を掲げることによって、大学が学問における真理追究のみに終わるのではなく、実際との連携を重視し、社会に有用な人材を養成することが、真に時代の要求する教育を行うことにつながるとしてきた。そして大学の講義では得られないような実践的知識を得るために、国内外で活躍する著名人も招き、講演会やシンポジウム、共同研究等も頻繁に行われるようになった。

さらに近年では、TRIPLE I構想や「Kandai Vision 150」、また2021年度に発出した「関西大学ダイバーシティ推進宣言」(根拠資料1-9【ウェブ】)等において、学是を踏まえた将来計画に基づき諸事業を展開している。

一方、『関西大学を学ぶ』や『関西大学130年のあゆみ』といった出版物を発行・配布し、学生や大学院生において「学の実化」の内容や意義が理解されるように努めてきた。さらに、この理念や関西大学の歴史を学ぶために、共通教養科目として「日本の近現代史と関西大学-知の群像-」を設置するとともに、入学時のオリエンテーション等でも理念や歴史を学ぶ機会を増やしている。

こうした取り組みの効果を評価する目的で、本学では自己点検・評価に係る学生アンケートを毎年実施し、その結果を公表している。その調査項目の一つに、「関西大学は『学の実化』を学是(理念)に掲げている。これについて、理解できますか」という質問がある。2017年3月に実施したアンケートでは学部卒業生の約68%が「理解できる」と回答したのに対して、2023年3月に実施した卒業時アンケートでは約84%が「理解できる」あるいは「どちらかといえば理解できる」と回答しており(根拠資料1-10<22頁>)、本学の学生において「学の実化」の理解が向上していることを確認している。一方、大学全体として学是の認知度をさらに向上させるには、情報を一方的に流すだけでは不十分であることから、現在、共通教養科目において自校教育の一環として「日本の近現代史と関西大学-知の群像-」をオンデマンド配信科目として全キャンパスで受講できる環境を整えており、さらなる履修促進に取り組むとともに、学生に対して「学の実化」の理念や歴史を主体的に学ぶシンポジウムや討論会などの機会を提供し、双方向で学ぶための新たな取り組みを行う必要がある。

(2) 問題点

特になし

3. 改善・発展方策と全体のまとめ

本学では、1922年の大学昇格以来、総理事・山岡順太郎が提唱した「学理と実際との調和」「国際的精神の涵養」「外国語学習の必要」「体育の奨励」を内容とする「学の実化」を学是として掲げ、時代の変化に対応しながら、教育・研究・社会貢献の礎として発展させてきた。特に近年では、教学・法人が一体となったTRIPLE I構想や「Kandai Vision 150」を策定し、長期ビジョンに基づく諸事業を展開するとともに、部局ごとに中期行動計画を策定し、ローリング方式による進捗管理を実施することで、戦略的な大学運営を進めている。

これまでに51万4,188人(2024年3月現在)の卒業生を輩出し、国内外で活躍する人材を育成してきた「学の実化」の理念は、2016年策定の「Kandai Vision 150」にも継承され、「多様性の時代に関西大学がいかに生き抜き、先導すべきか」をテーマに、「教育」「研究」「社会貢献」「組織運営」の視点から将来像を示している。変化を続ける社会に対応できる人材の育成、学の真価を示す知の創出、本学ならではの社会貢献の追求、そして柔軟で堅牢な組織運営の確立を通じ、学是の徹底とさらなる発展を目指している。

この実現のため、共通教養科目「日本の近現代史と関西大学一知の群像」のオンデマンド配信を開始し、全キャンパスで受講できる環境を整備することで、学生が主体的に学べる機会を増やし、履修促進を図り、また、「学の実化」の理念や歴史をより深く理解できるよう、一方的な情報伝達にとどまらず、学生が主体的に参加できる仕組みを強化する。さらに、学是の認知度向上を目的として、教育活動の強化、広報施策の推進、学生アンケートの継続実施を行い、理解度の向上を定期的に測定しながら施策の効果を検証していく。

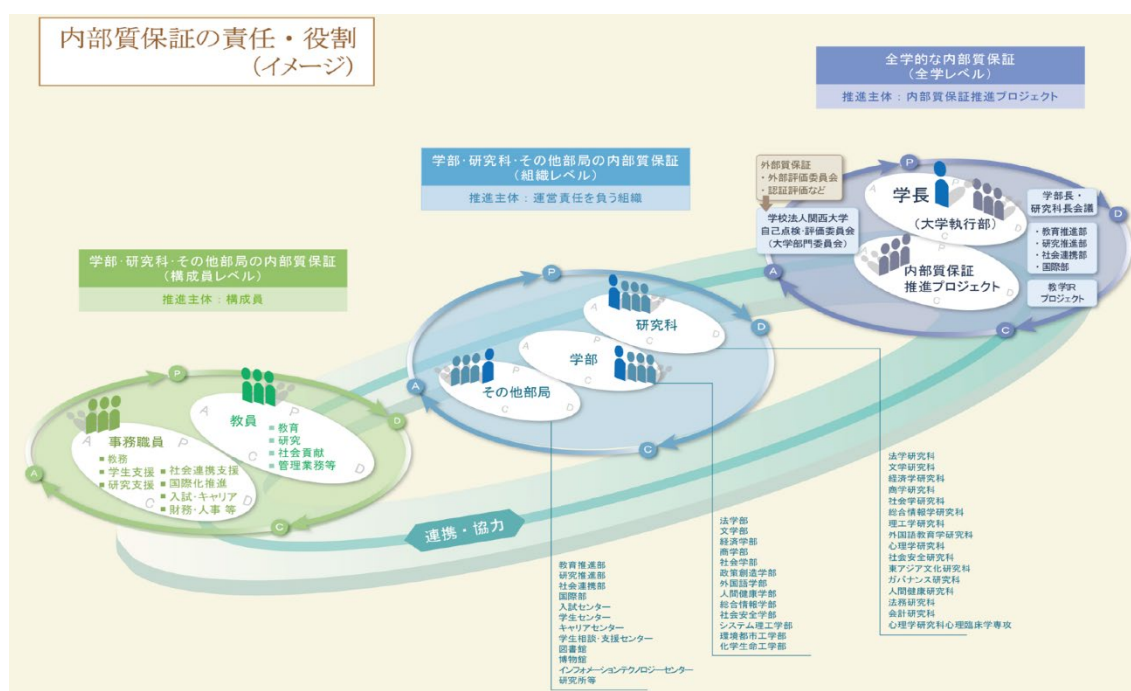
また、グローバル化の進展に伴い、国際化の推進が不可欠である。外国人留学生の受入れは2023年度にコロナ禍前を上回る水準となり、2022年度後半からは短期プログラム(Winter School)や短期語学研修コース(根拠資料1-11【ウェブ])も再開し、今後もさらなる増加が見込まれる。さらに、海外留学についても、2019年度の派遣学生数は1,190名(根拠資料1-12)に対し、2023年度は974名(根拠資料1-13)であり回復傾向にある。今後もコロナ禍前以上の水準を目指し、国際部を中心に各学部・研究科の国際化支援を強化し、全学的な国際化の進展を加速していく。

なお、2023年度をもってTRIPLE I構想は構想期間を終了したが、「Kandai Vision 150」との連携を強化し、長期ビジョンのもと、さらなる発展を目指す。「学の実化」の理念をより深く浸透させ、関西大学の教育・研究・社会貢献の基盤として強化することで、時代に適応しながら発展し続ける大学を実現していく。

第2章 内部質保証（基本情報一覧）

内部質保証

内部質保証の方針・手続	URL・印刷物の名称
内部質保証の方針	https://www.kansai-u.ac.jp/ja/assets/pdf/about/approach/internal_quality.pdf
内部質保証体制図（イメージ）	https://www.kansai-u.ac.jp/ja/assets/pdf/about/approach/responsibility.pdf
全学内部質保証推進組織の名称と所管事項	
自己点検・評価委員会	大学及び併設校を含めた法人全体の点検・評価を行う
大学部門員会	教育研究に関する全学の活動状況並びに組織、施設・設備、管理運営及び財政の状況について、各学部、研究科及び各機関が作成した報告をもとに、全学的観点に立って自己点検・評価を行い、その結果について報告書を作成し、学長に報告する
内部質保証推進プロジェクト	中期行動計画、内部質保証確認シートといったツールを通じた学部・研究科との連携 内部質保証推進プロジェクトに端を発した課題提起による学部・研究科への助言・支援 教育、研究、社会連携、国際化を担う全学組織である4部との連携・調整
	名簿（URL・印刷物の名称）
	自己点検・評価委員会：データブック 2024<343 頁> 大学部門員会：データブック 2024<345 頁> 内部質保証推進プロジェクト：内部質保証推進プロジェクト要項
備考： 「内部質保証推進プロジェクト」については、2025年4月より「内部質保証推進委員会」に再編。なお、同プロジェクト及び委員会の構成員（あて職）については、要項・規程に定めているものの、公表はしていない。 《体制図》<2025.3 まで>	



点検・評価報告書 様式

教育研究上の目的	https://www.kansai-u.ac.jp/ja/academics/
教育研究上の基本組織	組織図 https://www.kansai-u.ac.jp/ja/about/outline/organization.html
学位授与方針	https://www.kansai-u.ac.jp/ja/about/outline/faculty.html
教育課程の編成・実施方針	https://www.kansai-u.ac.jp/ja/about/outline/faculty.html
学生の受け入れ方針	https://www.kansai-u.ac.jp/ja/about/outline/faculty.html
教員組織、教員の数並びに各教員が有する学位及び業績	教育職員・事務職員数 https://www.kansai-u.ac.jp/ja/about/outline/staff.html 各教員が有する学位及び業績（学術情報システム） https://kugakujo.kansai-u.ac.jp/html/home_ja.html
入学者の数、収容定員及び在学する学生の数	入学者数 https://www.kansai-u.ac.jp/ja/about/outline/disclosure/headcount/enrollment.html 在籍学生数 https://www.kansai-u.ac.jp/ja/about/outline/numberstd.html 入学定員・収容定員 https://www.kansai-u.ac.jp/ja/about/outline/disclosure/headcount/capacity.html
卒業又は修了した者の数並びに進学者数及び就職者数その他進学及び就職等の状況	2023年度就職・進路状況 https://www.kansai-u.ac.jp/career/pdf/examinee/gakkabetsu.pdf
授業科目、授業の方法及び内容並びに年間の授業の計画	シラバスシステム https://syllabus3.jm.kansai-u.ac.jp/syllabus/search/curri/CurriSearchTop.html
成績評価及び卒業又は修了の認定に当たっての基準	大学要覧-HAND BOOK-、大学院要覧 https://www.kansai-u.ac.jp/ja/about/outline/regulations.html
校地、校舎等の施設及び設備その他の学生の教育研究環境	キャンパス・アクセス（キャンパスマップ） https://www.kansai-u.ac.jp/ja/about/campus/
授業料、入学料その他の大学が徴収する費用	学費・諸費について https://www.kansai-u.ac.jp/gakuhi/
修学支援、生活支援、進路支援その他の学生支援	奨学支援グループ・高等教育の修学支援新制度について https://www.kansai-u.ac.jp/scholarship/news/new_system.html 学生生活支援グループ・その他の学生支援 https://www.kansai-u.ac.jp/gakusei/support/index.html キャリアセンター https://www.kansai-u.ac.jp/career/
〔※〕専門性が求められる職業に就いている者等との協力の状況	
財務情報	財務局 https://www.kansai-u.ac.jp/zaimu/
備考：	

点検・評価報告書 様式

[※] 専門職大学、専門職学科及び大学院の専門職学位課程のみ

※関係法令：学校教育法第 109 条第 1 項、学校教育法施行規則第 172 条の 2 第 1 項及び第 2 項、教育職員免許法施行規則第 22 条の 8

情報公表 [学習成果等]

情報	ウェブサイト名称・URL
「卒業認定・学位授与の方針」に定められた学修目標の達成状況を明らかにするための学修成果・教育成果に関する情報	
各授業科目における到達目標の達成状況	https://www.kansai-u.ac.jp/ctl/support/questionary/
学位の取得状況	学位授与状況および留学生別科修了状況 https://www.kansai-u.ac.jp/ja/about/outline/disclosure/academics/status.html
学生の成長実感・満足度	2022 年度卒業生 https://www.kansai-u.ac.jp/ir/research/asset/index/2022graduate_poster.pdf 2023 年度卒業生 https://www.kansai-u.ac.jp/ir/research/asset/index/2023graduate_poster.pdf
進路の決定状況等の卒業後の状況（進学率や就職率等）	https://www.kansai-u.ac.jp/career/examinee/about.html
修業年限期間内に卒業する学生の割合、留年率、中途退学率	https://www.kansai-u.ac.jp/ja/about/outline/numberstd.html
学修時間	https://www.kansai-u.ac.jp/ctl/support/questionary/
学修成果・教育成果を保証する条件に関する情報	
入学者選抜の状況	学部 https://www.nyusi.kansai-u.ac.jp/admission/#results 大学院・専門職大学院 https://www.kansai-u.ac.jp/ja/about/outline/disclosure/examination/gradschool.html
教員一人あたりの学生数	https://www.kansai-u.ac.jp/ja/about/outline/staff.html
学事暦の柔軟化の状況	https://www.kansai-u.ac.jp/ja/about/outline/schedule.html
履修登録単位の登録上限の状況	HANDBOOK-大学要覧- https://www.kansai-u.ac.jp/ja/about/outline/regulations.html
授業の方法や内容・授業計画(シラバスの内容)	シラバスシステム https://syllabus3.jm.kansai-u.ac.jp/syllabus/search/curri/CurriSearchTop.html
早期卒業や大学院への飛び入学の状況	関西大学学則、関西大学大学院学則、関西大学大学院法務研究科（法科大学院）学則、関西大学大学院会計研究科学則 https://www.kansai-u.ac.jp/ja/about/outline/regulations.html
FD・SDの実施状況	教育開発支援センター・活動記録 https://www.kansai-u.ac.jp/ctl/activity/
備考：	

※関係資料：教学マネジメント指針（中央教育審議会大学分科会）別紙 3

点検・評価報告書 様式

情報公表〔教職課程〕

項目	URL
教員の養成の目標及び当該目標を達成するための計画に関すること	https://www.kansai-u.ac.jp/kyoshoku/disclosure/index.html#a7
教員の養成に係る組織及び教員の数、各教員が有する学位及び業績並びに各教員が担当する授業科目に関すること	組織及び教員数 https://www.kansai-u.ac.jp/kyoshoku/disclosure/index.html#a2 教員の学位及び業績 https://www.kansai-u.ac.jp/kyoshoku/disclosure/index.html#a3
教員の養成に係る授業科目、授業科目ごとの授業の方法及び内容並びに年間の授業計画に関すること	関西大学シラバスシステム https://syllabus3.jm.kansai-u.ac.jp/syllabus/search/curri/CurriSearchTop.html
卒業者の教員免許状の取得の状況に関すること	各種資格課程取得状況一覧 https://www.kansai-u.ac.jp/ja/about/outline/disclosure/academics/qualification.html
卒業者の教員への就職の状況に関すること	各種統計データ https://www.kansai-u.ac.jp/kyoshoku/disclosure/index.html#a5
教員の養成に係る教育の質の向上に係る取組に関すること	教育の質の向上に係る取り組み https://www.kansai-u.ac.jp/kyoshoku/disclosure/index.html#a6
備考：	

※関係法令：教育職員免許法施行規則第 22 条の 6

第2章 内部質保証(本文)

評定：S (A) B・C

1. 現状分析

評価項目①

内部質保証のための方針を適切に設定していること。また、教育の充実と学習成果の向上を図るために、内部質保証システムを整備し、適切に機能させていること。

<評価の視点>

- ・内部質保証のための全学的な方針において、基本的な考え方、体制（全学内部質保証推進組織をはじめとした諸組織の位置づけ、役割や責任）や手続を明らかにしているか。
- ・教育の企画・設計とその実施、自己点検・評価及び改善活動に関して、全学的な調整や支援を行っているか。

※ 具体的な例

- ・3つの方針の策定の調整・支援
- ・体系的・組織的な教育課程の編成に向けた調整・支援
- ・効果的な教育方法の開発とその運用のための調整・支援
- ・学習成果の可視化に向けた調整・支援
- ・自己点検・評価の実施やその結果の活用に向けた調整・支援
- ・大学全体規模や学部、研究科その他の組織（教職課程を実施する全学的組織を含む）における自己点検・評価をそれぞれ定期的に実施し、その結果を活用して改善・向上に取り組んでいるか。
- ・学部、研究科その他の組織における自己点検・評価の客観性、妥当性を高めるために、学生の意見や外部の視点を取り入れるなどの工夫をしているか。
- ・行政機関、認証評価機関等から指摘事項があった場合、それに適切に対応しているか。

- (1) 内部質保証のための全学的な方針において、基本的な考え方、体制（全学内部質保証推進組織をはじめとした諸組織の位置づけ、役割や責任）や手続を明らかにしているか。

本学では、内部質保証の推進に責任を負う全学的な組織として「内部質保証推進プロジェクト」（以下「内部質保証プロジェクト」という。）を設置し、その下で「内部質保証の方針」を整理し、明文化している。この文書では、全学的な内部質保証の取り組み方針とともに、内部質保証プロジェクト、学部・研究科及びその他部局の責任・役割及び手続・運用に関する全体像を示している。なお、この「内部質保証の方針」は、2017年2月に「学部長・研究科長会議」において報告・決定するとともに（根拠資料 2-1）、全専任教育職員・事務職員への配布と HP での公表を行った。以降も毎年度実施する本学新任教育職員を対象としたオリエンテーションや新入事務職員の研修において「内部質保証の方針」を説明・共有している。

本学における内部質保証の目的と基本的な考え方については同文書の「1 方針」において、「社会の多様化が進む中、高等教育機関として社会の負託に応えるため、関西大学の教育、研究、社会貢献について、学是『学の実化』や教育研究上の目的等を念頭に置き、質の向上を図るとともに、適切な水準にあることを自らの責任で明示する内部質保証の取組を恒常的に推進する」と定めている。本学では教育のみならず研究及び社会貢献に関する事項についても、質向上・質保証の取り組みを推進することを基本方針としている。

また、同文書の「2 責任・役割」とそのイメージ図において、全学的な観点からの内部質保証は、学長の責任の下、内部質保証プロジェクトが主体となり、大学執行部（学長、副学長、学長補佐）、「学部長・研究科長会議」、教育推進部、研究推進部、

点検・評価報告書 様式

社会連携部、国際部、自己点検・評価委員会、「教学 IR プロジェクト」等と連携しながら推進するとしている。また、学部・研究科・その他部局といった組織レベルの内部質保証は、当該組織の運営に責任を負う学部執行部等を主体としつつ、構成員が自覚と責任ある行動に基づいて推進している。なお 2025 年度 4 月より、内部質保証推進体制の可視化とさらなる推進を目的に、内部質保証プロジェクトを恒常的な組織として「内部質保証推進委員会」へと改組することが決定している（根拠資料 2-2）。

現体制における、内部質保証プロジェクトの任務としては、(1)全学的な内部質保証に関すること、(2)全学的な内部質向上に関すること、(3)認証評価報告書原案の取りまとめに関することを掲げている。構成員は学長(座長)、副学長、学長補佐、学長室長等であり、全学的な立場から教学に関するさまざまな事項を所管ないし統括する者をメンバーとしている（根拠資料 2-3）。内部質保証プロジェクトは、2017 年度からは大学執行部ミーティングと連動しながら、原則毎週開催しており、全学的意思決定機関である「学部長・研究科長会議」や担当副学長が所管する教育推進部・研究推進部・社会連携部・国際部とも緊密に連携しつつ、任務の(1)及び(2)に関して教育、研究、社会貢献等の全学的な内部質保証と内部質向上に係る企画・立案・検証を随時行っている（根拠資料 2-4）。

また、任務の(3)に関しては、「認証評価検討ワーキンググループ」を設置し（根拠資料 2-5）、各学部・研究科・その他部局が執筆した「自己点検・評価報告書」の点検・確認を行うとともに、「認証評価報告書」の原案作成も行っている。前述の通り、内部質保証プロジェクトは他の組織・機関との緊密な連携・協力の下で内部質保証の取り組みを推進している。特に、各学部・研究科・その他部局の検証の役割を担う自己点検・評価委員会との連携が重要であるため、以下、本学の自己点検・評価システムとメンバー構成について記述する（根拠資料 2-6【ウェブ】）。

「学校法人関西大学自己点検・評価委員会規程」では、大学及び併設校を含めた学校法人全体の点検・評価を行う組織として、常任理事会が指名する常勤の役員を委員長、学長を副委員長とした「学校法人関西大学自己点検・評価委員会」を親委員会として設置し、その下に「学校法人関西大学自己点検・評価委員会（大学部門委員会）」（以下「大学部門委員会」という。）と「学校法人関西大学自己点検・評価委員会（併設校部門委員会）」を設置している（根拠資料 2-7【ウェブ】）。さらに、各学部・研究科・研究所・その他部局においても、それぞれの規程に基づき、自己点検・評価委員会を設置している（根拠資料 2-8）。

大学部門委員会の構成員は、副学長（委員長）、学長補佐（副委員長）、教育推進部・研究推進部・社会連携部・国際部の各長（副学長）、各学部・研究科・研究所・その他部局の長（学部長、研究科長、研究所所長等）、総合企画室長、学長室長及び学事局長であり、前述の経緯も踏まえて、各部局の業務を統括する者をメンバーとしている。

教育の企画・設計、運用、検証及び改善の行動指針については、「教学 IR プロジェクト」などと連携を図りながら、「関西大学教育推進部規程」（根拠資料 2-9）（以下「教育推進部規程」という。）第 2 条に基づき、教育推進部長、副部長及び各学部副

学部長等が構成員の「教育推進委員会」で協議・意思決定をしている。

特に、教育の内部質保証については、ミクロ（個々の授業）・ミドル（カリキュラム）・マクロ（全学）の3レベルでPDCAサイクルを運用しており、ミクロレベルについては、全学的に授業アンケートを学期中1回実施し、実施結果を教員個人の授業改善に活用することを求めるとともに、全学生及び教職員に公表する方針を実施要領に明記している（根拠資料2-10【ウェブ】）。ミドルレベルについては、全学及び各学部・研究科等が学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）、教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）、入学者受入れの方針（アドミッション・ポリシー）、アセスメントプランを策定し、これらに基づく教育課程を開設し、三つの方針やカリキュラムマップと実態を照らし合わせて、定期的に適切性を検証している。また、科目ナンバリングやカリキュラムツリーを設定（根拠資料2-11【ウェブ】、2-23【ウェブ】）するとともに、それを学生に明示することで教育課程の理解を深めるようにしている。マクロレベルでは、「Kandai Vision 150」やそれに基づく「中期行動計画」（原則5年）を策定し、毎年度進捗状況を確認して各年度の実施計画を見直している。

さらに、コロナ禍に入った2020年度以降は、通常の調査に加えて「授業・学生生活に関するアンケート調査」を実施し（根拠資料2-12【ウェブ】）（学生調査は6回、教員調査は3回）、コロナ禍での学生実態把握や効果的な教育方法の分析を行い、さまざまな形で学内外にフィードバックを行った。2023年度には校友会と連携し、全学では初となる大規模な「卒業生調査」を実施し、さまざまな形で学内外にフィードバックを行った。くわえて、2024年の10月から11月にかけては、質保証における学生参画の取り組みの一環として、学部4年生を対象としたインタビュー調査を実施した。

以上の取り組みに加えて、中期行動計画、自己点検・評価、教学IR等の諸活動は、2025年度以降も「内部質保証推進委員会」と各部局の対話による共有と相互協力をベースに推進しており、これは計画・立案から実施、検証、改善へと至るPDCAサイクルの実質化を企図している。

- (2) 教育の企画・設計とその実施、自己点検・評価及び改善活動に関して、全学的な調整や支援を行っているか。

ア 三つの方針の策定の調整・支援

本学では毎年三つの方針の見直しを行っているが、その際、各学位プログラムにおいて三つの方針を策定する際の指針となるように、まず内部質保証プロジェクトにおいて関西大学全体としての理念・目的を踏まえた三つの方針（案）として適切かを改めて確認を行っている。

三つの方針の見直しの基本的な考え方としては、大学全体における各学位プログラムの位置付けがより明確になるように、全学の三つの方針と各学位プログラムの三つの方針が整合性を持つようにすること、各学位プログラム内における三つの方針の一体性を図ることを重視している。より具体的には、学位授与の方針及び入学者受入れの方針を「学力の3要素」（「知識・技能」「思考力・判断力・表現力等の能力」「主体的な態度」）に沿って整理し、教育課程編成・実施の方針には「教育評価」

点検・評価報告書 様式

の方法を盛り込むことが共通理解となっている。これらについては、「3ポリシーの見直しガイドライン」(根拠資料 2-13)を示して全学的に周知を行っており、各学部・研究科において見直された三つの方針は、「教育推進委員会」、内部質保証プロジェクト及び「学部長・研究科長会議」での了承を経て、その運用を2017年度から全学的に開始した。

以降は、各学部の副学部長を構成員とする「教育推進委員会」において、毎年度末に次年度に向けた教育情報(三つの方針、カリキュラムマップ、カリキュラムツリー)の見直しを行っている。これに加えて、2023年度は、学生の入学から卒業に至るまでの学修成果(学びと成長)を教育目標(「知識・技能」「思考力・判断力・表現力等の能力」「主体的な態度」)の到達度の観点から評価・可視化する手法の確立を目指して、「アセスメントプラン策定シート」を作成した。その上で、評価単位として、①大学全体(マクロレベル)、②各学部・研究科や教育プログラム(ミドルレベル)、③授業単位(ミクロレベル)を設定し、学部・研究科を対象にアセスメントプラン策定のための相談会と、アセスメントプラン公開に向けた勉強会を実施するなど、各学部・研究科におけるアセスメントプラン策定を支援した(根拠資料 2-14~2-17)。

アセスメントプランに基づく教育情報の見直しを徹底することで、三つの方針の整合性を高めるとともに、高度な教育の質保証の実現を目指している。なお、大学及び学部・研究科に関する三つの方針は、本学HPで広く公表している(根拠資料 2-18【ウェブ】、2-19【ウェブ】)。

イ 体系的・組織的な教育課程の編成に向けた調整・支援

体系的・組織的な教育課程の編成に向けた調整・支援体制として、本学では、特定の課題に関して、内部質保証プロジェクトの下に必要なに応じて設置できるワーキンググループの中で検討してきた。例えば、教育プログラムの内部質保証システムを実質的に構築するため、各学部・研究科におけるカリキュラムマップ及びカリキュラムツリーの作成作業を推進するにあたり「教育改革検討ワーキンググループ」を設置し、学部・研究科の自主性を尊重しつつ、必要なに応じて助言・支援を行ってきた(根拠資料 2-20)。また、大学院改革を推進するために「大学院検討委員会」を設置している。その他、大学IRをさらに推進するために「全学IR推進ワーキンググループ」を設置し、教育推進部等関連部署との緊密な連携の下、企画・立案を行ってきた。2025年度からは、「内部質保証推進委員会」の下に「IR推進委員会」を設置し、より広範な全学的課題を扱うIR組織として改編することが決定している。

ウ 効果的な教育方法の開発とその運用のための調整・支援

内部質保証プロジェクトでは、「全学と学位課程教育が連動する教育の内部質保証システムの構築について」という文書を取りまとめ、「学部長・研究科長会議」で確認した(根拠資料 2-21)。これは、三つの方針の改訂や、科目ナンバリングの全学的な導入等の施策がある程度進行したことを踏まえ、教育の質をさらに高め、全学と学位課程教育が連動するPDCAサイクルを整備するため、内部質保証システムの構築の必要性やメリット、そのための構成要件等を示し、内部質保証に関する当面の方針を記した文書である。カリキュラムマップ、カリキュラムツリー、シラバスの記

点検・評価報告書 様式

載項目の整備、「考動力コンピテンシー」やルーブリックの策定、「内部質保証確認シート」の作成手順といったその具体的な方策についても、この方針に基づき内部質保証プロジェクト及び「教育改革検討ワーキンググループ」において方向性を定めた上で、2017年度より随時着手し、カリキュラムマップ及びツリーに関しては、全学的な作成ガイドライン（根拠資料 2-22）に沿って各学部・研究科が作成し 2018年度より本学 HP で公表している（根拠資料 2-23【ウェブ】）。

エ 学習成果の可視化に向けた調整・支援

学習成果の可視化に向けた調整・支援体制として「教学 IR プロジェクト」（根拠資料 2-24【ウェブ】）において、学事データや学生の学修活動、大学の教育活動、入試、キャリア等に係る根拠データを収集・分析、可視化し、計画立案や意思決定に資するデータについて大学執行部をはじめとする関係部署に提供する仕組みを構築している。

例えば、学びの質保証に向けた取り組みとして、入学時における学生の満足度や学習意欲、高校までの学習経験などを情報収集する「入学時調査」（根拠資料 2-25【ウェブ】）、卒業時における満足度・入学前の期待・卒業時の評価などを分析・可視化する「卒業時調査」（根拠資料 2-26【ウェブ】）を実施し、本学全体の教育課程編成・実施の方針に沿った学修成果の評価を行っている。また、調査結果は、ポスター「入学生のホンネ」（根拠資料 2-27【ウェブ】）「卒業生の実感！」（根拠資料 2-28【ウェブ】）として取りまとめ、学生にも還元している。2023年度には、卒業生が本学で受けた教育や学生生活を振り返り、その後の人生に与えた影響や意味を調査する「卒業生調査」（根拠資料 2-29【ウェブ】）を実施し、教育機関としての本学の役割を客観的に見直し、教育・学習支援のさらなる改善に務めている。

一方、学生が自身の成長過程を個々に振り返ることができる「フィードバックシステム」（根拠資料 2-30【ウェブ】）を、本学 IT センターと協働開発し、運用を開始した。このシステムは、各種調査における学生の回答を分析し、自立力、人間力、社会力、国際力、革新力、リテラシー力の6つの力で構成される「考動力コンピテンシー」を、年次ごとにレーダーチャート化するものである。さらに、各能力を伸ばすための履修アドバイスを表示するとともに、「Kandai Vision 150」の「学校法人関西大学の将来像（20年）」に掲げる「考動力と革新力を備えた人材の育成」への到達度を、総合的かつ客観的に測る指標として役立てている。

上記のような、「教学 IR プロジェクト」による各種調査は、学生の学びと成長を支え促すため、（1）専門の学びと実社会との接続（「学の実化」）、（2）探究的・対話的な学び（「アクティブ・ラーニング」）、（3）教員の関与や多様な他者との関わり（エンゲージメント）の3つを重視し行っている。特に、近年実施した卒業生調査（2023年度）や4年生を対象とした学生インタビュー（2024年度）は、社会に出るからの視点、在学中のリアルな経験や意識について多角的に検討することができた（根拠資料 2-29【ウェブ】、2-51【ウェブ】）。これらは、現在検討を進めている「質保証における学生参画」の一環として、特徴的な取り組みであると考えている。

オ 自己点検・評価の実施やその結果の活用に向けた調整・支援

自己点検・評価の実施やその結果の活用に向けた調整・支援体制について、内部質

点検・評価報告書 様式

保証プロジェクトでは、「内部質保証確認シート」を活用し、当該年度における学部・研究科の運営に関する計画（P）、運営の状況（D）、運営に関する評価（C）及び評価を踏まえた教育改善（A）に関する意見交換を行い、内部質保証の実質化に努めている。

- (3) 大学全体規模や学部、研究科その他の組織（教職課程を実施する全学的組織を含む）における自己点検・評価をそれぞれ定期的実施し、その結果を活用して改善・向上に取り組んでいるか。

各学部・研究科・研究所・その他部局に置かれた自己点検・評価委員会では、当該部局の教育、研究、社会連携等の活動について点検評価を行い、認証評価受審年度から3年目・6年目・7年目に自己点検・評価報告書を作成している。

大学部門委員会では、大学全体の研究教育水準の向上を図るため、各部局が作成した報告書を基に、教育研究に関する全学の活動状況並びに組織、施設・設備、管理運営及び財政の状況について全学的観点からの自己点検・評価を行い、その結果を学長に報告することとしている。その報告書は、学長が意見を付し同部門委員会の議を経たのち、「学校法人関西大学自己点検・評価委員会」に報告し、法人と教学の間で情報共有を図っている。各部局での自己点検・評価結果により抽出された重点項目は、内部質保証プロジェクトにおいて集約の上、日常的な計画・立案等に生かすことはもちろん、中期行動計画の策定にも反映している。

自己点検・評価の客観性、妥当性を高める方策として、本学では、自己点検・評価活動の一環として、経年比較が容易にできるよう「点検・評価活動支援データベース」を構築し、毎年『データブック』を作成している（根拠資料 2-31【ウェブ】）。研究業績については、学術情報システムや学術リポジトリを活用し、データを逐次集積しており、学内外に発信している（根拠資料 2-32【ウェブ】、2-33【ウェブ】）。

また、本学がエビデンスに基づく自己点検・評価活動を進めるにあたって、現状の調査・分析を行うことを目的として、「入学時調査」及び「卒業時調査」を実施し、その結果を学内に対しては、教育推進部が各学部教授会で報告し、学内外に対しては、集約版をHPに公開する形でフィードバックしている。

さらに、本学では、自己点検・評価活動の客観性・公平性を担保し、教育研究水準のさらなる向上を目指して、学外有識者から構成される「学校法人関西大学外部評価委員会」（以下「外部評価委員会」という。）を設置し（根拠資料 2-34【ウェブ】）、その評価結果を自己点検・評価活動に反映している。外部評価委員会は、「学校法人関西大学自己点検・評価委員会」が行う自己点検・評価活動に関する評価を行い、評価結果を「学校法人関西大学自己点検・評価委員会」に報告している。また、評価結果は、学内外に向けてHPを通じて公表している（根拠資料 2-35【ウェブ】）。外部評価委員のメンバーは、大学評価に精通する有識者、他大学で所属大学の大学評価に携わった経験を有する教育職員、大学の財務等に詳しい有識者、初等中等教育における学校評価に精通している有識者等を基準として選定している。

- (4) 行政機関、認証評価期間等から指摘事項があった場合、それに適切に対応しているか。

行政機関及び認証評価機関等からの指摘事項に対し、本学は指摘を真摯に受け止め、以下の対応を誠実にしている。

点検・評価報告書 様式

ア 文部科学省からの留意事項への対応について

学部・研究科の新設や学科等の改組に伴い文部科学省へ提出している「履行状況報告書」に対する調査結果として、2017年度には人間健康研究科人間健康専攻博士課程後期課程において、定年規程に定める退職年齢を超える専任教員の割合が比較的高いので、定年規程の趣旨を踏まえ、適切に運用するとともに、教員組織編制の将来構想について検討するよう、改善意見として指摘された。これを受けて、当該研究科で教員組織の適齢化を図ることを確認し、2018年度の履行状況報告書において、その対応状況を報告した（根拠資料 2-36）。また、2020年度は心理学研究科心理臨床学専攻博士課程前期課程について、「履行状況報告書」を提出した（根拠資料 2-37）。いずれのプロセスにおいても、その内容は内部質保証プロジェクトで確認している。

イ 大学基準協会からの機関別認証評価に関する指摘事項について

大学基準協会による2018年度の認証評価結果における2つの改善課題（①教職科目等に関わる単位の実質化、②特に学部・研究科における定員管理の徹底）に対して、3年後の改善報告書の提出に向けて、指摘事項に対する改善方針案を策定し、2019年7月17日開催の「学部長・研究科長会議」で確認した。また、②については学長の下で各研究科へのヒアリングを実施した上で、大学院全体の入学定員を維持しつつ、現状を踏まえて各研究科に定員を再配分する提案を行い、2020年4月15日の「学部長・研究科長会議」にて了承された。なお、指摘事項に対する改善状況については、2022年7月に『改善報告書』として取りまとめ、大学基準協会に提出し、指摘事項が改善されているとの評価を得た。

ウ 専門職大学院認証評価に関する指摘事項について

(ア) 法務研究科

法務研究科(法科大学院)は、2023年度に大学基準協会による認証評価を受審し、適合認定を得た。教育課程、教員組織、法科大学院の運営等、全項目において勧告もなく、評価基準を満たしていることが認められた。一方で、司法試験合格率の改善、入学試験における法曹コース修了(見込)者の扱い、基礎法学・隣接科目のあり方について検討課題が示された(根拠資料 2-38【ウェブ】)。これらの課題については、執行部を中心に、教育方法の改善や制度の見直し等を進めていく。

(イ) 会計研究科

会計研究科は、2023年度に4度目の分野別認証評価を受審し、評価基準に適合していることが認められた。このため、教育課程と教育組織に関する全ての評価基準と解釈指針を充足し、認定会計大学院として認められ、「認定会計大学院」の称号が与えられた(根拠資料 2-39【ウェブ】)。

当該評価報告書には複数の優れた点とともに、要望事項が付記されており、執行部会や教授会などで検討し、必要に応じて対応を行った。例えば、「成績評価方法の検討」に関して、現状に適合するよう改めること、という要望に対しては、『2024年度出講の手引き』(根拠資料 2-40)で評価方法の記述を改正し、授業科目担任者へ周知した。また、「教育課程連携協議会の記述の充実」の項目で、規程上のアドバイザー・ボードが専門職大学院設置基準における教育課程連携協議会であることが明確になるよう記述することという要望に対しては、アドバイザー・ボー

ド規程（根拠資料 2-41）を改正し、その位置付けを明確にした。

評価項目②

大学の諸活動の状況等を適切に公表し、社会に対する説明責任を果たしていること。

<評価の視点>

- ・教育研究活動、自己点検・評価結果、財務、その他の諸活動の状況等を適切に公表し、社会に対する説明責任を果たしているか。
- ・教育研究活動の情報として、学生の学習実態、学習上の成果に関わる情報を社会にわかりやすく公表しているか。

本学における自己点検・評価活動は、認証評価受審年度から3年目及び7年目に、全学的に「関西大学『学の実化』自己点検・評価報告書」として取りまとめの上、これまでに計12冊の報告書を作成している。同報告書は、毎年度発行している『データブック』とともにHPに掲載し、広く社会に公表している。また、各部署の自己点検・評価委員会等では、独自に点検・評価を行い、別途必要に応じて報告書を取りまとめている。なお、大学基準協会による認証評価結果（根拠資料 2-42【ウェブ】）や、別途第三者評価の観点から行っている外部評価委員による外部評価結果も、大学HP（根拠資料 2-43【ウェブ】）で公表している。教育情報の公開については、学部・研究科・入試・学生生活・就職等の基本情報や、大学部門委員会が編集する『データブック』に掲載している情報を集約し、各学部・研究科の三つの方針も含め、「データで見る関西大学（教育情報の公開）」というHPのコンテンツとして、6～7月に毎年度更新している（根拠資料 2-44【ウェブ】）。「学生の学習実態」「学習上の成果に関わる情報」については、教育開発支援センターのHPにおいて、2020～2024年度の授業アンケート結果データを閲覧者自身で、項目を絞って表示できるようBIツールにて公表している。さらに、大学ポートレートにおいても、全学的に情報を収集の上、公開している（根拠資料 2-45【ウェブ】）。大学ポートレートについては、毎年度3～6月に全学的に情報を見直し、7月に更新した情報を公開するという手続きを取り、内容の充実に努め、積極的に情報公開を行っている。

また、中期行動計画を、ローリング方式により毎年度見直すとともに、その結果を公表している（根拠資料 2-46【ウェブ】）。併せて、財務関係の情報も積極的に公開しており、いずれも大学のHPで公表している（根拠資料 2-47【ウェブ】）。

評価項目③

内部質保証システムの有効性及び適切性について定期的に点検・評価を行い、改善・向上に向けた取り組みを行っていること。

<評価の視点>

- ・内部質保証システムの整備や機能の状況を定期的に点検・評価し、その結果に基づき、教育の質を保証する仕組みとしてより有効に機能できるよう改善・向上に取り組んでいるか。

本学では、全学的なPDCAサイクル等の内部質保証システムの適切性と有効性について、適切な根拠に基づき、定期的な点検・評価を行い、以下のような改善・向上を図っている。

例えば、中期行動計画「第3期機関別認証評価の受審を踏まえた自己点検・評価活動の推進・改善」（根拠資料 2-48）に基づき、2018年度から2019年度にかけて、自己点検・評価体制の見直しを行い、①認証評価受審のサイクルを従来の6年ごとから7年ごとに変更す

点検・評価報告書 様式

ること、②学部・研究科に依頼する報告書様式を視認性に優れたシート方式に改め、自己点検・評価結果のより一層の活用を促進すること、③内部質保証の徹底や認証評価対応の観点から、各部局の長が大学部門委員会の委員を担うこととし、同委員会及び「学部長・研究科長会議」で了承された。

また、毎年、各学部・研究科と大学執行部との面談実施時に使用している内部質保証確認シートについては、内部質保証プロジェクトにおいて、大学執行部と各学部・研究科とのコミュニケーション推進ツールとして、項目の精査や、面談プロセスについての見直しを行ってきた。その見直しを進める中で、大学としての IR の在り方についても、同プロジェクトで議論を重ねてきた。

内部質保証プロジェクトが主催で行った FD「第 3 回学部・研究科執行部を対象とした FD (2023 年 4 月 5 日実施)」では、各学部・研究科から提出された 2022 年度内部質保証確認シートの内容を踏まえ、それぞれの課題やグッドプラクティスを全学的に共有するとともに、副学長（教育推進担当）から、「今後の内部質保証確認シートの活用に向けて」の指針が示された（根拠資料 2-49）。それを受けて、2023 年度内部質保証確認シートでは複数の学部においてこの指針に基づいた取り組みが記載された。例えば文学部では、2023 年度から卒業論文を提出する全学生を対象に、学生個人が DP の達成度を測定する卒論ループリックを導入し、試験的に運用した上で、学部執行部がそのデータを分析した。また政策創造学部では、遠隔授業に関する教員の実施報告と学部執行部の確認体制について、次年度以降の運用に向けたガイドラインの策定が検討された。社会学部では 2023 年度に学部内で初めてハラスメント研修会が実施されるなど、複数の学部で具体的な取り組みが実施された。

さらに、2024 年度は、内部質保証システム体制そのものの点検・評価を行う中で、体制の見直しを行い、各部局の役割や関係性をより明確にし、大学執行部による一層のリーダーシップのもと内部質保証を進めるべく、2025 年 4 月から内部質保証プロジェクトを「内部質保証推進委員会」と改組し、恒常的な組織を設置することが決定している。

以上のように、内部質保証確認シートを大学執行部と各学部・研究科とのコミュニケーションツールとして活用しており、FD において当該シートのさらなる活用に向けて指針を出すことにより、各学部での具体的な取り組みが実施されている。これらの取り組みが内部質保証システムの有効性と適切性の改善・向上につながっている。

2. 分析を踏まえた長所と問題点

(1) 長所

内部質保証プロジェクトにおいて、ガイドラインを踏まえた三つの方針の見直しや、それに伴う各種改善（カリキュラムマップやカリキュラムツリーの整備等）、教学 IR 体制の整備、大学院教育の実質化、2023 年度の学部執行部へ向けた FD の実施及びアセスメントプランの策定等全学的な取り組みを要する案件に対し、各部局が連携し、迅速に対応できるよう調整・支援を行ってきた。

また、本学は学びの質保証をより実効的なものとするため、学生が自身の成長過程を個々に振り返ることができる「フィードバックシステム」を開発し、運用している。このシステムは、入学時に実施される「入学時調査」及び年次ごとに実施される「パネル調査」の学習項目を分析し、「考動力コンピテンシー」として、自立力、人間力、

点検・評価報告書 様式

社会力、国際力、革新力、リテラシー力の6項目を年次ごとにレーダーチャート化したもので、学生はインフォメーションシステム上で自身の成長記録を確認し、弱点克服のための履修アドバイスを受けられる。本学は、考動力コンピテンシーを育む多彩なプログラムを多数準備しており、学是「学の実化」に掲げる「考動力と革新力を備えた人材」への成長を促すとともに、到達度を視覚的に確認できる仕組みを提供している。

さらに、本学では基本的な教育情報や自己点検・評価結果を、HPを通じて積極的に発信・公開しており、社会に対する説明責任を果たしている。それにより、ステークホルダーからの信頼や関心も高く得られている。リクルート進学総研が発表している「進学ブランド力調査」(根拠資料 2-50【ウェブ】)において、本学が2008年度の調査開始時点から17年連続で「志願したい大学」1位を獲得している(いずれも関西エリアにおける)ことも、こうした地道な情報発信・公開があってこそだと考えられる。

今後も教育情報等の公開のあり方について検討を重ね、より効果的な情報発信・公開を推進する。

(2) 問題点

特になし

3. 改善・発展方策と全体のまとめ

本学では2016年11月に内部質保証プロジェクトを設置し、内部質保証のための全学的な方針、当該プロジェクトや学部・研究科・その他部局の責任・役割、手続・運用を明示することで、従来から行われていた大学教育の質保証・質向上の取り組みの一層の底上げを図っている。

とりわけ、内部質保証プロジェクトの下に必要な応じてワーキンググループを設置することで、特定の課題に対する質保証・質向上の取り組みを機動的に行える体制を構築した。これにより、三つの方針の全学的な見直し、カリキュラムマップやカリキュラムツリーの整備、教学IR体制の見直し、大学院教育の実質化に向けた各種取り組み等を進めることができた。

本学では、従来から各学部・研究科・研究所・その他の部局における自己点検・評価活動をベースに、全学的観点からの自己点検・評価を行っており、それに対する外部評価委員会からの指摘も参照しつつ、その結果を中期行動計画の立案に有機的に結びつけている。2018年度に受審した認証評価で指摘された2つの改善課題については、内部質保証プロジェクトの主導で検討を進め、2022年7月に『改善報告書』を提出し、指摘事項が改善されているとの評価を得た。

本学では、基本的な教育情報や自己点検・評価結果についてHPを通じて積極的に発信・公開し、社会に対する説明責任を果たしている。

また、内部質保証システム自体の適切性についても、随時、点検・評価を行い、前述のとおり、2018年度から2019年度にかけて自己点検・評価体制の大幅な見直しを行うとともに、現在内部質保証推進体制について改めて見直しを行い、2025年4月から、新体制(内部質保証プロジェクトを「内部質保証推進委員会」へ改組する等)について学内合意を得た。

点検・評価報告書 様式

今後とも、教育活動のより一層の質向上のため、大学執行部と学部・研究科・その他部局が緊密に連携できるような、本学にふさわしい教学マネジメント体制のあり方を模索していく。

以上のことから、大学基準（内部質保証）を満たしているといえる。

第3章 教育研究組織(本文)

評価：S (A) B・C

1. 現状分析

評価項目①

大学の理念・目的に照らして、学部・研究科、附置研究所、センターその他の組織の設置状況が適切であること。

<評価の視点>

・大学の理念・目的を踏まえ、また、学問の動向や社会的要請等に配慮したうえで、教育研究組織（学部・研究科や附置研究所、センター等）を構成しているか。

本学は、学部・学科制としており、学部と研究科との関係は基本的には、学部を基礎として研究科が設けられているいわゆる煙突型組織となっている。学部・研究科はいずれも設置基準を踏まえて設置し、法令要件を満たしている。

本学では、社会的要請を踏まえ、学問体系の確立に寄与することを目的として、学部等の設置を進めてきた。なお、いずれの学部・研究科においても、本学の理念・目的を実現するため、人文科学・社会科学・自然科学の幅広い分野に対応する教育・研究・社会貢献・国際化に組織的に取り組んでいる。また、研究所を設置するとともに、教育・研究・社会貢献・国際化を推進・拡充するため、副学長を部長とする4つの「部」を設置している（根拠資料1-8<8頁>）。具体的には以下のとおりである。

(1) 学部・学科

本学は学則第1条に示す教育の実現を目指し、法、文、経済、商、社会、政策創造、外国語、人間健康、総合情報、社会安全、システム理工、環境都市工、化学生命工の13学部を設置し、2025年4月にはビジネスデータサイエンス学部を開設する予定である。また、各学部では、学則第2条の2に示された各学部及び学科の教育研究上の目的を実現するため、専門教育を行っている。全学部の学生を対象に、外国語の基礎教育及び教養教育としての共通教養科目は教育推進部に設置された「共通教養教育推進委員会」の下で運営している。

各学部の学科構成について、13学部のうち4学部には複数学科が設置されている。具体的には、政策創造学部には政策学科、国際アジア学科の2学科、システム理工学部には数学科、物理・応用物理学科、機械工学科、電気電子情報工学科の4学科、環境都市工学部には建築学科、都市システム工学科、エネルギー環境・化学工学科の3学科、化学生命工学部には化学・物質工学科、生命・生物工学科の2学科が設置されている。

(2) 大学院・専門職大学院

大学院には、学部を基礎とする法学、文学、経済学、商学、社会学、総合情報学、理工学、外国語教育学、心理学、社会安全、東アジア文化、ガバナンス、人間健康の13研究科を設置している。研究科には博士課程前期課程に19専攻、博士課程後期課程に15専攻を設けている。また、専門職大学院については、法務研究科（法科大学院）、会計研究科（会計専門職大学院）を設置している。なお、大学院教育についても、大学院学則に示された各研究科の教育研究上の目的を実現するため、専門教育を行っている。

設置形態を超えた大学間連携についても、既に国公立大学や本学がリソースを持たない分野である医科・薬科系大学との連携を行っている。また、本学、大阪教育大学及び近畿大学が連携して、2015年4月から、連合教職大学院を設置している（根拠資料3-1）。

(3) 研究所

本学には、教育研究機関としての学部、大学院の他に、研究活動を行う学則上の附置機関として、図書館、博物館、インフォメーションテクノロジーセンター、経済・政治研究所、東西学術研究所、先端科学技術推進機構、法学研究所、ソシオネットワーク戦略研究機構がある（根拠資料 3-2～14）。また、附置機関以外にも、なにわ大阪研究センター、イノベーション創生センター、カーボンニュートラル研究センター及び人権問題研究室等を設置している（根拠資料 3-15～18）。これらの機関では、本学独自のプロジェクト研究や、文部科学省の「共同利用・共同研究拠点」に採択された先端分野の大型プロジェクト研究を推進している。これらの事業で得られた成果を、学部・大学院の教育研究にフィードバックするとともに、世界水準の研究拠点形成と若手研究者の育成を目指し、取り組みを発展させられるよう整備・充実を図っている。各研究機関は、それぞれの規程に基づき目的や展開すべき事業を明確に示した上で活動している。

(4) 教育推進部、研究推進部、社会連携部、国際部

過去、本学では各学部教授会を意思決定単位とした教学運営を行ってきたが、教育・研究・社会貢献・国際化をさらに推進・拡充していくため、体制強化としてそれに相応しい新たな教学ガバナンスの構築が必要となった。そこで、2008年10月、私立学校法の改正に伴い、ユニバーシティ・ガバナンスの再構築を目指して寄附行為を改正したことを機に、教育・研究・社会連携・国際の4分野について、「部」組織を発足させた。これにより、教授会自治を尊重しつつ、大学として方針・政策・総合的判断を意思決定できる体制を整備した。各部は、担当副学長が統括し、副学長を委員長とした専門委員会（「教育推進委員会」「研究推進委員会」「社会連携委員会」「国際委員会」）の下で、所管事項に関する協議及び意思決定機関として活動している（根拠資料 2-9、3-19～21）。これらの組織は、各部局単独では対応が難しい社会的な要請に応える役割も担っている。例えば、教育推進部と国際部が共同で、グローバル人材の育成を目的とした科目を開設（根拠資料 3-22【ウェブ】）、研究推進部と社会連携部が連携し、産官学の共同により解決可能な諸課題への取り組み等の研究組織形成、支援推進活動等が挙げられる（根拠資料 3-23【ウェブ】）。

(5) 留学生別科

新たな国際化構想の一環として、2012年4月に、南千里国際プラザ内に留学生別科を設置した。

留学生別科では、日本語学力に加え、ICT（情報通信技術）を活用した学習を通じて情報活用能力を養うなど、大学・大学院での学術活動に必要な基礎能力の養成を支援している。留学生別科の多くの修了生は、本学学部または大学院に進学しており（根拠資料 3-24【ウェブ】）、教育・研究面における修了生と在学生の交流は、大学全体の国際化推進や、グローバル人材に求められる異文化コミュニケーション能力の向上にも寄与している。

評価項目②

教育研究組織の適切性について定期的に点検・評価し、その結果を活用して改善・向上に向けて取り組んでいること。

＜評価の視点＞

- ・教育研究組織に関わる事項を定期的に点検・評価し、当該事項における現状や成果が上がっている取り組み及び課題を適切に把握しているか。
- ・点検・評価の結果を活用して、教育研究組織に関わる事項の改善・向上に取り組み、効果的な取り組みへとつなげているか。

教育研究組織の適切性については、さまざまな形態の下で定期的に点検・評価を行っている。例えば、教授会や委員会等を中心として検討する場合の他、必要に応じてプロジェクトを設置する場合もある。なお、組織改編等教学事項に関して大きな変更がある場合には、教学の全学的意思決定機関である「学部長・研究科長会議」において、変更理由も含めて審議または報告され、その後、法人との連携の下に必要な諸施策が進められる仕組みになっている。例えば、2025年4月に開設するビジネスデータサイエンス学部は、「Kandai Vision150」に示された、「めざすべき学園像」に向けて絶えず前進し、関西大学全体の将来像について、新たな切り口で議論する場として、学長から「学部長・研究科長会議」の下に将来構想委員会を設置したいとの提案があり（根拠資料 3-25）、将来構想委員会において学部の新設や改組について議論がなされた結果、学部新設の必要性について確認がされたことを受け、社会を取り巻く環境の変化を受けて、データサイエンス教育の知見を持つ本学が、新たにビジネスの領域でのデータサイエンス教育を展開するとともに、学内におけるデータサイエンス分野のさらなる発展や、シナジー効果も期待した学部設置について学長からの提案があり（根拠資料 3-26）、「学部長・研究科長会議」において学部開設についての議論がなされ、了承された。その後、理事会で開設に向けた申請を行うことについて承認され、新学部設置準備委員会が立ち上がり、新学部の教育内容等についての議論が進められた（根拠資料 3-27）。

これらは、実施部局での改善の取り組みに加えて、全学で定期的に行う自己点検・評価活動でも検証している。

2. 分析を踏まえた長所と問題点

(1) 長所

学部・研究科・研究所においては、その理念・目的に照らし、大学の長期ビジョンである「Kandai Vision 150」と整合性をとり、それぞれの計画を中期行動計画として具体化し、明確な目標の達成に向けて、継続的に取り組んでいる（根拠資料 3-28）。

学部横断的な取り組みを推進するために発足した教育推進部、研究推進部、社会連携部、国際部では、それぞれ大学教育改善に向けたプロジェクト、研究力改善のための学内研究資金の再編、産官学による連携事業の推進、留学生別科の設置を含む国際化プログラム等、各部局の強みを生かし、時代と社会のニーズに対応した取り組みを機動的かつ積極的に展開している。「部」組織の導入による具体的な成果として、教育推進部では、内部質保証推進に向けた教育改革、例えば三つの方針に基づくカリキュラムマップやカリキュラムツリーの整備（根拠資料 2-23【ウェブ】、3-29【ウェブ】）や科目ナンバリングの付与、「教学 IR プロジェクト」による分析を通して各部局の求めに応じたデ

点検・評価報告書 様式

一タ提供等の活動を行っている他、コロナ禍においては学びの継続に向けた教育手法を主導的に開発し、全学を牽引した。また、研究推進部では、研究者とともに研究活動の企画・マネジメント、研究成果の活用促進等を行い、研究活動の活性化や研究推進体制の強化等を支える人材を、URA (University Research Administrator) として戦略的に配置している（根拠資料 3-30【ウェブ】）。国際部においては、学部の共通教養科目に「グローバル科目群」を設定し、初年次に異文化理解、海外留学準備を行い、在学中に海外留学を経験し、帰国後はイマージョン教育によりさらに能力を伸ばすことを想定した科目群を展開している（根拠資料 3-22【ウェブ】）。社会連携部では、イノベーション創生センターに象徴されるように、人文科学・社会科学・自然科学の各分野の多様な対話・交流を促進し、事業化に向けた共同研究に加え、異分野融合による人材育成とベンチャー支援活動を促進している（根拠資料 3-31【ウェブ】、3-32【ウェブ】）。

成果が上がっている事項については、今後とも積極的に取り組んでいく。

(2) 問題点

特になし

3. 改善・発展方策と全体のまとめ

学部・研究科においては、理念・目的を実現するため、人文科学・社会科学・自然科学の幅広い分野に対応する教育・研究・社会貢献・国際化に取り組むとともに、それらを推進・拡充するため教授会自治を尊重しつつ、大学として、方針・政策・総合的判断を意思決定できる4部体制を整えている。本学を取り巻く多くの課題は、4部体制の強力な連携を必要としているが、今後も、各部局がその強みを生かし、時代や社会のニーズから生じる諸課題に機動的かつ積極的に対応していく。

世界的な研究課題への対応や本学が歴史的に評価を受けている研究領域等に取り組むため、主に研究活動を担う機関である研究所についても、文部科学省の各種研究公募事業等の大型のプロジェクト研究を推進していくことが求められている。

本学が目指す改善・発展方策としては、世界水準の研究拠点形成と若手研究者の育成に向けた取り組みをさらに発展させるため、整備充実を図ることである。また、教授会や委員会等の他、必要に応じてプロジェクトを設置し、定期的かつ継続的に点検・評価に取り組んでいる（根拠資料 1-8<298 頁>）。

以上のことから、大学基準（教育研究組織）を満たしているといえる。

点検・評価報告書 様式

第4章 教育・学習（基本情報一覧）

学位授与方針・教育課程の編成実施方針・学生の受け入れ方針[*]

学部・研究科等名称	URL
大学（13 学部）	https://www.kansai-u.ac.jp/ja/assets/pdf/about/outline/faculty/policy_faculty.pdf
大学院（13 研究科）・専門 職大学院（2 研究科）	https://www.kansai-u.ac.jp/ja/assets/pdf/about/outline/graduate/policy_graduate.pdf
留学生別科	https://www.kansai-u.ac.jp/ja/about/outline/bekka.html
備考：	

※関係法令：学校教育法施行規則第 172 条の 2 第 1 項

教育課程等に係る設置基準上の特例（※対象となる学部がある場合）

学部等名称	特例の概要	特例の期間	学則等の規定
備考：			

※文部科学大臣から措置の要求や認定の取り消しがあった場合は、備考欄に記入してください。

〔専門職大学、専門職学科〕科目区分ごとの必要修得単位数[*]

学部、学科 等名称	単位数						根拠となる 資料
	基礎科目 一般・基礎 科目	職業専門 科目	展開科目	総合科目	実験、実習 または実技 の単位数	左記のうち 臨地実務実 習科目	
備考：							

※関係法令：大学設置基準第 42 条の 9、専門職大学設置基準第 29 条、30 条

※専門職大学において、課程を前期・後期で区分している場合は、全課程の状況を示すとともに、別途前期課程の状況も示してください。

授業期間及び単位計算（改善報告書に対して改善されたと評価された場合又は大学評価において改善提言を受けておらず変更していない場合は不要）[*]

学期制区分	各学期の 授業週数	1 コマあたり の授業時間	URL・印刷物の名称	
備考：				
単位設定				
授業形態	1 単位当たりの学習時間 (うち、授業の時間)	規程（条項）	URL・印刷物の名称	
備考：				

※関係法令：大学設置基準第 21 条、第 23 条、専門職大学設置基準第 14 条、第 16 条

点検・評価報告書 様式

履修登録単位数の上限設定（改善報告書に対して改善されたと評価された場合又は大学評価において改善提言を受けておらず変更もしていない場合は不要）[*]

学部・学科名、 学年等	履修登録単 位の上限値	期間	成績優 秀者へ の緩和	成績優秀者の基準	除外 科目の 有無
	単位		○ ○		○ ○
	単位		○ ○		○ ○
	単位		○ ○		○ ○
	単位		○ ○		○ ○
	単位		○ ○		○ ○
備考：					

※関係法令：大学設置基準第 27 条の 2、専門職大学設置基準第 22 条

※学部・学科ごとに履修登録単位数の上限設定が異なる場合、また、学部・学科内で学年によって設定を変えている場合にはそれぞれ区分して作表してください。

※「成績優秀者への緩和」欄は、大学設置基準第 27 条の 2 第 2 項に該当する措置を講じている場合に○を選択し、成績優秀者の基準（GPA 値など）を記入してください。該当しない場合、基準・割合欄の入力は不要です。

※どのような考え・設計で履修登録単位数の上限設定（成績優秀者への緩和措置、除外科目の設定も含む）をしているのか、「備考」欄に説明してください。

卒業・修了要件の設定及び明示

学部・研究科等名称（研 究科は学位課程別）	卒業・修了要件単 位数	既修得等（注）の 認定上限単位数	URL・印刷物の名称
法学部	124 単位	60 単位	HANDBOOK2024 大学要覧 千里山キ ャンパス（32 頁、354～355 頁） https://www.kansai- u.ac.jp/ja/about/outline/regulations. html
文学部	124 単位	60 単位	HANDBOOK2024 大学要覧 千里山キ ャンパス（53 頁、354～355 頁） https://www.kansai- u.ac.jp/ja/about/outline/regulations.html
経済学部	124 単位	60 単位	HANDBOOK2024 大学要覧 千里山キ ャンパス（85 頁、354～355 頁） https://www.kansai- u.ac.jp/ja/about/outline/regulations.html
商学部	128 単位	60 単位	HANDBOOK2024 大学要覧 千里山キ ャンパス（104 頁、354～355 頁） https://www.kansai- u.ac.jp/ja/about/outline/regulations.html
社会学部	124 単位	60 単位	HANDBOOK2024 大学要覧 千里山キ ャンパス（129 頁、354～355 頁） https://www.kansai- u.ac.jp/ja/about/outline/regulations.html

点検・評価報告書 様式

政策創造学部			
政策学科	124 単位	60 単位	HANDBOOK2024 大学要覧 千里山キャンパス (159 頁、354~355 頁) https://www.kansai-u.ac.jp/ja/about/outline/regulations.html
国際アジア学科	124 単位	60 単位	HANDBOOK2024 大学要覧 千里山キャンパス (159 頁、354~355 頁) https://www.kansai-u.ac.jp/ja/about/outline/regulations.html
外国語学部	124 単位	60 単位	HANDBOOK2024 大学要覧 千里山キャンパス (180 頁、354~355 頁) https://www.kansai-u.ac.jp/ja/about/outline/regulations.html
人間健康学部	124 単位	60 単位	HANDBOOK2024 大学要覧 堺キャンパス (30~31 頁、138~139 頁) https://www.kansai-u.ac.jp/ja/about/outline/regulations.html
総合情報学部	124 単位	60 単位	HANDBOOK2024 大学要覧 高槻キャンパス (28~29 頁、128~129 頁) https://www.kansai-u.ac.jp/ja/about/outline/regulations.html
社会安全学部	124 単位	60 単位	HANDBOOK2024 大学要覧 高槻ミューズキャンパス (27~28 頁、124~125 頁) https://www.kansai-u.ac.jp/ja/about/outline/regulations.html
システム理工学部			
数学科	128 単位	60 単位	HANDBOOK2024 大学要覧 千里山キャンパス (204 頁、354~355 頁) https://www.kansai-u.ac.jp/ja/about/outline/regulations.html
物理・応用物理学科	128 単位	60 単位	HANDBOOK2024 大学要覧 千里山キャンパス (204 頁、354~355 頁) https://www.kansai-u.ac.jp/ja/about/outline/regulations.html
機械工学科	128 単位	60 単位	HANDBOOK2024 大学要覧 千里山キャンパス (204 頁、354~355 頁) https://www.kansai-u.ac.jp/ja/about/outline/regulations.html
電気電子情報工学科	128 単位	60 単位	HANDBOOK2024 大学要覧 千里山キャンパス (204 頁、354~355 頁) https://www.kansai-u.ac.jp/ja/about/outline/regulations.html

点検・評価報告書 様式

環境都市工学部			
建築学科	128 単位	60 単位	HANDBOOK2024 大学要覧 千里山キャンパス (231~232 頁、354~355 頁) https://www.kansai-u.ac.jp/ja/about/outline/regulations.html
都市システム工学科	128 単位	60 単位	HANDBOOK2024 大学要覧 千里山キャンパス (231~232 頁、354~355 頁) https://www.kansai-u.ac.jp/ja/about/outline/regulations.html
エネルギー環境・化学工学科	128 単位	60 単位	HANDBOOK2024 大学要覧 千里山キャンパス (231~232 頁、354~355 頁) https://www.kansai-u.ac.jp/ja/about/outline/regulations.html
化学生命工学部			
化学・物質工学科	128 単位	60 単位	HANDBOOK2024 大学要覧 千里山キャンパス (255~256 頁、354~355 頁) https://www.kansai-u.ac.jp/ja/about/outline/regulations.html
生命・生物工学科	128 単位	60 単位	HANDBOOK2024 大学要覧 千里山キャンパス (255~256 頁、354~355 頁) https://www.kansai-u.ac.jp/ja/about/outline/regulations.html
法学研究科法学・政治学専攻博士課程前期課程	30 単位	15 単位	2024 年度 大学院要覧 (32 頁、320~321 頁) https://www.kansai-u.ac.jp/ja/about/outline/regulations.html
法学研究科法学・政治学専攻博士課程後期課程	16 単位	—	2024 年度 大学院要覧 (32 頁) https://www.kansai-u.ac.jp/ja/about/outline/regulations.html
文学研究科総合人文学専攻博士課程前期課程	32 単位	15 単位	2024 年度 大学院要覧 (55 頁、320~321 頁) https://www.kansai-u.ac.jp/ja/about/outline/regulations.html
文学研究科総合人文学専攻博士課程後期課程	16 単位	—	2024 年度 大学院要覧 (56 頁) https://www.kansai-u.ac.jp/ja/about/outline/regulations.html
経済学研究科経済学専攻博士課程前期課程	32 単位	15 単位	2024 年度 大学院要覧 (77 頁、320~321 頁) https://www.kansai-u.ac.jp/ja/about/outline/regulations.html
経済学研究科経済学専攻博士課程後期課程	20 単位	—	2024 年度 大学院要覧 (77 頁) https://www.kansai-u.ac.jp/ja/about/outline/regulations.html
商学研究科商学専攻博士課程前期課程	32 単位	15 単位	2024 年度 大学院要覧 (104 頁、320~321 頁) https://www.kansai-u.ac.jp/ja/about/outline/regulations.html

点検・評価報告書 様式

			u.ac.jp/ja/about/outline/regulations.html
商学研究科商学専攻博士課程後期課程	20 単位	-	2024 年度 大学院要覧 (104 頁) https://www.kansai-u.ac.jp/ja/about/outline/regulations.html
社会学研究科社会学専攻博士課程前期課程	30 単位	15 単位	2024 年度 大学院要覧 (130 頁、320~321 頁) https://www.kansai-u.ac.jp/ja/about/outline/regulations.html
社会学研究科社会学専攻博士課程後期課程	14 単位	-	2024 年度 大学院要覧 (131 頁) https://www.kansai-u.ac.jp/ja/about/outline/regulations.html
社会学研究科社会システムデザイン専攻博士課程前期課程	30 単位	15 単位	2024 年度 大学院要覧 (130 頁、320~321 頁) https://www.kansai-u.ac.jp/ja/about/outline/regulations.html
社会学研究科社会システムデザイン専攻博士課程後期課程	12 単位	-	2024 年度 大学院要覧 (131 頁) https://www.kansai-u.ac.jp/ja/about/outline/regulations.html
社会学研究科メディア専攻博士課程前期課程	30 単位	15 単位	2024 年度 大学院要覧 (130 頁、320~321 頁) https://www.kansai-u.ac.jp/ja/about/outline/regulations.html
社会学研究科メディア専攻博士課程後期課程	18 単位	-	2024 年度 大学院要覧 (131 頁) https://www.kansai-u.ac.jp/ja/about/outline/regulations.html
総合情報学研究科社会情報学専攻博士課程前期課程	30 単位	15 単位	2024 年度 大学院要覧 (146 頁、320~321 頁) https://www.kansai-u.ac.jp/ja/about/outline/regulations.html
総合情報学研究科知識情報学専攻博士課程前期課程	30 単位	15 単位	2024 年度 大学院要覧 (146 頁、320~321 頁) https://www.kansai-u.ac.jp/ja/about/outline/regulations.html
総合情報学研究科総合情報学専攻博士課程後期課程	12 単位	-	2024 年度 大学院要覧 (146 頁) https://www.kansai-u.ac.jp/ja/about/outline/regulations.html
理工学研究科システム理工学専攻博士課程前期課程	30 単位	15 単位	2024 年度 大学院要覧 (166~167 頁、320~321 頁) https://www.kansai-u.ac.jp/ja/about/outline/regulations.html
理工学研究科環境都市工学専攻博士課程前期課程	30 単位	15 単位	2024 年度 大学院要覧 (167 頁、320~321 頁) https://www.kansai-u.ac.jp/ja/about/outline/regulations.html
理工学研究科化学生命工学専攻博士課程前期	30 単位	15 単位	2024 年度 大学院要覧 (167~168 頁、320~321 頁)

点検・評価報告書 様式

課程			https://www.kansai-u.ac.jp/ja/about/outline/regulations.html
理工学研究科総合理工学専攻博士課程後期課程	8単位	-	2024年度 大学院要覧 (168頁) https://www.kansai-u.ac.jp/ja/about/outline/regulations.html
外国語教育学研究科外国語教育学専攻博士課程前期課程	32単位	15単位	2024年度 大学院要覧 (193頁、320～321頁) https://www.kansai-u.ac.jp/ja/about/outline/regulations.html
外国語教育学研究科外国語教育学専攻博士課程後期課程	10単位	-	2024年度 大学院要覧 (193～194頁) https://www.kansai-u.ac.jp/ja/about/outline/regulations.html
心理学研究科心理学専攻博士課程前期課程	30単位	15単位	2024年度 大学院要覧 (219頁、320～321頁) https://www.kansai-u.ac.jp/ja/about/outline/regulations.html
心理学研究科心理臨床学専攻博士課程前期課程	30単位	15単位	2024年度 大学院要覧 (219頁、320～321頁) https://www.kansai-u.ac.jp/ja/about/outline/regulations.html
心理学研究科心理学専攻博士課程後期課程	12単位	-	2024年度 大学院要覧 (219～220頁) https://www.kansai-u.ac.jp/ja/about/outline/regulations.html
社会安全研究科防災・減災専攻博士課程前期課程	30単位	15単位	2024年度 大学院要覧 (236頁、320～321頁) https://www.kansai-u.ac.jp/ja/about/outline/regulations.html
社会安全研究科防災・減災専攻博士課程後期課程	14単位	-	2024年度 大学院要覧 (236頁) https://www.kansai-u.ac.jp/ja/about/outline/regulations.html
東アジア文化研究科文化交渉学専攻博士課程前期課程	32単位	15単位	2024年度 大学院要覧 (247頁、320～321頁) https://www.kansai-u.ac.jp/ja/about/outline/regulations.html
東アジア文化研究科文化交渉学専攻博士課程後期課程	16単位	-	2024年度 大学院要覧 (247頁) https://www.kansai-u.ac.jp/ja/about/outline/regulations.html
ガバナンス研究科ガバナンス専攻博士課程前期課程	30単位	15単位	2024年度 大学院要覧 (266頁、320～321頁) https://www.kansai-u.ac.jp/ja/about/outline/regulations.html
ガバナンス研究科ガバナンス専攻博士課程前期課程	16単位	-	2024年度 大学院要覧 (266頁) https://www.kansai-u.ac.jp/ja/about/outline/regulations.html
人間健康研究科人間健康専攻博士課程前期課程	31単位	15単位	2024年度 大学院要覧 (280頁、320～321頁) https://www.kansai-u.ac.jp/ja/about/outline/regulations.html

点検・評価報告書 様式

人間健康研究科人間健康専攻博士課程後期課程	14 単位	-	2024 年度 大学院要覧 (280 頁) https://www.kansai-u.ac.jp/ja/about/outline/regulations.html
法務研究科法曹養成専攻	100 単位	37 単位	2024 年度 法科大学院要覧 (21 頁、52 頁) https://www.kansai-u.ac.jp/ja/about/outline/regulations.html
会計研究科会計人養成専攻	48 単位	24 単位	2024 年度 会計専門職大学院要覧 (20 頁、50 頁) https://www.kansai-u.ac.jp/ja/about/outline/regulations.html

備考：

※関係法令：大学設置基準第 28 条、第 29 条、第 30 条及び第 32 条、第 42 条の 12、
 専門職大学設置基準第 24 条、第 25 条、第 26 条、第 29 条及び第 30 条、
 大学院設置基準第 16 条及び第 17 条、
 専門職大学院設置基準第 14 条、第 15 条、第 21 条、第 22 条、第 23 条、第 27 条、第 28 条及び第 29 条
 注：[学士] 大学設置基準第 28 条から第 30 条までの規定に基づく措置（それらを合せた上限値）
 [専門職大学] 専門職大学設置基準第 24 条から 26 条までの規定に基づく措置（それらを合せた上限値）
 [修士・博士] 大学院設置基準第 15 条によって準用する大学設置基準第 28 条及び第 30 条の規定にもとづく措置
 （それらを合せた上限値）
 [専門職] 専門職大学院設置基準第 13 条の 2、第 14 条、第 21 条、第 21 条の 2、第 22 条、第 27 条、第 27 条の 2
 及び第 28 条の規定に基づく措置（それらを合せた上限値）

研究指導計画（改善報告書に対して改善されたと評価された場合又は大学評価において改善提言を受けておらず変更もしていない場合は不要）[*]

研究科等名称 (学位課程別)	研究指導計画※の明示	URL・印刷物の名称

備考：

※関係法令：学校教育法第 172 条の 2 第 3 項、大学院設置基準第 14 条の 2 第 1 項
 ※研究指導、学位論文作成指導を行うにあたり、学生に予め明示する計画であって、課程修了に至るまでの研究指導の方法、内容及びスケジュールが明らかなもの。

学位論文審査基準の明示・公表（修士・博士課程）（改善報告書に対して改善されたと評価された場合又は大学評価において改善提言を受けておらず変更もしていない場合は不要）[*]

研究科等名称 (学位課程別)	学位論文審査基準（注 1）規程・URL	特定課題研究審査基準（注 2）規程・URL

備考：

※関係法令：学校教育法第 172 条の 2 第 3 項、大学院設置基準第 14 条の 2 第 1 項
 注 1：学位論文（修士論文又は博士論文）について、学位に求める水準を満たす論文であるか否かを審査する基準として、あらかじめ学生に明示するもの。
 注 2：修士課程修了にあたり修士論文に代えて課される特定の課題についての研究に関し、学位に求める水準を満たした研究成果か否かを審査する基準として、あらかじめ学生に明示するもの。

点検・評価報告書 様式

学位授与方針に示した学習成果の測定方法[*]

学部・研究科等名称	学習成果の測定方法	根拠資料
法学部	各年次の修得単位数や GPA、休学・除籍・退学率、卒業(研究)論文等の直接指標と、入学時・パネル・卒業時調査、各種アンケート等による間接指標を組み合わせて把握・可視化・分析する。 1年次から4年次まで配置された演習科目において、教員との密なコミュニケーションのもと、報告やレポート・論文執筆の指導を通じて、個々の能力をきめ細かく評価する。 準正課教育や課外活動の状況、主に演習科目および展開講義において把握・分析する。	アセスメントプラン https://www.kansai-u.ac.jp/ja/about/outline/faculty.html
文学部	各年次の修得単位数や GPA、4年間の学修成果の集大成としての卒業論文の成績等の直接指標と、入学時・パネル・卒業時調査、卒論ルーブリック等による間接指標とを組み合わせて把握・可視化・分析する。準正課教育や課外活動の状況、留学や進路決定状況等を、入学時・パネル・卒業時調査等を通じて把握・分析する。	アセスメントプラン https://www.kansai-u.ac.jp/ja/about/outline/faculty.html
経済学部	共通教養科目・外国語科目の成績評価、修得単位数、授業アンケートで幅広い教養を、導入科目・基本科目の成績評価、修得単位数、授業アンケートで基本的な専門知識の習得度を測る。共通教養グローバル科目の履修者数や単位修得状況、留学や国際交流活動の状況、外国語検定試験の受験状況で国際性を測る。展開科目・実践科目の成績評価、修得単位数、授業アンケートで情報収集能力・洞察力・問題解決力の習得度を見る。実践科目の履修者数、卒業時調査による考動力コンピテンシーの結果、各種ゼミナール大会への参加状況、グローバルリーダーシップ育成プログラムへの参加状況、学生懸賞論文への応募状況、キャリアセンター主催のイベント参加状況を把握・分析する。	アセスメントプラン https://www.kansai-u.ac.jp/ja/about/outline/faculty.html
商学部	各年次の修得単位数、GPA 卒業時調査による「考動力」の獲得状況、実践科目・産学連携科目・ビジネスリーダー特別プログラム科目の履修状況 各種プログラムへの参加状況、資格取得への取組状況、専門演習・卒業研究の履修状況	アセスメントプラン https://www.kansai-u.ac.jp/ja/about/outline/faculty.html
社会学部	初年次教育科目群の修得単位数、GPA、授業内での提出物(レポート、小テスト、ミニッツペーパー等)、当該科目の授業アンケート、入学時調査、パネル調査、	アセスメントプラン https://www.kansai-u.ac.jp/ja/about/outline/faculty.html

点検・評価報告書 様式

	<p>就職率・資格免許取得者数・各専攻のプログラム修得率、就職先アンケート・卒業時調査。以上の指標を組み合わせて把握・分析する。</p> <p>専攻横断型授業や各専攻の専門授業の修得単位数・GPA や、各種資格スコア・パネル調査(教学 IR)、ゼミでの活動報告や課外活動報告。以上の指標を組み合わせて把握・分析する。</p> <p>卒業研究論文の成績と卒業研究論文の成果発表、学習プログラムの修了証、就職率・資格免許取得者数・各専攻のプログラム修得率、就職先アンケート・卒業時調査。以上の指標を組み合わせて、分析評価する。</p>	
政策創造学部	<p>GPA、各種資格のスコア、関大 LMS の学修履歴等の直接指標と、入学時・パネル・卒業時調査等による間接指標とを組み合わせて、把握、視覚化、分析する。</p> <p>入学時・パネル・卒業時調査等による「考動力」の獲得状況に加えて、</p> <p>【政策学科】地域活動を中核とするゼミ活動や課外活動に対して成果報告を求め、その成果を公表することで、客観的な教育成果を伴う活動を実施している。</p> <p>【国際アジア学科】海外における現地での活動を中核とするゼミ活動や課外活動との関連性を多角的に測定、分析する。</p> <p>国際化教育や課外活動の状況、ゼミ活動の状況、そして入学時・パネル・卒業時調査等を通じて、把握、分析する。</p>	<p>アセスメントプラン</p> <p>https://www.kansai-u.ac.jp/ja/about/outline/faculty.html</p>
外国語学部	<p>5つのプログラム科目、日本語教師養成講座、データサイエンスプログラム等の履修状況及び成績分布。主専攻言語の TOEFL ITP, TSST, 中国語検定試験、ブラスワン・副専攻言語の検定試験。</p> <p>Study Abroad の成果報告会、5プログラム等のオープンバッジ取得状況、卒業プロダクト成果発表会で確認する。グローバルな視野での「考動力」・社会貢献：パネル調査、卒業時調査、卒業後調査、免許資格取得・就職進路状況、学長・学部長表彰対象者数</p> <p>入学時調査、パネル調査、卒業時調査、卒業後調査、免許資格取得・就職進路状況、学長・学部長表彰対象者数</p> <p>成績基準に基づく面談指導対象学生数と面談内容、基礎演習 1, 2, Study Abroad Preparation の提出課題の提出状況</p>	<p>アセスメントプラン</p> <p>https://www.kansai-u.ac.jp/ja/about/outline/faculty.html</p>
人間健康学部	<p>卒業演習や卒業論文、卒業研究、単位修得状況、成績評価等を用いて、スポーツ・福祉・人間関係・ユモア・地域デザイン</p>	<p>アセスメントプラン</p> <p>https://www.kansai-u.ac.jp/ja/about/outline/faculty.html</p>

点検・評価報告書 様式

	<p>ンにおける学問領域の視点・研究方法にかかわる知識や技能が身についているか測定を行う。</p> <p>演習科目、卒業論文等での取り組みや成果を通じて、論証文型レポート作成、文献の読解、要約、討論、プレゼンテーション、問題解決などのスタディスキルを習得し、思考を的確に表現する方法を身につけたか測定を行う。</p> <p>体験学習や学外実習、国際健康福祉実習、ソーシャルワーク実習等の活動へのコミットメントや、ソーシャルワークおよびネットワーキングなどにかかる成果等を用いて、ウェルビーイングをコミュニティで実現するための主体的な態度が身についているか測定を行う。</p>	
総合情報学部	<p>基幹科目・基礎科目の修得状況、初年次・2年次の修得単位数や GPA、休学・除籍・退学率等の直接指標と、入学時・パネル・卒業時調査、各種アンケート等による間接指標を組み合わせて把握・可視化・分析する。</p> <p>演習科目・展開科目の修得状況、2、3年次の修得単位数や GPA、卒業研究の前段階である専門演習の成績評価等を組み合わせて、可視化・分析する。</p> <p>卒業研究の成績評価、実習科目の修得状況、準正課教育や課外活動の状況、進路決定率、大学院進学率などの直接指標と、入学時・パネル・卒業時調査による間接指標を組み合わせて、可視化・分析する。</p>	<p>アセスメントプラン</p> <p>https://www.kansai-u.ac.jp/ja/about/outline/faculty.html</p>
社会安全学部	<p>単位修得状況に加えて、学生からの授業アンケート、入学時調査、パネル調査、卒業時調査、卒業生調査、授業・学生生活に関する学生アンケート、卒業研究発表会の結果を多角的な観点から評価する。</p>	<p>アセスメントプラン</p> <p>https://www.kansai-u.ac.jp/ja/about/outline/faculty.html</p>
システム理工学部	<p>各年次の修得単位数や GPA、基礎学力調査、特別研究資格判定等の直接指標と、シラバスチェック、入学時・パネル・卒業時調査による間接指標とを組み合わせて把握・可視化・分析する。</p> <p>特別研究への取り組み（卒業論文作成や口頭試問）による論理的思考力の評価など、英語能力検定スコア、授業アンケートなどを測定・分析する。</p> <p>準正課教育や課外活動の状況、卒業者の進路状況、就職率、大学院進学率等を通じて測定・分析する。</p>	<p>アセスメントプラン</p> <p>https://www.kansai-u.ac.jp/ja/about/outline/faculty.html</p>
環境都市工学部	<p>基礎学力調査、単位修得状況、成績、特別研究資格、成績不振者調査や学籍異動の状況を確認し、個々の学生の能力について評価する。パネル調査、授業アンケ</p>	<p>アセスメントプラン</p> <p>https://www.kansai-u.ac.jp/ja/about/outline/faculty.html</p>

点検・評価報告書 様式

	<p>ート、シラバスチェック等を活用し、総体としての学生の状況を把握、分析する。</p> <p>特別研究により得られた研究成果の審査、および口頭発表におけるプレゼンテーション能力の評価、および卒業時調査による自己点検を通じてより、最先端の科学技術力を発揮できる思考力、判断力、表現力を有していることを確認する。特別研究への取り組みおよび口頭発表、教員や学生間のディスカッション等を通じて、課題に対して主体性をもって取り組んでいるかどうかを把握、確認する。また、卒業者の進路状況、就職率、大学院進学率を通じて分析する。</p>	
化学生命工学部	<p>入学時における基礎学力調査の結果、各年次の修得単位数や GPA、卒業時の卒業論文の評価結果等の直接指標と、入学時・パネル・卒業時調査等による間接指標を組み合わせて把握・可視化・分析する。国際・キャリア等に関するデータ、そして、コミュニケーション能力を始め、思考力・判断力・表現力・国際性等が総合的にその成果に反映される特別研究 I・II などの総合的学習プログラムでの活動とその成果を多角的に測定・分析する。特別研究 I・II 等の総合的学習プログラムでの活動とその成果や、入学時・パネル・卒業時調査等を通じて把握・分析する。</p>	<p>アセスメントプラン</p> <p>https://www.kansai-u.ac.jp/ja/about/outline/faculty.html</p>
法学研究科	<p>各履修科目の中での報告や議論等のレベルを踏まえて、担当教員が成績評価した知識・技能、「考動力」に集約される思考力・判断力・表現力等の能力、主体的な研究活動の実践状況について、担当教員に聞き取りやアンケート調査を行う。教学 IR による入学時・修了時調査も学生からのアセスメント方法として活用する。</p>	<p>アセスメントプラン</p> <p>https://www.kansai-u.ac.jp/ja/about/outline/graduate.html</p>
文学研究科	<p>■ 博士課程前期課程専修科目（指導教員の演習科目）を中心とした履修科目の成績や学修成果の集大成としての修士論文の審査結果、年次研究成果報告書、入学時・修了時調査等によって「考動力」の獲得状況を測定・分析する。学内・学外の学会発表あるいは学会誌への投稿・掲載等によって研究成果を把握し、総合的な評価をする。年次研究計画書・年次研究成果報告書によって人文学の専門家としての主体的な研究遂行能力を把握するとともに、文学研究科の特別プログラムの修了実績、TA・RA の経験実績、博士課程後期課程への進学実績等によって可視化・分析する。</p>	<p>アセスメントプラン</p> <p>https://www.kansai-u.ac.jp/ja/about/outline/graduate.html</p>

点検・評価報告書 様式

	<p>■ 博士課程後期課程</p> <p>DP1】専修科目（指導教員の演習科目）を中心とした履修科目の成績や学修成果の集大成としての博士論文の審査結果、年次研究成果報告書等によって把握・可視化・分析する。学内・学外の学会発表あるいは学会誌への投稿・掲載等によって研究成果を把握し、総合的な評価をする。年次研究計画書・年次研究成果報告書によって人文学の専門家としての主体的な研究遂行能力を把握するとともに、文学研究科の特別プログラムの修了実績、TA・RAの経験実績、日本学術振興会特別研究員（DC・PD）の採択実績等によって可視化・分析する。</p>	
経済学研究科	<p>学位論文または特定の課題についての研究成果の審査、各種の学修行動調査・到達度調査</p> <p>国内外の学会への参加・発表、研究内容の革新性、グローバルな課題との関連性各種学生調査、研究倫理研修など各種研究会・院生合同祭などへの参加</p>	<p>アセスメントプラン</p> <p>https://www.kansai-u.ac.jp/ja/about/outline/graduate.html</p>
商学研究科	<p>各年次の修得単位数、GPA</p> <p>公開審査会における学位論文の評価、学会・研究会への参加</p> <p>授業アンケート等の各種学生調査</p>	<p>アセスメントプラン</p> <p>https://www.kansai-u.ac.jp/ja/about/outline/graduate.html</p>
社会学研究科	<p>■ 博士課程前期課程</p> <p>基幹科目、演習A・B、課題研究A・Bの成績、GPA。修士論文の成績・研究成果の発表と修了時調査。就職先・進学先の調査。</p> <p>合同演習Ⅰ a・bおよび合同演習Ⅱ a・bの成績とGPA。入学時調査と修了時調査における考動力指標による評価。応用科目・実習科目の各科目の成績と各科目の授業アンケート。関西大学大学院院生合同学術大会での研究発表。演習（ゼミ）単位での活動とその成果発表。国内外の学会等における成果発表。修士論文の成績・研究成果の発表。以上の指標を組み合わせて把握・分析する。</p> <p>■ 博士課程後期課程</p> <p>論文指導Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ・メディア総合研究Ⅰa、ⅠbⅢa、Ⅲbの成績、GPA。専門領域の研究雑誌・研究書への掲載、博士論文の提出。国内外の学会発表。博士論文の成績・発表。就職先・進学先の調査。以上の指標を組み合わせて把握・分析する。</p>	<p>アセスメントプラン</p> <p>https://www.kansai-u.ac.jp/ja/about/outline/graduate.html</p>
総合情報学研究科	<p>■ 博士課程前期課程</p> <p>課題研究科目や専門領域科目等の修得単位数や年次研究計画書、年次研究成果報告書と、入学時・修了時調査等による間接指標、入学時・修了時調査等による</p>	<p>アセスメントプラン</p> <p>https://www.kansai-u.ac.jp/ja/about/outline/graduate.html</p>

点検・評価報告書 様式

	<p>「考動力」の獲得状況に加えて、課題研究科目や専門領域科目等の修得単位数や年次研究成果報告書と年次成果報告会等や、演習科目（論文指導）の成績評価及び年次研究成果報告書により主体的な研究遂行能力を把握するとともに、修業年限内の修了者数（修了率）、博士後期課程への進学者数（進学率）等によって可視化・分析する。</p> <p>■ 博士課程後期課程 演習科目等の成績評価や年次研究計画書、年次研究成果報告書、演習科目の年次研究成果報告書、年次成果報告会等や、 博士論文審査及び年次研究計画書と年次研究成果報告書により主体的な研究遂行能力を把握するとともに、修業年限内の修了者数（修了率）によって、可視化・分析する。</p>	
理工学研究科	<p>■ 博士課程前期課程 知識・技能の修得に関しては、修得単位数と、学期末や平常時に行われる試験・レポートに加えて、学位論文または特定課題についての研究成果の審査を通じて把握する。 考察力・論理性、研究への取り組みにおける態度やプレゼンテーション能力は、研究計画書と研究成果報告書の提出状況等とゼミナールでの発表や、学位論文または特定課題についての研究成果の審査を通じて把握する。 主体的に学びに取り組む態度に関しては、国内外での学会や学内シンポジウム等での発表状況、学術論文の発表状況の調査や、論文公聴会での口頭試問等によって把握する。</p> <p>■ 博士課程後期課程 知識・技能の修得に関しては、学位論文の審査や研究成果の内容とその公表状況により把握する。 考察力・論理性、および「考動力」に集約される資質・能力の評価に関しては、研究計画書と研究成果報告書の提出状況等や発表した学術論文や博士論文の内容、研究発表や論文公聴会を通じて行う。 主体的に学びに取り組む態度に関しては、国内外での学会や学内シンポジウム等での発表状況、学術論文の発表状況の調査や、論文公聴会での口頭試問等によって把握する。</p>	<p>アセスメントプラン https://www.kansai-u.ac.jp/ja/about/outLine/graduate.html</p>
外国語教育学研究科	<p>■ 博士課程前期課程 修士論文・課題研究レポート、コンプリヘンシブ試験(1年生修士コースの場合)</p>	<p>アセスメントプラン https://www.kansai-u.ac.jp/ja/about/outLine/graduate.html</p>

点検・評価報告書 様式

	<p>前期課程演習、各教科の成績、研究倫理研修 各種学生調査の集計、授業アンケート ■ 博士課程後期課程 博士課程研究基礎力試験 研究業績調査（国内外での学会発表数、論文発表数（査読の有無）、研究倫理研修、博士論文 博士論文聴聞会、授業アンケート</p>	
心理学研究科	<p>■ 心理学専攻 博士課程前期課程 修士論文、各年次の修得単位数や GPA、関大 LMS（学修支援システム）の学修履歴、領域科目や総合科目の成績等の直接指標と、入学時・修了時調査等による間接指標とを組み合わせることで把握・可視化・分析する。 入学時・修了時調査等による「考動力」の獲得状況に加えて、「副指導セミナー2A」「副指導セミナー2B」「コミュニケーションと自我理解」「ダイバーシティと共同創造」等の学修過程及び学習成果を多角的に測定・分析する。 毎学期における「心理学セミナー」の学習態度、修士論文「中間発表会」、研究成果報告書、修士論文の作成過程におけるパフォーマンスや提出物、入学時・修了時調査等を通じて把握・分析する。 ■ 心理学専攻 博士課程後期課程 博士学位論文、各年次の修得単位数や GPA、学位論文の進捗・完成度、関大 LMS（学修支援システム）の学修履歴、研究成果の公表状況（学会発表・論文掲載の状況）、日本学術振興会等の研究資金獲得等の直接指標と、修了後の進路、修業年限での修了率とを組み合わせることで把握・可視化・分析する。 「考動力」人材育成プロジェクト主宰の講座・講演会等への参加、中期行動計画に基づく心理学研究科主宰の企画への参加に加えて、研究成果の公表状況（学会発表・論文掲載の状況）や、留学生・社会人比率等の間接指標を多角的に測定・分析する。 毎学期における「心理学セミナー」の学習態度、博士論文「中間発表会」（聴聞会）、研究成果報告書、博士論文提出後の公開公聴会、博士論文の作成過程におけるパフォーマンスや提出物を通じて把握・分析する。 ■ 心理臨床学専攻 博士課程前期課程 実習記録（実習日誌・事前事後指導・カンファレンスによる口頭報告）を直に聴いてアセスメントする。修士論文「中間発表会」、修士論文の作成過程における</p>	<p>アセスメントプラン https://www.kansai-u.ac.jp/ja/about/outline/graduate.html</p>

点検・評価報告書 様式

	<p>パフォーマンスや提出物、入学・修了時における調査等を通じて把握・分析する。</p> <p>心理実践実習を中心とする臨床心理専門科目群や技能系科目において、学生個人のその実習記録（実習日誌・事前事後指導・カンファレンスによる口頭報告）を直に聴いてアセスメントする。</p>	
社会安全研究科	<p>■ 博士課程前期課程</p> <p>主担当教員による演習科目の単位修得のみならず、多様な専門分野の選択科目の単位修得により評価が行われている。とりわけ、研究実施や論文執筆に必要なスキルについては、共通科目において評価を行う。研究計画を作成し、研究成果の報告を義務づけ、研究科委員会において内容確認と承認を行っている。</p> <p>また、指導教員以外2名の教員が担当する必修科目「副指導演習」において、学生の思考力や判断力、表現力を多角的に評価している。とりわけ、副指導演習ⅡAでは、毎年4月に全教員の出席のもと修士論文の進捗について口答報告を義務とし、また専攻演習の成績評価、修士論文については、主査・副査による口頭試問のみならず、他の教員や学生も参加しての発表会を通じた評価を行っている。外部講師を招いたセミナーへの参加状況を把握している。学生が独自に行った学会報告や論文発表については、学術論文集「社会安全学研究」に掲載することによって評価を行っている。</p> <p>■ 博士課程後期課程</p> <p>主担当教員による演習科目の単位修得のみならず、多様な専門分野の選択科目の単位修得により評価が行われている。全学生に年度当初に研究計画の作成を義務づけている。また年度末には研究成果の報告を義務づけている。これらはすべて研究科委員会において内容確認と承認を行っている。また毎年4月に全教員の出席のもと博士論文の進捗について口答報告することを義務づけている。</p> <p>外部講師を招いたセミナー等への参加状況を把握している。また、学生が独自に行った学会報告や論文発表については、学術論文集「社会安全学研究」に掲載することで評価を行っている。博士論文の要旨は学術論文集「社会安全学研究」に公表しており、それらについても主体性評価の指標となる。</p>	<p>アセスメントプラン</p> <p>https://www.kansai-u.ac.jp/ja/about/outLine/graduate.html</p>
東アジア文化研究科	<p>■ 博士課程前期課程</p> <p>単位取得状況、成績、入学時・修了時調査等による間接指標を組み合わせる</p>	<p>アセスメントプラン</p> <p>https://www.kansai-u.ac.jp/ja/about/outLine/graduate.html</p>

点検・評価報告書 様式

	<p>握・可視化・分析する。年次研究計画書、年次研究成果報告書、論文構想発表、修士論文と、入学時・修了時調査等による「考動力」の獲得状況等から、多角的に測定・分析する。院生フォーラム発表実績、研究会発表、学会発表、学術論文等発表、研究科独自の取り組みへの参加状況、進路状況と、入学時・修了時調査等に基づき、把握・分析する。</p> <p>■ 博士課程後期課程</p> <p>単位取得状況、成績等に基づき、把握・可視化・分析する。年次研究計画書、年次研究成果報告書、論文構想発表、博士論文の内容に基づき、把握・可視化・分析する。院生フォーラム発表実績、研究会発表、学会発表。学術論文等発表、研究科独自の取り組みへの参加状況、研究費応募・獲得状況等に基づき、把握・可視化・分析する。</p>	
ガバナンス研究科	<p>各年次の修得単位数やレポート・論文の内容を把握し、分析する。地域活動を中核とする大学院演習活動や課外活動との関連性を多角的に測定し、分析する。併せて、修士論文の工程管理を目的とした院生報告会（年2回実施）において、複数教員が参加して、多角的に研究成果を確認する。国際化教育や課外活動の状況を大学院演習活動を通じて、把握・分析する。</p>	<p>アセスメントプラン</p> <p>https://www.kansai-u.ac.jp/ja/about/outLine/graduate.html</p>
人間健康研究科	<p>■ 博士課程前期課程</p> <p>修士論文等の研究成果を、外部評価を含めて審査し、通常の成績評価と組み合わせて測定を行う。「実習科目」「実務家教員科目」における学外の施設や行政との連携活動や学会発表等における成果を用いて、研究遂行に求められる倫理観や社会に貢献できる思考力、判断力、表現力が身についているか測定を行う。多面的な視点から指導を行う「演習科目」の活動と成果を用いて、主体的に学びに取り組む態度を指導教員による指導と評価によって測定を行う。</p> <p>■ 博士課程後期課程</p> <p>博士論文やその準備段階で提出される学術論文等の研究成果を、外部評価を含めて審査し、通常の成績評価と組み合わせて測定を行う。研究成果を社会に還元する道筋を学べる「講義科目」と学会発表等の成果を用いて、自律した研究活動を行ううえで必要な高度な思考力と、研究成果を人間の健康と健幸の推進に活かせる課題分析能力、提案の表現力、問題の解決能力が身についているか測定を行う。多面的な視点から指導を行う</p>	<p>アセスメントプラン</p> <p>https://www.kansai-u.ac.jp/ja/about/outLine/graduate.html</p>

点検・評価報告書 様式

	「演習科目」の活動と成果を用いて、主体的に学びに取り組む態度を指導教員による指導と評価によって測定を行う。	
法務研究科	法務研究科の掲げる教育理念に則り、高度な専門的知識を有し、高い倫理的責任感を備えた法曹となるにふさわしい能力を修得した者に法務博士の学位を授与する。具体的には、所定の年限以上在学し、本法務研究科がその教育理念を実現するために設定した所定のカリキュラムに則った教育を受け、法律基本科目、法律実務基礎科目、展開・先端科目、基礎法学・隣接科目のそれぞれにつき、必要修得単位を含む所定の単位を修得することが学位授与の要件である。また、教育理念をよりよく実現するため、各学年において、定められた必要単位数を修得するとともに、必修科目について定められた GPA 基準を満たすことを進級要件として定めている。	アセスメントプラン https://www.kansai-u.ac.jp/ja/about/outline/graduate.html
会計研究科	導入科目群科目・基本科目群科目の単位修得状況および成績評価、授業アンケート、日商簿記検定2級等の取得状況 発展科目群科目（特殊講義含む）の単位修得状況および成績評価、授業アンケート、日商簿記検定1級等の取得状況 応用・実践科目群の単位修得状況および成績評価、授業アンケート、公認会計士試験（短答式・論文式）の合格状況、合同監査法人セミナー等への参加状況	アセスメントプラン https://www.kansai-u.ac.jp/ja/about/outline/graduate.html
備考：関大 LMS：予習・復習、課題レポート、各種テスト、授業に関する質問受付・回答などの授業を補完できるシステム		

学部・研究科等における点検・評価活動の状況

学部・研究科等名称	実施年度・実施体制	点検・評価報告書等
法学部	法学部自己点検・評価委員会	2024年度自己点検・評価報告書 第Ⅱ編 学部
文学部	文学部自己点検・評価委員会	2024年度自己点検・評価報告書 第Ⅱ編 学部
経済学部	経済学部自己点検・評価委員会	2024年度自己点検・評価報告書 第Ⅱ編 学部
商学部	商学部自己点検・評価委員会	2024年度自己点検・評価報告書 第Ⅱ編 学部
社会学部	社会学部自己点検・評価委員会	2024年度自己点検・評価報告書 第Ⅱ編 学部
政策創造学部	政策創造学部自己点検・評価委員会	2024年度自己点検・評価報告書 第Ⅱ編 学部
外国語学部	外国語学部自己点検・評価委員会	2024年度自己点検・評価報告書 第Ⅱ編 学部
人間健康学部	人間健康学部自己点検・評価委員会	2024年度自己点検・評価報告書 第Ⅱ編 学部
総合情報学部	総合情報学部自己点検・評価委員会	2024年度自己点検・評価報告書 第Ⅱ編 学部
社会安全学部	社会安全学部自己点検・評価委員会	2024年度自己点検・評価報告書 第Ⅱ編 学部

点検・評価報告書 様式

システム理工学部	システム理工学部自己点検・評価委員会	2024 年度自己点検・評価報告書 第Ⅱ編 学部
環境都市工学部	環境都市工学部自己点検・評価委員会	2024 年度自己点検・評価報告書 第Ⅱ編 学部
化学生命工学部	化学生命工学部自己点検・評価委員会	2024 年度自己点検・評価報告書 第Ⅱ編 学部
法学研究科	大学院法学研究科自己点検・評価委員会	2024 年度自己点検・評価報告書 第Ⅱ編 大学院
文学研究科	大学院文学研究科自己点検・評価委員会	2024 年度自己点検・評価報告書 第Ⅱ編 大学院
経済学研究科	大学院経済学研究科自己点検・評価委員会	2024 年度自己点検・評価報告書 第Ⅱ編 大学院
商学研究科	大学院商学研究科自己点検・評価委員会	2024 年度自己点検・評価報告書 第Ⅱ編 大学院
社会学研究科	大学院社会学研究科自己点検・評価委員会	2024 年度自己点検・評価報告書 第Ⅱ編 大学院
総合情報学研究科	大学院総合情報学研究科自己点検・評価委員会	2024 年度自己点検・評価報告書 第Ⅱ編 大学院
理工学研究科	大学院理工学研究科自己点検・評価委員会	2024 年度自己点検・評価報告書 第Ⅱ編 大学院
外国語教育学研究科	大学院外国語教育学研究科自己点検・評価委員会	2024 年度自己点検・評価報告書 第Ⅱ編 大学院
心理学研究科	大学院心理学研究科自己点検・評価委員会	2024 年度自己点検・評価報告書 第Ⅱ編 大学院
社会安全研究科	大学院社会安全学研究科自己点検・評価委員会	2024 年度自己点検・評価報告書 第Ⅱ編 大学院
東アジア文化研究科	大学院東アジア文化研究科自己点検・評価委員会	2024 年度自己点検・評価報告書 第Ⅱ編 大学院
ガバナンス研究科	大学院ガバナンス研究科自己点検・評価委員会	2024 年度自己点検・評価報告書 第Ⅱ編 大学院
人間健康研究科	大学院人間健康研究科自己点検・評価委員会	2024 年度自己点検・評価報告書 第Ⅱ編 大学院
法務研究科	大学院法務研究科（法科大学院）自己点検・評価委員会	2024 年度自己点検・評価報告書 第Ⅲ編 専門職大学院
会計研究科	大学院会計研究科（専門職大学院）自己点検・評価委員会	2024 年度自己点検・評価報告書 第Ⅲ編 専門職大学院
備考：		

第4章 教育・学習(本文)

評定 S A・B・C

1. 現状分析

評価項目①

達成すべき学習成果を明確にし、教育・学習の基本的なあり方を示していること。

<評価の視点>

- ・学位授与方針において、学生が修得すべき知識、技能、態度等の学習成果を明らかにしているか。また、教育課程の編成・実施方針において、学習成果を達成するために必要な教育課程及び教育・学習の方法を明確にしているか。
- ・上記の学習成果は授与する学位にふさわしいか。

(1) 学位授与の方針

ア 大学全体

本学では、大学全体の学位授与の方針を、学士課程、博士課程（前期課程・後期課程）、専門職学位課程の課程ごとに定めるとともに、各学部・研究科においても、大学全体の方針を踏まえつつ、それぞれの「教育研究上の目的」及び「研究科の目的」に応じて、より具体的な内容を盛り込んだ学位授与の方針を定めている。全学及び各学部・研究科の学位授与の方針は、教育課程編成・実施の方針及び入学者受入れの方針とともに、大学 HP において全体を掲載するだけでなく、各学部・研究科の HP 等でも掲載し、広く公表している。

本学の学位授与の方針は、「知識・技能」「思考力・判断力・表現力等の能力」「主体的な態度」という学力の三要素に沿って構成しているが、同時に、本学の理念である「学の実化」との連関も意識して設定している。例えば、「知識・技能」については、各課程とも単なる知識の修得ではなく、「それらを総合的に活用する」力を求めている。これは「学理と実際との調和」という考えを背景としている。また、本学の長期ビジョンでは「考動力」が中核的な概念の一つとなっていることもあり、自ら思考し、行動することができるという意味合いで「考動力」という用語を使用している点も特徴的である。

各学部・研究科の学位授与の方針を含む三つの方針は毎年、執行部等で改定の必要性の有無を検討し、教授会や研究科委員会等において審議し、決定している。その後、各学部・研究科の方針は「教育推進委員会」に報告し、全学的に内容の確認を行っている。

大学全体の学位授与の方針についても、学部・研究科の方針を見直す際には、大学執行部主導のもと、教育推進部と連携して改定の必要性を検討し、「教育推進委員会」で審議を行い、「学部長・研究科長会議」で報告することになっている。

イ 各学位課程

各学部・研究科における学位授与の方針についても、大学全体の学位授与の方針に準じて、項目を「知識・技能」「思考力・判断力・表現力等の能力」「主体的な態度」に分け、それぞれの学位プログラムの特性に応じ、学位授与に当たって求められる学習成果をより具体的に記載している。

(2) 教育課程編成・実施の方針

ア 大学全体

本学では、教育課程編成・実施の方針に関しても、大学全体の方針を課程ごとに定

点検・評価報告書 様式

めるとともに、各学部・研究科においても、それを踏まえつつ、それぞれの学位授与の方針に応じて、より具体的な内容を盛り込んだ教育課程編成・実施の方針を定め、HP等で広く公表している。

本学の教育課程編成・実施の方針では、学位授与の方針に掲げる「知識・技能」「思考力・判断力・表現力等の能力」「主体的な態度」を修得するのに必要な教育課程をどのように体系的に編成するのかを記述することで、学位授与の方針と教育課程編成・実施の方針の関係を明確化している。具体的には、「知識・技能」の修得に関しては、学士課程の1.「教育内容」の(1)ア及び(2)ア、博士課程(前期・後期課程)及び専門職学位課程の1.「教育内容」の(1)でそれぞれ明記している。

また、この教育課程編成・実施の方針では、記載する内容を「教育内容」と「学習成果の評価」に大別し、学士課程については「教育内容」を「教養教育」及び「専門教育」に区分することで、各学位プログラムの教育課程における授業科目区分とその位置付けをより明確にしている。

くわえて、「学習成果の評価」(各学部・研究科では「教育評価」)の項目を設けることで、教育課程で学習した内容の評価の仕方についての記述を課程ごとに盛り込み、全学的な観点から、学位授与の方針で求めている「知識・技能」「思考力・判断力・表現力等の能力」「主体的な態度」をどのように評価するのかを記載している(学習成果の具体的な評価方法については、本基準「⑤学位授与方針に明示した学生の学習成果を適切に把握及び評価していること。」で詳述する)。

なお、各学部・研究科及び大学全体の教育課程編成・実施の方針を含む三つの方針の見直しについては、学位授与の方針と同様のプロセスで行っている。

イ 各学位課程

各学部・研究科における教育課程編成・実施の方針についても、大学全体の教育課程編成・実施の方針に準じて、項目を「教育内容」と「教育評価」に分け、それぞれの学位プログラムの特性に応じ、教育課程編成・実施の方針とその目的を、より具体的に記載している。

評価項目②

学習成果の達成につながるよう各学位課程にふさわしい授業科目を開設し、教育課程を体系的に編成していること。

<評価の視点>

・学習成果の達成につながるよう、教育課程の編成・実施方針に沿って授業科目を開設し、教育課程を体系的に編成しているか。

※ 具体的な例

- ・授与する学位と整合し専門分野の学問体系等にも適った授業科目の開講。
- ・各授業科目の位置づけ(主要授業科目の類別等)と到達目標の明確化。
- ・学習の順次性に配慮した授業科目の年次・学期配当及び学びの過程の可視化。
- ・学生の学習時間の考慮とそれを踏まえた授業期間及び単位の設定。

(1) 教育課程編成・実施の方針と教育課程の整合性

ア 学士課程

本学では、大学全体の教育課程編成・実施の方針で、学士課程については「共通教養科目、専門教育科目及びその他必要な科目を体系的に教育課程として編成」すると

点検・評価報告書 様式

定めている。

教育課程は、学則第 13 条の 2 に基づき、各学部（総合情報学部及び社会安全学部を除く）では、授業科目を共通教養科目、外国語科目及び専門教育科目に分けて開設している。なお、総合情報学部では導入科目、基礎科目、共通教養科目、外国語科目、基幹科目、展開科目、実習科目、演習科目及び教職・その他の科目を、社会安全学部では基礎科目群、専門科目群、統合科目群及び自由科目群をそれぞれ開設している。

共通教養科目は、教育推進部に「共通教養教育推進委員会」を設置し、全学的な観点での運営を行っている（根拠資料 2-9<第 10 条>）。現在、導入教育やキャリア教育、学部や大学の枠を超えて幅広く学ぶ科目、自校教育等からなる 7 つの科目群（根拠資料 4-1【ウェブ】）により構成しているが、共通教養科目の運用については 5 年をめどに定期的な見直しを行っており、教育推進委員長から挙げられた特に検討すべき事項等を項目ごとに小委員会または担当グループに分けて検討を行っている。直近では 2023 年度からの実行（一部 2022 年度から先行実施）に向けて見直しを行い、グローバル科目群の発展的整理として科目区分の再構築と科目の見直しやキャリア教育科目の見直しとして新たにキャリア形成科目群を設置し、演習科目を含む科目編成等を行った。

また、外国語科目の実質的な運営は外国語学部の「外国語学部学務委員会」及び「教養外国語委員会」の下で行われ、「共通教養教育推進委員会」がその取りまとめを行っている（根拠資料 2-9<第 10 条>、4-2【ウェブ】）。

専門教育科目は、各学部の責任のもと設置・運営を行っている。

これらの授業科目の編成方針は、まず、大学全体の教育課程編成・実施の方針の「1. 教育内容」で、「(1) 教養教育」と「(2) 専門教育」に大別して定めている。教養教育については、方針 1(1)ア「社会で活躍するために必要な幅広い教養と柔軟な思考を培うことを目指す」を踏まえて「関西大学科目群」「自己形成科目群」「健康・スポーツ科目群」「キャリア形成科目群」「大学・学部・社会連携科目群」を、方針 1(1)イ「身近な事柄に学問知を発見し、大学の学問知への興味を醸成するとともに、学問の進め方を体得できることに重点を置いたプログラム」として「基盤科目群」を配置している。また、方針 1(1)ウ「異文化を理解し、異なる意見を持つ人々の立場に立って考えることができる能力、及び外国語によるコミュニケーション力を育成する」ことを踏まえた授業科目として、共通教養科目「グローバル科目群」及び外国語科目を設置している。

専門教育については、方針 1(2)ア「講義、演習、実習等を体系的に組み合わせて、専門的知識・技能を効率的に修得させることを目指す」を踏まえて、各学部の特性に合わせた専門教育科目を設置している。方針 1(2)イ「初年次においては、様々な学習履歴を持った学生に学びの転換を促す導入・入門科目を準備し、学問分野に応じた『考動力』の基礎を育成」し、方針 1(2)ウ「上位年次においては、学生一人ひとりの学問研究を促進するために演習科目等の少人数教育を中心とした学問の本質に接する場を提供し、『考動力』の獲得に重点を置いた教育を実践する」ために演習科目等を適切に開設している。

各学部では、大学全体の教育課程編成・実施の方針を踏まえたそれぞれの教育課程

点検・評価報告書 様式

編成・実施の方針で、「1.教育内容」を「教養教育」と「専門教育」に分けて記載することでその位置付けを明確化しているほか、多くの学部で特に初年次導入科目をどのような方針で設定するかについても記述している。

また、カリキュラムマップ（根拠資料 4-3）、カリキュラムツリー（根拠資料 2-23【ウェブ】）の作成・見直しを通じて、授業科目の配置の適切性を確認している。

イ 博士課程・専門職学位課程

本学では、大学全体の教育課程編成・実施の方針で、博士課程（前期・後期課程）及び専門職学位課程に関し、教育内容と学習成果の評価方法を定めている。

まず、いずれの課程も、方針 1（1）講義、演習、実習等を体系的に組み合わせて、知識・技能の効率的な修得を目指すことを踏まえ、それぞれの課程に応じ適切な授業科目を開設している。

博士課程（前期・後期課程）では、方針 1（2）「演習科目等において、学生一人ひとりが指導教員から入念な指導を受け、研究能力を獲得することができる体制を整える」を踏まえ、少人数の演習科目等を設置している。また、方針 1（3）「研究遂行に求められる倫理観を育む機会を提供する」を踏まえ、研究倫理綱領や行動規範、成果の発表方法、研究費の適切な使用等、科学者としての心得を示す研究倫理研修（e-learning 等）の機会を提供している（根拠資料 4-4）。

専門職学位課程では、方針 1（2）「授業科目等において、高度な理論に基づく実践力を獲得することができる体制を整える」を踏まえ、各種資格取得支援講座を開設している。また、方針 1（3）「高度専門職業人として求められる倫理観を育む機会を提供する」を踏まえ、前述の研究倫理研修の受講を義務付けている（法務研究科を除く）。

さらに、カリキュラムマップ（根拠資料 4-5）やカリキュラムツリー（根拠資料 3-29【ウェブ】）を作成・見直しし、授業科目の配置の適切性を確認している。

(2) 教育課程の編成にあたっての順次性及び体系性への配慮

教育課程の編成にあたっては、授業科目の体系性と履修の順次性を示すために、全学部・研究科において科目ナンバリングを導入し、「大学要覧」「大学院要覧」で明示している。また、学位授与の方針に基づき、学習成果と科目を関連付けており、その内容をカリキュラムマップとして策定し、学習成果の達成状況を把握・評価することができるようにしている。さらに、カリキュラムツリーは、教育に関する三つの方針とともに、HP で明示している。

(3) 単位制度の趣旨に沿った単位の設定

単位制度については、大学設置基準を踏まえ、1 単位の授業科目を 45 時間の学修を必要とする内容をもって構成することを前提に、学則第 14 条、大学院学則第 14 条、法務研究科(法科大学院)学則第 8 条、「関西大学大学院会計研究科(専門職大学院)学則」(以下「会計研究科(専門職大学院)学則」という。)第 8 条にて、「講義」「演習」「実習」等の授業科目の性質、当該授業による学習成果、シラバスに明示している授業時間外学習等を考慮した単位数の計算基準等について規定している。また、単位制度の概要は、学部では「大学要覧」に、大学院では「大学院要覧」に、専門職大学院では「法科大学院要覧」及び「会計専門職大学院要覧」に明記し、学生への周知を徹底している。

(4) 個々の授業科目の内容及び方法

ア 学士課程

(ア) 共通教養科目

共通教養科目は前述のとおり、7つの科目群から構成されている（根拠資料 4-1【ウェブ】）。

なお、グローバル科目群については、2023 年度に発展的整理を行った。具体的には、国際教養科目を「自己形成科目群」へ、国際協力サービスラーニング科目は「大学・学部・社会連携科目群」（社会連携科目）へ、日本語スキルアップ科目は外国人留学生科目へ、それぞれ移管し、留学体験プログラムに単位認定を行う科目を集約するために、留学実践科目を新設した。また、留学準備スキルアップ科目については、語学要件区分を見直し、初心者向けのクラスを設定した。初心者クラスは日英2言語を併用して授業を行う。くわえて、一部の科目に遠隔授業（リアルタイム配信）を取り入れた。グローバル・フロンティア科目のみ、引き続き学則改正も視野に入れ、検討を続けている。

上述のグローバル・フロンティア科目及び留学準備スキルアップ科目では、英語で学ぶ科目や英語スキルアップ科目を開講し、学生の関心やニーズに応じてきた。これらの英語開講科目は、留学準備や、留学後の外国語によるコミュニケーション能力の維持・向上にも役立つ科目として位置付けられ、単位認定を伴う交換派遣留学、認定留学、海外語学セミナーと併せ、留学前、留学中、留学後の学習活動を1つの線として結びつける試みとして実践されており、今後ますます多様化が求められるグローバル社会における人材育成や学生のキャリア形成にも大きく寄与するものとなっている。

このように共通教養科目は、4年間の在学期間を通じて、各学部の専門教育を補完しながら、分野横断的に学びを発展させる機会を広く提供している。

(イ) 外国語科目

外国語科目の内、英語については、言語運用能力を構成する4技能（リスニング、スピーキング、リーディング、ライティング）をバランスよく伸ばすことを目的としている（根拠資料 4-2【ウェブ】）。また、学習の指針を示す「英語学習マップ」（根拠資料 4-6【ウェブ】）を用意し、効果的な学習方法を学生に提示している。

英語以外の外国語として、ドイツ語、フランス語、ロシア語、スペイン語、中国語、朝鮮語の6語種を開講している。いずれの外国語も共通の教科書を用い、担当教員間で連携を図り、きめ細やかな指導を行っている。

(ウ) 専門教育科目

各学部が提供する専門教育科目については数が膨大であるため、ここではその一部を例として挙げる。

文学部の専門教育科目は、主として、①1年次に修得すべき科目として、各専修の内容を紹介する講義科目「学びの扉」及び演習科目「知へのパスポート」から成る「初年次導入科目」（選択必修）、②総合人文学の専門領域を横断する内容の科目やすべての専修に共通のスキルを学ぶ演習科目「知のナビゲーター」か

点検・評価報告書 様式

ら成る「総合人文学科目」(必履修及び選択)、③「Intensive English Program」等、文学部独自の外国語科目を展開する「文学部外国語科目」(選択)、④2年次以降の所属専修で修得すべき科目として、「専修ゼミ」「専修研究」及び「卒業論文」等の「専修固有科目」(必修)、各専修に関係の深い内容の科目から成る「専修関連科目」(選択)、そして⑤教員免許等の資格取得のために必要な科目から成る「資格関連科目等」(自由)に区分している。

システム理工学部では、知識と技術をバランスよく身につけられるよう、演習や実験と講義が密接に関連した形で学べる講義体系を整備している。また、コース制を導入している物理・応用物理学と電気電子情報工学科では、専門分野をじっくり探究する各コースに応じた専門科目を必修科目と選択必修科目、選択科目に分類している。さらに、各コース共通の必修、選択必修、選択科目で入門的、概論的科目を下位年次に配置し、上位年次ほど専門性の高い科目と、実験・実習・演習科目を多数配置している。4年次の必修科目「特別研究」では、全員が研究室に配属され、さまざまな形態の研究活動に従事している。

社会安全学部では、授業科目を大きく「基礎科目群」「専門科目群」「統合科目群」「自由科目群」「外国人留学生科目」に区分している。この内、「専門科目群」は、「共通専門科目」の他に、「社会災害マネジメント科目」と「自然災害マネジメント科目」に二分し、社会災害または自然災害どちらかに特化した専門科目群での学びができるようになっている。これにより、安全に関わる幅広い領域を学び、防災・減災、事故防止、危機管理に関する最新の体系的な専門知識が身につくように配慮している。

イ 博士課程

各研究科の専門教育科目の内容について、いくつかの研究科の事例を挙げるとともに、博士課程(前期・後期課程)におけるコースワークとリサーチワークを適切に組み合わせさせた教育の配慮について示す。

法学研究科では、前期課程に「法政研究」「高度専門職業人養成」「国際協働」の3コースを設置し、各コースに応じた研究環境・指導体制の整備を行っている。開設している科目は、基礎科目、講義科目、演習科目の3つの科目群に区分している。また、法政研究コースについては専修科目制がとられ、学生は個別の指導教員の下で毎学年演習を履修して修士論文の作成指導を受ける。他の2つのコースには専修科目は設置されておらず、2年次または3年次の修士論文執筆に際して指導教員を志望・選択することで、多様な科目群から自分のニーズに応じて適当だと判断した科目を履修することができるようになっている。

東アジア文化研究科では前期課程・後期課程ともに、演習科目において、東アジア文化研究の理論と方法を身につけ、修士論文ないしは博士論文を執筆するための研究発表を中心とする授業形態である。領域選択科目(A・B)群は、方法論を中心に学ぶ領域研究と、研究・調査の基礎となる資料について学ぶ資料研究に分けられる。共通科目(A・B・C)群は、東アジア文化研究における学際的視野を広げ、諸課題への理解を深め、学術的発信力を身につけるためのものである。これらにより、コースワーク中心の授業形態であるが、多くは課題発表や議論といったリサーチワークの要素を適

切に組み合わせて行っている。

理工学研究科では、前期課程において研究科内共通科目としての A 群科目、専攻内共通科目としての B 群科目、さらにゼミナールを含む各分野の定める専門科目としての C 群科目、英語基準コース基本科目の K 群科目に区分している。大学院生は、A～C 群科目の中からそれぞれ所定の単位を修得し、高度な知識・技能を効率的に得られるよう設定しており、英語基準コース履修者は、K 群科目も含めて修得する仕組みとなっている。カリキュラムは、学部専門教育の基礎の上に、高い専門性と同時に専門を越えた学際的教養を修得できるように設定しており、コースワークとリサーチワークを適切に組み合わせている。さらに、派遣型実習教育科目を配置して、海外を含む学外研究機関での研修を修了所用単位に含めることを可能にしている。一方、リサーチワークを中心に構成されている後期課程では、4つの半年科目ゼミナールⅤ～Ⅷにおいて、博士論文の研究に関する指導を行う体制を整えている。

(5) 授業科目の位置付け（必修、選択等）

各学部・研究科では、それぞれの卒業要件・修了要件を学則・大学院学則に規定し、また科目ごとの必修・選択等の区分を各種要覧に記している。

(6) 各学位課程にふさわしい教育内容の設定

ア 学士課程

(ア) 初年次教育、高大接続への配慮

本学では、「アドミッション・オフィス入試」（以下「A0 入試」という。）、「スポーツ・フロンティア入試」（以下「SF 入試」という。）、「指定校制推薦入学」等、早期に合格発表を行う入試で入学予定者に対して、学習の継続性や学習意欲の維持、基礎学力の向上等を目的として、入学前教育を実施している。入学前教育の内容については、各学部が内容を決定・実施しているが、全学的に提供する学習コンテンツについては、教育推進部で内容を検討・決定し、e ラーニング教材を提供している（根拠資料 4-7）。

また、入学後には、共通教養科目内に「基盤科目群」を配置し、大学教育の入り口において高校生から大学生への移行を支援する導入教育を行っている。特に、新入生を主な対象とする演習・実践型の科目「スタディスキルゼミ」及び「プロジェクト学習」では、大学での学びに必要なスキルの習得を目的としてテーマごとの科目を提供している。「スタディスキルゼミ」では、ライティング・論理的思考・レポート作成・プレゼンテーション・ディベート等の習得を目的とした科目を、「プロジェクト学習」では、PBL (Project-Based Learning) を取り入れた授業を実施している。これらは「思考力・判断力・表現力等の能力」及び「主体的な態度」の育成を到達目標とした科目群であり、クリティカルシンキングや交渉学をはじめとする多様なテーマを用いて、基礎的なスキルだけでなく、応用スキルの養成も行っている（根拠資料 4-8【ウェブ】）。

各学部においても「基礎演習」「導入演習」「導入ゼミ」等の名称で、各学部の専門領域へのスムーズな導入を図る科目を演習形式で開設するとともに、各種の入門的な講義科目を通じて専門教育の基礎となる知識を修得させることで、次年度以降のより専門的な内容へとつなげている。

点検・評価報告書 様式

こうした初年次生に対する教育・学習成果の検証について、共通教養教育に係るアセスメントプラン（プログラムポリシー）にもとづき、授業アンケートや教学 IR が実施する各種調査、成績分布や履修状況の推移など教学データの分析・可視化の結果を「共通教養教育推進委員会」等で共有・協議することとしている。

(イ) 教養教育と専門教育の適切な配置

各学部では、共通教養科目及び外国語科目の修得すべき単位数は、学則に規定しており、それぞれの教育課程編成・実施の方針にしたがって、教養教育と専門教育のバランスに配慮している。

イ 博士課程

「(4) 個々の授業科目の内容及び方法」のイに記述のとおり。

(7) 学生の社会的及び職業的自立を図るために必要な能力を育成する教育の適切な実施

本学では、学生の社会的及び職業的自立を図るために必要な能力を育成する教育を、全学的に推進している。内部質保証の一環として、教育推進部のもと、教育課程の企画・立案・検証を各学部教授会や研究科委員会と連携して実施している。また、共通教養科目では、2023 年度に「キャリア形成科目群」を配置し、1 年次から履修可能な「大学生から始めるキャリア形成」や「キャリア形成入門演習」、さらに上級学年向けの「キャリア形成実践演習」などを提供し、学生が社会に出る準備を進める支援をしている。さらに、本学 0B・0G の起業家から起業体験を学び、社会課題への意識を高めながら、起業を含む多様なキャリア選択に必要な知識・技術・行動力、そして学び続けるマインドセットを養うこと、実際に企業で活躍する第一線の方と起業に関する課題に取り組むことによって、本学学生として身につけるべき力を育むことをねらいとして、共通教養科目の「関西大学科目群」に「起業に学ぶ「考動力」入門（関大出身起業家と考える未来の自分）」「起業に学ぶ「考動力」実践（企業と考える未来のデザイン）」を配置している。さらに、インターンシッププログラムも設け、実務経験を通じた職業的自立を支援している。

各学部・研究科においても、専門分野の教育を通じて学生の自立を促進している。

例えば、文学部では教職課程や司書課程、小学校教諭免許取得のための課程など、免許や資格取得を支援するプログラムを充実させている。政策創造学部では、政策公務職を目指す学生のために「政策公務セミナー」を開催し、実務者を招いたセミナーを通じて政策立案や行政の現場に必要な知識とスキルを提供している。2023 年度には、約 650 名の学生がこのセミナーに参加し（根拠資料 4-9）、政策公務職に必要な専門知識を身につけた。また、1 年次からの「政策公務コース」により、少人数教育を通じて法律や経済学の初級から上級レベルの学びを提供している（根拠資料 4-10【ウェブ】）。

大学院においても、職業的自立を支援するプログラムが多数存在している。

例えば、商学研究科のデータサイエンティスト育成プログラムでは、ビジネス関連のビッグデータを解析するための高度なスキルを身につけることができ（根拠資料 4-11【ウェブ】）、理工学研究科の「アドバンスインターンシップ」や客員教授の講演会なども、学生の専門能力を深める機会となっている。これらの取り組みを通

じ、本学は学生が社会での自立に必要な能力を効果的に育成するため、教育の充実に努めている。

評価項目③

課程修了時に求められる学習成果の達成のために適切な授業形態、方法をとっていること。また、学生が学習を意欲的かつ効果的に進めるための指導や支援を十分に行っていること。

<評価の視点>

- ・ 授業形態、授業方法が学部・研究科の教育研究上の目的や課程修了時に求める学習成果及び教育課程の編成・実施方針に応じたものであり、期待された効果が得られているか。
- ・ ICTを利用した遠隔授業を提供する場合、自らの方針に沿って、適した授業科目に用いられているか。また、効果的な授業となるような工夫を講じ、期待された効果が得られているか。
- ・ 授業の目的が効果的に達成できるよう、学生の多様性を踏まえた対応や学生に対する適切な指導等を行い、それによって学生が意欲的かつ効果的に学習できているか。

※ 具体的な例

- ・ 学習状況に応じたクラス分けなど、学生の多様性への対応。
- ・ 単位の実質化（単位制度の趣旨に沿った学習内容、学習時間の確保）を図る措置。
- ・ シラバスの作成と活用（学生が授業の内容や目的を理解し、効果的に学習を進めるために十分な内容であるか。）。
- ・ 授業の履修に関する指導、学習の進捗等の状況や学生の学習の理解度・達成度の確認、授業外学習に資するフィードバック等などの措置。

(1) 学生の学習を活性化し効果的に教育を行うための措置

ア 各学位課程の特性に応じた単位の实質化を図るための措置

単位の实質化を図るための措置としては、大学設置基準、大学院設置基準の趣旨を踏まえて、特に授業時間外の学習時間を確保するため、学士課程では履修科目登録の上限を、資格関連科目を除き 50 単位未満としている。また、履修登録単位数については「大学要覧」に記載し、学生に周知している。なお、資格取得に関わる科目（教職課程）の履修に関しては、毎年度、学年別に実施するガイダンスにおいて、卒業要件科目の履修を優先したうえで、計画的な履修が必要であることを繰り返し説明している。さらに、教職履修カルテ（2 年次以上の教職課程履修者が、毎学期の履修登録時に、自身が履修した教職専門科目の振り返りや、教員としての資質・能力に関する自己評価を Web 上で入力するシステム）登録者の学修状況を確認のうえ、卒業に必要な修得単位数が基準を下回る学生に対しては、卒業要件科目の履修を優先するよう促すメッセージを 3 段階に分けて表示し、該当する学生には個別にメッセージを送るなどの対応を行っている。

博士課程前期課程では、大学院規則第 5 条において、1 学年度に認められる履修単位数は 28 単位以内とするとしている。ただし、文学研究科、理工学研究科、外国語教育学研究科、社会安全研究科、東アジア文化研究科及び人間健康研究科は 30 単位以内、心理学研究科心理臨床学専攻は 32 単位以内としている（根拠資料 4-12）。

博士課程後期課程では、研究指導上必要な科目の履修を促している。

専門職学位課程については、法務研究科については、第 1・2 年次各 36 単位、第 3 年次 44 単位、会計研究科は、第 1・2 年次各 32 単位とそれぞれの学則で定めている。

イ シラバスの内容及び実施

シラバスには、各学部の学位授与の方針及び教育課程編成・実施の方針を主軸として、全学統一のフォーマットにより、授業種別、言語、授業概要、学位授与の方針との関係、到達目標、授業手法、授業計画、授業時間外学習、成績評価の方法・基準、教科書・参考書、フィードバックの方法、担任者への問合せ方法、備考を記載している。授業担当者によるシラバス作成に際しては、「シラバスガイド」（根拠資料 4-13）に記入例を示すとともに、シラバスが「学生と大学・授業担当者との契約的要素を有している」ことを改めて周知し、シラバスと実際の授業内容が整合するよう求めている。作成したシラバスは、本学 HP において公開している。

シラバスの記載内容のチェックは、共通教養科目については教育推進部が、外国語科目については外国語学部の学務委員会が、専門教育科目については各学部・研究科執行部等がそれぞれ行っている。政策創造学部のように FD 研究会でシラバスの記載方法やその確実な実行について議論し、共通理解を深めている学部もある。

2020 年度には、新型コロナウイルス感染症対策として、春学期授業のオンライン化を学期途中で実施したことに伴い、全科目のシラバスを修正した。現在は対面授業を原則としつつも、科目特性等に応じて遠隔授業も可能としており、シラバスに対面・遠隔について授業形態の明記を必須とし、適切な運用を図っている。

なお、シラバスの記載項目は、全学的な観点から「教育推進委員会」で定めている。例えば、2018 年度シラバスより、①「到達目標」を各学部・研究科の学位授与の方針と連関させることを推奨する、②「授業時間外学習」の記載の具体化を求める、③「成績評価の基準・評価」を「学力の 3 要素」に沿って記載することを推奨する、④「担任者への問合せ方法」の欄を新設し、学生がコンタクトを取りやすくする、という 4 点の見直しを行った。2019 年度には、教員からのフィードバック方法を明記し、2020 年度からはシラバスと学位授与の方針との関係性を明示するとともに、シラバスのさらなる充実を図ることを目的としたシラバスガイドを作成し配付した。

ウ 学生の主体的参加を促す授業形態、授業内容及び授業方法

本学では、「Kandai Vision 150」において、今後 20 年間を見据えた「教育の将来像」のなかで、「単なる知識の教授に留まることなく、（中略）主体的・協働的に学修する教育プログラムをこれまで以上に整備し、学理と実際との更なる調和を図る」ことを謳っており、その具体策の一つとして「学生が自ら学修を進めるための仕組みの構築」を掲げている。こうした全学的なポリシーと連動する形で、各学部・研究科レベルでも、例えば文学部、政策創造学部、外国語学部、総合情報学部、システム理工学部等は、学生の主体的学修をさまざまなやり方で促進することを今後 10 年間の政策目標の一つとして明確に掲げている。また、教育の改善を主たる研究テーマとしている教育推進部（特に教育開発支援センター（CTL: Center for Teaching & Learning））は、知見や情報を提供し、学生の学習を活性化するための新しいアイデアの創出を支援している（根拠資料 4-14～16）。

全学及び各学部・研究科における実際の授業運営に際しては、「講義」「演習」「実習（実験）」という 3 つの授業形態のそれぞれの特性に応じた効果的な教育を行いやすくするために、全学的な支援体制を多層的に構築している。

点検・評価報告書 様式

例えば、ティーチング・アシスタント（以下「TA」という。）及びラーニング・アシスタント（以下「LA」という。）制度を整備しており、グループワークやPBLを取り入れた授業科目の一部では、グループワークを促したり、課題の発見・発掘並びにその解決に向けて受講生が主体的・能動的に学んだりすることができるように、LAを配置して、学生の学びの動機付けや学びの質を高める工夫をしている（根拠資料 4-17～26）。

また、Web上の授業支援システムとして関大 LMS (Learning Management System) と CEAS という 2つのシステムを授業の特性に応じて自由に使用できることで、授業時間外に課題に取り組んだり、他者の意見を読みながら授業を振り返ったりするといったことが容易に実現できるようになっている（根拠資料 4-27）。さらに、Office 365 のクラウド型のグループ学習環境により（根拠資料 4-28【ウェブ】、4-29）、オンライン上に学生同士の意見交換の場やピア・ラーニングの学習環境を整備している。くわえて、Wi-Fi 環境の整備により、通常教室での ICT 利用も進展しているほか、BYOD の全学的導入も定着してきている。

その他、学生の主体的な学習を支えるために、ライティングラボによるレポート、プレゼン、卒業論文のためのライティング支援サービス提供の場や、学びに対する真摯な態度の向上のために、学生たちのアカデミック・インテグリティの意識を高める ICT ツールを提供している。

こうした支援体制も活用しつつ、多数の「講義」において、一方向的な「知の転移」を行う教育形態に加えて、ワークシート、ミニッツペーパー、小テスト、ICT ツール、LMS、Office365 等を取り入れた ICT 活用型のアクティブ・ラーニングも展開している。また、LA を活用すること等でアクティブ・ラーニングを推進し、PBL を活用したグループワークを取り入れ、学生の主体的な学びを促進する工夫を行う教員も増加している。

少人数によるきめ細かい教育を旨とする「演習」「実習（実験）」では、全ての学部・研究科で学生の主体的な学修を重視した教育を行っている。

その他、各学部における特徴的な取り組みとして、経済学部では英語や中国語を使った現地学生との合同プレゼンテーションやディスカッション等に取り組む「GoLD プログラム」（根拠資料 4-30【ウェブ】）、商学部ではビジネスのあらゆる領域で活躍しようとする学生の期待に応えるビジネスリーダー、海外ビジネス英語、サービスイノベーション、会計、ファイナンスに関連する特別プログラム（根拠資料 4-31【ウェブ】～33【ウェブ】）、外国語学部では 1 年間の海外留学を必須とする「スタディ・アブロード・プログラム」（根拠資料 4-34【ウェブ】）、社会安全学部では全学生に義務付けられた卒業発表会等がある（根拠資料 4-35【ウェブ】）。

共通教養科目の「基盤科目群」で提供されている科目では、学生の意欲的かつ積極的な授業参加によるアクティブ・ラーニングを促すために、少人数のクラスで構成し、科目内容が「主体的な学びの姿勢を育成する学生参加型」になるように可能な限り努めている。

さらに、異文化コミュニケーションを実体験するマルチリンガル・イマージョン学習スペース Mi-Room (Multi-lingual Immersion Room)（根拠資料 4-36）では、学生

が課外活動の一環として、英語もしくは他の言語に触れる機会を設け、特別任用教育職員を配することで、正課授業との連動・連携も想定しながら運営し、正課から課外へ、課外から正課への学習サイクルの確立を目指している。

また、本学の共通教養科目「グローバル科目群」の一部科目をリアルタイムオンライン形式で実施し、海外大学の学生とともに学ぶ環境を構築する KU-EOL (Kansai University Exchange/Engaged Online Learning) (根拠資料 4-37) を 2020 年度秋学期から開始した。「グローバル科目群」として提供している英語開講科目は、これまで世界中から本学に集まった交換留学生とともに英語で学べるのが特徴だったが、ICT ツールを活用してオンラインによるリアルタイムの学生交流を本学学生に提供するとともに協定校や別途 COIL (Collaborative Online International Learning) を推進する中で交流している海外大学の学生も参加している。

その他、国際競争力ある教育をオンラインで国内外に開放できるコンソーシアム「大学の国際化促進フォーラム」のプロジェクトの一環として、J-MCP (Japan Multilateral COIL/VE Project) (根拠資料 4-38) を 2021 年度から開始した。J-MCP とは、プログラムに賛同し参加する国内外の複数の大学機関が、共同で遂行する COIL プログラムであり、大学機関の域を越境し国内外の教員と学生が相互参加する、多方向・多国間 COIL/Virtual Exchange 型オンライン教育プロジェクトである。

エ 授業形態に配慮した 1 授業あたりの学生数、適切な履修指導の実施

1 授業あたりの学生数について、共通教養科目では、受講環境を適切に保持するための措置として、講義科目 (対面) については 1 クラス 300 名を、講義科目 (遠隔) については 1 クラス 500 名を目安に、演習科目については 1 クラス 24 名 (基盤科目群関係) から 50 名 (健康・スポーツ科目群関係) を目安にそれぞれクラス編成を行うことが全学的に了承されている (根拠資料 4-39)。また、システム理工学部・環境都市工学部・化学生命工学部では、指定科目において、入学時に行う基礎学力調査の結果に基づきクラス分けを行っている。

外国語科目においては、英語については、学生の習熟度を判断するために、入学前と 1 年次の終わりにプレースメント (クラス分け) テストを 2 回実施し、全学的に習熟度別クラス編成を行っている。到達目標と講義概要を設定し、それぞれの習熟度レベルの到達目標にふさわしい統一教科書を選定するとともに習熟度ごとに成績評価 (秀～不可の割合) の傾斜を設け、より適切かつ公平な学習機会を提供している。また、クラス人数 (クラスサイズ) は初級 (30 人)、中級 (40 人)、上級 (30 人) とし、個々の学生に、よりきめ細やかに対応することが可能となった。

一方、専門教育科目について、「講義」に関しては 500 名を超える履修者がいる大規模クラスは減少傾向にあり、文学部と外国語学部では、教育内容の特性上、履修者が 50 名以内の講義科目が多くなっている。「演習」については、理工系 3 学部を除く全学部で、履修者が 20 名以下のクラスがもっとも多い。また、科目の特性に応じて、1 授業あたりの学生数の上限を定める科目や習熟度別にクラス編成を行う科目がある。具体的には、1 授業あたりの学生数の上限について、社会学部では演習科目の上限を 30 名以下の少人数クラスとし、政策創造学部では「導入ゼミ」等において少人数クラスで編成し、講義科目は原則 200 名以下で編制することとし、300 名

点検・評価報告書 様式

を超える場合はクラス分割等を行っている。また、習熟度別のクラス編成については、例えば文学部における「Intensive English Program」や外国語学部における「Academic Listening and Speaking」等の科目において、全学で受験する GTEC や学部で受験する TOEFL-ITP のスコアを基に実施している。

次に、履修指導については、授業外学習を活性化し効果的な教育を実現するために、理工系学部の一部の学科では担任制を導入している。くわえて、それぞれの学部は、入学前教育、新入生ガイダンス、補習授業の実施、学部学生相談主事の設置、オフィスアワーの設定、成績不振者との個別面談・指導等に取り組んでいる（根拠資料 4-40、4-41【ウェブ】）。

オ 研究指導計画の明示とそれに基づく研究指導の実施

学位授与の手續等は、「関西大学学位規程」（以下「学位規程」という。）（根拠資料 4-42）に定め、その審査にあたっては学位論文審査基準を設けて総合的に判断している。

研究指導は、入試出願時提出の研究計画書を踏まえて、入学時のガイダンス、指導教員の演習科目等を通じて適宜行っている。また、論文執筆に向けては、執筆計画に基づき、よりきめ細やかな指導を行っている。なお、「大学院要覧」においても研究指導に係るスケジュールを明記している。

また、博士課程後期課程において、入学後、指導教員によるガイダンスを実施し、各大学院生が提出する研究計画を基に個別相談を行った上で、指導教員が研究指導計画に沿って指導する。さらに、研究科長に対して、「1 年次研究計画書」を提出し（根拠資料 4-43）、指導教員が担当する「演習」を履修するとともに、各自の研究テーマに沿った授業科目を、指導教員・副指導教員の助言を踏まえて決定する。その後、履修を進めながら、学年末には 2 年次に向けた研究について指導教員と面接指導を行い、研究科長に、「1 年次研究成果報告書」を提出する（根拠資料 4-44）。こうした指導は、各年次のスケジュールに沿って計画的に実施している。これらの内容は、「大学院要覧」に明示している。また、総合情報学研究科、外国語教育学研究科、心理学研究科、社会安全研究科、東アジア文化研究科、ガバナンス研究科、人間健康研究科では、複数指導体制またはそれに準じる体制を採用している研究科もある。

このような従来の取り組みに加え、課程制大学院の趣旨を踏まえ、内部質保証プロジェクト及び「大学院検討委員会」が中心となって研究指導計画の様式変更や全研究科の研究指導方法及び内容、各年次の年間スケジュールを「大学院要覧」に明記するなど、さまざまな見直しを進めている。

カ 実務的能力の向上を目指した教育方法と学習指導の実施

高度専門職業人養成を目指す専門職大学院では、実務家教員の配置や演習・実習・実践科目等の充実を図ることで、実務的能力の向上に努めている。

会計研究科では、会計・監査を中心に幅広い進路選択を支援することを基本としており、導入科目群、基本科目群、発展科目群、応用・実践科目群の 4 段階科目群を用意し、主な系統として財務会計、管理会計、監査、法律・税務、経営・経済の 5 系統を配置している。特に発展科目及び応用・実践科目群では実務に対応した能力

点検・評価報告書 様式

を身につけることを重視し、事例研究やディベート、ケース・スタディなどを通じて学生の独自の判断力や論理的思考力を養成している。さらに、産業界等と連携し、毎年アドバイザー・ボード会議（教育課程連携協議会）を開催し、教育課程の充実に向けた見直しを行っている。

キ 各学部・研究科における教育の実施にあたっての全学内部質保証推進組織等の関わり

本学の全学内部質保証推進組織である内部質保証プロジェクト、また、その下に設置された「教育改革検討ワーキンググループ」は、教育プログラムにおける内部質保証システムの実質的な構築について、各学部教授会や研究科委員会をはじめ、全学的意思決定機関である「学部長・研究科長会議」、教育推進担当副学長が所管する教育推進部と緊密に連携・調整し、教育課程に関する企画・立案・検証を行っている。2023年度には、アセスメントプランを定め、アセスメントの方法や指標を公表するとともに、アセスメント結果の活用方法も定め、実質化を図った。

くわえて、内部質保証プロジェクトでは、各学部・研究科が作成した「内部質保証確認シート」（3つのポリシーに基づくPDCAサイクルの形で設計）を踏まえて、執行部面談（フィードバック）を毎年2月上旬に実施している。また、そこで得られたグッドプラクティスを「執行部FD」として適宜開催し、各学部・研究科における教育の質保証・質向上につなげている。また、「教学IRプロジェクト」が実施している学部教授会・執行部会へのフィードバックや、個別コンサルティングを通じて、入学者選抜の見直しや初年次オリエンテーション、カリキュラム改定などが進められるケースが少しずつ増えてきている。

これらの内部質保証システムの構築により、各学部・研究科における教育課程の編成について、その適切性を担保している。

ク 適切な遠隔授業の実施

本学では、2021年7月2日に『遠隔授業運用要領』及び『オンデマンド配信授業実施ガイドライン』を策定し、2022年度には学部等が指定する一部科目を遠隔授業として試行的に実施し、教育推進委員会においてその検証を行った（根拠資料4-45）。これらを踏まえ2022年11月11日には「関西大学『授業分類・授業方法区分』による授業の分類について（基本方針）」を策定した（根拠資料4-46）。

2023年度からは、対面授業を原則としつつ、大学設置基準及び学則を踏まえ、多様で柔軟な教育を実現するために、一部の科目を遠隔授業として実施することとした。遠隔授業の指定は、学部等のカリキュラムの特性により、基本方針に沿い、必要に応じて学部等が詳細なルールを定めることとしており、適切な授業運営が行われるように制度設計されている。

(2) 研究成果の教育への還元状況

学校教育法第83条に定める大学の目的を踏まえ、研究と教育が密接に関係し、相互に影響を与えている特筆すべき事例を取り上げる。

社会安全学部では毎年度、『社会安全学研究』を刊行するほか、ミネルヴァ書房から、専任教員のみが分担執筆する専門図書を継続して刊行しており、これらの研究成果を還元する場として、専門科目だけでなく、基礎科目群の「社会安全学総論Ⅰ」「社会安

全学総論Ⅱ」でも活用している（根拠資料 4-47【ウェブ】、4-48【ウェブ】）。

また、教育開発支援センターでは『関西大学高等教育研究』等を刊行し、高等教育におけるオンデマンド授業デザインや初年次教育における論証型プレゼンテーション活動に対する LA の介入方法等を提案している。

これらの事業は、研究成果の教育への還元についても視野に入れた取り組みとなっている。

(3) 実社会と連携した教育活動の実施状況

本学では「関西大学社会連携基本方針」の第 2 項で「公的機関・地方自治体・企業をはじめ、社会との連携を推進することにより、実践的な教育研究活動を通して社会の発展に寄与できる人材を育成する」と掲げており（根拠資料 4-49【ウェブ】）、その方針の下、実社会との連携を強く意識した授業科目を設置している。

共通教養科目では、基盤科目群及び大学・学部・社会連携科目群に「サービスラーニング（各テーマ）」を配置し、企業や自治体などと連携して、実際に社会が抱える現実の課題に取り組む PBL 型授業を開講している。具体的なテーマ例として、「サービスラーニング（自治体との連携：吹田市）」「サービスラーニング（地方で生きる・働くを考える）」（鳥取県）等があり、いずれも連携先企業が提示した課題に対し、フィールドワークやインタビューを実施し、問題解決案を策定・発表する PBL 学習を行っている。

また、関西大学科目群の枠内で「吹田市と関西大学」「高槻市と関西大学」「堺市と関西大学」を開講しており、本学の各キャンパスが位置する地域社会の状況について、関連する市の職員等によるリレー講義を展開している。

くわえて、共通教養科目の関西大学科目群戦略トピックスに「金融の実務から見る SDGs」（りそな銀行）を開講し、SDGs における金融の役割について理解することや、SDGs について、課題に対し自分ができることを考え、実践する力を持つことを到達目標としている。SDGs を推進する上で、金融の果たす役割として重要な ESG（E：環境、S：社会、G：コーポレートガバナンス）について実務を交えながら、ESG と SDGs の基本コンセプト、狙い、目的などを共有し、さらに、幅広い業界や大企業・中小企業・地域社会等の取り組みを知るりそなグループならではの視点で、国際社会が掲げる SDGs に対して企業がどう取り組み、どんな課題に直面しているかについて講義している。

一方、各学部・研究科においても、実社会の各方面で活躍する方々を外部講師として招いた学術講演会を随時開催しているほか、学術に関する社会的要請又は教育・研究の多様化・国際化の推進に資することを目的に、寄附講座を開講している学部・研究科も多い（根拠資料 4-50）。さらに、商学部では、協賛企業や教職員の支援の下、学生が主体となり企画・運営を行う「関西大学ビジネスプラン・コンペティション」（KUBIC）（根拠資料 4-51【ウェブ】）を実施するとともに、それへの応募を目標としたビジネスプラン作成のためのプロジェクト型演習（CORES）を開講する等、実社会との関わりを強く意識した教育を行っている。

(4) 国際化

共通教養科目「グローバル科目群」の英語開講科目においても、PBL/TBL 型の授業設計を採用し、能動的学習を主体とした授業運営を行っており、さらに交換受入留学生も履修するため、ともに課題に取り組む学習の場となり、学生にとっては単なるコミュニ

点検・評価報告書 様式

ケーション力にとどまらず、多様な価値観の中で異文化理解を深め、問題解決能力を養う機会となっている。また、これらの科目では、ICTを活用した海外とのオンライン協働学習 COIL の手法も取り入れており、異文化交流や共修学習の一環として、また、PBL形式の学習の場として、英語を用いた学習活動を活性化させており、2023 年度には合計 21 科目において COIL 型教育を実施し、延べ 430 名の学生が本プログラムを通じた学習経験を積んでいる。そのほか、2018 年度からは、COIL Plus プログラム（根拠資料 4-52）（COIL とモビリティを連動させたプログラム）を開始している。

異文化コミュニケーションを実体験するマルチリンガル・イマージョン学習スペース Mi-Room では、担当の特別任用教育職員が、交換留学生を中心とした学生スタッフ GTA（Global Teaching Assistant）をファシリテーターとして育成し、学生のニーズに応える多様なプログラム・セッションを提供してきた。2020 年度からは、キャンパス内に設置された対面型の部屋と、仮想空間でアクセス可能なオンライン型の部屋の 2 種類を用意している。

評価項目④

成績評価、単位認定及び学位授与を適切に行っていること。

<評価の視点>

- ・成績評価及び単位認定を客観的かつ厳格で、公正、公平に実施しているか。
- ・成績評価及び単位認定にかかる基準・手続（学生からの不服申立への対応含む）を学生に明示しているか。
- ・既修得単位や実践的な能力を修得している者に対する単位の認定等を適切に行っているか。
- ・学位授与における実施手続及び体制が明確であるか。
- ・学位授与方針に則して、適切に学位を授与しているか。

(1) 単位制度の趣旨に基づく単位認定

本学では単位制度の趣旨に則り、適切に単位を認定している。具体的には、到達目標や達成度は、シラバスに記載された成績評価の方法及び基準に基づき、定期試験やレポート等を通じて成果を把握・評価し、単位認定を行っている。また、授業時間外学習の内容についてもシラバスに明示している。

(2) 既修得単位の適切な認定

他大学で修得した単位や入学前に修得した単位の認定については、学則及び大学院学則で定めており、実際の単位認定は、各教授会・研究科委員会の議を経て厳正に行っている。

現在、国内の他大学等と締結している単位互換協定には、大学コンソーシアム大阪の単位互換制度、関西四大学大学院学生の単位互換制度、大阪大学との単位互換制度、京都大学との相互単位互換制度、法政大学との学生交流協定に基づく単位互換制度がある（根拠資料 1-8<94～96 頁>、4-53【ウェブ】）。

また、外国の大学との単位互換制度として、「語学セミナー」「交換派遣留学」「認定留学」及び「静宜大学特別留学プログラム」等の留学制度を設けている（根拠資料 1-8<96～97 頁>）。

外部試験等の活用として、外国語検定試験の成績によって、通常の外国語科目での学

点検・評価報告書 様式

習と同様に単位を認める「検定認定制度」を設け、英語・ドイツ語・フランス語・ロシア語・スペイン語・中国語・朝鮮語における各検定試験の認定条件スコアと適用対象科目について、「大学要覧」で学生に周知している。

(3) 成績評価の客観性・厳格性を担保するための措置

学士課程、博士課程（前期課程・後期課程）、専門職学位課程のすべての課程における成績評価については、学則及び大学院学則で規定し、要覧で学生に周知している。なお、どの課程においても、成績に疑義のある学生は、所定の期間内に教務センター等の教務窓口を通して問合せができ、それを受けた教員は成績の根拠を説明しなければならない。

成績評価の方法及び基準は、シラバスに明示している。学部の成績評価の方法には、「定期試験（筆記試験）」「到達度の確認（筆記による学力確認）」「平常試験（平常成績による評価）」等があり、科目の性質によってこれらの方法が使い分けられている。文学部のように平常成績による総合評価を推奨していたり、政策創造学部のように複数の基準で成績評価を行う申し合わせを作成していたりする学部もある。

成績評価の方法・基準と結果との整合性については、教育推進部の「教学 IR プロジェクト」が実施する卒業時調査で確認している。2024 年 3 月卒業生を対象としたアンケートの「履修した授業科目の成績評価は、シラバス等で公表された成績評価基準どおりに行われていましたか」との設問に対して、97.0%の学部生が「(ある程度) 基準どおりであった」（根拠資料 4-54<13 頁>）と回答していることから、ほとんどの学生に理解されていることが見て取れる。博士課程前期課程及び専門職学位課程においても、2024 年 3 月修了生対象の学生アンケート（根拠資料 4-55）で、同じ設問に対する同様の回答者がほとんどの研究科で 100%であり、成績評価は概ねシラバスに明示した方法と基準にしたがっていると判断できる。

GPA 制度は、学士課程の全学部及び専門職学位課程の法務研究科で導入しているが、博士課程（前期・後期課程）及び専門職学位課程の会計研究科では、多くの科目が少人数の授業形態であることを勘案し、導入していない。

GPA は各学生に開示しており、自身の学習状況を把握した上で、学習意欲の向上と具体的な学習目標の設定に資するようにしている。また、学士課程において、GPA は各種の表彰や選抜の材料として用いられるだけでなく、教育方法・内容の見直しにも活用されている。例えば、経済学部、商学部、政策創造学部では、個別科目ごとの成績分布を学部内で共有し、成績評価の厳格性を担保している。また、システム理工学部、環境都市工学部、化学生命工学部では、共同で運営する理工学教育開発センター委員会等を通じて、「到達度の確認（筆記による学力確認）」の難易度の統一を行っている。さらに、直接評価である GPA を、教学 IR が全学的に実施する入学時調査、パネル調査及び卒業時調査の間接評価データとクロス集計して各学部フィードバックすることによって、より適切な成績状況の把握につなげる取り組みを行っている（根拠資料 4-56）。

(4) 卒業・修了要件の明示、学位論文審査基準の明示、学位審査及び修了認定の客観性及び厳格性を確保するための措置

学士、修士、博士及び専門職学位の授与は、各学位プログラムにおける学位授与の方針を踏まえ、学則第 26 条、大学院学則第 26 条～第 31 条、法務研究科（法科大学院）

点検・評価報告書 様式

学則、会計研究科（専門職大学院）学則第 19 条及び学位規程に明示し、そこに定める要件・手続に基づき、全学的な共通理解の下で行っている（根拠資料 4-42）。

学部の学位授与に関しては「大学要覧」に、修士及び博士の学位授与に関しては、「大学院要覧」に、研究科ごとに修士論文審査基準、博士論文審査基準、修士論文提出要件、博士論文提出要件を明記し、学位授与までの手続・スケジュールとともに、学生に周知している。また、文学研究科では、さらに教員用の『論文手引書』と大学院生用の『博士論文の提出要領について [課程博士]』『博士論文の提出について [論文博士]』を作成し、論文作成から提出までの流れを周知徹底している。そして、課程博士の学位請求にあたっては、ほとんどの研究科において、既に一定程度以上の外部評価を得ていることを要件とすることによって、学位授与の客観性・厳格性を確保している。

修士論文・博士論文の学位審査は、主査及び複数名の副査を審査委員として行われ、口頭試問や公聴会の実施を経て、最終的には各研究科委員会の審議事項となる。博士論文の審査は原則として公開で行われているが、修士論文の口頭試問についても、学位授与の客観性をさらに高めるため、経済学研究科、商学研究科、理工学研究科等では、研究科構成員のみならず大学院生も参加可能な形で実施している。さらに指導体制についても、社会学研究科のように複数指導体制をとっている研究科や文学研究科、外国語教育学研究科のように副指導教員制度を置いている研究科もある。

また、博士の学位論文は、大学院における教育研究成果の電子化及びオープンアクセス化を推進する観点から、博士論文及び論文審査の要旨を、インターネット（関西大学学術リポジトリ）の利用により公表している。

なお、学士の学位授与にあたっては、法学部（選択者のみ）、文学部、経済学部（選択者のみ）、商学部（選択者のみ）、社会学部、人間健康学部、総合情報学部、社会安全学部、システム理工学部、環境都市工学部、化学生命工学部では卒業論文や卒業研究レポートを課している。その成績評価に際しては、複数教員による可否の判定を行う等、他の科目にも増して厳格な手続がとられている。

また、学部から大学院への入学を志す優秀な学生を対象とした早期卒業制度は、法学部、経済学部、商学部、政策創造学部、外国語学部、システム理工学部（機械工学科のみ）で実施しており、「大学要覧」で周知している。例えば、商学部では、商学研究科（高度専門職養成コース）、会計専門職大学院への進学を目指す、きわめて優秀な学生を対象に早期卒業（在学 3 年間で卒業）を認める制度を設けており、本制度への申請は、3 年次春学期（6 月）となっている。また、システム理工学部機械工学科では、学部教育と大学院教育の連携を強化するため、機械工学科に在学するきわめて優秀な学生が、7 学期間（3.5 年）で卒業し、理工学研究科システム理工学専攻機械工学分野へと進学することを目的とした早期卒業制度を設けている。

(5) 成績評価及び単位認定に関わる基準・手続（学生からの不服申立への対応含む）
の学生への明示

成績評価及び単位認定に関わる基準は、各授業科目のシラバス及び「大学要覧」に明示している。シラバスには、学位授与の方針に基づくカリキュラムマップ・カリキュラムツリーを示し、それらとの関連性も併せて公表・周知している。シラバスは担当教員が入力した後、学部執行部等が内容を確認し、必要に応じて担当教員が修正している。

点検・評価報告書 様式

成績評価情報は、各学部が定めるアセスメントの指標として活用されており、アセスメント結果に基づき、カリキュラムや科目の成績評価の見直しが行われている。

なお、成績評価への不服申し立てに関しては、各学期の試験時間割発表等の「お知らせ」において成績発表日及び成績疑義に関する手続について学生に周知している。

(6) 学位授与に係る責任体制及び手続の明示、適切な学位授与

学位授与の責任体制及び手続については、学士に関しては学則第 26 条、修士及び博士に関しては大学院学則第 26 条から第 31 条及びそれに基づく学位規程で明確に定め、各学部の教授会規程にしたがって教授会及び研究科委員会において査定している（根拠資料 4-42）。

専門職学位課程については、法務研究科は法務研究科（法科大学院）学則第 19 条に、会計研究科は会計研究科（専門職大学院）学則第 19 条にそれぞれ規定している。

(7) 学位授与に関わる全学的なルールの設定、その他全学内部質保証推進組織等の関わり

学位授与に関わる全学的なルールの設定は、担当副学長を委員長とし、全学部の委員などで構成する「教育推進委員会」において審議し、大学執行部とも連携しながら「学部長・研究科長会議」で意思決定している。また、各学部・研究科の学位授与の方針及び関係事項は、当該委員会にて毎年見直しを行っている。

さらに、2023 年度より各学部・研究科ではアセスメントプランを定め、アセスメントの方法・指標を公表している。同時に、アセスメント結果の活用も定め、実質化を図る取り組みを行っている。各学部・研究科によるアセスメント結果は、内部質保証プロジェクトが実施する「内部質保証確認シート」を用いて取り組み状況を確認し、全学的な内部質保証の推進を図っている。

評価項目⑤

学位授与方針に明示した学生の学習成果を適切に把握及び評価していること。

<評価の視点>

- ・学習成果を把握・評価する目的や指標、方法等について考えを明確にしているか。
- ・学習成果を把握・評価する指標や方法は、学位授与方針に定めた学習成果に照らして適切なものか。
- ・指標や方法を適切に用いて学習成果を把握・評価し、大学として設定する目的に応じた活用を図っているか。

「Kandai Vision 150」において、今後 20 年における教育分野での政策目標を実現するための指針・ポイントとして「教学 IR 機能の強化とその活用」や「学生による学修成果の点検・評価の仕組みの整備」を掲げているように、本学では大学全体の教育課程編成・実施の方針に掲げている「学習成果の評価」について、教学 IR 機能を活用しながら適切に把握していくことを、全学的に重要な課題として認識している。

学習成果の把握・評価に関する本学の取り組みは、各学位プログラムにおけるアセスメントプランにもとづく取り組みを、「教学 IR プロジェクト」を中心とする全学的な取り組みが支援し、さらに活性化させるという体制の下に行っている。

多くの学部・研究科では、各授業科目の成績評価や授業アンケート、GPA や取得単位数の状況、卒業時・修了時に全学的に行われる学生調査、卒業・修了状況、免許・資格取得状況、

進路状況等を組み合わせて学習成果の把握に努めてきた。しかし、学位授与の方針に明示した学習成果をより適切に把握・評価するためには、例えば、組織的・体系的なデータの収集・分析を行うといった新たな取り組みも不可欠である。そうした認識を背景に、学習成果の測定をはじめ、教学に係るデータを全学的に収集・分析・可視化し、それを活用する組織として発足した「教学 IR プロジェクト」では、要項（根拠資料 4-57）及びデータの取り扱いに関する申し合わせ（根拠資料 4-58、4-59）を策定し、入学時調査（根拠資料 2-25）、パネル調査（根拠資料 4-60）、卒業時調査（根拠資料 4-54）及び卒業後調査（卒業生対象）（根拠資料 4-61）から成る一連の学生調査の統一的な設計・実施を行っている。特に、入学時調査・卒業時調査は全学部記名式の調査であり、学生の 4 年間の学びを調査している。これらの活動については、年度ごとに報告書（根拠資料 4-62）を作成し、教育推進部及び大学執行部に報告を行っている。また、入学時調査と卒業時調査の結果は、全学速報版を作成し（根拠資料 4-54、4-63）、実施後 1 カ月を目途に「教育推進委員会」にて報告している。


学生調査の設計にあたっては、本学の学生として身につけるべき資質・能力を 5 つの力、10 の能力に分解して明示した上で、それらを「関西大学考動力コンピテンシー」（以下「考動力コンピテンシー」という。）と命名した（根拠資料 4-64）。この考動力コンピテンシーは入学時調査とパネル調査、卒業時・修了時調査の少なくとも 3 度にわたって調査を実施している。これにより、学生個々人の自己評価（間接評価）を集積したデータという形で、大学全体の学位授与の方針の 2 及び 3 に掲げている「考動力」を核とする「思考力・判断力・表現力等の能力」や、「主体的な態度」がどれほど身についたのかを測定している。これに加えて、年度ごとの学生全体の質の変化を経年的に捉えることも可能になる。考動力コンピテンシーを活用してそれらの能力及び態度を把握・評価を行うことは、大学全体の教育課程編成・実施の方針の「2. 学習成果の評価」にも明記している。

また、全学部・全研究科で実施している入学時調査及び卒業時・修了時調査に加えて、パネル調査と卒業後調査に関しては、学部・研究科のニーズを踏まえて「教学 IR プロジェクト」と連携しながら企画・実施しており、よりきめ細かに学習成果を把握するための一助としている。2023 年度からは、パネル調査を全学部で導入することとなり、卒業後調査は 5 学部が実施した（根拠資料 4-61）。年度を追うごとにパネル調査を実施する学部が増え、学習成果の把握に加えて、カリキュラム改革前の学生と改革後の学生を調査し、カリキュラム改革の効果検証を行うことも実施してきた。

2020 年度以降のコロナ禍においては、これらの調査に加えて、「授業・学生生活に関するアンケート調査」（学生版 6 回、教員版 3 回）を企画・実施し、学習成果に関する対面・遠隔教育の比較分析などを行った（根拠資料 2-12【ウェブ】）。また、2023 年度には、校友会や内部質保証プロジェクトと連携し、全学としては初となる卒業生調査を実施した（根拠資料 4-61）。さらに、2024 年度は、質保証における学生参画の一環として、全 13 学部の 4 年生を対象に学位授与の方針・カリキュラムに関するインタビュー調査を実施した。

くわえて、これら一連の学生調査では、全学共通項目に加えて、各学位プログラムの特性を反映できるように、学部・研究科単位の独自項目を設定できるシステムとしている（根拠資料 4-65）。

さらに、2018 年度からは各学位プログラムの学位授与の方針で示した学習成果を学生自身が確認できるフィードバックシステムを開発した（根拠資料 2-30【ウェブ】）。フィード

バックシステムとは、学生がポータルサイトにログインすると、教学 IR の各種調査結果に基づく考動カコンピテンシーが確認できるシステムであり、各学生のコンピテンシーを提示だけでなく、それぞれのコンピテンシーを伸ばすためのアドバイスも付記している。2023 年度には、アドバイスコメントの見直しと実質化に向けて、全学及び各学部が保有する準正課教育プログラムを集約し、各コンピテンシーの育成の観点から構造化を図り、学生・教職員が閲覧・活用しやすいようマップ化（「CAN  PRO MAP」）を行い、2024 年 10 月に第 1 弾をリリースし、2024 年度中に特設サイトを公開予定である。

そして、2020 年度から各種調査が Web 化されたことに伴い、2021 年度からは入学時調査の結果をフィードバックシステムへ即時反映することが可能となった。これにより、各コンピテンシーを伸ばすための履修行動や正課外プログラムへの関与へのアドバイスがより早期に行うことが可能となる。なお、2023 年度から、当該システムは全学部で導入している。

こうした学生調査の結果は、「教学 IR プロジェクト」から各学部・研究科にフィードバックされ、学生の実態と学位授与の方針の整合性を検証する材料として活用されている。なお、各学部・研究科からのフィードバックの要望は共通する点が多いため、2019 年度から「教学 IR ファクトシート集」を作成した（根拠資料 4-56、4-66【ウェブ】）。これはいわゆるデータサンプル集であり、入試種別と GTEC 得点や高校時の成績との関係や、卒業時 GPA と進路先満足度等に関する分析サンプルを示すことで、学部のニーズに合わせたカリキュラム改善や学習支援に関する方策の検討につなげ、2024 年度からは、BI ツール（Tableau）を用いた形で可視化を行い、より簡便かつ効果的に教育改善・質向上に生かせるよう改良を行った。

さらに、高大接続の観点から、本学の 3 つの併設高等学校のうち、高等部において試行的に同様の考動カコンピテンシー調査を実施しており、一部の学生においては、入学前から卒業後まで追跡できる設計となった（根拠資料 4-67）。2023 年度には、中等部・高等部からの依頼を受けて、高大接続に係るデータ分析・可視化を行い、管理職と「教学 IR プロジェクト」のメンバーとの意見交換及び教職員対象の研修を行った。

以上のような取り組みを行ってきたが、これまで「教学 IR プロジェクト」は恒常的な組織ではなく、教育推進部長の下に設置した時限的なプロジェクトであった。しかし、学生データを長期に収集・分析・蓄積する性質上、規程化された組織体であることが望ましいという背景から、各種会議を経て 2020 年度より教育推進部の下に明確に設置（規程化）されることとなった。これにより、これまで培ってきた学部や部局との連携体制を損なわず、教育開発支援センターと密に連携し、さらに、ミドルレベル（学部）の計画立案や意思決定等に資するデータを組織的に収集・分析し、活用する活動を積極的に行っている。

また、2018 年度は従来のミドルレベルのサポート業務に加えて、マクロレベル（全学）の評価機能を「教学 IR プロジェクト」が一時的に担った。しかし、より強固な内部質保証システムを構築する上で、マクロレベルの評価機能を専門に担い、かつ、トップマネジメントを支える IR 体制の構築が望まれることから、2020 年度より内部質保証プロジェクト内に「全学 IR 推進ワーキンググループ」を新たに設置し、マクロレベルの IR や教学マネジメントを展開している。

学習成果の把握及び評価の取り組みについて、全学の内部質保証推進組織である内部質保証プロジェクトは、週に 1 回開催される大学執行部ミーティングと連動して開催してい

点検・評価報告書 様式

る。具体的な進め方は、教育プログラムにおける内部質保証システムの実質的な構築について、本プロジェクトの下に設置された「教育改革検討ワーキンググループ」が、全学的意思決定機関である「学部長・研究科長会議」や担当副学長が所管する教育推進部と緊密に連携・調整し、教育の全学的な事項に係る企画・立案・検証を随時行い、2019年6月に一時的にワーキンググループが終了した後は、内部質保証プロジェクト、「教育推進委員会」及び「大学院検討委員会」がその機能を引き継いだ。

2023年度には、内部質保証プロジェクト、「教育改革検討ワーキンググループ」「教学 IR プロジェクト」が連携しつつ、執行部 FD や相談会、個別コンサルティングを重ねながら、学位授与の方針・学習成果の測定・評価・活用に関する方針・計画であるアセスメントプランを全学（共通教養・外国語含む）及びすべての学部・研究科で策定・公表し、学部等ではアセスメントプランに基づき、学習成果の把握・評価した結果をもとにカリキュラム改定の検討等を行っている。例えば、文学部では、独自に卒論ルーブリックを導入して2023年度秋学期から実施し、文学部における学びの集大成としての卒業論文の作成過程で、各学生が学位授与の方針で求めている能力を獲得できたかどうかを客観視できるようにするとともに、全体的な状況をデータ処理によって把握することで、学部全体として、学位授与の方針で求める能力の獲得状況を一つの間接指標として把握を行い、三つの方針の見直しをはじめ文学士に求められるアウトカムを明示するとともに、学生自身も含めてその達成を組織的に検証している（根拠資料 4-68）。また、理工系学部では、「理工学教育開発センターによる入学時の基礎科目に関する基礎学力調査」を毎年実施することで基礎学力の変化を分析し、その分析結果は教授会にて披露し、現学科のカリキュラム改定の基礎資料としている（根拠資料 4-69）。くわえて、今後は入学時の基礎学力調査に加え、「教学 IR プロジェクト」による「卒業時調査」と「卒業時の進路調査」を活用することで、学位授与の方針で求める能力の獲得状況を評価し、学位授与の方針がどれほど着実に達成できているのかを、各学部の執行部を主体に検討を考えている。

そのほか、内部質保証プロジェクトが主導する「内部質保証確認シート」は、こうした全学的な枠組みの更新に伴い、毎年度、項目の見直しを行うとともに、フィードバックのフローについても改善を図っている。このようにして、全学と各学部等が有機的・持続的に教育の質保証・質向上を実現できるよう推進している。

これらの内部質保証システムの構築により、学習成果の把握及び評価の取り組みについて、その適切性を担保している。

評価項目⑥

教育課程及びその内容、教育方法について定期的に点検・評価し、改善・向上に向けて取り組んでいること。

<評価の視点>

- ・教育課程及びその内容、教育方法に関する自己点検・評価の基準、体制、方法、プロセス、周期等を明確にしているか。
- ・課程修了時に求められる学習成果の測定・評価結果や授業内外における学生の学習状況、資格試験の取得状況、進路状況等の情報を活用するなど、適切な情報に基づいているか。
- ・外部の視点や学生の意見を取り入れるなど、自己点検・評価の客観性を高めるための工夫を行っているか。
- ・自己点検・評価の結果を活用し、教育課程及びその内容、教育方法の改善・向上に取り組んでいるか。

点検・評価報告書 様式

学部・研究科における教育課程及びその内容・方法の適切性については、学部・研究科の執行部、自己点検・評価委員会、各種委員会等において定期的に点検・評価及び改善に向けた取り組みを行っている。特に、各学部・研究科では、カリキュラム検討委員会やカリキュラム懇談会等の名称で設置された組織において、随時カリキュラム改革を実施している。

共通教養科目や外国語科目については「共通教養教育推進委員会」で随時、見直しを行っている。直近では、2023 年度の実施に向け、共通教養科目の見直しを行う中で、本学学生を取り巻く社会環境の変化に対応し、学生が自己の能力を高め、社会に貢献できる人材となるために「各キャンパスを連結する開講形態の充実」や関西大学科目群に「戦略トピックス」の区分を置き、現代を生き抜き未来を創る本学学生として意識的に取り組んでほしいトピックスをテーマとした科目を配置した（根拠資料 4-70）。なお、「戦略トピックス」はコロナ禍で得た知見を生かし、遠隔授業で開講している。また、その他の科目群についても、発展的な整理や種目の見直し等を実行し、大枠は維持しつつも共通教養科目の全体的な改善を行った。外国語科目についても、e ラーニングの活用や教科書の見直しを行いつつ、学生の外国語能力伸長のための工夫を重ねている。

学習成果の測定・評価や自己点検・評価の客観性を高める取り組みとして、「教学 IR プロジェクト」による学生調査の結果を活用して教育の改善・質の向上を図っている。特徴的な取り組みとして、2022 年度より施行的に進めてきた BI ツール (Tableau) を用いたデータの可視化がある。学生調査の結果のみならず、教務データをはじめとする入学から卒業に至る多種多様なデータを取り込み、ダッシュボードを描くことで、大量なデータを効果的・効率的に見える化を図ることができた。また、2021 年度より卒業時調査において、大学と学部それぞれに対する推奨度の指標である NPS (NET PROMOTER SCORE) を導入した。NPS と各種満足度の関連分析 (CS 分析) によって、従来の満足度を用いた分析よりも詳細な分析・検討が可能となった。くわえて、2023 年度には、入学時と卒業時の考動力コンピテンシーに関する縦断データ分析も行った。これにより、入学時から卒業時にかけて、考動力コンピテンシーの獲得レベルがどのように変化したのか検討を行った。これらの結果は、「全学 IR 推進ワーキンググループ」においても共有するとともに、必要に応じて内部質保証プロジェクトにおける議題としても扱われている。2 点目の NPS の CS 分析については、毎年実施している各学部教授会・執行部会へのフィードバックの際にも提示し、今後のカリキュラムの改善や学生のサポート体制の強化等に繋げるよう促している。

また、学生の学習成果を正確に評価し、それを教育の質の向上に生かすために行っている卒業時調査では、学生が正課・正課外で取り組んだ活動、それぞれの満足度、資格取得等の取り組み状況、コンピテンシーの獲得状況など多岐にわたる項目を測定・把握し、それらの得られた情報は、翌年度に学部別に集計し、フィードバック資料として学部教授会等に提供され、カリキュラムの改善や学生のサポート体制の強化に役立てている（根拠資料 4-71）。

「教学 IR プロジェクト」による各種調査の分析から見出されている主要な知見として、学生の学びと成長を支え促すためには、(1) 専門の学びと実社会との接続（「学の実化」）、(2) 探究的・対話的な学び（「アクティブ・ラーニング」）、(3) 教員の関与や多様な他者との関わり（エンゲージメント）の 3 つが重要であることが示されている。特に、卒業生調査（2023 年度）や 4 年生を対象とした学生インタビュー（2024 年度）では、社会に出てからの視点、リアルな在学中の経験や意識について多角的に検討することができた（根拠資料

点検・評価報告書 様式

2-29【ウェブ】、2-51【ウェブ】）。これらは現在検討を進めている「質保証における学生参画」の一環として、自己点検・評価機能を高める上で効果的であると考えている。自己点検・評価の客観性を高める取り組みには、毎学期、授業アンケートを実施し、学生の意見を直接反映させる仕組みを実施している。そのほか、学外有識者から構成される外部評価委員会から自己点検・評価活動への評価を受けたり、コロナ禍においては、授業だけでなく、学生生活全般に関するアンケートを実施したり、学生の修学状況や学習・生活環境の変化を把握し、教育改善等に対応した。さらに、2023 年度には初めて卒業生調査を実施し、卒業生の意見を教育改善に取り入れ、卒業後の社会での活躍やキャリアアップなど、貴重な情報を学内にフィードバックすることができた。くわえて、2024 年度には、三つの方針に関する学生インタビュー調査を実施し、その結果は全学及び各学部へフィードバックし、カリキュラムや学習・学生支援等に生かせるようにする。

以上のような活動状況は、「教学 IR プロジェクト」からの報告や各部局とのヒアリング等を通じて、内部質保証プロジェクトにおいて集約している。その上で、内部質保証プロジェクトにおいて、大学全体として改善が必要な課題を整理し、教育推進部、各学部・研究科と連携を図りながら、改善に向けた取り組みを実施している。同時に、全学及び学部・研究科において学位授与の方針や学習成果の観点から効果的・持続的にアセスメントを行うために、前述したアセスメントプランを策定した。この結果を毎年実施する「内部質保証確認シート」で確認しつつ、全学及び学部・研究科双方の PDCA サイクルが有機的に回るよう取り組みを強化している。

2. 分析を踏まえた長所と問題点

(1) 長所

ア 学びの質保証に向けた取り組み

2018 年度から、各学部・研究科の学位授与の方針と各授業科目との対応関係を示したカリキュラムツリーを、教育に関する三つの方針と併せて HP で明示している。さらに、カリキュラム・マネジメントをより一層強化するため、2023 年度には全学（共通教養・外国語含む）及びすべての学部・研究科においてアセスメントプランを策定・公表している。

内部質保証の方針において、「教学 IR プロジェクト」は、教学上の計画立案や意思決定等に資するデータを組織的に収集・分析するプロジェクト組織として位置付けられている。具体的には、学習行動や学習到達度を調査する間接調査、成績や履修状況、正課外活動を調査する直接調査、各学部・研究科との連携によるニーズベース型の IR を実施している。前者の各種調査では、卒業（修了）時調査の項目である考動力コンピテンシーを活用し、学位授与の方針の学習成果として定めた「考動力」の測定を行うことを教育課程編成・実施の方針に明文化し、学習成果を把握・評価する体制を整備している。また、後者の各学部・研究科との連携によるニーズベース型の IR では、学生調査結果や入試結果や在学中の成績等、学内のさまざまなデータと紐付けることで、エンロールメントマネジメントにも活用している。これらは「Kandai Vision 150」における「Ⅱ-1 教育」政策目標 1 「『考動力』『革新力』を育成するための教育の深化」に向けた取り組みでもある。今後、さらなる質の向上を目指し、「教学 IR プ

点検・評価報告書 様式

プロジェクト」を中心に成果検証を実施し、改善に資するよう取り組んでいく。

イ ライティングラボを活用した学部教育改善と循環的な質向上システムの構築

本学では、ライティングラボによる学習支援の結果を学部教育の改善に活用する取り組みを行っている。例えば、ライティングラボの利用状況や学生の課題傾向を分析し、その結果を各学部を提供することで、カリキュラムや授業内容の改善に活用している（根拠資料 4-72）。具体的には、化学生命工学部生命・生物工学科において、ライティングラボの分析結果を基に初年次教育の進め方を見直し、全初年次生がライティングラボを利用するといった新たな内容を導入した。このように、学習支援の成果を学部教育に還元し、大学全体の教育の質向上につながる循環的な改善システムを構築している。

ウ グローバル人材の育成

共通教養科目の「グローバル科目群」は、高度な外国語運用能力、コミュニケーション力、国際適応力、異文化理解力を醸成することを目的とし、留学準備の科目から、留学後の能力保持のための科目、さらに専門分野を英語で受講する科目まで提供している。とりわけ、英語開講科目では、海外とのオンライン協働学習 COIL の手法も取り入れており、これにより、異文化交流や協働学習の一環として、また PBL 形式の学習の場として、英語を用いた学習活動をより活性化させている。2018 年度には文部科学省の「大学の世界展開力強化事業～COIL 型教育を活用した米国等との大学間交流形成支援～」に採択された（根拠資料 4-73）。これにより、COIL 型教育の実践に加え、日米における COIL の普及のためのプラットフォームとしての役割を担い、その先駆者としての地位を確立している。また、2023 年度には同じく文部科学省の「大学の世界展開力強化事業～米国等との大学間交流形成支援～」に採択され（根拠資料 4-74）、東北大学・千葉大学と連携し、Blended Mobility（デジタル化・オンライン化した教育を渡航留学活動と有機的に融合した学修）の展開を進めている。このプロジェクトは 2027 年度までの 5 年計画で実施し、次世代の国際教育の在り方を提案するものである。

(2) 問題点

ア 三つの方針の実質化

学位授与の方針に示す学習成果を測定し、その結果を踏まえた教育プログラムの改善活動を試行してきたが、今後はこれをより体系的・組織的に確立された取り組みとして定着させる必要がある。三つの方針に加えて、アセスメントプランを明示したが、運用開始から 1 年未満であるため、一部の学部を除き実質的に機能しているかという点については、十分とはいえない。そのため、「教学 IR プロジェクト」において引き続き学生調査（間接指標）を中心にアセスメント・改善支援を行いつつ、各学部・研究科における自立的かつ多面的な学習成果の測定・評価・活用については、全学的な内部質保証機能を強化していく中で検討を進める必要がある。

3. 改善・発展方策と全体のまとめ

本学では、学是である「学の実化」を踏まえ、大学全体の学位授与の方針を課程ごとに定めるとともに、各学部・研究科においても、それぞれの「教育研究上の目的」等に応じて、より具体的な内容を盛り込んだ学位授与の方針を定めている。また、大学全体の学位授与の方針との適切な関連性を持たせながら教育課程編成・実施の方針を課程ごとに定めるとともに、各学部・研究科においても、それぞれの学位授与の方針に応じて、「教育内容」と「教育評価」を盛り込んだ教育課程編成・実施の方針、アセスメントプランを定めている。これらの方針は、大学 HP 等で公表するとともに、大学全体では内部質保証プロジェクトが、各学部・研究科ではそれぞれで定期的な見直しを行っている。

教育の実践においては、特に学生の主体的参加を促すための全学的な支援体制を多層的に構築することで、教育のさらなる充実に努めるとともに、研究成果の教育への還元や、実社会と連携した教育活動の実施にも力を注いでいる。

学習成果の把握・評価については、各学部・研究科の取り組みを、「教学 IR プロジェクト」を中心とする全学的な取り組みを活性化させるという体制の下、入学時調査及び卒業時・修了時調査、パネル調査の実施、アセスメントプランの策定と活用等、新たな方法も取り入れつつ、積極的に取り組んでいる。なお、「グローバル科目群」は、さまざまな展開を通じてグローバル人材の育成に寄与しているが、今後は、英語開講科目をさらに充実させることで、一層の発展が見込まれる。また、アセスメントプランの活用については、策定から1年未満であることから、実質的に機能させることができるよう、引き続き、内部質保証プロジェクト（2025年4月から「内部質保証推進委員会」）を中心に各学部・研究科と連携を取りながら改善方策を検討していく。

以上のことから、大学基準（教育・学習）を満たしているといえる。

点検・評価報告書 様式

第5章 学生の受け入れ（基本情報一覧）

入学試験要項

学部・研究科等の名称	URL・印刷物の名称
法学部 文学部 経済学部 商学部 社会学部 政策創造学部 外国語学部 人間健康学部 総合情報学部 社会安全学部 システム理工学部 環境都市工学部 化学生命工学部 法学研究科 文学研究科 経済学研究科 商学研究科 社会学研究科 総合情報学研究科 理工学研究科 外国語教育学研究科 心理学研究科 社会安全研究科 東アジア文化研究科 ガバナンス研究科 人間健康研究科 法科大学院 会計専門職大学院	学部 https://www.nyusi.kansai-u.ac.jp/admission/data/ ※指定校制推薦入学、高大接続パイロット校推薦入学、各併設校卒業見込者入学試験除く。 研究科 https://www.kansai-u.ac.jp/Gr_sch/guidelines/index.html 法科大学院 https://www.kansai-u.ac.jp/lis/admissions/brochure/ 会計専門職大学院 https://www.kansai-u.ac.jp/as/admission/pamphlet.html
備考：	

入学者選抜に係る規程

規程名称	URL・印刷物の名称
関西大学学則 関西大学大学院学則 関西大学大学院法務研究科（法科大学院）学則 関西大学大学院会計研究科学則	https://www.kansai-u.ac.jp/ja/about/outline/regulations.html
備考：	

第5章 学生の受け入れ(本文)

評価：S (A) B・C

1. 現状分析

評価項目①

学生の受け入れ方針に基づき、学生募集及び入学者選抜の制度や運営体制を適切に整備し、入学者選抜を公平、公正に実施していること。

<評価の視点>

- ・学生の受け入れ方針は、少なくとも学位課程ごと（学士課程・修士課程・博士課程・専門職学位課程）に設定しているか。
- ・学生の受け入れ方針は、入学前の学習歴、学力水準、能力等の求める学生像や、入学希望者に求める水準等の判定方法を志願者等に理解しやすく示しているか。
- ・学生の受け入れ方針に沿い、適切な体制・仕組みを構築して入学者選抜を公平、公正に実施しているか。
- ・入学者選抜にあたり特別な配慮を必要とする志願者に対応する仕組みを整備しているか。
- ・すべての志願者に対して分かりやすく情報提供しているか。

- (1) 学生の受け入れ方針は、少なくとも学位課程ごと（学士課程・修士課程・博士課程・専門職学位課程）に設定しているか。

本学では、学位授与の方針及び教育課程編成・実施の方針を基に、各学位課程（学士課程、博士課程（前期・後期課程）、専門職学位課程）ごとに入学者受入れの方針を定めており、これらの方針は、HP や「大学要覧」「大学院要覧」で公表している。

各学位課程では、「知識・技能」「思考力・判断力・表現力等の能力」（以下「思考力・判断力・表現力」という。）「主体的な態度」の学力の三要素を重視し、各学位課程に求められる水準を段階的に設定している。また、これらの方針は毎年、必要に応じて学部教授会や研究科委員会等で審議され、改定を検討している。大学全体の入学者受入れの方針も、学部・研究科の方針と連携し、適宜見直している。

- (2) 学生の受け入れ方針は、入学前の学習歴、学力水準、能力等の求める学生像や、入学希望者に求める水準等の判定方法を志願者等に理解しやすく示しているか。

大学全体の入学者受入れの方針に基づき、各学部・研究科が設定する入学者受入れの方針が示されている。各学位プログラムにおいて求められる「知識・技能」「思考力・判断力・表現力」「主体的な態度」の学力の三要素に即して区分けした基準を、より具体的に記載し、志願者が理解しやすいよう工夫している。以下、課程ごとの入学者受入れの方針について、学部・研究科の具体例を示しながら説明する。

ア 学士課程の事例

学士課程への入学に際して求められる学習歴や「知識・技能」については、多くの学部が高等学校における具体的な教科・科目名を掲げ、どのような知識の水準を志願者に求めているのかを明示するとともに、専門領域の学びにどのような「主体的な態度」で取り組むことが求められるのかを示している。また、こうした学びに必要な基本的なコミュニケーション能力については、全ての学部が共通して求めている。

法	学	部	：社会制度の歴史的形成過程に関する知識、外国語能力と日本語能力を持ち、多様な文化的背景や価値観を持つ他者との合意形成や、利益や価値を民主的に調整して問題解決を行おうとする姿勢を持つこと。	
文	学	部	：国語・外国語、地歴・公民、数学・理科の基本的学力、基本的言語運用能力を備え、人間の文化的営みに関心と感性を持ち、主体的に探求する姿勢を持つこと。	
経	済	学	部	：日本史、世界史、政治・経済、地理の基本的な知識、基本的な日本語・

点検・評価報告書 様式

	英語の読解力及び数的処理能力を持ち、文章表現力及び口頭発表能力を涵養し、問題発見力と問題解決能力を持ち、社会に貢献していこうという意欲を持つこと。
商 学 部	：国内外の歴史的・現代的な政治経済・社会・地域事項への基礎的な知識、国語能力と英語コミュニケーションスキル、数学の基礎的能力を持ち、問題解決能力とリーダーシップ能力の可能性を持ち、ビジネス・経済・社会を学ぶことへの意欲を持つこと。
社 会 学 部	：国語・外国語、地理歴史・公民、数学・理科の能力、人間と社会に関する問題への知的好奇心、社会現象への多様な評価・視点を許容する柔軟性を持ち、主体的に学ぶ意欲を持つこと。
政策創造学部	：国語、地理歴史、公民、数学、外国語の能力、課題を探究し、幅広い視野から柔軟で総合的な判断を下せる考動力の基盤を持ち、地域社会あるいは国際的な場での経験を有すること。
外 国 語 学 部	：外国語、国語、地理歴史、公民学習に基づく外国語・日本語の高度な運用能力、多文化の理解を深めるための基礎的知識、環境変化への柔軟性、コミュニケーションへの積極性を持ち、主体的に学んでいく強い意欲を持つこと。
人間健康学部	：心身の健康への積極的関心を科学的に展開できる基礎学力、スポーツ活動を通し人間形成、コミュニティ再生、健康のあり方を探り地域で活躍する意欲、あるいは福祉文化の構築・醸成に積極的に貢献する意欲を持つこと。
総合情報学部	：各教科・科目を全般的に習得し、基礎的な学力があり、コンピュータ・情報と人間・社会への強い興味・関心を持ち、さまざまな領域を「情報」という視点から総合的に探究する素養を持つこと。
社会安全学部	：幅広い知識・技能・経験を統合し、柔軟な発想で包括的に活用し、新たな知識・経験を積極的に獲得し、新たな課題探求・課題解決に挑戦し、異なる他者と相互理解を深め、課題解決に向けて協働すること。
システム理工学部	：数学と理科（主に、物理）の基礎的な知識・技能、社会への関心、幅広い教養と実践能力という「考動力」の基盤があり、修得した知識・情報・技能を「しくみづくり」を通して社会に役立てたい、あるいは数理的側面への好奇心や数学を用いた表現に興味・関心があり、科学技術や科学教育の実践・発展に貢献する意欲を持つこと。
環境都市工学部	：数学、物理・化学の基礎知識を持ち、都市とそれが抱える諸問題、エネルギー・環境問題に関心があり、快適な都市環境を創造・再生することに対する意欲や、自らの思考に基づいて社会に貢献する行動力を持つこと。
化学生命工学部	：理科系科目（数学・物理学・化学・生物学）に加え、「国語」「英語」「社会」の基礎的な知識・技能を幅広く習得しており、柔軟な思考力、旺盛な知的好奇心、社会に貢献しようとする高い目的意識を持ち、「ものづくり」に必要な学問領域を主体的に学んでいく強い意欲を持つこと。

入学希望者がこれらの基準を満たしているかを判定する方法として、「一般入試」については、学士課程で求める「知識・技能」や「思考力・判断力・表現力」を測ることとしており、共通問題を用いて入学者を選抜している。「一般入試」の入試問題は、大学入学者選抜実施要項に従い、高等学校学習指導要領に準拠して作成している。大学全体の入学者受入れの方針と、各学部が定める入学者受入れの方針のどちらもが高等学校の教育課程での学習が前提となっていることから、共通問題を用いて実施することと方針の間に齟齬は生じない。また、本学入学後、下位年次は「共通教養科目」を中心に履修する教育課程であることから、共通問題で実施することに問題はないといえる。ただし、「一般入試」の受験科目以外であっても、各学部が入学者受入れの方

点検・評価報告書 様式

針で示している教科・科目の履修が望ましく、学習を推奨しているため、学部の説明会等を通して受験生への周知に努めている。

「共通テスト利用入試」では、合否判定に用いる教科・科目や配点などを、各学部が定める入学者受入れの方針に応じて柔軟に設定できるようにしており、「一般入試」とは異なる学力層の入学者獲得に繋がっている。

また、「A0入試」「SF入試」「国際バカロレア入試」（以下「IB入試」という。）、「公募制推薦入試」「社会人入試」「編・転入試」「帰国生徒入試」「外国人学部留学生入試」等、多様な入試では、各学部が求める学生像に合致する度合いを確認するため、小論文等の課題や活動実績の提出を求め、口頭試問を含む面接等を実施することを公表している。

イ 博士課程の事例

各研究科は、博士課程（前期・後期課程）の入学希望者に対し、必要な学習歴、学力水準、能力等を具体的に示している。具体的には、前期課程のほとんどの研究科では、それに先立つ学士課程またはそれに準ずる課程で専攻した専門分野を中心に、より高度で専門的な「知識・技能」や「思考力・判断力・表現力」、それらを用いて社会に貢献する強い意欲を入学者に求めている。後期課程では、より高度な専門性や、高い倫理観を持ち、研究の遂行を通じて社会に学術的に貢献・還元することを志す人材を求めている。

大学院入試情報サイトでは、特に外国人留学生入試に関しては日本語と英語の二カ国語で学生募集要項を掲載し、入試種別ごとに求められる内容を志願者に理解しやすく示している。

さらに、過去3年間の大学院入学試験の結果（志願者数、受験者数、合格者数、入学者数）を大学院入試情報サイトで公表しており、こうした情報公開を通じて、入学試験が公正に実施されていることを保証している（根拠資料 5-1【ウェブ】）。

ウ 専門職学位課程の事例

法務研究科と会計研究科の2つの専門職学位課程では、入学希望者に対し、次のような要件を学習歴、学力水準、能力等を求めている。

<p>法務研究科：理論と実務能力の双方を備えたバランスのとれた法曹、幅広い教養と専門知識に裏打ちされた人権感覚に優れた法曹及び複雑・多様化する現代社会で生起する新たな問題に対処できる創造性をもった法曹を養成するため、学部教育を通じて教養と専門的学識を十分に修得していること、法曹養成教育を受けるための基盤的能力（読解力、思考力、文章構成力等）を備えていること、法学既修者コースではさらに法律基本科目についての基本的な知識・能力の修得を審査する。</p> <p>会計研究科：「世界水準で通用する、理論と実務に習熟した会計人」の養成を目的とするため、簿記・会計に関する知識・能力を有する既修者（未修者であっても優れた会計センスを有する人材）を積極的に受入れ、会計に関する基本的な筆記試験に加え、小論文試験、書類選考に面接を合わせて総合的に選抜する。</p>
--

また、こうした学生像に基づき入学者の判定方法については、それぞれの研究科のサイトで学生募集要項を提示し、入試種別ごとの特徴を示している。例えば、法務研究科では、「一般入試（2年コース、3年コース）」に加え、「法曹コース特別選抜入試（開放型選抜・5年一貫型教育選抜）」「卒業見込者特別入試」「実務経験者特別入試」

点検・評価報告書 様式

を実施している。また、会計研究科では、「一般入試」に加え、「学内進学試験」「早期卒業生特別入試」「公募制推薦入試」「資格取得者・社会人特別入試」等を実施している。

- (3) 学生の受け入れ方針に沿い、適切な体制・仕組みを構築して入学者選抜を公平、公正に実施しているか。

入学者選抜について、大学全体は大学執行部、学部は入試センター主事（根拠資料 5-2）、大学院は「大学院検討委員会」（根拠資料 5-3）及び入試センターが中心となり、各学部・研究科と連携し、入学者受入れの方針を踏まえた入学者選抜制度を策定して、公平・公正かつ適切な入学者選抜を実施している。また、合否査定を含む入試に関する事項は、各学部教授会・研究科委員会で審議・決定している。

ここからは学部・大学院・専門職大学院に分けて、体制や実施概要を説明する。

ア 学部

学部入試については、「関西大学入試センター規程」（根拠資料 5-2）に基づき選出された入試センター所長及び同副所長、各学部から選出された入試センター主事、事務職員により構成された「入試センター主事会」を設置し、学生募集、入試広報、入試の実施、入試問題などに関する業務について企画・立案し、業務を遂行するとともに、入学者受入れの方針に沿った各教科・科目の入試問題出題について検討する出題管理者会議などを設置し、入学者受入れの方針に沿って多様な入学者の獲得を目指す体制を整えている。

入学者選抜に関しては、さまざまな選抜方法を設けることで、多様な入学者の獲得を目指している。入学者選抜は、一般選抜、総合型選抜、学校推薦型選抜及びその他の選抜の4つに区分している。一般選抜では「一般入試」「共通テスト利用入試」、総合型選抜では「A0 入試」「SF 入試」など、学校推薦型選抜では「指定校制推薦入学」（根拠資料 5-4）「高大接続パイロット校推薦入学」（根拠資料 5-5）「公募制推薦入試」「併設校卒業見込者入試」（根拠資料 5-6、5-7）、その他の選抜では「社会人入試」「外国人学部留学生入試」などを実施している。

一般選抜ではさまざまな方式や日程を設定しており、個別学力検査、英語外部試験、大学入学共通テストを通じて「知識・技能」や「思考力・判断力・表現力」を中心に学力を測定している。個別学力検査は、英語については全学部共通の問題を、その他の科目については、文系学部共通の問題、理工系学部共通の問題、総合情報学部用の問題を用いて実施している。一方、「共通テスト利用入試」では、学部の入学者受入れの方針や、求める学生像に応じて、合否判定に用いる教科・科目数や、その組合せ、配点を多様化することにより、国公立受験者層を含め、一般入試とは異なる入学者層の獲得を目指している。

総合型選抜、学校推薦型選抜、その他の選抜では、修学に必要な「知識・技能」を前提に、一般選抜よりも踏み込んで「思考力・判断力・表現力」を評価するとともに、一般選抜では評価が難しい「主体的な態度」も重視して判定している。

総合型選抜の「A0 入試」では、出願時に志望理由書、将来設計書、小論文課題やエッセイなどの提出を求め、第2次選考での面接、グループディスカッション、プレゼンテーション、小論文試験などの結果と併せて総合的に審査することで、入学者受入

点検・評価報告書 様式

れの方針で求めている『考動力』の基盤」と「主体的に学んでいく強い意欲」を評価している。例えば、法学部の「法曹志望者特化型」では、明確なビジョンを取りまとめた将来計画書から目的意識や意欲を、法律に関する長文読解や小論文試験などでは論理的思考力を中心に評価している。人間健康学部では、試験当日に行う体験学習プログラムの経験を踏まえた筆記課題と面接により論理性や説得力などを評価している。そのほかにも、複数の方式や複数の出願基準を設定し、それぞれに応じて選考方法を工夫することにより、一般選抜では測れない学力要素を含めて総合的に評価するとともに、入学者の多様性確保に繋げている。

さらに、システム理工学部において、2025年度入試から総合型選抜の一つとして「女子特別入試」を導入する。女性理工系人材の活躍促進はジェンダード・イノベーションにつながり、生産性向上にも寄与すること、科学技術のイノベーション（新しい価値の創造）においても、女性の視点を反映させることは大学や社会全体にとっても重要な課題で、企業における理工系女性の採用意欲は極めて高く、女性理工系人材が強く求められている社会的要請に応えるために導入するものである。

その他の選抜としては、「帰国生徒入試」「社会人入試」「外国人学部留学生入試」等を実施している。「帰国生徒入試」や「社会人入試」は、一部の学部で実施しており、各学部が定める入学者受入れの方針に沿って定められた基準に基づき、高い志向性と豊かな個性に加えて、帰国生徒の異文化経験や、社会人としての豊富な経験を評価している。また、文学部と経済学部では、国際バカロレアのフルディプロマ取得見込み者を対象とした「IB入試」を実施している。なお「IB入試」や「帰国生徒入試」「社会人入試」を実施していない学部においても、「A0入試」で出願できる学部は多くある。商学部では「A0入試」の出願資格として国際バカロレア資格（フルディプロマ）取得（見込み）者を出願資格に挙げて、獲得を目指している。

「外国人学部留学生入試」については、9月募集及び11月募集を実施しており、そのうち9月募集では本学の留学生別科や海外指定校からの推薦入学も実施している。

一般選抜での個別学力検査については、監督者に対して監督要領（根拠資料5-8）に基づき説明会を開催し、監督業務や不測の事態への対応について、周知・徹底している。試験実施上、教科・科目間で有利・不利が生じないように、入学試験要項にて周知した上で、得点調整を行っている。採点面では、受験生ごとの専用解答用紙を準備し試験を実施しており、採点時に個人の特定ができない仕組みとしている。合否査定においても、受験番号や氏名を伏せた総点順の資料などを用いて、個人を特定できない状態とすることで公平性を担保している。さらに、得点換算処理と合否判定について、全件突き合わせ確認を行うシステムを構築して得点換算ミスや合否判定ミスの防止に努めている。入試問題については、採点終了後、正答率や選択肢の選択率などを踏まえ、設問の適切性と正答の妥当性を検証するとともに、学外の第三者機関において、問題文や設問、正答の適切性などを検証しており、出題ミスがあった際の早期発見に努めている。

また、「一般入試」では、受験した入試の合格最低点と各教科・科目の得点、総得点を受験者に通知している。「共通テスト利用入試」では、共通テストの得点開示が4月1日以降に制約されていることから、「共通テスト利用入試（併用）」での個別学力検

点検・評価報告書 様式

査の各教科・科目の得点を通知するに留めている。「共通テスト利用入試」の合格最低点は、6月発行の『入試ガイド』で公表している。受験生は、大学入試センターの共通テスト成績開示を受けて、「共通テスト利用入試」の得点を計算できることから、透明性は担保できていると判断している。また、受験生の出身高等学校には、受験生本人からの承諾があった場合に限り、合否結果、総得点及び各科目の得点を通知している。

一般選抜以外の入試では、解答用紙上の受験番号や氏名欄を隠した状態で採点を行う等、一般選抜と同様に個人を特定できない状態で合否査定を行い、公平性を確保している。

イ 大学院及び専門職大学院

大学院については、教育推進部の下に設置された「大学院検討委員会」（根拠資料 5-3）を通じ、教務事項などと併せて入試に関する共通の懸案事項の検討や情報共有を行っている。入試方式や日程は、入試センターと大学院担当副学部長または副研究科長が調整し、各研究科で審議した上で、全学的に取りまとめ、「大学院検討委員会」の承認を得て、「学部長・研究科長会議」で報告している。

専門職大学院では、入試センターと各研究科執行部が調整し、各研究科で決定したものを「学部長・研究科長会議」で報告している。

また、大学院及び専門職大学院の入試では、出題者が作成した問題を研究科執行部や他の出題者が点検している。さらに、研究科ごとに一定の合否基準を申し合わせるなど、公正な入学者選抜の実施に努めている。

なお、入学者選抜では、入学者受入れの方針で定めた学習歴、学力水準、能力などを判定するため、「一般入試」「学内進学試験」「社会人入試」「留学生入試」などを実施するとともに、海外協定校、JICA、吹田市、社会保険労務士協会などからの推薦や、現職教員を対象とする入試を設け、幅広く多様な入学者を受け入れている。

入試種別によって選抜方法は異なるが、入学者受入れの方針に定めた「知識・技能」「思考力・判断力・表現力」「主体的な態度」を測るため、書類選考、筆記試験及び口頭試問・面接を組み合わせ、その結果を総合して判定している。ほぼすべての入試種別で口頭試問を実施していることから、入学者受入れの方針に定めた水準に達しているかを受験生ごとに判定できている。

- (4) 入学者選抜にあたり特別な配慮を必要とする志願者に対応する仕組みを整備しているか。

各入試要項（根拠資料 5-4～7、5-9～16）において、疾病、負傷や障がいなどのために、入学試験や修学上の配慮を希望する場合は、出願前に入試センターに申し出るよう周知している。病名や症状、希望する配慮の内容を記入した申請書と、診断書などの提出書類を求めるとともに、必要に応じて、出身学校での学習上の配慮や学校生活の状況を聴取し、入学試験時の配慮を検討することで、公平性の確保に努めている。修学上の配慮が必要な場合は、大学として責任ある教育が可能であることを前提に、学部・研究科や学生相談・支援センターと連携し、受験生と事前に相談する体制を整えている。

- (5) すべての志願者に対して分かりやすく情報提供しているか。

学部、大学院、専門職大学院とも、入学者受入れの方針と、それに基づく選抜方法を

点検・評価報告書 様式

入試要項あるいは学生募集要項で示すとともに、Kan-Dai web(根拠資料 5-17【ウェブ】)や大学院入試情報サイト(根拠資料 5-18【ウェブ】)などで公表している。また、学部では、6月上旬には、入試種別ごとの情報をまとめた『入試ガイド』(根拠資料 5-19)を作成・配布し、周知している。

選抜方法だけでなく、本学のさまざまな情報は、HP や冊子、デジタルパンフレットとして作成する『Information』や『大学院 Information』などを通じて提供している。学部については、オープンキャンパス、全国の主要都市で開催する本学独自の説明会、高等学校や塾・予備校での入試センターによる訪問や説明会の実施などを通じて受験生や高等学校教員、塾・予備校関係者に周知している。オープンキャンパスや本学独自の説明会、業者企画の合同進学説明会での相談などが理解を促す機会となっている。11月には、試験会場を置く地域を中心に本学独自の説明会を開催し、一般選抜の入試制度や方式の詳細について踏み込んだ情報を提供するとともに、入試要項を配布している。一般選抜は、国公立大学を含む他大学との併願者も多いため、出願締切まで対面やオンラインで情報を提供している。

大学院と専門職大学院については、学内外の各種進学説明会や大学院進学フェアを開催している(根拠資料 5-20【ウェブ】)。また、本学の国際化戦略を踏まえて、日本語学校での説明会の実施、海外で開催される説明会への参加、海外の協定校への訪問などを強化している(根拠資料 5-21)。

留学生への情報提供については、国際部と連携し、海外での留学相談会、海外の協定校・指定校訪問、国内外の日本語学校での説明会を通じて行っている。また、留学生を対象としたパンフレットを日本語に加え、英語、中国語(繁体字と簡体字)、ハングルで作成することで、分かりやすい情報提供に努めている。

評価項目②

適切な定員を設定して学生の受け入れを行うとともに、在籍学生数を収容定員に基づき適正に管理していること。

<評価の視点>

- ・ 学士課程全体及び各学部・学科並びに各研究科・専攻の入学人数や在籍学生数を適正に維持し、大幅な定員超過や定員未充足の場合には対策をとっているか。

学部全体及び各学部・学科において、学則定員にほぼ一致する入学人数を受け入れるため、各学部執行部や入試委員会等において、入学人数の選考方法について毎年見直しを行っている。また、入試センターでは研究会を開催し、各学部が実施している査定方法を比較・検討する機会を提供している。「一般入試」及び「共通テスト利用入試」の志願者の動向については、入試に先立って模擬試験のデータから読み取れる情報を提供し、当該年度の査定方針の検討を支援している。これらの取り組みから適正な定員管理を行うことで、設置等に係る認可の審査基準や私立大学等経常費補助金の不交付基準等に抵触することなく、学部等の設置認可や国の大型補助金等の申請を行えている(大学基礎データ表2)。

また、入学試験後の査定原案の作成にあたっては、コンピュータ上で、過年度の定着率を元に入学人数を予測しながら合格者と補欠合格候補者を決定している。補欠合格制度導入後、合格者の延人数に加えて実人数を確認する機能と、補欠合格候補者のうち「一般入試」と「共通テスト利用入試」で自らの学部に一度も合格していない者だけを集計する機能を追

点検・評価報告書 様式

加し、定着予想の精度を高めるべく取り組んでいる。さらに、過去5年間の各学部の査定結果と実際の入学者数の差異を参考資料として提供し、合格者数が事前に申し合わせた基準を超えて増減した際には学長に状況を報告する仕組みを取り入れ、過度な入学定員超過や欠員を防ぐ取り組みを行っている。さらに、補欠合格が必要となった場合、補欠合格の候補者に対して任意ではあるものの本学への入学意思確認を行うことで、追加合格者数を決定する上での参考として活用している。入学手続の各段階で、定員に満たないことが明らかになった場合は、細かな単位で補欠合格者を出すことで、定員の未充足が生じないように努めている。逆に、査定時の予測に反して定員を超える入学者が発生した場合は、翌年度の入試査定を厳しめに行うことで、収容定員の平均値が学則定員に近い値となるように調整を行っている。

大学院の入学者は、研究科によって充足率に違いがあるだけでなく、景気動向等の社会情勢に左右され、年度によって変動するため、適正規模の入学者を毎年確保することが課題となっている。特に、複数大学を受験する志願者の場合は、最終的に本学に入学するかどうか最後まで判明しない場合もある。充足率の高い研究科では、複数回行われる入学試験で査定する合格者数の調整が必要となるが、逆に充足率の低い研究科では、志願者数が定員に満たない場合もある。質の高い入学者を確保するためにも、学内進学者への働きかけや、大学院入試説明会等を活用しての志願者確保、さらには国際部との協力・連携のもと海外での入試広報に努めている。後期課程での定員確保は、博士号取得後のキャリアパスにも影響されるため、国立研究開発法人科学技術振興機構（JST）次世代研究者挑戦的研究プログラムに採択された『「考動力」・『革新力』人材育成プロジェクト』等を通して支援を実施している（根拠資料 5-22【ウェブ】）。

専門職大学院でも、入学者数を一定に保つことは容易ではないが、法科大学院と会計専門職大学院では、早期卒業者や卒業見込者、社会人等を対象に異なる入学試験を複数回実施し、試験内容を多様化することで、定員を満たすよう努めている。

評価項目③

学生の受け入れに関わる状況を定期的に点検・評価し、改善・向上に向けて取り組んでいること。

<評価の視点>

- ・学生の受け入れに関わる事項を定期的に点検・評価し、当該事項における現状や成果が上がっている取り組み及び課題を適切に把握しているか。
- ・点検・評価の結果を活用して、学生の受け入れに関わる事項の改善・向上に取り組み、効果的な取り組みへとつなげているか。

本学では、学生の受け入れに関わる事項について、質的・量的な側面から定期的に点検・評価を行い、その結果に基づいて適切な改善を実施している。

まず、質的な側面では、各学部・研究科が毎年、入学時調査や追跡調査を実施し、入学者が各学部の入学者受入れの方針に適合しているかを点検・評価している。例えば、入学後の成績や学習状況を入試方式ごとに分析し、学力不足や入試方式と成績の不一致が確認された場合、速やかに対応策を講じている。具体的には、入学者が望んでいた専門分野とのミスマッチを防ぐために、入試説明会やオープンキャンパスでの説明強化、『入試ガイド』の見直しを行っている。これにより、受験生が自分に合った学部や学科を正しく選択

点検・評価報告書 様式

できるようサポートしている。また、特に入学後の成績が芳しくない学生が特定の入試種別に集中している場合、その入試制度自体を見直すことも行っている。

量的な側面では、適切な学生と教員の比率（ST比）を維持するため、各学部・研究科が入試時に細やかな合否判定を実施している。例えば、特定の学部では、18歳人口の減少に対応するため、2024年度入試で近畿圏以外からの指定校推薦枠を増やし、最終的に全学で10名増加させた。また、国際的な学生の受入れを強化するため、国際部と連携し、海外の高校との提携を進め、一部の学部では指定校推薦の枠を拡大している。このように、各学部・研究科は定期的に志願者数や入学者数を精査し、入試時の適切な学生の受入れを目指している。

さらに、入試センターでは、各学部からの要望に基づき、入試データの分析や入試制度の見直し提案を行っている。2021年度には、一般選抜において後期日程を廃止し、試験日自由選択制を導入することで試験日数を7日間に短縮する改革が行われた。この改革は、全国的に後期日程の志願者が減少し、後期入試を廃止する大学が増加している状況を受けて実施されたものである。また、非常用問題の作成を行うことで、万が一の災害時などにも対応可能な入試体制を構築し、コロナ禍においても柔軟に対応できる基盤を整備した。

大学院でも、毎年度、志願者数や合格者数を踏まえ、入試の結果を検証し、次年度の入試日程や選考方法の見直しを行っている。例えば、法学研究科では、研究科委員会において入試制度の見直しを行い、2022年度から前期課程における各コースの再編に伴い、筆記試験の出題範囲の見直しを実施している。また、理工学研究科では、2024年度から外国人留学生入試において、口頭試問の内容を具体的に学生募集要項に明示することで、多様な人材の確保を進めている。これにより、国際化を促進し、より多様な学生を受け入れる体制を強化している。

これらの点検・評価の結果は、「入試センター主事会」や「学部長・研究科長会議」を通じて学部・研究科と情報共有し、各学部・研究科での入学者選抜の改善に活用されている。特に、学部・研究科の教授会では、入学者受入れの方針に基づいた点検・評価を継続的に行い、入試種別や選考方法の改善に向けた議論を進めている。結果として、学生の質の保証と教育環境の向上が図られており、今後も持続的な改善が期待されている。

2. 分析を踏まえた長所と問題点

(1) 長所

本学では、入試センターが中心となり、大学執行部や学部・研究科と緊密に連携して、入学者選抜に関する企画・立案、検証、改善を全学的かつ組織的に推進している。この体制により、新学習指導要領や新型コロナウイルス感染症への対応といった重要な課題にも迅速に対処し、入試の公正性を確保するために、個人を特定できない状態での採点や合否判定の仕組みを導入している。さらに、一般選抜では、外部機関による検証を通じて入試問題の適切性を担保し、マーク式設問の選択率や正答率の分析を行うなど、透明性の高い運営を行っている。また、多くの入試問題や出題者の講評を公表し、これにより入試の信頼性と透明性を向上させ、継続的な改善につなげている。さらに、本学は多様な学生を受け入れるため、「一般入試」に加え、社会人や留学生を対象とした多様な入試制度を導入している。これにより、年齢や地域を超えた幅広い層の学生が本学

点検・評価報告書 様式

で学ぶ機会を得られるようになっている。また、各学部・研究科では、受け入れた学生が本学で必要な学びを修得できているかを定期的に調査し、入試制度の評価と改善を行っている。さらに、グローバル化への対応として、「海外指定校推薦入試」や「国連難民高等弁務官事務所（UNHCR）難民高等教育プログラム（RHEP）特別推薦入試」を導入し、国際的な学生や難民の受入れを進めており、2023年度及び2024年度春学期にはウクライナからの学生を受け入れる支援を行った（根拠資料 5-23、5-24）。さらに、博士課程では、外国人留学生に向けて英語版の募集要項を作成・公表し、外国語対応のHPやパンフレットの整備を進めている。くわえて、日本語学校での説明会や海外協定校への訪問、海外での説明会にも積極的に参加するなど、国際的な広報活動を強化している。

これらの取り組みは、全学的かつ組織的な入学者選抜の強化、多様な学生の受入れ促進、そしてグローバル化への積極的な対応を通じて、本学の持続的な発展を支える重要な要素となっている。

(2) 問題点

前回の認証評価時に学部及び研究科の定員管理について提言が付され、それを受けて大学基準協会への改善報告書提出時までに当該学部では学科間の入学定員の見直しを実施した。また研究科では入学定員の見直しに加え、広報活動の強化やカリキュラム内容の見直しなどを行い、その結果、大学基準協会が定める基準内に改善することができた。一方、研究科では入学定員を充足していない研究科が多かったことから、大学院の充実に向けて「大学院改革に係る検討結果」（根拠資料 5-25）に基づき、コースの見直しや進学相談会・大学院進学フェアの実施、日本語学校等への広報活動を各研究科で実施した。その結果、入学定員充足率の向上が見られ、2024年度の東西10私大の定員充足率比較において、本学は前期課程では第2位、後期課程ではトップの定員充足率となっている。しかし、前期課程において入学定員を充足していない研究科が多くある（根拠資料 1-8<190~203頁>）。これは日本国内における学部から修士課程等への進学率が、人文科学分野では2%、社会科学分野では4%程度で推移しており、人文科学系・社会科学系の大学院教育に対する社会的認知・評価が低いことも背景にあると考えられる（根拠資料 5-26【ウェブ】）。

総じて、受験生の志望傾向や他大学の受入れ状況の影響など、合理的に判断できない要素が多く、毎年のように難しい合否判定が求められている。しかし、定員に即した学生の受入れを安定的に行うため、本学を第一志望とする受験生層を確保することが課題となっている。

そのため、学部も含めた情報共有・意見交換の内容を基に、大学執行部で検討を行うだけでなく、広報専門部会において、広報課、国際部、併設校と連携しながら入試センターが対応策を検討している。先に挙げた指定校推薦枠の展開や海外広報の推進もその一例である。

3. 改善・発展方策と全体のまとめ

入学者受入れの方針は、学位授与の方針と教育課程編成・実施の方針を踏まえ、「知識・技能」「思考力・判断力・表現力」「主体的な態度」という学力の三要素を軸に策定されており、学部・研究科、学位課程ごとに定め、HPや入学試験要項等で公表している。学部入試、

点検・評価報告書 様式

大学院入試ともに入学者受入れの方針に基づき、学力の三要素と選抜方法を適切に組み合わせながら、複数の選抜方法で入試を実施し、幅広く多様な入学者の確保に努めている。引き続き、高等教育や中等教育の動向、社会情勢などを見据えて充実していく。

入学者選抜の実施体制は、入試・学生募集を担当する副学長の下、入試センターと各学部・研究科が連携して実施しており、学生募集及び入学者選抜の適切な体制を構築している。採点や合否判定については、入学者選抜の公平性、公正性、透明性を担保するための体制や仕組みを構築している。

定員管理に関して、学部と大学院では状況が異なる。学部では入学定員及び収容定員の適切な管理を徹底することが求められているが、最終の調整機会となる3月下旬の補欠合格者発表時に、競合大学でも補欠合格を発表するため、入学者数に変動が生じる恐れがある。引き続き、定着状況や他大学の補欠合格者発表状況などのデータの蓄積と分析を行うなど、定員管理の安定を目指した取り組みを行う。専門職大学院を含む大学院では、入学定員充足率が研究科ごとに異なり、各研究科が抱える課題もさまざまである。各研究科の実情に応じて、入試制度や選抜方法の見直し、広報活動の充実、学修環境の整備などに取り組んでいく。

以上のことから、一部課題はあるものの、概ね大学基準（学生の受け入れ）を満たしているといえる。

点検・評価報告書 様式

第6章 教員・教員組織（基本情報一覧）

大学として求める教員像を示した資料・教員組織の編制方針

資料名称	URL・印刷物の名称
求める教員像および教員組織の編制方針	https://www.kansai-u.ac.jp/ja/about/outline/disclosure/teacher_image/
備考：	

個別教員の教育課程の編成その他の学部への運営への参画状況、主要授業科目の担当有無・担当科目単位数に関する情報

資料名称	URL・印刷物の名称
備考：本学は 2025 年度より基幹教員制度を導入予定である。	

設置基準上必要専任教員・基幹教員数の充足[*]

[学士課程]（専門職大学及び専門職学科を除く）※2022年10月改定前の設置基準に基づく「専任教員」制の場合

	学部・学科等名称	総数	教授数	根拠となる資料
全体（注1）		713	549	大学基礎データ（表1）
学部・学科等	法学部法学政治学科	54	46	
	文学部総合人文学科	102	83	
	経済学部経済学科	52	42	
	商学部商学科	52	41	
	社会学部社会学科	58	45	
	政策創造学部政策学科	14	11	
	政策創造学部国際アジア学科	10	8	
	外国語学部外国語学科	51	38	
	人間健康学部人間健康学科	33	30	
	総合情報学部総合情報学科	55	46	
	社会安全学部安全マネジメント学科	29	22	
	システム理工学部数学科	11	7	
	システム理工学部物理・応用物理学科	12	9	
	システム理工学部機械工学科	35	23	
	システム理工学部電気電子情報工学科	29	19	
	環境都市工学部建築学科	16	11	
	環境都市工学部都市システム工学科	21	12	
環境都市工学部エネルギー環境・化学工学科	14	8		
化学生命工学部化学・物質工学科	40	31		

点検・評価報告書 様式

	化学生命工学部生命・生物工学科	16	9			
	その他の組織等（教育推進部）	4	3			
	その他の組織等（国際部）	5	5			
学部・学科等（薬学）（注2）	学部・学科等名称	総数	教授数	実務家教員数（注3）	うち、みなし専任教員の数と割合	根拠となる資料
備考：						

※関係法令：2022年10月改定前の大学設置基準第13条

※基礎データ（表1）の数値と一致するよう作成してください。（以下各表も同様。）

※教員数が不足する場合、不足する数を備考欄に記述してください（以下各表も同様。ただし、[専門職大学及び専門職学科]及び[専門職学位課程]表において「みなし専任教員」に関する場合は、「不足する数」を「超過する数」と読み替える）。

注1 [全体]：大学設置基準別表第1及び別表第2に基づいて算出される専任教員の配置状況を意味します。

注2：薬学に関わる学部・学科等のうち、臨床に係る実践的な能力を培うことを主たる目的とするもののみをこの欄に記載してください。

注3：「実務家教員数」及び「みなし専任教員数」について、表の該当欄には○又は×（「みなし専任教員」については設置基準上必要となる実務家教員数に比した割合も（ ）で併記）を記載し、また、それらの実数を備考欄に記載してください。

[専門職大学及び専門職学科] ※2022年10月改定前の設置基準に基づく「専任教員」制の場合

	学部・学科等名称	総数	教授数	実務家教員数（注2）	うち、みなし専任教員数と割合	うち、研究能力を併せ有する実務家教員数との割合	根拠となる資料
全体（注1）							大学基礎データ（表1）
学部・学科等							
備考：							

※関係法令：2022年10月改定前の大学設置基準第13条、第42条の6、専門職大学設置基準第35条

注1 [全体]：専門職大学設置基準別表第一に基づいて作成してください。専門職学科を置く大学の場合、[全体]に係る数は[学士課程]表に記載するので、本表の欄は「-」（ハイフン）を記入してください。

注2：「実務家教員数」、「みなし専任教員数」及び「研究能力を併せ有する実務家教員数」について、表の該当欄には○又は×（「みなし専任教員」及び「研究能力を併せ有する実務家教員」については設置基準上必要となる実務家教員数に比した割合も（ ）で併記）を記載し、また、それらの実数を備考欄に記載してください。

[学士課程]（専門職大学及び専門職学科を除く）※「基幹教員」制の場合

	基幹教員の種類	必要基幹教員数	必要基幹教員数中の法定数	人数	うち教授数	担当授業科目	備考	
○○学部 ○○学科	専ら従事する教員		● 以上					
	それ以外の当該大学教員		● 以下					
	それ以外の当該大学以外教員							
	基幹教員の種類	必要基幹教員数	必要基幹教員数中の法定数	人数	うち教授数	うち実務家教員数	うち、みなし基幹教員数	担当授業科目
××学部 ××学科	専ら従事する教員		● 以上					
	それ以外の当該大学		● 以下					

点検・評価報告書 様式

(業学)	教員	当該大学以外					
大学全体の収容定員に応じ定める数							
学部総計							
根拠資料							

※関係法令：大学設置基準第 10 条

※数や割合を記載する欄は、○×ではなく、実際の数、割合を記載してください。

※下段の表は、下記の学部のみを使用する表です。それ以外は上段の表を用いてください。

①業学に関わる学部・学科等のうち、臨床に係る実践的な能力を培うことを主たる目的とするもの

②教員養成に関する学部（但し、「うち、みなし基幹教員数」欄については、非該当のためハイフン「-」とする）。

※「専ら従事する教員」欄は、専ら当該大学の教育研究に従事する者であり、かつ 1 の学部でのみ算入される教員を指します。

※「それ以外の教員」欄のうち「当該大学」欄は、「専ら従事する教員」以外で、当該学部等で 8 単位以上の授業科目を担当する当該大学所属の教員を指します。複数の学部等で基幹教員に算入される者は、ここに含まれます。

※複数学部等で基幹教員に算入される者がいる場合、同時に基幹教員となっている学部等の名称とその数を備考欄に記載してください。

例) 2 名の教員が法学部法学科でも基幹教員となっている場合：「法学部法学科：2 名」と記載。

※「それ以外の教員」欄のうち「当該大学以外」欄は、兼業やクロスアポイントメントなどのかたちで、複数の大学等において基幹教員となる者や、企業等に属しながら基幹教員となる者等が該当します。

※「担当授業科目」欄は、基幹教員の全てが主要授業科目又は 8 単位以上の授業科目を担当している場合にのみ○と記載してください。

※その他、「専任教員」についての表に注記した事項を参照して作成してください。

〔専門職大学及び専門職学科〕※「基幹教員」制の場合

	基幹教員の種類	必要基幹教員数	必要基幹教員数中の法定数	人数	うち教授数	うち実務家教員数 (うち、みなし基幹教員数)	うち、研究能力を併せ有する実務家教員数	担当授業科目
××学部	専ら従事する教員		●以上					
××学科	それ以外 当該大学の教員 当該大学以外		●以下					
大学全体の収容定員に応じ定める数								
学部総計								
備考:								
根拠資料								

※関係法令：大学設置基準第 10 条、第 42 条の 3、専門職大学設置基準第 34 条、第 35 条

※「うち実務家教員数」を記載する箇所においては、実務家教員中のみなし基幹教員の内数を () で書き添えてください。みなし基幹教員がない場合は、(0) と記載してください。

※その他、〔学士課程〕(基幹教員制) の表に付した注記、「専任教員」の表に付した注記に基づいて作成してください。

〔修士課程〕

研究科等名称	総数	教授数	研究指導教員数	研究指導補助教員数	根拠となる資料
法学研究科法学・政治学専攻博士課程前期課程	51	46	51	0	大学基礎データ(表1)
文学研究科総合人文学専攻博士課程前期課程	80	59	70	10	
経済学研究科経済学専攻博士課程前期課程	51	38	38	13	
商学研究科商学専攻博士課程前期課程	40	36	36	4	
社会学研究科社会学専攻博士課程前期課程	14	12	12	2	

点検・評価報告書 様式

程前期課程					
社会学研究科社会システムデザイン専攻博士課程前期課程	13	11	12	1	
社会学研究科メディア専攻博士課程前期課程	11	8	11	0	
総合情報学研究科社会情報学専攻博士課程前期課程	27	21	22	5	
総合情報学研究科知識情報学専攻博士課程前期課程	28	25	27	1	
理工学研究科システム理工学専攻博士課程前期課程	80	58	80	0	
理工学研究科環境都市工学専攻博士課程前期課程	44	31	42	2	
理工学研究科化学生命工学専攻博士課程前期課程	54	39	51	3	
外国語教育研究科外国語教育学専攻博士課程前期課程	40	24	24	16	
心理学研究科心理学専攻博士課程前期課程	22	16	21	1	
心理学研究科心理臨床学専攻博士課程前期課程	8	5	5	3	
社会安全研究科防災・減災専攻博士課程前期課程	29	22	29	0	
東アジア文化研究科文化交渉学専攻博士課程前期課程	11	9	10	1	
ガバナンス研究科ガバナンス専攻博士課程前期課程	23	15	15	8	
人間健康研究科人間健康専攻博士課程前期課程	17	17	17	0	
備考:					

※関係法令：大学院設置基準第9条第1項

[博士課程]

研究科等名称	総数	教授数	研究指導教員数	研究指導補助教員数	根拠となる資料
法学研究科法学・政治学専攻博士課程後期課程	34	32	34	0	大学基礎データ(表1)
文学研究科総合人文学専攻博士課程後期課程	57	46	49	8	
経済学研究科経済学専攻博士課程後期課程	38	38	38	0	
商学研究科商学専攻博士課程後期課程	33	33	33	0	
社会学研究科社会学専攻博士課程後期課程	7	7	7	0	
社会学研究科社会システムデザイン専攻博士課程後期課程	7	7	7	0	
社会学研究科メディア専攻博士課程後期課程	6	6	6	0	
総合情報学研究科総合情報学専攻博士課程後期課程	37	27	27	10	
理工学研究科総合理工学専攻博士課程後期課程	174	128	128	46	

点検・評価報告書 様式

課程後期課程					
外国語教育学研究科外国語教育学専攻博士課程後期課程	14	14	14	0	
心理学研究科心理学専攻博士課程後期課程	24	20	24	0	
社会安全研究科防災・減災専攻博士課程後期課程	28	22	23	5	
東アジア文化研究科文化交渉学専攻博士課程後期課程	10	9	9	1	
ガバナンス研究科ガバナンス専攻博士課程後期課程	12	8	8	4	
人間健康研究科人間健康専攻博士課程後期課程	12	12	12	0	
備考:					

※関係法令：大学院設置基準第9条第1項

[大学院の専門職学位課程]

研究科等名称	総数	教授数	実務家 教員数 (注)	うち、みなし専任教員数と割合	根拠となる資料
法務研究科法曹養成専攻	21	19	○	○ (0.67)	大学基礎データ(表1)
会計研究科会計人養成専攻	13	12	○	×	
備考：法務研究科法曹養成専攻 実務家教員数：9名（うち、みなし専任教員数：2名） 会計研究科会計人養成専攻 実務家教員数：6名					

※関係法令：専門職大学院設置基準第5条

※「実務家教員数」及び「みなし専任教員数」について、表の該当欄には○又は×を（「みなし専任教員」については設置基準上必要となる実務家教員数に比した割合も（ ）で併記）記載し、また、それらの実数を備考欄に記載してください。

授業担当教員と指導補助者の責任関係や、指導補助者が担う役割を定めた規程

資料名称	URL・印刷物の名称
関西大学ティーチング・アシスタント規程	https://www.kansai-u.ac.jp/ctl/news/2025.html
関西大学ラーニング・アシスタント規程	https://www.kansai-u.ac.jp/ctl/news/2025_1.html
備考：各規程については、ページ下部のリンク先（Zip ファイル内）に格納されている。	

教員の募集、採用及び昇任に関する規程

規程名称	URL・印刷物の名称
関西大学教育職員選考規程	例規集
備考：	

第6章 教員・教員組織(本文)

評定：S (A) B・C

1. 現状分析

評価項目①

教員組織の編制に関する方針に基づき、教育研究活動を安定的にかつ十全に展開できる教員組織を編制し、学習成果の達成につながる教育の実現や大学として目指す研究上の成果につなげていること。

<評価の視点>

- ・大学として求める教員像や教員組織の編制方針に基づき、教員組織を編制しているか。

※具体的な例

- ・教員が担う責任の明確性。
- ・法令で必要とされる数の充足。
- ・科目適合性を含め、学習成果の達成につながる教育や研究等の実施に適った教員構成。
- ・各教員の担当授業科目、担当授業時間の適切な把握・管理。
- ・複数学部等の基幹教員を兼ねる者について、業務状況や教育効果の面での適切性。
- ・クロスアポイントメントなどによって、他大学又は企業等の人材を教員として任用する場合は、教員の業務範囲を明確に定め、また、業務状況を適切に把握しているか。
- ・教員は職員と役割分担し、それぞれの責任を明確にしながら協働・連携することで、組織的かつ効果的な教育研究活動を実現しているか。
- ・授業において指導補助者に補助又は授業の一部を担当させる場合、あらかじめ責任関係や役割を規程等に定め、明確な指導計画のもとで適任者にそれを行わせているか。

(1) 大学として求める教員像及び教員組織の編制に関する方針の設定

本学は、「学の実化」を学是として掲げ、その実現のために「関西大学として求める教員像および教員組織の編制方針」（以下「求める教員像および教員組織の編制方針」という。）を定めている。これは、「学部長・研究科長会議」で報告され、各教員に配布・共有するとともに HP で公表している。

(2) 各学部・研究科等の教員組織の編制に関する方針

本学では、学是「学の実化」を具体化するために、「国際化」「情報化」「開かれた大学」を柱とし、各学部・研究科がそれぞれの専門分野にふさわしい教育研究上の目的を踏まえ、学位授与の方針及び教育課程編成・実施の方針を明示している。この実現のために、大学全体の教員組織の編制方針に基づき、必要な教員組織を編制しており、教育研究上の目的を達成するために、各学部・研究科が採用に向けた検討を行っている。一方、一部の学部を除き、学部・研究科独自の教員組織の編制方針は明文化されていないが、専門分野にふさわしい教員組織を編制するための工夫がなされている。具体的には、学位授与の方針及び教育課程編成・実施の方針に基づく学問分野のバランス、専門的力量、学習指導能力を見極めることに加え、年齢、ジェンダー、国籍、経歴といった多様性にも配慮しながら専任教員を任用する方針が共有されている。また、独自の教員組織の編制方針を明文化している文学部、政策創造学部、人間健康学部では、教員の役割や連携のあり方、教育研究に関する責任の所在を明確にし、編制方針を教授会構成員全体に周知するとともに、具体的な人事計画は人事委員会や教授会で検討・実施をしている。

大学院においても同様に、法学研究科、文学研究科、経済学研究科、商学研究科、社会学研究科、外国語教育学研究科、総合情報学研究科、東アジア文化研究科等では、学問分野のバランスや専門的力量、指導能力を考慮しつつ、教員構成の多様性にも配慮して担当者を決定する方針が共有されており、この方針に基づき、大学院担当者は研究科

委員会によって決定されている。

教育に関する諸権限と責任は基本的に各教授会が担っており、カリキュラム上の講義や成績管理も含め、各教授会及び研究科委員会の規程に基づき、教授会等の組織内で権限と責任が明確化されている。教育全体の運営は「内部質保証の方針」に基づき、全学的なマネジメントの下で進められている。

(3) 大学全体及び学部・研究科等ごとの専任教員数

本学の教育職員の定義は、「学校法人関西大学職員任免規則」(根拠資料 6-1) (以下「職員任免規則」という。) 第4条に定めている。

本学の専任教員における定年等については「学校法人関西大学職員就業規則」(根拠資料 6-2) (以下「職員就業規則」という。) に定められている。ただし、教育研究上、優れた業績を有し、教育上の能力を有すると認められ、授業上必要である場合、定年後2年までの延長が認められる。この場合、定年延長の審査は、1年ごとに行われる。さらに、「特別契約教授規程(就)」(根拠資料 6-3) によって、職員就業規則(根拠資料 6-2) 第17条第1号但し書きに規定する定年を2年延長された後に、引き続き再雇用(1年更新で2回を限度に更新可能)される特別契約教授制度がある。したがって、本学では最高齢として70歳の教授職にある者が認められている。

なお、本学における基幹教員制度の導入は2025年度からの予定であり、2024年度現在、導入に向けた検討中を進めている。導入に向けた議論を進める中で、外部からの基幹教員の任用に向けて、学内の特別任用教員制度も含めた、業務状況や教育効果の観点から適切性を検証する体制の構築についても検討していく予定である。

本学では、上記のような専任教員を各学部・研究科、教育推進部及び国際部に配置することにより大学設置基準等に定められた必要数を充足しており、専任教員1人当たりの在籍学生数にも配慮した構成となっている(根拠資料 1-8<27~29頁>)。

以上の状況は、2008年度の「学部長・研究科長会議」で了承された「教員配置の進め方(方針)」(根拠資料 6-4)に基づき、2009年度以降、各学部・研究科において必要な分野を計画的に検証し、順次増員を図ってきた結果である。

(4) 適切な教員組織編制のための措置

求める教員像および教員組織の編制方針及びそれを踏まえた各学部・研究科における編制方針等に基づき、各学部・研究科では、教員組織を適正に配置している。また、各学部・研究科では、三つの方針とカリキュラムツリーに明示された教育内容を適切に実施できるよう、教員を配置している。

本学における女性専任教員比率は、上昇傾向にあるが(根拠資料 1-7<37~38頁>、1-8<36~38頁>)、外国籍の専任教員数は、全学の教員総数から考えて少数である(根拠資料 1-7<37~38頁>、1-8<36~38頁>)。

各学部専任教員の年齢構成についてみると、教授、准教授、専任講師、助教のいずれも中核となる年齢層に厚く配置されており、教育・研究を充実させつつバランスを保っており、学部間の違いはほとんど見られない。現状は、「特定の範囲の年齢、性別に著しく偏ることのないようバランスを確保」という教員組織の編制方針に合っている。

教員の多様性を一層推進するため、2019年9月18日の「学部長・研究科長会議」で、

点検・評価報告書 様式

学長から数値目標が示され、全学部・研究科で確認された（根拠資料 6-5）。数値目標に関する状況については、（根拠資料 1-8<30～33 頁>）を参照されたい。

授業科目の担当について、学部等における専門教育科目の教員配置は、各学部の委員会で対応している。例えば、法学部では教学体制委員会及び教授会、総合情報学部では教務委員会を設置し、対応している。学部によって専任教員の専兼比率は多少異なるが、主要な専門教育科目を専任教員が責任をもって教授する体制が整えられており、教員組織の編制方針に基づく適切な配置になっていることはもとより、大学設置基準の条件を満たしていると判断できる。

大学院の研究指導（補助）教員の資格審査は、各研究科における大学院授業担当資格に関する内規（根拠資料 6-6～11）等に基づき、厳格に実施している。なお、理工学研究科においては、教授会の下で5年を期間とする大学院担当の更新審査を行っている。

専任教員の授業担任責任時間数は職員就業規則（根拠資料 6-2）に一週当たり教授で8時間、准教授、専任講師及び助教は6時間と定めている。ただし、助教は4時間に減免可能としている。文系学部ではこれらの基準に準拠した担任時間数となっているが、全学の教養外国語科目を担当する外国語学部や、実験・実習科目を多く編成している理工系学部では、著しい超過が認められる（根拠資料 1-8<42～43 頁>）。今後は、学部や専門分野の特性も踏まえ、担任時間数の適正化を目指して改善を図っていく。

- (5) クロスアポイントメント制度等、他大学又は企業等の人材を教員として任用する場合において、教員の業務範囲を明確に定め、業務状況を適切に把握しているか。

本学は、国立研究開発法人防災科学技術研究所及び国立大学法人大阪大学とクロスアポイントメントの協定を締結しており、2023年度は4名（防災科学技術研究所：1名、大阪大学：3名）が適用されている。

教員の業務範囲については、協定書に基づき明確に定め、業務状況については、両者で出勤報告書等を共有し、把握に努めている（根拠資料 6-12）。

- (6) 教員は職員と役割分担し、それぞれの責任を明確にしながら協働・連携することで、組織的かつ効果的な教育研究活動を実現しているか。

学部・研究科には、それらの業務を支援する事務組織を設置しており、授業や学部・研究科の運営は教員が、学生対応や教員関係の各種会議の運営補助に関しては職員が担うなどの役割分担がなされている。

一方、教学における全学的意思決定機関である「学部長・研究科長会議」には、大学本部長及び学長室長が含まれており、教育推進部、研究推進部、社会連携部、国際部の4部の委員会にも事務職員（学事局長、研究推進・社会連携事務局長、国際事務局長等）が構成員となっており、教員と職員が協働しながら教学の意思決定に参画し、組織的かつ効果的な教育研究活動の実現に取り組んでいる。その他、「教学 IR プロジェクト」「教学 IR プロジェクト作業部会」「FD/SD 連携プロジェクト」による教員と職員の協働・連携が進められている。

- (7) 授業において指導補助者に補助又は授業の一部を担当させる場合、あらかじめ責任関係や役割を規程等に定め、明確な指導計画のもとで適任者にそれを行わせているか。

本学において、授業の指導補助者には、TA、LA が該当しており、その職務等は、「関

西大学ティーチング・アシスタント規程」(根拠資料 4-17) 第 3 条及び「関西大学ラーニング・アシスタント規程」(根拠資料 4-22) 第 3 条に規定している。

TA・LA は、シラバスに示された到達目標や授業計画に従い、各授業回で適切に授業担任者を補助できるよう、授業開始前に事前打合せを行っている。

また、大学設置基準の改正に伴い新設された「学習補助者」についても、学内にワーキンググループを設置し、今後の活用に向けた検討を進めている。

(8) 学士課程における教養教育の運営体制

全学的な教育に関する諸施策を協議・決定する機関として教育推進部を設置し、その下に設置された「教育推進委員会」がこの任を担っている(根拠資料 2-9<第 1 条、第 6 条>)。「教育推進委員会」の下に「共通教養教育推進委員会」を設置し、共通教養科目と外国語科目を統括する体制を構築している(根拠資料 2-9<第 10 条>)。外国語科目については、外国語学部内に設置されている「外国語学部学務委員会」及び「教養外国語委員会」がその実質的な運営を担っている。なお、教員免許を中心とした各種資格関係科目の運営は、教育推進部の下に設置している教職支援センターが担い(根拠資料 2-9<第 12 条第 1 項第 2 号>)、センター長が、センターを代表しその業務を統括している(根拠資料 6-13<第 5 条第 1 項>)。

本学のカリキュラムには、同一科目を複数の担当者によって、あるいは複数の担当者によるリレー講義によって実施する科目もある。これらの授業科目では、学期開始に先だって、担任者が相互に到達目標の共通認識を深めた後、その教育内容を共同でシラバスに落とし込み、各学期の授業に臨んでいる。具体的には、多くの兼任教員が担当する外国語科目について、外国語科目担当者連絡会議を開催し、一定の教育の質を保証することを目指して、授業概要・到達目標、授業計画、成績評価の方法・基準等についての方針を定め、担当者間で密接な連絡調整を行っている。

共通教養科目の授業科目担任者は、科目担任者としてふさわしい教育歴及び研究業績を有する者を、教育内容に照らし合わせて、学部、学科、専攻、専修、学問分野等の単位で検討し、当該科目の推薦母体として最適な部局(学部等)が科目担任者の推薦を行っている。この推薦をもとに、「共通教養教育推進委員会」において「共通教養科目を担当する非常勤講師の任用基準」等に基づき、教員の適格性を審査し、さらに「教育推進委員会」において審議・決定している(根拠資料 2-9、6-14)。なお、スタディスキルゼミ等の初年次導入科目は、教育推進部の教員が主に担当している。また、「プロジェクト学習 2」の担任者については全学から申請を受け付け、「共通教養教育推進委員会」の下に設置される「プロジェクト学習 2 選考小委員会」において審査し、さらに「共通教養教育推進委員会」において審議・決定している。

くわえて、毎学期末に「共通教養教育推進委員会」から提供される履修者数、成績分布等の統計資料及び授業アンケートの結果を参考に、クラス数や授業内容、評価の妥当性の確認を行っている。具体的には、推薦母体である各学部等で運営方法について検討した結果を毎年 9 月の「共通教養教育推進委員会」で審議し(根拠資料 6-15)、次年度の運営に反映している。

評価項目②

教員の募集、採用、昇任等を適切に行っていること。

<評価の視点>

- ・教員の募集、採用、昇任等に関わる明確な基準及び手続に沿い、公正性に配慮しながら人事を行っているか。
- ・年齢構成に著しい偏りが生じないように人事を行っているか。また、性別など教員の多様性に配慮しているか。

教員の任用・昇任等の手続については、職員任免規則（根拠資料 6-1）、職員就業規則（根拠資料 6-2）、「関西大学教育職員選考規程（就）」（根拠資料 6-16）（以下「教育職員選考規程」という。）、各学部・研究科における内規・申し合わせ等に明示されており、これらに基づき、各教授会の下に設置される人事委員会等で厳格な審査が行われ、教授会（学部によっては人事教授会）において審議・決定している（根拠資料 6-17）。その結果を基に、学長が理事会に推薦し、理事会が任命している。

なお、本学の大学院は、専門職学位課程である法務研究科、会計研究科を除いて、専任教員の任用・昇任の人事権を有しておらず、各学部で任用・昇任された専任教員が兼担で大学院の教育・研究に当たっている。

さらに、教育推進部及び国際部には、教育推進部規程（根拠資料 2-9）及び「関西大学国際部規程」（根拠資料 3-21）に基づき両部の設置目的の実現のために、それぞれの専門性に基づき、専任教員（教育推進部 4 名、国際部 5 名）を配置している（根拠資料 1-8<27 頁>）。これらの部に属する教員の任用人事については、「教育推進委員会」及び「国際委員会」で審査を行い、その結果を基に、学長が理事会に推薦し、理事会がこれを任命している。

また、教員の募集に際しては、選考日程・応募資格（求める人材像）・審査手続等を明示し、必要に応じて公募等を行っている。教員人事を進めるに当たっては研究業績を評価することはもちろんであるが、教育職員選考規程（根拠資料 6-16）に明示しているとおり、それ以外の教育歴等も評価の対象としている。

年齢構成については、教育・研究の継続性の観点から各組織において偏りが生じないように各教授会等の下に設置される人事委員会等で募集・採用の計画を立てる際に検討を行っている。また、女性・外国籍の教員等、教員の多様性については、「学部長・研究科長会議」においてその重要性について周知しており、女性・外国籍の教員の採用を計画している学部においては 2 年前倒しの人事措置を、学長の判断の下で行っている。

評価項目③

教育研究活動等の改善・向上、活性化につながる取り組みを組織的かつ多面的に実施し、教員の資質向上につなげていること。

<評価の視点>

- ・教員の教育能力の向上、教育課程や授業方法の開発及び改善につなげる組織的な取り組みを行い、成果を得ているか。
- ・教員の研究活動や社会貢献等の諸活動の活性化や資質向上を図るために、組織的な取り組みを行い、成果を得ているか。
- ・大学としての考えに応じて教員の業績を評価する仕組みを導入し、教育活動、研究活動等の活性化を図ることに寄与しているか。
- ・教員以外が指導補助者となって教育に関わる場合、必要な研修を行い、授業の運営等が適切になされるよう図っているか。

(1) ファカルティ・ディベロップメント (FD) 活動の組織的な実施

教員の資質の向上を図るため、ファカルティ・ディベロップメント (以下「FD」という。) の一環として、次のような組織的かつ多面的な取り組みを実施している。

ア 新任教員オリエンテーション

新任の教育職員が、本学の現状、教育目標、大学教育一般、教育・研究に関わる事項等を理解し、教育・研究活動を円滑に進められるようにすることを目的として、毎年新任教員オリエンテーションを開催している (根拠資料 6-18)。その中では、①本学の理念・目的、②教育の質保証に向けた取り組み、③本学のガバナンス体制、④入試業務や学生活動に関連する業務等について説明し、教員としての資質・意識向上に努めている。

イ 各学部・研究科単位での FD 活動

学部・研究科単位で見れば、文学部における「知のナビゲーター」担当者ワークショップ、経済学部の FD 研修、政策創造学部の FD 研究会、外国語学部の FD ワorkshop 及び FD セミナー、社会安全学部の FD 委員会等が設置され、組織的に FD 活動を実施している。

その他にも、法学部における「導入演習教材作成委員会」による共通教材 (Civis Academicus) の作成・更新、商学部における「基礎演習連絡会議」、社会学部における「学部充実委員会」、総合情報学部における導入ゼミの「担当者会議」やメディア情報系・社会情報系・コンピューティング系それぞれの実習の「担当者会議」、理工系 3 学部及び理工学研究科における「新任教員オリエンテーション」等の FD 活動、文学研究科における「EU-日本学教育研究プログラム推進委員会」及び「EU-日本学教育研究プログラム科目担当者連絡会議」等が各学部・研究科での FD 活動の具体的取り組みである。

このほか、高等教育に関連するさまざまなトピックに応じて、学部・研究科等が主催する客員教授による講演会、教育推進部・社会連携部・国際部・研究所等が開催する学外有識者による講演会等を多数開催している (根拠資料 1-8<98、205~208、271~277 頁>)。

ウ 教育開発支援センターによる取り組み

教育開発支援センターが中心となり、教育方法の改善や学習成果の評価等をテーマとして行う「FD フォーラム」 (根拠資料 6-19) 及び授業現場やその準備に関する相談や情報共有を行う「FD Café」 (新任教員研修会) (根拠資料 6-20) をそれぞれ年 1 回ずつ開催している。また、2024 年度からは、「FD トークセッション」を学期中に数回開催している (根拠資料 6-21)。さらに、ICT 活用やルーブリック等、直近の授業実践に活用可能な知見を得られるセミナーを年数回開催している。最近では、生成 AI の話題提供を行い、学内から多くの参加があった。さらに、これらの取り組みは、教育開発支援センターの広報誌である『CTL ニュースレター』に掲載し、参加者以外にも広く周知している (根拠資料 6-22【ウェブ】)。この『CTL ニュースレター』については、2023 年度に紙面と内容の変更を行い、発行回数を年 2 回とするとともに、教員の関心によりマッチした内容への改善を図っている。また、高等教育に関する新たな研究や実践の成果をまとめた『関西大学高等教育研究』を年 1 回発行している (根拠資

料 6-23【ウェブ】)。このような教育開発支援センターの取り組みについては、学内の教職員の内、希望者に対して月 1 回「CTL メールマガジン」を発行し、速報性の高い広報を行っている。

これらの取り組みは、例えば、ループリックを活用するクラス数の増加（根拠資料 6-24、6-25）や、「プロジェクト学習 1・2」及び「スタディスキルゼミ」の学習成果の向上に寄与している。また、「CTL メールマガジン」の登録者数は開始当初から増加して（根拠資料 6-26）、これにより、教育改善の意識が全学的に向上していることが伺える。

エ 教学 IR プロジェクトによる取り組み

「教学 IR プロジェクト」では、全学的な「入学時調査」（根拠資料 2-25【ウェブ】）「パネル調査」（根拠資料 4-60）「卒業時調査」（根拠資料 2-26【ウェブ】）を毎年実施している。コロナ禍においては、遠隔授業と対面授業が混在する中での学習実態把握や、生成 AI に代表されるデジタルテクノロジーの活用実態の把握などを目的として、「授業・学生生活に関する学生アンケート」（根拠資料 2-12【ウェブ】）を実施するなど、特定の課題に対する調査も企画・実施している。これらの調査結果については、大学執行部への報告はもとより、各学部の教授会等の時間帯を活用してフィードバックを行い、学生の学習行動や学習成果の実態に関する理解を深める機会を設けている。その際、単なる結果報告に留まらず、報告後に意見交換やワークショップ形式でのディスカッションの機会を設けるなど、学部 FD と連動させた取り組みも進めている。全学的には、より多くの教職員が教学 IR の調査結果を活用できるよう、報告会やワークショップを適宜開催している。2024 年度には、人材開発課が主催する階層別研修の中に教学 IR に関する研修プログラム（「高等教育イノベーションプログラム」(HEIP)）を組み込み、対象となる入職 4 年目の事務職員に対して、教学 IR の調査結果から新たな教育・学習・支援策を創造するワークショップを行った。このように、大学執行部から学部執行部を始めとする学部教員、各部署の事務職員に至るまで、数多くの機会を設けて、教学 IR と FD/SD を連動させた取り組みを推進している。

また、教学 IR の実践を周知し、相対化し、さらなる質向上へと展開するべく、2019 年度より「教学 IR フォーラム」（根拠資料 6-27【ウェブ】）を年 1 回開催している。なお、当フォーラムは、2023 年度より「教育改革実践フォーラム」へと改称している。さらに、より多くの教職員に教学 IR への理解を深め、学生実態を把握してもらうことを目的として、2023 年度より広報誌「IR Times」（根拠資料 6-28【ウェブ】）を年 1 回発行している。2023 年度に実施した卒業生調査については、校友会の機関誌『関大』にも寄稿するとともに、独自のリーフレット（『第 1 回 関西大学卒業生調査レポート』）も作成し、多くのステークホルダーに結果を公表した。また、学内関係者にも分かりやすく伝わるよう、「IR Press」などのポスターを作成し、学内に掲示した。

2017 年度からは、教員のみならず事務職員及び学生を含めた三者協働型研修プログラムが立ち上げられ、効果的・効率的な SD を実施している（根拠資料 6-29）。この取り組みは、5 回のプログラム（テーマ別セミナーとグループワーク）と最終報告会から構成されており、教員・事務職員・学生が三者協働の混成チームを組み、企画から運営までの全行程をチームで実施している。毎年、多彩なテーマを設定しており、例

点検・評価報告書 様式

えば、2022 年度のテーマは「対面と遠隔授業の効果的な共存」、2023 年度のテーマは「関大生の学びと育ちをサポートする」というものであった。この取り組みの成果として、本学における教育のあり方を考える機会に留まらず、各自の立場から課題解決に資する提案力（根拠資料 6-30）を培う機会ともなっており、このような三者協働型の研修は、他大学には見られない先進的な取り組みである。また、2020 年度からは、内部質保証プロジェクトと連携し、各学生調査の分析結果の提供や、2023 年度に初の試みとして卒業生調査を行うなど、内部質保証推進にも寄与している。それらの取り組み成果や調査結果は、「大学・学部執行部向け FD」で共有し、全学的な FD と各学部の FD につなげている。特に、2023 年度は全学と各学部・研究科においてアセスメントプランを策定するべく、上記執行部 FD を数回にわたって実施するとともに、相談会や個別コンサルテーションを行うなど、アセスメントプランが実質的なものとなるようマクロ FD と連動させながら実施した。

オ 国際化に対応する取り組み

本学では、英語による科目開講を目的とし、教員の英語運用能力向上のために「グローバル FD」（根拠資料 6-31）を展開している。これまでに、「英語マンツーマンセッション」「グローバル FD オフィスアワー」「英語ブラッシュアップアワー（グループ制セッション）」の 3 種類のプログラムを提供してきた。

2018 年度に、文部科学省の「大学の世界展開力強化事業～COIL 型教育を活用した米国等との大学間交流形成支援～」に採択されたことを契機に、グローバル FD を発展させ、COIL 普及のプラットフォームとして「ウェビナーシリーズ」を開始した（根拠資料 6-32）。本シリーズについては本学教員だけでなく、国内外のさまざまな機関から参加を募って実施した。2022 年度に補助期間が終了し、2023 年度には新たに文部科学省の「大学の世界展開力強化事業～米国等との大学間交流形成支援～」に採択された（根拠資料 4-74）。これを受け、現在、新たなオンラインを活用した国際教育のための FD プログラムを開発中である。

カ 研究活動を支援する取り組み

研究活動については、①研究水準向上に資すること、②外部資金の獲得等を促進すること、③研究活動を活性化させること等を目的としてさまざまな支援経費を設定しており、各教員はこれらの獲得に向けた努力を通じて、教員としての資質・意識向上が図られる仕組みとなっている（根拠資料 6-33【ウェブ】）。このことが科学研究費補助金の応募・採択件数の増加にもつながっており、毎年約 300 件が採択されている（根拠資料 1-8<108～109、111～113 頁>）。また、国際研究（派遣・受入れ）や国内における研修に関する制度も整備している（根拠資料 6-33【ウェブ】）。

また、教育職員による海外の大学や研究者との交流を支援し、グローバルネットワークを活用した国際研究・教育活動を拡大するため、学術研究員制度、協定校との交換研究者制度、外国からの招へい研究者制度等の制度を設けている。このうち、学術研究員制度については、2018 年度から国内研究員制度と在外研究員制度を統合・発展させ、一定期間、国内外を問わず学術研究や調査に専念できる制度へと改定した。

キ 災害時に備えた全学的な取り組み

2010 年度より、授業時間中に教職員・学生が参加して地震避難訓練、安否確認訓練、

地震対応シミュレーション訓練等の大規模な訓練を実施している。この訓練は「関大防災 Day」と銘打ち、2023 年度開催の「関大防災 Day2023～広がれ！ みんなの安全・安心！～」(根拠資料 1-8<310 頁>)では、約 10,000 名が参加した(根拠資料 6-34)。このほか、危機管理マニュアルの策定等も行っている。近年、大規模な震災が相次いで発生していることを踏まえ、本学ではこうした取り組みを、学生や教職員の生命・身体を守るために重要なものと位置付けている。

ク 人権問題に関する啓発活動

本学では、人権問題に関する啓発活動(根拠資料 1-8<208 頁>)や、人権問題研究室による講演・研修(根拠資料 1-8<272 頁>)を実施し、理解を深めている。また、障がいのある学生への就学支援については、「障がいのある学生に対する就学支援ガイドライン」に基づき、「教職員のためのガイドブック」(根拠資料 6-35)を配付し、不当な差別的取扱いの禁止及び合理的配慮の提供に努めている。

(2) 教員の教育活動、研究活動、社会活動等の評価とその結果の活用

教員の教育研究活動その他諸活動の評価とその結果の活用については、次の取り組みを行っている。

まず、教育改善への組織的な取り組みとして、学生による授業アンケートを実施している。講義系科目について、2023 年度春学期の実施率が 47.9%、同年秋学期の実施率が 36.6%であった(根拠資料 1-8<98 頁>)。全教員への実施手順の配付やインフォメーションシステムを用いた広報を行っている。しかし、実施率をさらに高めるための取り組みが引き続き求められる。2020 年度春学期には、アンケート項目の見直しや完全 Web 化を実施し、授業アンケートの実質化を図った。アンケート結果については、過年度担当科目のアンケート結果と比較できるようにするなど、以後の授業改善に資するように配慮している。また、FD フォーラム等も適宜開催し、教育方法の改善や学習成果の評価方法の開発について、学内での共通認識を深めている(根拠資料 1-8<98 頁>)。

研究業績に関しては、学術情報システム(根拠資料 2-32【ウェブ】)で公開している。

さらに、社会貢献活動については、「関西大学社会連携基本方針」にしたがって取り組んでいる。具体的には、国や地方公共団体の委員等としての活動(根拠資料 1-8<270 頁>)や市民講座(根拠資料 1-8<270~278 頁>)、高校生へのセミナー(根拠資料 1-8<318 頁>)等を通じて、各教員が専門分野や個性を生かして貢献することで、資質の向上にも寄与している。例えば、人間健康学部が大阪府堺市と連携し、「地域で子育てを支えよう」や「堺市版介護予防体操『堺コッカラ体操』の普及」等の活動を実施している(根拠資料 6-36【ウェブ】)。福祉や健康を研究対象とする研究者を中心に、地域貢献と学生への教育を充実させる取り組みとして重要である。具体例として、「堺コッカラ体操」では、区役所保健センターの保健師や区社会福祉協議会職員と共同で、高齢者の介護予防に向けた啓発活動を実施している。さらに、実施前後の変化を経過観察し、本取り組みの効果検証も行っている。堺市健康福祉局においても、本取り組みについては評価をいただいております、堺市内への啓発と普及を進めていただいております。

点検・評価報告書 様式

- (3) 教育補助者に対して、授業の運営等が適切になされるよう、必要な研修を行っているか。

本学における教育補助者は、TA・LA が該当する。

TA は大学院生が、LA は学部生（主に2年次以上）が担っている。TA・LA の運営主体としては、教育開発支援センターが行っており、採用時や学期始めなどに、授業における TA・LA としての立場や関わり方など、授業が円滑に進むよう、教育開発支援センター主催で研修を行っている。TA には、円滑な学習支援を行えるよう、高等教育における学習支援の現状や、具体的な学習者とのやりとりに関する方略について習得する研修を提供している。また、TA 向けの教材開発を行っている。さらに、学生相談・支援センターの協力を得て、多様な学生に対応するため、障がいのある学習者向けの教育的配慮の方法等を学ぶ研修教材を適宜提供している。LA には、グループワークにおけるファシリテーション技法を学ぶための研修を中心に実施している。教員による支援のもと、先輩 LA が講師となり、参画型で行う研修や合宿も実施している。

評価項目④

教員組織に関わる事項を定期的に点検・評価し、改善・向上に向けて取り組んでいること。

<評価の視点>

- ・教員組織に関わる事項を定期的に点検・評価し、当該事項における現状や成果が上がっている取り組み及び課題を適切に把握しているか。
- ・点検・評価の結果を活用して、教員組織に関わる事項の改善・向上に取り組み、効果的な取り組みへとつなげているか。

- (1) 適切な根拠（資料、情報）に基づく点検・評価

教員組織の適切性については、「学校法人関西大学自己点検・評価委員会」の下にある大学部門委員会を中心に、定期的な点検・評価を行っている（根拠資料 2-7【ウェブ】）。そこでは、各学部・研究科等の専門分野にふさわしい教員編制となっているか、特定の年齢層や性別に著しく偏ってはいないか、また、国際化に対応できる多様性が確保されているか等を点検・評価している。さらに、自己点検・評価活動の客観性・公平性を確保するため、「学校法人関西大学自己点検・評価委員会規程」第2条第2項に基づき、外部評価委員会（根拠資料 2-34【ウェブ】）の意見を聴取し、その意見を自己点検・評価活動に反映している。

- (2) 点検・評価結果に基づく改善・向上

点検・評価結果に基づく改善・向上について、例えば、法学部では、人事委員会の構成を各専門領域（パート）の代表から、教授会での選挙による選出に改編しており（根拠資料 6-37）、文学部では、文学部人事学務検討会議を設置し、教員組織の適切性についての点検・評価、改善・向上への取り組みを強化している（根拠資料 6-38）。また、経済学部では、人事委員会において（根拠資料 6-39）、年齢構成・国際性・男女比等の教員配置の適切性を高めるため、点検・評価を実施しており、商学部では、商学部将来構想委員会による「商学部中長期将来計画」に基づき、人事委員会、審査委員会、学部執行部が連携し、教員配置の適切性を図るための継続的な点検・評価を行っている（根拠資料 6-40）。その他の学部・研究科でも同様に、教員組織の適切性を改善・向上するため、組織的・定期的な点検・評価を実施している（根拠資料 6-41）。

さらに、多様な教員の任用に関する取り組みも各学部・研究科等で進められている。例えば、文学部、外国語学部、人間健康学部、教育推進部では、女性教員の増員に向けた募集や選考時の取り組みを実施しているほか、法学部、商学部、法務研究科、会計研究科をはじめ、多くの学部・研究科において、育児・介護等への配慮が行われている。

外国人教員についても、外国語学部、社会安全学部、システム理工学部、環境都市工学部、化学生命工学部、教育推進部等において、増員へ向けた募集や選考時の取り組みが実施されている（根拠資料 6-42<168 頁>）。

くわえて、海外大学との研究交流を促進するため、海外大学に所属する日本国籍研究者も招へい対象としている。近年、1 カ月以上来日することが困難なケースも増えているため、メール等を活用した継続的な研究交流が確立されている現状を考慮し、2020 年度から招へい期間の下限を 2 週間以上に変更した。そして、2021 年度の募集から、招へい教授の授業実施状況や、招へい研究員による講演会の実施結果を国際部 HP で公表するなど、学内外への情報発信を強化している。

2. 分析を踏まえた長所と問題点

(1) 長所

ア 専門的人材としての専任教員の配置

教育推進部と国際部には、それぞれの機関における諸施策を実施・推進するための専門的人材として専任教員を配置している。これにより、共通教養科目の運営、FD 活動の実践、入学生等を対象とした調査（教学 IR）の実施といった全学的な教育推進（根拠資料 1-8<12 頁>）が円滑に進められている。また、外国大学との交流の推進、研究者や留学生の派遣・受入れ、海外語学セミナーの実施、海外インターシップへの派遣に加え、オンラインを活用した国際教育活動の展開等、国際化推進（根拠資料 1-8<15~17 頁>）に関わる業務をスムーズに運営できる体制を整えている。

イ 専任教員 1 人当たりの在籍学生数の改善

教員 1 人当たりの学生数を減らし、より充実した教育を提供するため、教員の定年年齢を見直し、特別契約教授制度を創設（2009 年度から適用）するとともに、教員を 60 名増員することとした。その配置については、当時設置されていた学部の専任教員に対する在籍学生数等を考慮し、2008 年に「教員配置の進め方（方針）」（根拠資料 6-4）を策定し、現在に至るまでその取り組みを継続している。さらに、入学試験においては補欠合格制度を導入するなど、定員管理の厳格化を図った結果、多くの学部で専任教員 1 人当たりの在籍学生数が改善されている（根拠資料 6-42<168 頁>、1-8<27 頁>）。

ウ 多様な教員の任用

「関西大学男女共同参画推進委員会」（根拠資料 6-43）（2022 年 4 月より「関西大学ダイバーシティ推進委員会」に改組）が「関西大学男女共同参画に関する基本方針」（根拠資料 6-44【ウェブ】）を策定した。この基本方針では、多様で優秀な人材の参画促進、人員構成の男女格差の是正、育児等と教育・研究等の両立が可能な環境整備等の方針を定めている。本学は、女性にとって働きやすい職場環境の整備に

点検・評価報告書 様式

積極的に取り組む法人として、大阪市から「大阪市女性活躍リーディングカンパニー」として認証された（根拠資料 6-45【ウェブ】）。

また、2022 年度より女性教員を採用する場合、本来の採用年度より 2 年前倒して採用を行うことができる制度を導入し、これまで 6 名の採用実績がある。この制度は女性教員比率の向上に寄与している。

基本方針を踏まえ、人員構成の男女格差の是正や、各組織運営の意思決定への女性参画の推進を図るとともに、「女性活躍推進法に基づく行動計画」（根拠資料 6-46【ウェブ】）に盛り込まれた諸施策を着実に進めている。

特に、自然科学系女性研究者の育成が急務であることから、大阪大学が中心となって推進する、文部科学省「ダイバーシティ研究環境実現イニシアティブ事業」（牽引型）（根拠資料 6-47）に参画し、女性研究者の持続的な育成と活躍推進に貢献していく。

エ 災害時に備えた全学的な取り組み

授業時間中に教職員・学生が参加して地震避難訓練等を実施することで、防災に関する危機管理・意識の向上を図っている。このように大規模に実施している点は、他大学では見られない試みである。

また、訓練内容も充実しており、地震避難訓練に加え、防災イベント（防災シンポジウム、炊出し試食会、防災啓発ブース、AED・応急処置体験、浸水時ドア開閉体験、消火器使用・消火栓放水体験、避難器具体験、吹田市危機管理室の取り組みの紹介）などが行われる、「関大防災 Day」を実施している。

2023 年度には、全キャンパスで地震避難訓練を実施し、学生や教職員、近隣住民等約 10,000 名が参加した。これにより、参加者一人ひとりの防災に関する危機管理意識の向上につながっている。

オ 三者協働型研修プログラムの実施

2017 年度から、事務職員だけでなく、教員及び学生を含めた三者協働型の研修プログラムが立ち上げられ、効果的・効率的な SD を実施している（根拠資料 6-29）。この取り組みは、5 回のプログラム（テーマ別セミナーとグループワーク）と最終報告会で構成されており、教員・事務職員・学生が三者協働の混成チームを組み、企画から運営までの全行程をチームで実施する方式で行われている。

毎年、多彩なテーマが設定されており、例えば、2022 年度のテーマは「対面と遠隔授業の効果的な共存」、2023 年度のテーマは「関大生の学びと育ちをサポートする」であった。この取り組みの成果として、本学における教育のあり方を考える機会となるだけでなく、各々の立場から課題解決に資する提案力（根拠資料 6-30）を培う機会にもなっている。

このような三者協働型の研修は、他大学には見られない先進的な取り組みであり、今後も継続する予定である。

カ 教学 IR プロジェクトと連動した FD 活動の実施

本学での FD を担う部門として、教育推進部に教育開発支援センターを設置しており、その事務は教育開発支援室が行っている。一方、教学 IR を担う部門として、同じく教育推進部に「教学 IR プロジェクト」を設置しており、その事務は教学 IR 室

点検・評価報告書 様式

が担っている。FD と IR を担う部門は、それぞれ名称が異なるものの、実際には、教育推進部所属の教員と授業支援グループ（教育開発支援室/教学 IR 室）所属の事務職員による、同一組織・人員体制のもとで教職協働により運用されている。

同一組織・人員体制で運用していることの利点として、「教学 IR プロジェクト」が、単なるデータの取り扱いや分析にとどまらず、FD を意識して実施することができることは大きな強みになっている。その成果としては、例えば、「教学 IR プロジェクト」における FD の取り組みとして、各種学生調査等の結果を分析し、各学部の教授会等の時間帯を活用したフィードバックの実施、フォーラム主催や機関誌発行するほか、全学と各学部・研究科におけるアセスメントプランを策定するべく、「大学・学部執行部向け FD」を実施し、コンサルテーションを行ったことなどがあげられる。

これらは、すべて教職協働で取り組んでおり、「教学 IR プロジェクト」の教員と事務職員が FD との連動を意識しながら業務を遂行することができている。また、2024 年度から「教学 IR プロジェクト」の教員と事務職員が、「高等教育イノベーションプログラム」(HEIP)を企画し、本学事務職員の階層別研修において実施したことは、教職協働での取り組みが FD だけでなく SD にも寄与した好例といえる。

(2) 問題点

適切な教員組織編制のための措置に関連し、一部の学部・研究科では、教員組織の編制に関する方針が策定されていない。これについては、早期に策定し、全学の「関西大学として求める教員像および教員組織の編制方針」と連動させることで、各学部・研究科の編制方針を明確化する予定である。

3. 改善・発展方策と全体のまとめ

本学では、大学の理念・目的に基づき、大学全体としての求める教員像や教員組織の編制方針を明示し、必要な教員数を適切に配置している。

教員の採用・昇任等の手続については、職員任免規則、教育職員選考規程、各学部・研究科における内規・申し合わせ等に基づき、必要な規程を整備し、厳格な審査を実施している。このような厳格な審査を継続する中で、専門的人材としての専任教員の配置や、多様な教員の任用を進めるとともに、適切な教員組織の構築を図っている。また、各学部の教育内容を踏まえ、専任教員 1 人当たりの在籍学生数の改善を目的とした方策についても、引き続き内部質保証プロジェクトと各学部との連携を強化しながら検討していく。

また、教員の教育活動・研究活動等の資質の向上を図るため、FD 及び SD については、三者協働型研修プログラム内容のさらなる充実を図るとともに、「教学 IR プロジェクト」と各学部で連動した FD 活動を引き続き推進し、組織的かつ多面的に実施していく。

なお、教員組織の編制に関する方針が策定されていない学部・研究科もあるため、すでに策定している学部等の事例も紹介しながら、方針策定に向けた支援を進めていく。

以上のことから、一部課題はあるものの、概ね大学基準（教員・教員組織）を満たしているといえる。

点検・評価報告書 様式

第 7 章 学生支援（基本情報一覧）

学生支援に関する方針

資料名称	URL・印刷物の名称
Kandai Vision 150	https://www.kansai-u.ac.jp/kikaku/ku-keieirinen/pdf/vision150.pdf
備考：当該資料 27・28 ページの政策目標が該当	

第7章 学生支援(本文)

評定 (S) A・B・C

1. 現状分析

基準 7 学生支援

評価項目①

学生支援に関する大学としての方針に基づき、学生支援の体制を整備し、適切に実施していること。

<評価の視点>

- ・学生支援に関する大学としての方針に基づき、各種の学生支援体制を整備し、教員と職員がそれぞれ役割を果たしながら支援を行っているか。
- ・各種の学生支援にあたり、専門的な知識・能力や経験を有する者を含む必要なスタッフを配置しているか。
- ・学生支援に関する情報を学生に積極的に提供するとともに、その支援は学生の利用しやすさに配慮しているか。

[修学支援(学習面)]

- ・学生が能力に応じて自律的に学習を進められるようサポートする仕組みを整備しているか(補習教育、補充教育、学習に関わる相談等)。
- ・障がいのある学生や留学生の実態に応じ、それらの学生に対する修学支援を行っているか。
- ・学習の継続に困難を抱える学生(留年者、退学希望者等)に対し、その実態に応じて対応しているか。
- ・遠隔授業をはじめ教育等でICTを活用する場合は、ICT機器の準備や通信環境確保等において学生間に格差が生じないように、必要に応じて対応しているか(機器貸与、通信環境確保のための支援等)。
- ・ICTを利用した遠隔授業を行う場合にあっては、自宅等の個々の場所で学習する学生からの相談に対応するなどの学習支援を行っているか。また、学生の通信環境へ配慮した対応(授業動画の再視聴機会の確保等)を必要に応じて行っているか。

[修学支援(経済面)]

- ・学生に対する経済的支援(授業料減免、学内外の奨学金を通じた支援等)を、学生の実態等に応じて行っているか。

[生活支援]

- ・学生の心身の健康、保健衛生等に関わる指導相談を、学生の実態に応じて行っているか。
- ・学生の孤立化を防止するため、人間関係構築につながる措置(学生の交流機会の確保等)を必要に応じて行っているか。とりわけICTを利用した遠隔授業を行う場合において配慮しているか。

[進路支援]

- ・各学位課程(学士課程、修士課程や博士課程など)や分野等における必要性、個々の学生の特性等に応じ、就職支援のほか、職業的自立に向けたキャリア教育・キャリア形成支援等の進路支援を行っているか。

[その他支援]

- ・上記のほか、部活動・ボランティア活動等の正課外における学生の活動への支援など、必要に応じた支援を行っているか。

[学生の基本的人権の保障]

- ・ハラスメント防止、プライバシー権の保障や苦情申立への対応など、学生の基本的人権の保障を図る取り組みを行っているか。

(1) 学生支援に関する大学としての方針に基づき、各種の学生支援体制を整備し、教員と職員がそれぞれ役割を果たしながら支援を行っているか。

学生支援に関する大学としての方針については、「Kandai Vision 150」の教育、国際化、学生支援、就職・キャリアの各項目で明示している。そのほか、障がいのある学生に対しては基本方針を定め、ハラスメントについては規程、防止ガイドラインを定めている。そのうえで、学生支援は、支援内容によって担当する部署を明確に定めており、

教員と職員によって構成される各種委員会がこれに当たる体制となっている。

具体的には、修学支援は、教育推進部において、補習・補充教育や自主的な学習の促進に関する支援等を行い、また各学部では、留年者や休・退学者への対応、成績不振者に対する学習指導面談等を実施している。

経済的支援は、「奨学金委員会」が決定し、実務については奨学支援グループが担当している（根拠資料 7-1）。

ボランティア・学生生活支援・スポーツ振興は学生センター、障がいのある学生への対応や心理相談は学生相談・支援センター、ハラスメントは「ハラスメント防止委員会」、キャリア支援はキャリアセンター、健康面は保健管理センターが担当し、それぞれの部署が適切に役割を遂行している。

学部と協議すべき問題については、各部署が各学部の執行部と迅速に情報を共有し、問題の処理にあたるようになっており、重要な問題については、随時、大学執行部に報告し、学長を中心に対応方針を検討している。

- (2) 各種の学生支援にあたり、専門的な知識・能力や経験を有する者を含む必要なスタッフを配置しているか。

各部署には長年勤務して専門的な知識を有するスタッフが複数配置されている。また、部署によっては教員が運営委員またはアドバイザーとして加わり、専門的見地からの情報提供を行っている。

全学生が対象となるキャリアセンターでは、人文社会学系と理工系の担当分けのほか、学部ごとに主催者を定めている。キャリアセンター内には、キャリアカウンセリングルームを設置し、専門のキャリアカウンセラー（臨床心理士、産業カウンセラー、心理相談員、国家資格キャリアコンサルタント等）が、進路上の悩みを持った学生のキャリアカウンセリング（事前予約制）を実施するなど、学生の特性に応じた就職支援を行っている（根拠資料 7-2【ウェブ】）。

また身体的・精神的障がいを持つ学生を対象とする学生相談・支援センターでは、各キャンパスに専門的知識を持つ心理相談員を配置するとともに、千里山キャンパスに常駐する障がい学生支援コーディネーターが千里山以外のキャンパスへ毎週定期的に出向き、学生の障がいを個別に把握して、きめ細やかな支援を行っている（根拠資料 7-3【ウェブ】、7-4）。

奨学金を担当する奨学支援グループ、留学生の受入れや派遣を担当する国際部には、経験豊富なスタッフが中心となって部署内で知識・ノウハウの共有に努め、人事異動等による支援体制の中断が生じないように工夫している。

- (3) 学生支援に関する情報を学生に積極的に提供するとともに、その支援は学生の利用しやすさに配慮しているか。

学生支援の多様な制度については、本学のインフォメーションシステム及び HP に掲載するとともに、各種リーフレット・冊子を発行し、各学舎に常置し、周知に努めている（根拠資料 7-5【ウェブ】）。くわえて、各種財団等による外国人留学生向け奨学金といった申請対象者が限られるものについては、インフォメーションシステムの個人伝言機能を利用して、きめ細やかな情報提供を図っている。

これらの情報提供による各種制度の認知度や利便性等については、毎年約 6,000 名の

学生を対象として実施している「学生生活実態調査」において、自由記述欄を設けるなどして、学生支援についてその情報がどれほど学生に届いているかを確認している。また「学生生活実態調査」の結果を分析し、指摘された課題に対しては、しかるべき部局で検討を行い、短期的に実施可能な課題については対応策を、中長期的課題については対応の方向性を HP に公表することで、調査結果を踏まえての改善策を学生にフィードバックし、サービスの改善につなげており、例として、キャンパス内外や通学に関わる移動手段への要望に対して、キャンパス間の移動の利便性を向上させるため、シェアサイクルのステーションを千里山キャンパスに設置するなどの対応を取っている（根拠資料 7-6【ウェブ】）。

(4) 修学支援（学習面）

本学では、学生が自律的に学習を進められるよう、各学部や教育開発支援センターが主体となって学習支援の体制を整備している。まず、各学部は補習教育として独自のプログラムを提供している。例えば、経済学部では「ミクロ経済学入門」や「マクロ経済学入門」など、基礎的な学問領域における補習を実施している（根拠資料 7-7）。また、教育推進部は補充教育の一環として、全キャンパスに「ライティングラボ」を設置し、「書く力」や「考え、表現し、発信する力」を強化するための指導を行っている。ここでは、研修を受けた大学院生がライティング・チューターとして常駐し、学生に個別指導を行っている（根拠資料 7-8【ウェブ】）。さらに、教育開発支援センターでは「Learning Café」等を開催し、プレゼンテーションやノートテイクなど、幅広い学習スキルの向上を支援している（根拠資料 7-9【ウェブ】）。

障がいのある学生への修学支援に関しては、学生相談・支援センターが全学的なサポートを行う中心的役割を担っている。同センターは「障がいのある学生に対する修学支援基本方針」（根拠資料 7-10【ウェブ】）に基づき、障がい学生支援コーディネーターを配置（根拠資料 7-11）し、個別面談を通じて障がいの特性に応じた学修上の支援を行っている。また、バリアフリー環境の整備も推進しており、教室や通路の段差を解消、車イス専用機の設置など、学生の学習環境を改善している。特に、聴覚障がいのある学生には、遠隔授業における情報保障遠隔支援（根拠資料 7-12）や UD トーク（PC 等を使用した聴覚障がい者向けコミュニケーション支援ソフト）の活用など、個別に対応した支援を提供している（根拠資料 7-13）。

留学生に対する支援については、国際部が主体となり、日本語能力向上を目的とした「日本語」や「日本事情」などの科目を提供している（根拠資料 7-14）。また、正課外の支援として、日本語チューター・チューティー制度（根拠資料 7-15）を設けており、日本人学生が留学生の学習や日常生活における日本語サポートを行っている。さらに、日本語アカデミック・ライティング支援やオンデマンド型の学習支援コースも提供しており、留学生が自身の学習進度に合わせて利用できるようになっている（根拠資料 7-16【ウェブ】）。

学習の継続に困難を抱える学生、特に留年者や退学希望者、成績不振の学生に対しては、各学部の執行部、ゼミ担当教員が教務担当部署と連携して、成績基準に基づいて個別面談や指導を実施している（根拠資料 7-17）。また、留年者に対しては、卒業見込者を把握し、最短での卒業に向けた履修指導を行っている。退学や休学を希望す

る学生には、教務担当者が個別に相談に応じ、経済的理由や健康上の問題などに対しても適切なサポートが行われている。

ICTを活用した遠隔授業については、教育推進部とITセンターが中心となり、関係部署と連携して、学生が快適に学習できる環境を整備している。無線LAN「KU Wi-Fi」が全ての教室で利用可能となっており、経済的に困窮する学生に対してはノートパソコンの貸出も行っている（根拠資料 7-18）。また、遠隔授業の動画再視聴が可能となる配信システム「Panopto」を導入し、学生が自宅等からでも授業を視聴し、復習に活用できるよう配慮している。

(5) 修学支援（経済面）

経済的に修学が困難な学生に対する支援強化のため、本学ではさまざまな奨学金制度や授業料減免措置を提供している。その中でも、「関西大学『学縁』給付奨学金制度」は、創立130周年記念事業として設立し、有為な人材の育成と経済的支援を目的として安定した運用を行っている。また、2020年度に「高等教育の修学支援新制度」が導入されたことにより、既存の奨学金制度と併用し、経済的理由で修学が困難な学生を包括的に支援する体制を構築している（根拠資料 7-19）。

奨学金の利用状況については、全学部生の約46%、大学院生の約68%が何らかの奨学金制度を利用しており（根拠資料 1-8<218頁>）、経済的負担軽減を求めている学生に対しての支援を十分に行っている（根拠資料 7-20【ウェブ】）。

奨学金制度の利用は単なる経済支援にとどまらず、奨学生同士の交流や学縁を深めるために、2015年に「葦の葉倶楽部」（根拠資料 7-21）を設立し、奨学生たちが互いに高め合い、学部や学年を超えたネットワークを構築する場を提供することで、学生の成長を促進する役割も果たしている（根拠資料 7-22【ウェブ】）。この活動は、奨学生の学習意欲を刺激し、学業面での成長を促す場となっている。

さらに、家庭急変や家計支持者の急病など、突発的な経済的困難に直面する学生に対し、短期貸付金制度（根拠資料 7-23）を提供し、必要に応じて即日で最大5万円を貸し付ける体制を整えている。また、新型コロナウイルス感染症の影響に対しても、2020年度には「新型コロナウイルス緊急奨学支援金」や「新型コロナウイルス家計急変者給付奨学金制度」を実施し、経済的困難に直面する学生に対し、最大12万円の奨学金を支給するなどして支援を強化した（根拠資料 7-24）。くわえて、2020年度には一人暮らしの学生6,310名に対して一律5万円を支給し、修学継続を支援した（根拠資料 7-24）。

留学生に対しても、学習奨励制度や授業料減免制度を再編し、優秀な外国人留学生の支援を目的として制度を拡充している。2024年度からは「留学生別科入学前予約奨学金」（根拠資料 7-25）を新設し、入学試験の成績が特に優秀な留学生に、1学期分の授業料相当額を支給している。これまでに900名以上の外国人留学生に支援を行っており、今後も毎年200名以上の留学生を支援する予定である。また、円安や物価高騰による留学費用の負担増加に対応するため、新たな支援制度の構築し、既存制度の見直しを行っている。

これらの取り組み等は、学生センター（奨学支援グループ）及び国際部が主体となって、多様な奨学金制度と緊急対応策を検討し、学生が経済的な不安を抱えることな

く学業に専念できるよう、積極的な支援を提供している。

(6) 生活支援

本学では、学生の心身の健康や生活全般に対する支援を多面的に実施している。まず、学生の相談に対応する体制として、千里山キャンパスには教務センター、学生センター、大学学生相談室、ハラスメント相談室、心理相談室等を設置している（根拠資料 7-5【ウェブ】<17~18 頁>）。他のキャンパスでも、心理相談室やキャンパスオフィスで学生からの相談に対応しているが、2022 年度以降、修学支援を希望する学生の相談件数が急増したため（根拠資料 7-13<18 頁>）、各キャンパスに障がい学生支援コーディネーターを定期的に派遣し、支援体制を強化している。

また、大学学生相談室では、資格を有する専門の相談員が、学業、人生、対人関係、家庭、就職等、学生生活全般の問題について相談に応じている（根拠資料 7-26【ウェブ】）。さらに、オンラインでの相談体制も整え、学生の要望に応じている。

ボランティア活動支援グループでは、学生が気軽にボランティア活動について相談できる体制を整え、ピア・サポート活動では、支援部署担当職員や学生支援室 TA が支援を行い、各ピア・コミュニティを通じて学生を支えている（根拠資料 7-27【ウェブ】）。

課外活動（スポーツ分野）についても、各団体の顧問や監督等が学生の悩みに寄り添うよう支援しており、2018 年度からは公認心理師の資格を持つスポーツ・アドミニストレーターを配置し、体育会専用の個別相談窓口「KAISERS Talk」を設けている（根拠資料 7-28【ウェブ】）。また、2019 年度から各学部よりスポーツ振興主事を選出し、支援体制のさらなる強化を図っている（根拠資料 7-29）。

ハラスメント防止のため、「関西大学ハラスメント防止に関する規程」（根拠資料 7-30）に基づき、外部専門家と教職員からなる相談窓口を設置し、緊急措置や調停等の申し立てがあった場合に迅速かつ適切に対応できる体制を整備している。また、啓発活動の立案等を行う「ハラスメント防止委員会」を設置（根拠資料 7-30）し、リーフレットを配布し（根拠資料 7-31【ウェブ】）、研修会を開催するなどして、ハラスメント防止に取り組んでいる。

メンタルヘルスに関する支援については、心理相談室が対応しており、利用者数が増加する（根拠資料 7-32）中で、ストレスマネジメント講座や電話相談などを実施している。また、保健管理センターでは、各キャンパスに保健室を設け、心身の健康に関するフォローを行っている。また、定期健康診断を実施し、その結果に基づく個別指導や、病歴のある学生への進学・就職前の面談を行っている（根拠資料 7-33）。

留学生に対しても、英語又は日本語での心理カウンセリングを実施し、レジデント・アシスタント（根拠資料 7-34）による寮生活のサポートや、国内学生との交流を目的とした活動が行われている。さらに、「Global Buddy Program」（根拠資料 7-35）など、留学生の不安を取り除くためのプログラムが提供されている。コロナ禍の影響で活動を縮小せざるを得ない期間もあったが、2023 年度にはさまざまな交流活動を再開している。

そのほか、一人暮らしを始める学部新入生並びに学部留学生を対象に、新入生同士で悩みや不安な気持ちを共有・解消し、希望と期待に満ち溢れた新生活のスタートを

切れるように新入生歓迎の集いを開催し、約 800 名の新入生が参加している（根拠資料 7-36【ウェブ】）。

以上の取り組みを通じて、関西大学は学生の生活支援を多角的に行っており、心身の健康を守りながら、学生が安心して学べる環境づくりに努めている。

(7) 進路支援

(ア) 各学位課程（学士課程、修士課程や博士課程など）や分野等における必要性、個々の学生の特性等に応じ、就職支援のほか、職業的自立に向けたキャリア教育・キャリア形成支援等の進路支援を行っているか。

本学のキャリア教育は、正課と正課外の両面から実施している。

正課では、低年次から自律的なキャリア形成を促進するための環境を整備しており、学生が将来の自分像と大学での学びを関連付けながら成長できるような思考力の養成に力を入れている。このプロセスは、専門教育への能動的な参加を促すだけでなく、学生が社会的・職業的に自立するために必要な能力や態度を身につけるための基盤となっている。

2023 年度からは、この目標に向けた具体的な取り組みとして、共通教養科目内に「キャリア形成科目群」を新設した（根拠資料 7-37【ウェブ】）。この科目群は、1 年次の春学期から 2 年次の秋学期にかけて提供し、基礎から応用まで段階的にキャリアに対する理解を深める内容となっている。例えば、「大学生から始めるキャリア形成」「現代社会を生き抜くためのキャリア形成」では基礎的な理論を学び、「キャリア形成入門演習」「キャリア形成実践演習」では実際の課題を解決する力を養う。さらに「理論と実践から探究するキャリア形成」では、理論と実践を結びつけ、深い思考力を育てることを目指している。

一方、正課外のキャリア支援はキャリアセンターを中心に実施しており、多様なプログラムを提供している。その中には、企業と連携して行う「企業連携型キャリアスタートプログラム」（根拠資料 7-38）や、自己のキャリア形成に主体的に取り組む力を育む「関大版ハタチのトビラ」（根拠資料 7-39）などがある。これらのプログラムを通じて、学生が自分自身のキャリアを主体的に捉え、社会における自分の役割を見出し、その価値を他者に提供できる力（キャリアオーナーシップとジョブオーナーシップ）を養うことを目的としている。また、「就業体験・インターシッププログラム」では、実際の仕事を体験することで、働くことの現実を理解し、社会で求められる基礎的・汎用的な能力を身につけることができる。

キャリアセンターのオフィスは、千里山、高槻、高槻ミューズ、堺の学部設置キャンパスに加え、梅田キャンパスや東京センターにも開設しており、学生の就職活動や進路に関する相談だけでなく、各種証明書の発行、関連雑誌の閲覧、就職に関する支援を行っている（根拠資料 7-40【ウェブ】）。特に、東京センターでは首都圏での就職活動を行う学生の拠点となっており、休憩や飲食が可能なスペースも備えている。

また、2023 年度には、新たに「関西大学と企業との情報交換会」（根拠資料 7-41）を東京・大阪で開催し、企業との名刺交換や対話を通じた関係構築を進めた。このような活動により、企業との強固なネットワークの形成に努めている。

点検・評価報告書 様式

キャリアセンター内にはキャリアカウンセリングルームを設置しており、6名の専門キャリアカウンセラー（臨床心理士、産業カウンセラー、国家資格キャリアコンサルタント等）が学生の進路相談に対応している（根拠資料 7-2【ウェブ】）。また、就職活動における選考対策として、エントリーシートや面接対策の個別相談も行っており、2023年度は約 27,000 件の相談が寄せられた（根拠資料 7-42）。

さらに、キャリアセンターが提供する「KICSS（関西大学インターネットキャリア支援システム）」（根拠資料 7-43【ウェブ】）は、約 40,000 件の求人情報や企業情報を提供し、学生にとって非常に重要なツールとなっている。KICSS を通じて、学生は就職活動の際に必要な情報を一括して得ることができ、過去の企業セミナーの動画も閲覧可能となっている。また、近年では企業の選考で基礎学力を問うテストや適性検査が広く実施されていることから、2023年度からは「SMART SPI」（根拠資料 7-44）というオンデマンド形式の適性検査実施ツールを導入し、学生が自分自身の実力の把握とその後の対策につながる支援を行っている。

卒業生に対するサポートについては、株式会社マイナビワークスとの連携による「マイナビジョブ 20's」を通じて、卒業生に特化したキャリアカウンセリングや求人情報提供の支援を行っている（根拠資料 7-45【ウェブ】）。このプログラムでは、個別のカウンセリングや求人相談、面接の調整、内定後の条件交渉といった包括的なサービスが提供されており、2021年から2023年度の3年間で約 1,450 名が登録している（根拠資料 7-46）。

資格取得等の支援として、エクステンション・リードセンターでは、資格取得や国家試験合格を目指す講座を提供し、デジタル人材の育成にも注力している（根拠資料 7-47）。特に、公務員試験対策の講座は受講者が多く、本学としても、基幹講座として位置付け、講座外の支援策についても手厚く展開しており、学内講座の受講メリットとして、「受講生同士の横のつながり」の構築に重きを置いている。この横のつながりは、受講生の学習意欲の維持・向上につながり、2024年度国家公務員採用総合職試験では、同講座受講者の中から8名の合格者を輩出した（根拠資料 7-48）。

くわえて、低年次生に対しても、資格取得やスキル習得に向けた動機付けを行い、学生の興味関心を広げるための取り組みを企画している（根拠資料 7-49）。

その他、進路支援に関する取り組みでは、高大連携センターにおいて、学校現場を知る機会として、学校インターンシップを実施しており、近隣の幼小中高等学校に学生を派遣している。その実績は、コロナ禍の影響も一時的に受けたものの、概ね 40～50 名となっている（根拠資料 7-50～7-53）。

また、博士課程の学生向けには、TA 制度や、研究倫理研修の提供（根拠資料 7-54【ウェブ】）、「次世代研究者挑戦的研究プログラム」で実施している各種プログラム（根拠資料 7-55）の提供など、学識を培うために必要な能力を育む機会を多く設けている。

留学生に対するキャリア支援では、2021年度までは、文部科学省委託事業「留学生就職促進プログラム」に採択された「KU 留学生キャリア形成支援プログラム SUCCESS-Osaka」（根拠資料 7-56）において、本学、大阪大学、大阪府立大学及び

点検・評価報告書 様式

大阪市立大学（現大阪公立大学）が連携（CARES-Osaka コンソーシアム）し、外国人留学生が日本国内で高度外国人材として活躍できるように、就職支援制度（キャリア教育、インターンシップ、日本語教育）の拡充を図ってきた。同プログラムの委託は2022年3月をもって終了したが、委託期間中に培った外国人留学生の就職支援に関する取り組みを継承・発展するため、2022年度から、本学国際事務局内に「留学生就職支援コンソーシアム SUCCESS」（以下「コンソーシアム SUCCESS」という。）を創設し、自己分析やエントリーシート等の就職活動対策に加え、日本語でのコミュニケーション能力の向上を目指すオンライン BJT セミナーを展開している。また、外国人留学生のためのインターンシップを独自開発し、全国の外国人留学生が参加できるように、オンライン形式で実施している。

本学独自の取り組みとしては、2022年度より文部科学省の「留学生就職促進教育プログラム認定制度」に採択された「KU 留学生キャリア形成支援プログラム」（以下「KU-SUCCESS」という。）（根拠資料 7-57）を実施している。KU-SUCCESS は、外国人留学生のキャリア教育科目、ビジネス日本語科目等の履修とコンソーシアム SUCCESS で実施されるセミナーやインターンシップに参加することで、キャリア形成を図るプログラムである。本プログラムでは、2024年度秋学期から活動・学修履歴のデジタル化を推進し、活動参加や履修の証明のための「デジタルバッジ証明」と、KU-SUCCESS が認めるキャリア教育関連科目を「マイクロクレデンシャル」として発行を開始する。本事業におけるマイクロクレデンシャルの発行は、本学が正規に提供する科目（または科目の一部）であり、内部質保証及び外部質保証の双方が成立しているものに限定して実施を開始する。

(8) その他支援

(ア) 部活動・ボランティア活動等の正課外における学生の活動への支援など、必要に応じた支援を行っているか

学生センターでは、その教育的な効果を高めるために、課外活動に必要な活動場所を提供し、金銭面の援助といった助成策を講じるなど、学生のニーズを汲み取った支援を行っている。それらの支援内容は、毎年度『マネージャー必携』（根拠資料 7-58）という冊子を作成し、課外活動団体に対して周知している。このほか、各団体の顧問（教員）が、教育上の指導として、事業や活動計画への助言、法令遵守やマナーに関する助言を行っている。

くわえて、学生生活で想定されるトラブルによる被害に遭わないための啓発プログラムをタイムリーに提供するとともに、正課では扱っていない社会人基礎力の向上に資する教養やマナーを実践的に体得させるプログラムも実施している（根拠資料 1-8<209～211 頁>）。

さらに、新型コロナウイルス感染症による課外活動の制限があった2020年度から2022年度の間も、学生センターでは、自治体からの要請や感染症の拡大状況に応じて本学「新型コロナウイルス感染症に関する対策本部会議」が更新する事業活動等の基準（根拠資料 7-59）に基づき、感染症対策を踏まえた方針（根拠資料 7-60）を学生に提供し、体温計測等の体調管理やマスクの着用、アルコール消毒等の衛生管理の徹底、感染拡大のリスクを回避するために短時間の活動時間や最小限の活動人

点検・評価報告書 様式

数の制限、また、活動当日の開始前に参加学生全員分の当日の検温状況を報告するためのチェックシート及び名簿の提出等の徹底など、さまざまな制限がある中でも学生の健康を最優先に安全な範囲で継続的に活動を支援した。

また、総合学生会館メディアパーク凜風館 1階にコラボレーションcommons、総合図書館にラーニング・commonsを設置し、それぞれにコンシェルジュやcommonsカウンターを設けることにより、課外活動や授業外学習に取り組む学生に対し、それぞれにおいて目的にあわせた学習支援サービスの利用を促すワンストップ型の支援を行っている。必要に応じた人的支援が安定して運用されており、単なる自主学習の場の提供にとどまらず、学生同士が互いに学び合う側面支援の機能を果たしている。

このほか、ボランティアセンター（根拠資料 7-61【ウェブ】）では、学生スタッフとともに“社会生活における気づき”が得られるようなボランティア活動を支えるさまざまな支援を行っている。また、ボランティア活動支援グループでは、学生が求める学生支援を学生自らが実践するピア・サポート活動（根拠資料 7-62【ウェブ】）にも取り組んでいる。

また、スポーツ分野の業務を総括し、大学スポーツを取り巻くさまざまな課題を検討する全学的な組織として、2019年度にスポーツ振興センターを設置した（根拠資料 7-63）。体育会 44 クラブに対する支援策として、①学長委嘱による顧問・副顧問、監督及びコーチ等の配置、②大学が特に強化を行う最重点強化に対する助成費の支給、③全クラブを対象として遠征費用や備品購入等を補助するクラブ強化計画費及び振興費の支給、④本学のフロントランナーとしての自覚を促すために、新入部員に対するフレッシューズキャンプ及び主将・副将・主務に対するリーダーズキャンプの開催、⑤啓発行事の一環として、体育会学生全員を対象とした体育会研修プログラムの実施等があげられる。また、毎年度始めに各クラブから「要望書」がスポーツ振興グループに提出されている。施設、備品、指導者や部員間での相談等、さまざまな要望についてクラブ面談を通して詳細を聴取し、限られた予算の範囲で、経年劣化の著しい施設設備を確認の上、緊急性の高いものから順次整備し、すぐに整備できない場合は、中期行動計画に盛り込み対応している。さらに、顧問や監督等を対象に、学生の悩みに寄り添う指導者研修会を開催し、スポーツ・アドミニストレーターが個別相談窓口「KAISERS Talk」を通じてメンタルケアや学業相談の実施、くわえて、成績不振者に対しては、学部の学生主任と連携して修学支援面談を行い、クラブ強化計画や奨学金給付（根拠資料 7-64）において部員の成績も評価基準に含め、学業と競技の両立を促進している。

このように、いずれの支援施策においても、学業との両立を第一優先として掲げており、学業を優先した上でクラブ活動に取り組むことができる環境作りにも注力している。

(9) 学生の基本的人権の保障

「学生規程」（根拠資料 7-65）において、学生は、健全なる自治活動に努めるものとし、学生が大学又は法人に対する希望、意見等を申し出る場合は、それぞれの機関を通じて行わなければならないとの定めに基づき、苦情申し立てへの対応に応じ

点検・評価報告書 様式

るための窓口機関を設置している。

特にハラスメントについては、「関西大学ハラスメント防止に関する規程」（根拠資料 7-30）及び「関西大学ハラスメント防止ガイドライン」（根拠資料 7-66【ウェブ】）を制定し、すべての学生、生徒、児童、園児、教職員及び本学関係者に対し、平穏で安心できる環境のもと、学習、教育、研究、就業などの機会及び権利を保障することを目的として、ハラスメントの防止及びハラスメントが生じた場合の対応について必要な事項を定めている。くわえて、「ハラスメント防止委員会」（根拠資料 7-30）では、リーフレット（根拠資料 7-31【ウェブ】）の作成・配付や、教職員に対する研修の企画・実施など、ハラスメントの防止に向けた取り組みを行っている。

また、学生センターでは、学生生活全般におけるさまざまな問題を抱える学生の相談に対し、必要に応じて、学内の相談機関（学生相談・支援センター、心理相談室）及び各学部の学生相談主事と連携して対応し、いずれの相談においても、個人情報及び相談内容の守秘義務を厳守し、学生のプライバシー権を保障している。

評価項目②

学生支援に関わる状況を定期的に点検・評価し、改善・向上に向けて取り組んでいること。

<評価の視点>

- ・学生支援に関わる事項を定期的に点検・評価し、当該事項における現状や成果が上がっている取り組み及び課題を適切に把握しているか。
- ・点検・評価の結果を活用して、学生支援に関わる事項の改善・向上に取り組み、効果的な取り組みへとつなげているか。

(1) 学生支援体制の適切な整備

本学の学生支援体制は、事項ごとによって主担部署が明確に定められており、各部署が設置する委員会等により点検・評価を行い、成果や課題等を適切に把握している。

修学支援においては、教育推進部を所轄する副学長のもと、全学部から選任された委員で構成される「教育推進委員会」（根拠資料 2-9）において、修学支援に係る全学的意志決定を行うとともに、各学部への周知を図っている。

ボランティア、学生生活、スポーツ振興に関わる支援については、学生センターのもとで施策が企画・実施され、全学部の学生主任からなる「学生主任会議」（根拠資料 7-67）において、全学的な合意形成と周知を図っている。

学内外の奨学金については、全学部の学生相談主事や奨学金委員からなる「奨学金委員会」（根拠資料 7-1）において、各種制度の運用や改善についての議論を行っている。

障がいのある学生への対応や心理相談については、学生相談・支援センターに全学部の委員からなる「学生相談・支援センター委員会」（根拠資料 7-68）を設け、具体的施策の周知や各部署の課題の共有を図っている。

これらの学生支援に関する全学的委員会やセンターの運営会議で挙げられた重要な課題は、大学執行部に報告され、学長を中心に対処方針が検討される体制となっている。

(2) 修学支援（学生の修学に対する適切な支援の実施）

各部署では、学生が修学を継続し、充実した学生生活を送れるよう、さまざまな支援を行っている。

教育推進部では、2020 年度入学生（2024 年 3 月卒業）の修業年限卒業率は全体で

点検・評価報告書 様式

85.6%（根拠資料 1-8<63~64 頁>）であったが、ある学科では 70.2%、別の学科では 90.6%と学科間での大きな差も発生していたことから、補習・補充教育、自主学習の促進支援などを行い、学業支援体制の改善に努めている。各学部では、留年者や休・退学者への個別指導を実施し、成績不振者には学習指導面談を行い、その結果を共有することで指導方法の点検及び改善を図り、退学者や休学者の傾向を分析して適切な支援策を検討している。

学生相談・支援センターでは、障がいのある学生への支援活動について、毎年度末にアンケート（根拠資料 7-69~71）を実施し、その結果を「学生相談・支援センター運営委員会」及び「学生相談・支援センター委員会」に報告するとともに、毎年『活動報告書』を作成し、それを基に考察し、支援を受けた学生による研修や、支援スタッフが作成する支援事例集の活用を通じて、支援の質向上に努めている。さらに、毎学期末に行っている懇談会（根拠資料 7-13<23~24 頁>）を、2021 年度からは学期末に加えて学期途中にも中間懇談会（根拠資料 7-13<22~23 頁>）として開催し、支援内容の振り返りと課題共有を行い、修学支援の改善を図っている。例えば、中間懇談会では聴覚障がいのある学生の支援を行っている学生支援スタッフから、2 名体制で支援を行う際に、メインでノートを取る役割と補足的にノートの書き込みや授業進度や教員からの指示内容等を伝える役割とそれぞれの役割分担をしているが、授業中に話しかけることは迷惑でないかと気にしていることに対し、利用学生からは授業担当者から突然指名された際にどこを聞かれているのかがわからなくなることもあるので、その場合には今ここを行っていると教えてもらえると助かるといった利用学生の直接の声を聞くことで、支援をする側・受ける側にとっての支援の質を向上させている。

国際部では、異文化交流と外国語学習の場として Mi-Room を設置し、日本人学生と留学生が対面とオンラインで交流できる環境を提供している。2021 年度から 2023 年度の入学時調査では、約 35~38%の学生が留学を希望しており（根拠資料 7-72）、コロナ禍の影響を受けて留学への意欲が高まっていることが見て取れた。これに対応する形で、短期の海外体験型研修や語学研修、COIL Plus プログラムなど、多様な留学プログラムを提供している。2020 年度からは J-MCP プログラム（根拠資料 4-38）を開始し、国内外の複数大学と連携した多国間のオンライン国際共修を実現している。国際サポートデスクでは、在學生や留学生への留学アドバイス、交換留学生の派遣・受入れサポートなど、留学に関する専門的な支援を強化し、大学全体の国際化を推進している。

留学生に対する修学支援については、国際教育センター（根拠資料 7-73）が点検・評価を行い、修学支援に関する活動を企画段階から審議し、活動実施後には内容報告及び企画内容の改善について検討を行っている。

学生センターでは、経済的支援が必要な学生に対して、奨学金制度を拡充し、「高等教育の修学支援新制度」との併用運用を進めている。この併用運用の妥当性については、「奨学金委員会」において、新制度導入後の奨学金充足状況や採用者に占める併給者の割合を考慮した結果、中間層（新制度の対象とならない世帯）の学生に対する支援が大きく制限されているわけではなく、併給による影響は限定的であることを確認している。また、2024 年度には新制度が多子世帯や理工農系の中間層への支援が拡充され、2025 年度には多子世帯に対して所得制限が撤廃されるなど、さらなる支援の拡充が予

点検・評価報告書 様式

定されている。このような状況を踏まえ、併給を禁止することは適当でなく、今後も両制度を一体的に運用していく方針である。また、学費の実質負担率の学部間較差については、現行の本学奨学金の給付額が、2016年度の制度創設時に設定された金額となっており、その後に各学部で実施された学費改定等の影響により、奨学生の学費の実質負担率に学部間較差が生じている。この課題について、公平な支援となるよう現行の給付額を見直すことの検討も進めている。今後も新制度の動向を注視しつつ、引き続き「奨学金委員会」において本学の奨学金制度の課題把握と改善に努めていく。

(3) 生活支援・正課外活動支援

学生センターでは、毎年「学生生活実態調査」(根拠資料 7-74【ウェブ】)を実施し、修学状況、課外活動、福利厚生などのデータを収集・分析して、学生の最新の動向やニーズを把握し、自由記述で寄せられた大学への意見・要望も確認している。調査結果は、理事会や「学部長・研究科長会議」に報告され、教育推進部及び各学部・研究科で対応策等を検討し、必要な改善を行っている。また、学生からの意見・要望は関係部局と共有し、回答はHPに掲載して広く公表している(根拠資料 7-74【ウェブ】)。

ボランティア活動支援及びピア・サポート活動支援については、ボランティア活動支援グループが中心となり、年数回開催される「ボランティア連絡協議会」と「学生支援連絡協議会」で事業報告を行い、そこで出た意見を踏まえて活動の改善・向上を図っている(根拠資料 7-75~78)。さらに、ピア・サポート活動では各支援部署間で年数回、各コミュニティの活動状況を情報共有し、支援の質を向上させる取り組みを行っている。

また、保健管理センターでは「健康診断・健康管理システム改編」(根拠資料 7-79)を中期行動計画に位置付け、DX 推進を基軸に、各キャンパスでの健康増進支援サービスの質を向上させるための体制を構築し、2024年度から新システムでの稼働を開始している(根拠資料 7-80)。

留学生の生活支援及び正課外活動支援については、「国際教育センター委員会」が点検・評価を行い、8月を除く毎月1回の会議で各活動の企画内容を確認している。年間報告では、実施状況に基づいて改善・向上のための意見を集約し、次年度の企画・運営に反映している。また、文化・日本事情学習活動に関しては、参加学生の属性や活用頻度を記録・アーカイブし、適宜、学生との面談などを通じて活動の効果を検証している。

(4) 進路支援

進路支援については、各学部から選出されたキャリアセンター主事やキャリアデザイン担当主事、事務局職員による「キャリアセンター主事会」(根拠資料 7-81)を月1回程度開催し、キャリア形成や就職活動支援に関する取り組み、新規事業の企画について協議している。また、理工系3学部では、各学科にキャリア担当教員を配置し、キャリア担当者会議を定期的で開催して情報共有や意見交換を行い、担当教員が中心となり、きめ細やかな支援を実施している。さらに、「キャリアセンター自己点検・評価委員会」(根拠資料 2-8)では、各支援事業を含む進路支援の点検・評価を行い、その結果を大学全体の自己点検・評価報告書で公表している。

私費外国人留学生に対する進路支援については、国際部が毎年度進路調査を実施し、その結果をキャリアセンターと共有することで進路支援の質を向上させている(根拠

資料 7-82)。

その他、教員志望の学生には、高大連携センター事業の一環として、学校インターンシップを実施しており、「高大連携センター委員会」(根拠資料 7-83)にて、実施状況や各年度の報告を行うとともに、必要に応じて事業内容について意見を聴取している。また、受入れ先の学校や派遣学生に対して事後アンケートを実施し、その結果を同委員会で報告するとともに、次年度の事業改善に活用している。

くわえて、研究者志望の学生については、研究倫理研修の受講機会を設けるとともに、その受講状況を年に2回、「研究推進委員会」(根拠資料 7-84)に報告し、未受講者については、所属の研究科を通じて受講を促している。

2. 分析を踏まえた長所と問題点

(1) 長所

ア 修学支援(学生の修学に対する適切な支援の実施)

本学では、障がいを持つ学生への修学支援に力を入れており、ワンストップの支援がコンセプトの学生相談・支援センターが障がいを持つ学生が所属する学部とつながり、教員、支援スタッフと連携し、障がいを持つ学生に対し全学的な支援を行い、きめ細やかなサポートを実施している。具体的には、点訳やテキストのデータ化、ノートテイクなどの支援が行われ、学生自身が参加するピア・サポート活動も積極的に推進している。また、手話講座の参加者が年々増加していることから、学生同士による支援の文化が定着しつつあることが分かる。これらの取り組みは他大学からの視察を受けるなど、評価されている。くわえて、毎学期末には障がいのある学生に対する修学支援関係者が一堂に会し、意見交換を通して活動をさらに充実させることを目的に懇談会を実施し、そこには実際の支援を受けた学生も参加することで、その後の支援の質向上を図っている。

その他、ライティングラボ、コラボレーションコモンズ、総合図書館ラーニング・コモンズなどに専門スタッフやチューターを配置しており、学生がワンストップで多様な学習支援サービスを受けられる体制が整え、自主的な学びを効果的にサポートしている。くわえて、TA、LA、SAなどの制度を通じて、教育研究の活性化を支援する体制が整っている点も、本学の強みである。これらは学生の主体的な学びを促進するとともに、支援する側の学生にとっても貴重な学びの機会となっている。

イ 学生生活支援

学生センターでは課外活動を通じた自立性や社会性の育成を重視し、多岐にわたるサポートを提供しており、2024年6月時点で、体育会、文化会、同好会等の171の団体で12,183名の学生が活動している。これは、前述のとおり、新型コロナウイルス感染症による課外活動の制限があった2020年度から2022年度の間も、自治体からの要請や感染症の拡大状況に応じて本学「新型コロナウイルス感染症に関する対策本部会議」が更新する事業活動等の基準に基づき、学生センターが感染症対策を踏まえた方針を学生に提供し、さまざまな制限がある中でも学生の健康を最優先に考え、安全な範囲で継続的に活動を支援し、貴重な経験や成長の機会を提供したことで、課外活動参加者数は大きく減少することなく、2023年度以降は増加傾向と

点検・評価報告書 様式

なっている（根拠資料 7-85）。また、「学生生活実態調査」によると、学生生活の充実度と課外活動の参加には一定の相関があり、これらの取り組みが学生の満足度向上に寄与し、課外活動参加者数の増加につながっていることが考えられる。さらに、これらの団体は、学内の施設利用、備品の借用、活動保険の適用など多岐にわたる支援を受けており、各団体には本学専任教員が顧問として就き、活動の助言・指導を行うことで教育的な側面からも支援を行っている。

また、ボランティア活動の支援も充実しており、初心者でも参加しやすいように「ボランティア体験ツアー」（根拠資料 7-86<36～57 頁>）や「ボランティアセミナー」を企画している（根拠資料 7-86<15～26 頁>）。特に、「淀川清掃」や「大和川大掃除」といった環境保護活動は、2024 年 6 月現在の累計で約 7,700 名の学生が参加しており、地域貢献とともに社会性・協調性の育成に寄与している。また、学生自身が主体的に企画・運営するボランティア活動は、コミュニケーション能力の向上にもつながっており、学生の成長を支える重要な要素となっている。さらに、ボランティア活動に関する相談窓口を設置し、活動に不安を感じる学生への指導・助言も行っている。

さらに、ピア・サポート活動では、ボランティア活動支援グループが中心となり、「ピア・サポート研修」や「スキルアップ講座」を開催し、サポーターの能力向上を図っている（根拠資料 7-62<3～8 頁>）。各ピア・コミュニティは、支援部署の職員や学生支援室 TA（大学院生）の支援を受け、学生同士の助け合いを促進している（根拠資料 7-62<9～62 頁>）。2023 年度時点では 4 つのピア・コミュニティが活動しており、学生間での支援ネットワークが広がりつつある（根拠資料 7-87【ウェブ】）。

くわえて、体育会学生には、スポーツ活動だけでなく、学業やキャリアに関する教育的支援も行っている。「体育会研修プログラム」（根拠資料 7-88）では、1 年次から 4 年次まで、各年次に応じたテーマで研修を実施し、スポーツに留まらない幅広い学びを提供している。特に、S&C (Strength&Conditioning) コーチや AT (Athletic Trainer) による専門的な指導は、熱中症対策や緊急対応の講習会など実践的な内容を含み、体育会学生の安全を確保するとともに、スポーツパフォーマンスの向上にも寄与している。

これらの取り組みにより、学生生活の充実度は高く維持され、今後もさらなる支援の充実を図るため、課外活動施設の整備や助成費制度の見直しを計画している。

ウ 進路支援（学生の進路に関する適切な支援の実施）

2021 年度に文部科学省「デジタルを活用した大学・高専教育高度化プラン」の「学修者本位の教育の実現」において、「関大 LMS で繋がる『今の学び』と『未来の自分』-学習環境の再構築とキャリア支援-」が採択された（根拠資料 7-89【ウェブ】）。本取り組みでは、学習支援システムである「関大 LMS」を機能強化することにより、①学習履歴を可視化する授業動画配信機能による教育の高度化、②初年次から卒業時までのキャリア支援ポートフォリオを構築する進路支援として関大 LMS や「ハタチのトビラ」（根拠資料 7-39）などのデジタルツールを活用し、学びとキャリア形成の一体化を図っている。この一環で、新たなキャリア支援ツールとして導入した「ハ

「タチのトビラ」は、Original Point 株式会社（根拠資料 7-90【ウェブ】）が独自に開発したプログラムを、本学学生専用のマイページを構築するなど「関大版」としてアレンジした上で使用している。本ツールは、社会人の思考や行動に密着した動画コンテンツやコラムを通し、学生の「自己理解」と「社会理解」を促すきっかけを作る Web サイト上のプログラムである。その特徴は、動画やコラムを閲覧した学生が、「マイテーマ（自分の興味）」を入力・蓄積できるワークシート機能を備え、「興味から探求したい問い」を暫定的に設定することで、新たな行動を促す。さらに、デジタル機能を活用することで、自分の興味を可視化し、行動目標の設定や振り返りを行うことが可能となっている。

また、関大 LMS と本学独自のキャリア支援システム（KICSS）を連環させたポートフォリオ機能を活用し、学生のキャリア開発に特化した個別支援を充実させていく。ここでは、ポートフォリオに蓄積されたデータの解析を行い、将来的には個別最適化されたキャリア形成支援、特に自己分析やエントリーシート作成、面接対策等を機能的に行うことに繋げる。

くわえて、低年次生からの本機能の利用を促進させることを通じ、学生の 4 年間の学びや活動の可視化し、活動履歴の一元的な蓄積と分析・発信を行うことで、キャリア形成支援を基軸とし、学生生活全般を総合的に支援することを最大の目標としている。

さらに、社会連携部においては、学校インターンシップを実施し、教職志望者に限らず、すべての学生に対して「大人」としての自覚を持つ機会を提供しており、学校インターンシップは、実際の学校現場での体験を通じて人間性の成長を促し、多くの学生にとって有意義な経験となっている（根拠資料 7-91）。

(2) 問題点

ア 学生支援

奨学金や課外活動支援に必要な資金の確保が大きな課題となっている。特に、スポーツの全国大会への出場には多額の費用が発生することがあり、現在の寄付金額ではそれらの費用を十分に賄うことが難しいのが実情である。寄付や募金の継続的な拡充に向けた施策の強化が求められており、より効果的な寄付活動の推進が急務となっている。

イ 進路支援

学生一人ひとりが将来のキャリアや生き方を設計し、それを支える職業選択や就職を実現するための支援事業として「関大版ハタチのトビラ」や「キャリア支援専用ポートフォリオ」を提供しているが、さらなる利用促進に向けた取り組みの継続が求められている。そのためには、キャリア教育の方針を明確にしたうえで、各学部・研究科の教育課程に反映し、キャリアセンターによる支援体制の構築が望ましいと考えており、その一環として、2023 年度から、キャリア教育を専門に担当する教員を教育推進部に配置し、正課のキャリア教育とキャリア形成支援事業を有機的に結びつけ、各学部の要請に応じたキャリア教育の提供に取り組んでいる。今後は 2023 年度に共通教養科目に設置された「キャリア形成科目群」の補完的な役割を果たしつつ、各学部と協力し、キャリア教育をさらに発展させる体制を整備していく。

ウ その他

そのほか、学生のマナーやモラルに関して、学外からの指摘が絶えない状況が続いている。通学・乗車マナー、バイク・自転車の違法駐輪、喫煙マナー、飲酒による迷惑行為などが多岐にわたって報告されている。例えば、通学時の喫煙や飲酒に関するマナー改善を求める声が多く寄せられており、対策の一環として、大学に届出のある学生団体に対し、20歳未満者の飲酒・喫煙防止に関する誓約書の提出を求めている。さらに、学長課や総務課と連携し、定期的な巡回やマナーアップキャンペーンを実施し、マナー意識の向上を呼びかけている。しかし、こうした啓発活動に対する学生の関心は低く、参加者数が少ないため、より効果的な啓発方法を検討する必要がある。今後は、インフォメーションシステム等での周知に加え、他部署との連携を強化し、学生に必要な情報が確実に届くような啓発活動の構築を目指す。

3. 改善・発展方策と全体のまとめ

学生支援の方針に掲げた「課外活動による豊かな人格形成と地域社会との信頼構築」「安全・安心な学生生活を保障する支援策の充実」「奨学支援事業の発展的展開」については、概ね十分な水準に達しており、毎年実施している「学生生活実態調査」における高い満足度も、それを裏付けている。

本学はさまざまな形で学生支援を実施しており、特に障がいを持つ学生への修学支援に注力している。教員、支援学生、支援を受ける学生が毎学期末に一堂に会し、意見交換を通じて活動をさらに充実させることを目的に、懇談会を実施している。個々の学生に応じた支援になるよう、努めており、今後もこのような機会を継続的に設け、さらなる支援の充実につなげていきたい。

また、学生の経済的支援や課外活動に対する支援をより充実させるためにも、資金面の拡充が課題となっている。この点については、寄付や募金等の継続的な拡充に向けた施策を検討し、解決に向けて取り組んでいく。

以上のことから、一部課題はあるものの、概ね大学基準（学生支援）を満たしているといえる。

点検・評価報告書 様式

第8章 教育研究等環境（基本情報一覧）

教育研究等環境の整備に関する方針

資料名称	URL・印刷物の名称
Kandai Vision 150	https://www.kansai-u.ac.jp/kikaku/ku-keieirinen/pdf/vision150.pdf
備考：当該資料の 32 頁の政策目標が該当	

研究倫理、研究活動の不正防止に関する規程、方針等

資料名称	URL・印刷物の名称
関西大学における研究費の不正防止対策の基本方針	https://www.kansai-u.ac.jp/Kenkyushien/common/files/morals/fuseikihonhoushin.pdf
関西大学研究倫理規程	https://www.kansai-u.ac.jp/Kenkyushien/common/files/morals/kenkyurinnrikizyun.pdf
公的研究費等取扱規程	https://www.kansai-u.ac.jp/Kenkyushien/common/files/morals/koutekikenkyuhi-toriatukai.pdf
研究活動における不正行為に関する取扱規程	https://www.kansai-u.ac.jp/Kenkyushien/common/files/morals/fuseitaiou_toriatukaikitei_01.pdf
関西大学における人を対象とする研究に関する倫理規程	https://www.kansai-u.ac.jp/Kenkyushien/common/files/morals/rinri_kitei.pdf
関西大学動物実験規程	https://www.kansai-u.ac.jp/Kenkyushien/common/files/morals/rinri_doubutsu.pdf
備考：	

第8章 教育研究等環境(本文)

評定：S (A) B・C

1. 現状分析

評価項目①

教育研究等環境の整備に関する方針に基づき、学生の学習、教員の教育研究活動に必要な環境を適切に整備していること。

<評価の視点>

- ・教育研究等環境の整備に関する方針に基づき、学生の学習環境や教員の教育研究環境を適切に整備しているか。
- ・学生の学習や教員の教育研究活動の必要性に応じてネットワーク環境や I C T 機器を整備し技術的な支援を行う等により、それらの活用を促進しているか。
- ・学生及び教職員の情報倫理の確立を図るために取り組んでいるか。

(1) 教育研究等環境の整備に関する方針に基づき、学生の学習環境や教員の教育研究環境を適切に整備しているか。

本学は、「Kandai Vision 150」の「Ⅱ-8 組織運営」に基づき、キャンパスの特性に応じた持続可能な施設・設備の整備と充実を進めている。また、「Kandai Vision 150」は冊子で構成員へ配付するとともに、大学 HP にて周知している。

「Ⅱ-8 組織運営」で掲げている政策目標5「キャンパス特性にあわせた持続可能な施設・設備の整備・充実」を達成するため、常任理事会の下に設置された「キャンパスデザイン会議」（根拠資料 8-1）が、キャンパスの全体的なデザインに関わる提案を行っている。この会議では、中長期的な施設・設備整備計画やキャンパスの将来計画に基づく施策の実現に向けた議論を行っている。

本学には、現在学部・研究科を設置しているキャンパスは4つ（千里山、高槻、高槻ミューズ、堺）あり、それぞれ大学設置基準などの法令上の要件を満たしている。千里山キャンパスには10学部、10研究科、2つの専門職大学院を設置し、文理を問わず学習できる環境が整っているものの、狭隘化という課題を抱えている。その他のキャンパスについては、1学部1研究科を設置しており、高槻キャンパスでは、広大なキャンパスの特性を生かし、スタジオ等を設置するとともに、体育施設の充実を図っている。また、高槻ミューズキャンパスでは、小学校から大学院までが一堂に集う一貫教育を実施し、堺キャンパスではプロジェクトアドベンチャーなど、学部の特性に合わせた施設を整備するなど、各キャンパスにおける教育・研究環境の充実を図っている。2023年には、新たに取得した吹田みらいキャンパスについて、「山田南新校地利用に関する検討プロジェクト」（根拠資料 8-2）が進行中であり、2024年度から国際学生寮「グローバルハウス（KU G-House）」を開設したほか、2025年度にはビジネスデータサイエンス学部の開設を予定している。

建物や設備の管理については、「学校法人関西大学固定資産及び物品管理規程」（根拠資料 8-3）に基づき、学部長や部長、館長などがその責任を担っている。キャンパス内の建物に関しては、1981年以前に竣工した旧耐震基準の建物の耐震改修を完了しており、すべての学舎や福利厚生施設が新しい耐震基準に適合している。2023年度には、教育研究用ではない管理用建物である「教育会館別館」も耐震改修を終え、全キャンパスの安全性を確保している。

さらに、修繕履歴や評価を一覧化した「施設カルテ」を基に、建物の適切な維持管理

点検・評価報告書 様式

を進めており、「安全性・遵法性評価」と「老朽・健全度評価」に基づいて、建物の状態を数値化し（根拠資料 8-4【ウェブ】）、今後の更新や改修計画を活用すべく、中長期キャンパス施設・設備再整備マスタープラン（根拠資料 8-5）の策定を進めている。

今後の社会情勢の変化に伴い、キャンパス敷地の取得や既存施設の売却を進める可能性もあり、理事会の諮問機関である「関西大学財産評価委員会」（以下「財産評価委員会」という。）（根拠資料 8-6）がこれらの重要な意思決定に寄与している。なお、購入等に関する具体的な検討については、常任理事会の下に適宜ワーキンググループを設置し、その検討内容を常任理事会へ報告し、最終的に理事会にて決定している。

また、学生の学習環境については、「Kandai Vision 150」の「Ⅱ-1 教育（大学・大学院）」に掲げている政策目標 3「複数キャンパス連携型学習環境の充実」に基づき、複数のキャンパスや併設校との連携を推進している。これにより、学生が能動的に学修できるよう、学修空間や教育コンテンツの整備を進めている。また、政策目標 5「大学教育のユニバーサルデザイン化の促進」に基づき、バリアフリー環境の整備や学生相談・支援体制の強化も行っている。これらの方針は、大学 HP を通じて公表し、広く周知している。

以上のように本学は、各種会議体やプロジェクトを通じ、キャンパスの施設整備と教育環境の充実を並行して推進しており、持続可能な大学運営を目指している。

(2) 学生の学習や教員の教育研究活動の必要性に応じてネットワーク環境や ICT 機器を整備し技術的な支援を行う等により、それらの活用を促進しているか。

インフォメーションテクノロジーセンター（以下「IT センター」という。）では、2020、2021 年度において、コロナ禍による遠隔授業の実施に伴い、ビデオ会議システム（Zoom）（根拠資料 8-7【ウェブ】）を活用したオンライン授業やグループワークへの活用を支援した。デジタル化への対応は以前から進めており、学生や教職員が活用できる Microsoft Outlook・Teams などの Microsoft 365 サービス、BYOD 機器にインストール可能な Office 製品（根拠資料 8-8【ウェブ】）、ウイルス対策ソフト（根拠資料 8-9【ウェブ】）等の各種ソフトウェアを、引き続きサイトライセンス契約・包括契約により提供している。

ネットワーク環境については、最大 100Gbps に対応できる、柔軟で拡張性・強靱性のある光通信ネットワークを再構築するため、2019 年度から 2021 年度までの 3 年計画で学内の光ネットワーク幹線の整備を行った。また、2022 年度は、本学基幹ネットワークのネットワークスイッチを更新し、2023 年度には、吹田みらいキャンパスのネットワークを整備し、学外への接続を可能にした。

そのほか、2021 年度には、IT センターに「デジタルを活用した大学・高専教育高度化プラン（Plus-DX）」の一環として、オンライン授業個別ブース SLS（Self Learning Space）を 10 基設置した Web トークエリア（根拠資料 8-10【ウェブ】）を整備し、2022 年 4 月から利用を開始した。あわせて BYOD 機器を持ち込み、無線 LAN を利用してパソコン利用が可能な BYOD エリアを公開し、従前の PC 設置型の利用者サービスから、一部エリアを学生が BYOD 機器を活用して遠隔授業に参加できる利用環境へと転換・整備した。

(3) 学生及び教職員の情報倫理の確立を図るために取り組んでいるか。

ITセンターでは、情報セキュリティポリシーを含めた各種規程（「学校法人関西大学情報システム運用基本規程」等）やガイドライン（「情報機器取扱ガイドライン」等）（根拠資料 8-11【ウェブ】）に沿った運用を行い、2023 年には「情報機器取扱ガイドライン」（根拠資料 8-12）を大幅改訂した。情報倫理の確立を企図し、また、これらの規程やガイドラインを ITセンターHP で学内外に周知しており（根拠資料 8-13【ウェブ】）、あわせて、本学教職員及び学生のための「情報倫理・セキュリティ対策」ページ（根拠資料 8-11【ウェブ】）において、最新情報や情報リテラシー向上のための動画、チェックテスト等も公開している。

さらに、「IT 政策専門部会」（根拠資料 8-14）の下に、CSIRT(Computer Security Incident Response Team)（根拠資料 8-15【ウェブ】）を設置している。平常時には継続的な情報セキュリティに関する啓発活動を行い、近年被害が深刻化している標的型攻撃への対策として、構成員の耐性向上を目指したメール訓練を実施している。2023 年 2 月には事務職員を対象に、2024 年 2 月には大学教育職員を対象として「標的型攻撃メール訓練」（根拠資料 8-16）を実施し、「ITセンター委員会」や『年報』（根拠資料 8-17【ウェブ】）で報告している。また、マルウェア感染などの情報セキュリティインシデント発生時には専門的見地を踏まえた分析の上、迅速な対応を行う体制を整えている。

また、図書館においても、電子ジャーナルや外部データベースの利用にあたって、図書館 HP で「データベース・電子ジャーナル等利用上の注意」（根拠資料 8-18【ウェブ】、8-19【ウェブ】）を公開し、禁止事項を明示している。また、全学の「学校法人関西大学情報システム利用規程」（根拠資料 8-20）に基づき、情報倫理の遵守を徹底し、違反行為を禁止している。

評価項目②

図書館サービス及び学術情報サービスを提供するための体制を備えていること。また、それらを適切に機能させていること。

<評価の視点>

- ・教育研究等環境の整備に関する方針に基づき、図書その他の学術情報資料を体系的に整備しているか。
- ・図書館には、学生及び教員の利用のために、必要な専門的な知識を有する職員を含む人員を適切に配置しているか。また、図書館等の施設環境が適切であるか。

(1) 教育研究等環境の整備に関する方針に基づき、図書その他の学術情報資料を体系的に整備しているか。

ア 図書館、学術情報サービスを提供するための基本的な方針

図書館の目的は「関西大学図書館規程」（根拠資料 3-2）第 2 条に定められており、その運営は各種規程（根拠資料 8-21～23）に基づき行っている。教育・学習支援、研究支援、学術情報基盤としての諸機能を果たすため、「関西大学図書館資料収集方針」（根拠資料 8-24）に基づき、適切な蔵書構成を整え、利用者のニーズに応えている。4つのキャンパスにそれぞれ図書館を設置し、本学の教育・研究に関わるさまざまな分野の資料の充実を図るとともに、学内外の学術情報関係機関と連携し、貴重かつ特

点検・評価報告書 様式

色あるコレクション（根拠資料 8-25【ウェブ】）を収集・整備している。

イ 博物館の活動に関する基本的な方針

博物館は、1994年に「博物館法」に基づく博物館相当施設として設置され、同法の定める「設置及び運営上望ましい基準」に基づき運営される大学博物館として、全国有数の規模を誇り、2024年には開設30周年を迎え、着実に歴史を積み重ねている。これまでの事業成果を踏まえ、大学における教育・研究の発展に寄与することを目的とし、具体的な活動計画は「博物館運営委員会」で審議・決定している（根拠資料 3-3）。活動の基本方針として、約7万点の所蔵資料（根拠資料 1-8<260頁>）を活用した学内外での多様な連携を推進し、構成員の「学び」「探求」と社会への「還元」「実践」を循環させた高水準の社会貢献を目指している。この実現に向け、「Kandai Vision 150」の「II-8組織運営」《政策目標5》で掲げる「地域と世界に開かれた活気あふれるキャンパス」の創出と連関した中期行動計画を設定し、多彩な教育研究活動や普及活動等を精力的に展開・推進している。

ウ インフォメーションテクノロジーセンターの活動に関する基本的な方針

ITセンターの目的は「関西大学インフォメーションテクノロジーセンター規程」（根拠資料 3-4）において、「高度な情報通信技術を用いて、教育・研究及び業務（学校法人の業務を含む。）を支援し、教育・研究の充実及び事務能率の向上に資すること」と規定しており、運営は「ITセンター委員会」を最高議決機関とし、同規程に基づき行っている。また、ITセンターの活動に関する中長期方針は主に「Kandai Vision 150」の「II-8組織運営」《政策目標5》指針・ポイント④「情報基盤の整備・充実」においても明示している。この実現に向けた中期行動計画として、①柔軟で継続性の高いクラウド情報基盤の整備、②機動的な業務運営を支えるITシステムの新展開と現有システム・サービスの再編、③大学IRの取り組みに向けて、学内のあらゆるデータを有機的に蓄積する統合データベースの基盤構築と分析データの可視化を実現する、④DXを支える情報基盤となる次世代統合キャンパスネットワークの整備などを、中期的政策の方針として掲げている。このように、ITセンターは最先端のICT環境を提供し、教育・研究活動を支援することを目指している。

(2) 図書館には、学生及び教員の利用のために、必要な専門的な知識を有する職員を含む人員を適切に配置しているか。また、図書館等の施設環境が適切であるか。

ア 図書、学術雑誌、電子情報等の学術情報資料の整備

学生の学習及び教員の教育・研究活動の必要に即し、図書館では、前述の資料収集方針に基づき資料を整備している。具体的には、調達時に資料を研究用と学習用に大別し、研究用資料はさらに学系別図書、大学院生用図書、逐次刊行物、電子情報資料に細分している。取得した資料は、資産図書は資産図書台帳、準資産図書は準資産図書台帳に、電子的に登録することで管理している。また、KOALA(蔵書検索システム)（根拠資料 8-26【ウェブ】）から資料の予約・相互利用・購入希望申込、オンラインレファレンス、利用状況照会等の各種サービスを図書館HP上で提供している。

(ア) 図書資料の所蔵及び受入れ状況

図書資料（図書及び製本雑誌）の所蔵数は、2024年3月末現在で、総合図書館 2,233,235冊、高槻キャンパス図書館 62,473冊、ミューズ大学図書館 52,066冊、

点検・評価報告書 様式

堺キャンパス図書館 56,071 冊、全体で 2,403,845 冊（根拠資料 1-8<256 頁>）となっており、図書館全体として 2022 年度末より 14,498 冊増加している。

蔵書構成としては、各キャンパスに設置された学部に関連する分野の蔵書を、教員からの推薦（購入希望図書申込）を取り入れながら特色を持たせつつ、バランスよく所蔵している。

（イ）図書館利用状況及び学外相互利用状況

2023 年度の図書館入館者数は、4 図書館合計で延べ 519,686 人（根拠資料 8-27【ウェブ】<11 頁>）、年間貸出冊数は 177,431 冊（根拠資料 8-27【ウェブ】<15 頁>）である。大学間及び公立図書館等との学外相互利用を実施するとともに、地域市民にも開放している。高槻キャンパス図書館、ミューズ大学図書館及び堺キャンパス図書館は、総合図書館を仲介して学外相互利用を実施している。

また、2023 年度の国内外での図書館間相互利用件数を見ると、提供（閲覧、貸出、複写）は 2,614 件、依頼（閲覧、貸出、複写）は 1,862 件であった。2021 年度の提供は 3,750 件、2022 年度は 2,840 件、依頼は 2021 年度が 2,155 件、2022 年度が 2,033 件（根拠資料 1-8<258 頁>）であったことから、件数は堅調に推移しているといえる。この内、2023 年度のオンラインによる学外相互利用の申し込みは、1,877 件（根拠資料 8-27【ウェブ】<16 頁>）であった。

イ 国立情報学研究所が提供する学術コンテンツや他図書館とのネットワークの整備

国立情報学研究所が提供する学術コンテンツをはじめ、他図書館とのネットワークを整備し、「関西大学図書館利用規程」（根拠資料 8-23）第 30～34 条に沿って運用している。関西学院大学、同志社大学、立命館大学、早稲田大学、津田塾大学、法政大学、明治大学、武庫川女子大学の私立大学図書館及び大阪大学、大阪公立大学の国公立大学図書館と相互利用に関する覚書を締結し、教職員及び学生に相互利用の便宜を提供している（根拠資料 8-28【ウェブ】）。この他、大学図書館コンソーシアム連合（JUSTICE）（根拠資料 8-29【ウェブ】）に参加し、委員派遣などを通じて、運営に積極的に参画している。

また、国立国会図書館が運営するレファレンス協同データベース事業に事例登録を継続している（根拠資料 8-30）。

ウ 学術情報へのアクセスに関する対応

2023 年度における電子ジャーナル及び電子書籍のコンテンツ総数は 32,953 点（根拠資料 8-27【ウェブ】<22 頁>）、これにデータベース購読料を含めた電子資料の経費は 420,551,833 円（根拠資料 8-27【ウェブ】<26 頁>）であり、図書費執行額 708,059,336 円（根拠資料 8-27【ウェブ】<25 頁>）に占める割合は 59.39%である。電子資料の経費は、図書費執行額に占める割合が年々増加している。学外から本学が契約する電子リソースへのアクセスについては、VPN 接続及び国立情報学研究所が管理する機関認証システム（学認）に加え、2022 年度から導入した OCLC(Online Computer Library Center) が提供する EZproxy サービスにより実現している（根拠資料 8-31【ウェブ】）。

エ 学生の学習に配慮した図書館利用環境（座席数、開館時間等）の整備

（ア）利用環境

点検・評価報告書 様式

2024年5月1日現在の閲覧座席数は、総合図書館（ラーニング・コモンズを含む）が2,052席で、収容定員に占める割合は8.73%、高槻キャンパス図書館が235席で同割合は10.61%、ミューズ大学図書館が134席で同割合は11.70%、堺キャンパス図書館が272席で同割合は20.12%であった。全体の収容定員に対する座席数の割合は9.54%であった（根拠資料1-8<256頁>）。

2023年度の開館日数は、総合図書館が314日、高槻キャンパス図書館、ミューズ大学図書館、堺キャンパス図書館は270日であった（根拠資料1-8<257頁>）。開館時間は、いずれの図書館も最終授業終了後も学生が学習できるよう配慮している。情報検索インフラについては、KOALA（蔵書検索システム）や各種データベース等を利用できるように各図書館に利用者用パソコン（総合図書館99台、高槻キャンパス図書館9台、ミューズ大学図書館9台、堺キャンパス図書館12台）を設置している（根拠資料8-27【ウェブ】<21頁>）。

2023年度卒業時調査では、同調査の「大学生活の経験（利用）の有無」において利用したと回答した者（根拠資料8-32<9頁>）のうち、「大学生活の満足度：図書館の施設や蔵書数」について、全学では70.1%が「満足」、25.5%が「やや満足」と、合計すると95.6%が肯定的な回答をしており（根拠資料8-32<10頁>）、学生の図書館に関する評価は概ね高い水準にある。

（イ）場としての図書館機能

総合図書館のグループ閲覧室は、ゼミ等の授業に使用され、2023年度の利用回数は168回（根拠資料8-27【ウェブ】<16頁>）であった。また、図書館主催のガイダンス（蔵書検索、文献の探し方、入庫及びデータベースの使い方等）を各館で実施しており、総参加者数は5,596人（根拠資料8-27【ウェブ】<17頁>）であった。

また、総合図書館ラーニング・コモンズでは、アクティブ・ラーニングを実質化するための施策を実施している。そこでは図書館が教員と協働し、学びの機会を創出し、プレゼンテーション活動の活性化を図っている。2023年度の総合図書館ラーニング・コモンズのワーキング・エリア（グループで利用するエリア）及びワークショップ・エリア（授業・ゼミ・イベントで利用するエリア）利用者は、延べ10,543人であった（根拠資料8-27【ウェブ】<16頁>）。

（3）図書館、学術情報サービスを提供するための専門的な知識を有する者の配置

2024年5月におけるスタッフ（専任職員及び委託業者等）は114名で、その内司書資格を有する者が72名、割合は63.1%である。総合図書館（資料室を含む）には専任職員21名、臨時職員・委託業者スタッフを75名配置しており、司書資格を有する者は57名である。総合図書館以外では高槻キャンパス図書館で6名、ミューズ大学図書館で7名、堺キャンパス図書館に5名の委託業者を配置し、その内、高槻キャンパス図書館では4名、ミューズ大学図書館では7名、堺キャンパス図書館では4名が司書資格を有している（根拠資料8-33）。図書館の専任職員は私立大学図書館協会及びその傘下の部会による研究会、大学図書館職員短期研修に参加し、人材の育成と資質の向上を図っている。

（4）博物館の活動及び整備状況とその適切性

博物館は、千里山キャンパスの簡文館（根拠資料8-34）に設置し、7万点を越える所

点検・評価報告書 様式

蔵資料を有する。

「博物館規程細則」(根拠資料 8-35)に従い入館料無料で開館しており、2020 年度は、コロナ禍により開館制限を設け、総開館日数は 179 日と 200 日を下回ったが、その後は感染対策を施して可能な限り通常開館を行った。2020 年度から 2022 年度までの平均開館日数は年間 223 日、入館者数は 2020 年度 1,905 人、2021 年度 3,745 人、2022 年度 9,988 人と増加し、行動制限を強いられたコロナ禍から回復傾向にある。なお、2023 年度の開館日数は 243 日で、入館者数は 9,453 人(根拠資料 8-36)であった。

博物館長は教育職員の兼職であり、専任職員 9 名、非常勤職員 20 名からなる博物館スタッフ 29 名の内、学芸員資格取得者は 19 名である。

収蔵する学術資料の中心は、登録有形文化財「本山コレクション」(約 2 万点)(根拠資料 8-37)であり、このほか購入、寄贈、蒐集による美術工芸品や古文書等で構成している。学術資料の館外貸出(10 件 40 点)や調査受入れ(11 件)等(根拠資料 1-8<261 頁>)も積極的に行っており、重要文化財等については「博物館運営委員会」の承認を得て適切に対応している。

重要文化財 16 点等考古資料約 700 点を展示する常設展示室、大型壁面展示ケースを備え多彩な企画・テーマ展を開催する特別展示室、屋外には本学の教員と学生が発掘調査に携わったことを顕彰して開設された高松塚古墳壁画再現展示室がある(根拠資料 8-38)。さらに、同じ建物内に年史編纂室が管理する年史資料展示室(根拠資料 1-8<262 頁>、8-39)があり、大学に由来する資料を展示している。

『博物館紀要』を年 1 回、彙報『阡陵』を年 2 回発行し(根拠資料 1-8<127 頁>)、教職員のみならず大学院生も含む幅広い層からの研究成果を発表している。講演会、ミュージアム講座、実習実践研修会(根拠資料 1-8<262 頁>)を開催し、研究成果の公開にも努めている。

また、「博物館実習」の受入れや学芸員インターンシップの派遣、学芸アシスタントの雇用等学生教育にも力を入れ、多様な形態で教育研究に寄与している(根拠資料 8-40、8-41)。

(5) インフォメーションテクノロジーセンターの活動及び整備状況とその適切性

IT センターでは、学内に有線・無線 LAN 環境を整備し、学外とは学術情報ネットワーク SINET 6 に接続し、情報通信ネットワークの管理・運用、セキュリティ強化及び利便性向上のためのシステム改善等に取り組んでいる(根拠資料 8-42)。この他には、IT センター所管のオープン PC コーナー、Web トークエリア、BYOD エリアの運用に加え、各キャンパスに設置するパソコン(IT センター管轄分 1,161 台)の運用(根拠資料 8-43)、各種ソフトウェアの利用案内及び問い合わせ対応、講義コンテンツ制作(根拠資料 8-44)等の教育の質向上に係る取り組みを行っている(根拠資料 8-45【ウェブ】)。また、その活動及び整備内容を IT センター委員会や『年報』で報告するとともにサービス利用案内やコンテンツ作成に活用している。

評価項目③

研究活動に関わる支援、条件整備を通じ、研究活動の促進を図っていること。また、健全な研究活動のために必要な措置を講じていること。

<評価の視点>

- ・研究に対する大学の基本的な考えに沿って、長期的な視点に立った支援や条件整備を十分に行い、各教員の研究活動の活性化につなげているか（教員に対する研究費の支給、研究室の整備、研究時間の確保、専門的な研究支援人材の活用等の人的な支援、若手研究者育成のための仕組みの整備等）。
- ・研究倫理や研究活動の不正防止に関する規程を定め、かつ、学生も含めて研究倫理の遵守を図る取り組みを行っているか。

(1) 研究に対する大学の基本的な考えに沿って、長期的な視点に立った支援や条件整備を十分に行い、各教員の研究活動の活性化につなげているか。

ア 大学としての研究に対する基本的な考え方の明示・研究費の適切な支給・外部資金獲得のための支援

「Kandai Vision 150」において研究の将来像として掲げられた「学の真価を問われる時代に、関西大学はどんな知を提示できるか。」というテーマに即して、未来を切り拓く知の創造拠点を形成するべく、研究体制の整備を推進してきた。

研究活動を支援する組織として研究推進部を設置し、その中核となる「研究推進委員会」は、「関西大学研究推進部規程」（根拠資料 3-19）により、大学院・研究推進を担当する副学長（研究推進部長）を委員長として、2名の副委員長（研究推進部副部長）、教授会組織をもつ学部等の執行部（副学部長等）及び附置研究所の長を代表する委員で構成している。

委員会は原則として、毎月1回開催し、研究推進に係る諸施策に関する十分な審議を前提とする全学的な合意形成を行い、迅速な意思決定を図っている。

経費面での条件整備の中心となる個人研究費は、「個人研究費取扱規程」（根拠資料 8-46）に基づき、毎年度、専任教員全員及び専門職大学院の特任教育職員に対して交付される研究資金である。そのほかに、経常的な研究支援経費としては、「関西大学教育職員の外国留学等に関する規程」（根拠資料 8-47）に基づく外国出張補助費や、研究成果公表の助成制度として、研究成果出版補助金（根拠資料 8-48）等がある。公募型の競争的研究経費は、本学での共同研究等の促進のための制度であり、2023年度に再編された、「戦略的研究拠点形成支援経費（基盤形成型）」（根拠資料 8-49）、「戦略的研究拠点形成支援経費（大学主導型）」（根拠資料 8-50）、「若手研究者育成経費」（根拠資料 8-51）、「緊急支援研究費」（根拠資料 8-52）の4つの支援制度を設け、大型の研究組織の形成支援と若手研究者育成に重点を置いた支援を可能としている。

また、2020年度は、新型コロナウイルス感染症の拡大という未曾有の事態に鑑み、教育研究緊急支援経費として「新型コロナウイルス感染症（COVID-19）の克服に関する研究課題」（根拠資料 8-53）を緊急募集し、個人研究4件・共同研究3件を採択した。

一方、外部資金については、科学研究費助成事業（科研費）への申請を基本とし、申請書作成支援、申請・採択状況の分析等の情報提供、科学研究費申請奨励研究費の支給等、申請の活性化を促す支援策を整備している。科研費以外では、国の大型補助金を中心とした予算・施策動向の調査、研究者の分野や特性に応じた公募情報提供、申請対象となる外部資金の目的に応じた申請書のドラフトの構成や文章のチェック、申請書の訴求力を高めるための概念図や研究体制図及び面接審査におけるプレゼン

点検・評価報告書 様式

資料の作成支援を行う体制を整備している。これらの研究活動の活性化を支える人材を、URA (University Research Administrator) (根拠資料 3-30【ウェブ】)として戦略的に配置し、科学技術振興機構や新エネルギー・産業技術総合開発機構をはじめとする国立研究開発法人の大型助成事業への申請や採択後のプロジェクト支援等に積極的に関わり成果を挙げている。

イ 研究室の整備、研究時間の確保、研究専念期間の保障等

ハード面においては、各学部・研究科の主たる教育研究活動エリア(各学舎)に、各教員の研究室を配した「研究棟」があり、そこに個人研究室の他に、合同研究室及び資料室等が配置されている。なお、専任教員には個人研究室が与えられており、また、主に理工系学部では、専任教員以外の共同研究者等は、テーマごとの合同研究室、実験・実習室を利用して研究を行っている。

ソフト面においては、学術研究員(根拠資料 8-54)、研修員(根拠資料 8-55)、交換派遣研究者(根拠資料 8-56)、外国留学者等の研究専念制度を整備し、専任教員の研究時間の確保に努めている。2016年度に発足した学術研究員制度は、それ以前の在外研究員と国内研究員を統合して自由度を高めた新たな研究専念制度で、研究場所の国内外を問わず、一定の待機期間後の再申請も可能としている。

また、文部科学省からの通知「競争的研究費における制度改善について」(根拠資料 8-57)を受け、競争的研究費の直接経費から、研究以外の業務の代行に係る経費の支出(バイアウト制度)について、2022年4月1日より導入(根拠資料 8-58)し、研究者が研究プロジェクトに専念できる時間を拡充できるようにした。

さらに、全体的な取り組みとして、本学が推進する特定課題の早期達成に資する特徴的かつ有望な研究プロジェクトについて、大学主導により戦略的な拠点化を図り、研究拠点の自立化及び本学の研究水準の向上に資することを目的に設置した「戦略的研究拠点形成支援経費(大学主導型)」(根拠資料 8-59)や、将来の発展が期待できる優れた着想を持つ研究課題に対して、博士の学位取得後8年未満又は39歳以下(研究開始時点)の若手研究者の研究基盤の形成を支援するために設定した「若手研究者育成経費」(根拠資料 8-60)など、研究活動に関する支援と条件整備を進めてきた。

くわえて、ライフイベントへの対応として研究支援員制度(根拠資料 8-61、8-62)を導入し、大学教員が出産・育児・介護等のライフイベントに対応する必要が生じたことに伴い、研究時間を確保することが困難となった場合に、研究支援員を配置することで、研究活動の継続を支援するための措置を講じている。

ウ ティーチング・アシスタント(TA)、ポスト・ドクトラル・フェロー(PD)、リサーチ・アシスタント(RA)等の教育研究の活性化を支援する体制

教育研究の活性化を支援する体制として、授業の教育効果を高めるために、TAとLA制度を運用している(根拠資料 4-17、4-22)。

TAは、共通教養科目、各学部の情報処理関連科目、実験・実習科目だけではなく、専門教育科目等においても学生の主体的な学びを促進するように配置している。TAの主な業務は、授業内での学生へのきめ細やかな対応(助言や指導・質疑への対応・情報機器操作の支援等)であるが、必要に応じて授業外でも授業発表の支援やレポート・レジュメに関する指導と支援等を行っている。

点検・評価報告書 様式

LA は、全学の初年次導入科目、特にアクティブ・ラーニング型科目を中心に、授業内における受講生への学習支援と学修促進を目的として配置している。受講生の身近な能動的学習モデルとして LA を配置することで、ファシリテーターとして授業内で学習の支援を行い、協同学習が効果的に運用できるような学習支援を担っている。

この他には、授業外の学生の主体的な学びを支える TA 制度として、ライティング支援を担うライティング・チューターをライティングラボに配置している。ライティングラボは、教育開発支援センターに設置された組織「学習環境デザイン・学習支援プロジェクト」によって運営され、全てのキャンパスに設置しており、セミナー、チュータリングを実施し、ライティングを主軸としたアカデミックスキルの育成に取り組んでいる。チューターの質を確保するため、新人研修に加え、全員対象（新人・継続チューター）の研修も学期前後に年間 4～5 回実施している（根拠資料 8-63【ウェブ】）。

また、コラボレーションcommons（根拠資料 8-64【ウェブ】）では学習者の興味関心に応じた書籍を配架し、課外活動における学びを支援するために課外における学習成果の展示等（根拠資料 8-65【ウェブ】）も実施し、そのサポート要員（KU コンシェルジュ）を配置している。

総合図書館ラーニング・commons（根拠資料 8-66【ウェブ】）では、ライティング支援に加え、図書館員による情報検索サービスやパソコン等機材の貸出をしており、ワンストップで学習者が学習支援を受けられる。その他にも初年次教育において LA を配置し（根拠資料 8-67【ウェブ】）、学習者が論理的思考力を育んだり、グループワークの進め方を支援したりしている。毎学期の開始前には LA に対して研修や合宿を行い、学生スタッフの質の確保に取り組んでいる。2023 年度では、訓練を受けたライティング・チューター 23 名が各キャンパスで、対面・オンラインによる個別相談を行っている（根拠資料 8-68、8-69）。

リサーチ・アシスタント（以下「RA」という。）やポスト・ドクトラル・フェロー（以下「PD」という。）については、本学が遂行する共同研究プロジェクト又は教育研究プログラムの実施体制の充実及び若手研究者の研究遂行能力の育成を図ることを目的とし、研究プログラムの持続的な発展や挑戦的・融合的な多様な研究を支える重要な役割を担う RA の雇用制度（根拠資料 8-70）を整備している。

そのほか、特別任用研究員（根拠資料 8-71）及び PD（根拠資料 8-72）の雇用制度や、総合的な経済支援（生活費相当額、研究費、国際活動経費等）を行う「次世代研究者挑戦的研究プログラム」を展開している。

また、学内研究費制度として若手研究者育成経費を設け、将来の発展が期待できる優れた着想を持つ研究課題に対して本育成経費を支給し、若手研究者の研究基盤の形成を支援している。

さらに、2023 年度に独立行政法人日本学術振興会が、若手研究者に対する安定した身分の提供や研究環境・処遇等の改善を図ることを目的に設立した「研究環境向上のための若手研究者雇用支援事業」に登録申請（根拠資料 8-73【ウェブ】）し、2024 年度から雇用を開始している。私立大学としては先駆的な対応をとっており、特別研究員-PD、RPD (Restart PD)、CPD (Cross-border PD) の受入れ環境の向上に寄与してい

る。

- (2) 研究倫理や研究活動の不正防止に関する規程を定め、かつ、学生も含めて研究倫理の遵守を図る取り組みを行っているか。

2007年1月に「関西大学研究倫理規準」(根拠資料 8-74)を制定し、同規準の人間の尊厳、基本的人権や人類の平和・福祉に反する研究活動には従事しないという規定を明確化するため、2016年12月に軍民両用技術(デュアルユース)に関する研究費に係る本学の方針(根拠資料 8-75【ウェブ】)、2019年3月には新たにガイドライン(根拠資料 8-76【ウェブ】)を公表した。

また、「公的研究費等取扱規程」(根拠資料 8-77)で、競争的資金を中心とした公募型の研究資金の適正な管理等、「研究活動における不正行為に関する取扱規程」(根拠資料 8-78)で、ねつ造、改ざん、盗用等不正行為への対応等、「関西大学における研究資料等の保存・開示に関する内規」(根拠資料 8-79)で、研究資料等の保存期間を定めている。これらの規程等は、不正防止の取り組みとしてコンプライアンス研修及び研究倫理研修の実施、不正事案発生後の対応として調査委員会の設置、調査結果の公開等についても規定し、HP等で広く周知している。

コンプライアンス研修は、文部科学省の動画コンテンツ(根拠資料 8-80【ウェブ】)を教材とし、研究倫理研修は、日本学術振興会「eL CoRE」(根拠資料 8-81【ウェブ】)のeラーニング教材を使用しているが、冊子の読了も認めている。さらに、Turnitin社「iThenticate」(根拠資料 8-82)を利用した論文点検サービスを導入し、研究者倫理の醸成に努めている。

なお、研究倫理研修は、全研究科の大学院生を対象に受講を必須としており、「研究推進委員会」では年に2回、大学院生の受講状況を報告するとともに、未受講者については、所属の研究科を通じて受講を促している。また、一部の学部においては教員の指導により研究倫理研修を受講している学部生もいる。

このほか、「関西大学における人を対象とする研究に関する倫理規程」(根拠資料 8-83)「関西大学動物実験規程」(根拠資料 8-84)及び「関西大学遺伝子組換え生物等の第二種使用等に関する管理規程」(根拠資料 8-85)を定め、それらの規程に基づき、研究倫理に関する学内審査機関を整備している。

評価項目④

教育研究等環境に関わる状況を定期的に点検・評価し、改善・向上に向けて取り組んでいること。

<評価の視点>

- ・研究等環境に関わる事項を定期的に点検・評価し、当該事項における現状や成果が上がっている取り組み及び課題を適切に把握しているか。
- ・点検・評価の結果を活用して、研究等環境に関わる事項の改善・向上に取り組み、効果的な取り組みへとつなげているか。

- (1) 施設・設備等の整理・管理

管財局員が数名のチームで毎年度4月から各現場の施設改善要望をヒアリングし、諸問題に迅速に対応できるよう、情報収集の機会を設けている(根拠資料 8-86)。

近年の事例としては、予算ヒアリングにおける問題点を評価し、改善策として、実験

点検・評価報告書 様式

や研究に用いる高圧ガスボンベを、現行の法令に適合した規格の設備で保管、運用するための設備工事を 2020 年度から 2 カ年で第 4 学舎エリアを中心に実施した。具体的には、①第 1 種ガスボンベを収納するボンベ架台の床固定、第 2 種ガスボンベを収納するシリンダーキャビネットの設置、及び認定品レギュレーターの取り付け、②第 4 学舎 2 号館中庭に特定屋内貯蔵所仕様の危険物倉庫 2 棟及び予備ボンベ保管庫 1 棟の建築及び漏洩した毒性ガスを無害化する除害装置の設置を行い、より安全安心な教育研究環境を整備した。さらに、2023 年度のヒアリング対応として、実験排水の高度な管理体制を確立するため、実験排水配管の見える化を目的とした地上への移設工事を実施した。

(2) 図書資料の整備と図書利用環境の整備

「関西大学図書館規程」(根拠資料 3-2)に基づき「図書館自己点検・評価委員会」を設置し、「図書館自己点検・評価委員会規程」(根拠資料 2-8)に基づき、教育研究の支援活動及び管理運営の自己点検・評価の取り組みを行っている。その結果を受けて、「図書委員会」において電子資料のあり方、ラーニング・commonsの活発な利用促進、施設の整備、国際化への対応、非来館型サービスの拡充等改善・向上に向けた取り組みを行っている。

その一環として、総合図書館において、深刻化している書庫の狭隘の解消に向けて、2021 年度以降、既存スペースの改修により新規の電動集密書架を設置する計画を進めており、2024 年度中に完了予定となっている。さらに、2024 年度には新たに設置した電動集密書架と既存の総合図書館書庫を活用した、長期的視野に基づいた、資料の再配置計画を確定し、移動作業に着手している。

また、逐次刊行物等の価格高騰により、図書館図書費の大半は逐次刊行物費及び電算情報資料費で占められ(根拠資料 8-87)、適正な蔵書構成の形成に支障が生じつつある。円安傾向の影響も甚大である。その対応として、電子ジャーナルに関しては大学図書館コンソーシアム連合に参加し、出版社がコンソーシアム会員館向けに提案する有利な契約を締結してきたが、圧倒的に出版社が有利な状況にあるため、その成果は価格上昇率を抑制するに留まっている。

このような状況に対処するため、2027 年度まで確実に購入する資料及び現在契約している逐次刊行物とデータベースの契約優先順位を、授業に必須の資料を優先し、2023 年度に専任教員による投票、各学部・研究科等の推薦を経て「図書委員会」で定めた。そして、2023 年度から、「図書委員会」の下に、大型電子ジャーナルパッケージの PayPerView 方式への変更検討のための専門部会を設置した。

さらに、価格高騰による将来的な解約への備えとして、2024 年度から、利用者が実費を負担してきた相互利用に要する経費の支援を開始した(根拠資料 8-88【ウェブ】)。

(3) 博物館の活動及び整備状況とその適切性

「博物館自己点検・評価委員会規程」(根拠資料 2-8)に基づき、定期的に点検・評価を行うとともに、3 年ごとに報告書を作成し、「博物館運営委員会」の審議を経て公表している。

『博物館自己点検・評価報告書』(根拠資料 8-40)には、中期行動計画で取り組んだ博物館施設設備の整備充実(収蔵庫の増設と第 3 展示室の設置)に向けた調査による提

点検・評価報告書 様式

言を収録し、これを受けて、隣接するなにわ大阪研究センターと相互に資する体制を築くことを目的に、2023年度にプロジェクトチームを発足させ、2024年度に統合を果たした（根拠資料 8-89）。

その統合に合わせて、なにわ大阪研究センター長を新たに設けた博物館副館長（根拠資料 3-3<第6条>）として位置付け、「博物館自己点検・評価委員会」にも参画している。

また、コロナ禍を受けて展示環境を見直し、混雑時にも安全で安心な環境を提供できるように換気装置を設置した。さらに、行動制限が求められ、講演会や見学会、子ども向けイベントなどの対面実施が難しい際には動画配信を行うなど、博物館としての活動を継続できるよう工夫し、自己点検・評価の結果に基づき、積極的に「地域に開かれた大学」の窓口として、地域に資する施設としての役割を果たしている。

(4) ITセンターの活動及び整備状況とその適切性

ITセンターでは、提供している学術情報システム・サービスの点検・評価を行うため、各学部から選出された委員で構成する「ITセンター委員会」と、ITセンター所長が選出した所員で構成する「ITセンター所員会議」を、原則として毎月1回定期的に行っている（根拠資料 3-4）。また、常任理事会の諮問機関である「IT政策専門部会」において、定期的に運営全般に関して報告し、点検・評価を受けている。

上記の点検・評価に加え、教学部門から寄せられる情報システム利活用に関する相談や、事務部局から提出される情報システム導入相談シート（根拠資料 8-90）、サポート窓口であるパソコン相談コーナーに問い合わせられるユーザーからの声を通して、学生・教職員が現場で抱える課題を把握し、改善を図っている。さらに、年度ごとに作成する『年報』により ITセンターが提供するサービスの総括を行い、これを ITセンター HP 及び学術情報リポジトリで公開している。

(5) 学生の自主的な学習を促進するための環境整備

学生の自主的な学習を促進するための学習環境としてはラーニング・コモンズやコラボレーションコモンズ等を設置している。これらの施設では定期的にアンケート調査を学生に実施し、利用状況や改善点等を把握している（根拠資料 2-26）。また、学習環境で提供する学習支援としてライティング支援を行っている。ライティングラボではレポートやプレゼンテーションの相談ができ、学生が自主学習をしている際につまずきがあった際も授業外で解決できる場を提供している。さらに、学習イベントとして、レポートの書き方を学ぶセミナーも定期的に行っている。ライティング支援では、相談者に対し、相談後やセミナー後に毎回アンケートを実施し、改善点を把握することで、より質の高い支援を提供している。また、ライティングラボの運営を行っている教育開発支援センターの学習環境・学習支援プロジェクトでは、利用者の傾向を毎月把握するとともに、年1度学部ごとの利用傾向を分析し、各学部の結果を提供し、自主的な学習と学部での学習への有機的なつながりを持たせた改善ができるようにしている。例えば、化学生命工学部生命・生物工学科では、初年次教育から体系的なライティング支援を行うために、ライティングラボの教員と共同で初年次教育の進め方を見直し、初年次生全員がライティングラボを利用するプログラムへと変更した。

(6) 研究活動を促進させるための条件の整備・研究倫理、研究活動の不正防止に関する

点検・評価報告書 様式

取り組み

「関西大学研究推進部規程」に基づき、「研究推進委員会」を設置し、研究支援体制の整備や学内研究費及び外部資金、研究倫理・研究公正等を含む研究環境に関する事項について「研究推進委員会」に諮り、定期的に点検・評価を行っている。この結果を受け、具体的には、2011年度以降運用されていた学内研究費の再編や科研費の活発な申請・獲得に向けた支援、公的研究費の不正防止計画の策定など、研究活動の推進に関わる諸施策について、改善を図っている。

また、「研究推進委員会専門部会内規」（根拠資料 8-91）に基づき、「研究推進委員会」に専門部会（「学内研究費審査・評価部会」「外部資金審査・評価部会」）を置き、学内研究費に関わる研究成果や研究プロジェクトの評価等を中心に審議し、「研究推進委員会」へ上程している。

(7) 大学全体としての教育研究等環境に関わる点検・評価及び改善・向上に向けた取り組み

本学の学内研究費制度は研究推進部を中心に定期的に見直しが行われており、直近では、2023年度に「戦略的研究拠点形成支援経費（基盤形成型）」「戦略的研究拠点形成支援経費（大学主導型）」「若手研究者育成経費」「緊急支援研究費」に再編した。今回の再編は、科学技術・イノベーション政策の動向や新型コロナウイルス感染症拡大など社会情勢も大きく変化し、研究力強化や若手研究者の支援が求められている中、(1) 選択と集中、(2) 学長のリーダーシップの具現化、(3) 若手研究者の育成、(4) 必要な時に必要な研究費の配分、(5) 申請から採択後における研究者及び審査等の負担軽減の5つのキーワードを掲げ、学内研究費制度を一層機能強化することを目的に実施した。

上記のような制度の見直し等は、研究推進部での議論を、毎週行われる大学執行部ミーティングでも議事の共有・議論するとともに、その内容について、適宜内部質保証プロジェクトでも共有していることから、大学執行部（内部質保証プロジェクト含む）と研究推進部が一体となり行われているものである。

なお、「戦略的研究拠点形成支援経費（大学主導型）」や「若手研究者育成経費」については、2024年4月に運用を開始した制度であるため、今後利用状況を確認しつつ、点検・評価方法について検討していく予定である。

また、ライフイベントへの対応に伴う研究支援員制度においては、年度内に2回の公募機会を設け、各期に新規で申請した教員に向けてアンケート調査（根拠資料 8-92、8-93）を実施することで、制度利用者の意見を元にして改善を随時行っている。2023年度には、研究支援員として雇用され、実際の勤務者に対してもアンケート調査を行い、依頼されている勤務内容や教員の勤務管理状況、さらに業務を通じて得られた経験等についても確認を行った。

2. 分析を踏まえた長所と問題点

(1) 長所

- (ア) 「Kandai Vision 150」に基づく先進的学習環境整備と教育の質向上への取り組み
「Kandai Vision 150」に基づく明確な方針のもと、学生の能動的学修を促進する環

点検・評価報告書 様式

境を計画的に整備している。複数キャンパス連携型学習環境の充実を図るなど、現代の教育ニーズに即した先進的な取り組みを実施している点が挙げられる。

特筆すべきは、ライティングラボ、コラボレーションコモンズ、総合図書館ラーニング・コモンズなどの多様な学習支援施設の整備と、それぞれに配置された専門スタッフやチューターが存在である。これらの施設では、学生がワンストップでさまざまな学習支援サービスを受けられる体制が整っており、自主的な学びを効果的にサポートしている。

また、TA、LA、SAなどの制度を通じて、教育研究の活性化を支援する体制が充実している点も、本学の強みの一つである。これらは学生の主体的な学びを促進するとともに、支援する側の学生にとっても貴重な学びの機会となっている。

(イ) 外部資金獲得の支援

外部資金の申請を支援する特徴的な施策として、2012年度に導入したURA体制がある。6つの職能（①外部資金申請支援者、②プロジェクト運営支援者、③学術研究支援者、④産学官・知財マネージャー、⑤研究環境マネージャー、⑥成果公開促進担当者）に業務を体系化し、高度な専門性を有する支援者として配置している。研究者が研究活動に専念できるよう、外部資金の研究プロジェクトに適したチーム体制を形成し、外部資金の申請支援から採択後の研究プロジェクト等の運営支援まで一貫した支援を行っている。URA体制による積極的な関わりが成果を挙げ、2020年度に事業が開始された若手研究者の登竜門である科学技術振興機構（JST）の「創発的研究支援事業」に申請し、2022年度に1名が採択（私立大学の採択率1%以下）された（根拠資料8-94【ウェブ】、8-95）。

さらに、日本の将来の産業成長と、2050年カーボンニュートラルを達成する上で重要な技術領域において、分野や組織を横断した全国のトップ研究者の連携体制を構築し、革新的GX技術の創出に向けた研究開発を推進するJSTの「革新的GX技術創出事業」（GteX）に申請し、2023年度に研究代表者として採択された（根拠資料8-96【ウェブ】）。

(ウ) ICTを活用した教育、情報セキュリティに関する諸施策及び啓発活動

2020、2021年度において、新型コロナウイルス感染症拡大を受けての遠隔授業の実施に伴い、ビデオ会議システム（Zoom）や関大LMSを活用したオンライン授業及びグループワークの実施を支援した。デジタル化への対応はかねてより進めており、これまでの学生や教職員が有効活用できるMicrosoft Outlook・TeamsなどのMicrosoft365サービス及びBYOD機器にインストールして利用できるOffice製品、ウイルス対策ソフトをはじめとする各種ソフトウェアを、引き続きサイトライセンス契約・包括契約して提供している。

本学のDX体制の下で全学的なDX推進やICTの利用拡大が進む中、情報セキュリティの脅威も増加している。ITセンターでは、2021年度に情報リテラシー向上のため、動画コンテンツの制作に「ITセンター所員会議」で取り組み、大学構成員に公開し、学生・教職員の情報セキュリティポリシーに沿った行動ができるように促すなど、情報セキュリティ意識の向上を図った。

さらに、2022年4月に「IT政策専門部会」の下にCSIRTを発足させた。このCSIRT

は IT センターに加え、法人部局の総務課や法務課、教学部局の学長課も含む構成とした。情報セキュリティインシデント発生時の対応だけでなく、平常時の情報セキュリティに関する諸施策の検討や啓発活動を実施できる体制を整備している。2022 年度から実施している標的型攻撃メール訓練は、CSIRT の平常時の訓練の一つであり、日々の情報セキュリティ意識向上を目的とした啓発活動の一環となっている。

(エ) 研究組織形成支援と若手育成を重視した学内研究費制度と研究支援員制度の相乗効果

本学の学内研究費制度は、大型の研究組織の形成支援と若手研究者育成に重点を置いた支援を可能としており、2023 年度の再編は、その特長を生かしてさらなる効果向上を目的としている。

また、教員の出産・育児・介護等におけるライフイベントへの対応を支える研究支援員制度には、本制度の趣旨である教員に対するサポート面はもちろんのこと、雇用した学生等の研究支援員が、その業務を通じて研究職への理解を深め、必要なスキルの獲得・習熟につなげることができ、本制度を通じて、将来的に研究者のピンチヒッターとしての役割を担えるような研究補助者を育成することにつながっている。

なお、支援員には学部生と大学院生が混在しており、教員が支援員に依頼する業務内容やその難易度が異なっていることを鑑み、今後、より一層、支援員の育成・支援の充実に向けた制度運営について、ダイバーシティ推進委員会で検討していく必要があると認識している。

(2) 問題点

ア DX 推進におけるクラウドサービスと ICT 機器に対する費用増の懸念と課題

本学の DX 推進体制の進捗にあわせて ICT・クラウドサービスのサイトライセンス契約・包括契約によるサービス利用は、今後も拡大が予測される。サブスクリプション型のクラウドサービスが主流となり、金融市場の動向や、世界的なサプライチェーンの変革に影響を受け、サービス利用料の価格上昇は避けられない状況となっている。また、ネットワーク装置やセキュリティ装置などの情報機器類も同様の影響を受け、ICT を取り巻く環境では、価格上昇の懸念が高まっている。先行きが不透明な状況ではあるものの、効率的・合理的な視野で利用サービスの集約や機器統合等を継続的に検討していく必要がある。

3. 改善・発展方策と全体のまとめ

本学は、「Kandai Vision 150」に基づく明確な方針のもと、教育研究等環境の向上を図るべく、さまざまな取り組みを実施している。

学生の能動的学習を促進するための環境として、ライティングラボ、コラボレーションコモンズ、図書館ラーニング・コモンズなどの施設を整備するとともに、専門スタッフやチューターによる支援も行っており、今後も利用者や支援スタッフからの意見・要望を踏まえて、設備・支援体制を拡充し、さらなる質の向上を図っていく。

また、研究支援体制については、科研費などの外部資金獲得支援として URA 体制の確立、研究力の維持・向上支援として、学術研究員制度等の見直しを図るなど、資金面の支援に加え、研究に専念できるような体制を整備しており、今後も活用状況を注視し、より利用しや

点検・評価報告書 様式

すい制度となるよう見直しを進め、さらなる拡充を図っていく。

その一方で、DX 推進に伴う ICT 機器やクラウドサービスの費用増加は避けられない状況となっている。これは本学に限らず、利用サービスの集約や機器統合の検討を引き続き行うことで改善を図っていく。

以上のことから、大学基準（教育研究等環境）を満たしているといえる。

第9章 社会連携・社会貢献（基本情報一覧）

社会連携・社会貢献に関する方針

資料名称	URL・印刷物の名称
関西大学社会連携基本方針	https://www.kansai-u.ac.jp/renkei/about/index.html#policy
備考：	

第9章 社会連携・社会貢献(本文)

評定 S A・B・C

1. 現状分析

評価項目①

社会連携・社会貢献に関する方針に基づき、社会連携・社会貢献に関する取り組みを実施していること。また、教育研究成果を適切に社会に還元していること。

<評価の視点>

- ・社会連携・社会貢献に関する方針のもと、学外機関、地域社会等との連携、大学が生み出す知識、技術等を社会に還元する取り組みを行っているか。
- ・社会連携・社会貢献に関する取り組みにより、地域や社会の課題解決等に貢献し、大学の存在価値を高めることにつながっているか。

(1) 社会連携部

社会連携・社会貢献に関する大学としての活動は、「関西大学社会連携基本方針」に基づき、社会連携部が中心となり、関連する部局とも連携しながら推進している。また、「Kandai Vision 150」の各分野の政策目標「Ⅱ-3 研究・社会連携」の項目においては、大学として推進する政策目標を掲げており、社会連携部が中心となり社会連携・社会貢献に取り組んでいる。

産学官連携について、2023年度の受託研究（試験・分析、技術相談・学術指導含む）、学外共同研究、委託研究員受入れ及び指定寄付の件数は366件、研究費総額は約796,377,000円となっている（根拠資料9-1）。取扱件数の増減については、経年的に公的受託事業の採択件数の影響が大きくなっている。また、2020年度から新たに加わった民間企業からの技術相談・学術指導制度（根拠資料9-2）の利用は、増加傾向が続いている。取扱金額の内訳としては、やはり経年的に公的受託事業の契約状況に左右される傾向があるが、民間企業との契約については、直近3カ年ではコロナ禍の影響を脱して契約額がコロナ禍前をやや上回るまでに回復している。

研究の受入れ件数の増加並びに受入れ研究費の増額を目標に、学内シーズの把握・公表（根拠資料9-3【ウェブ】）、本学教員や産学官連携コーディネーターの日々の積極的な活動のほか、学外で研究成果・シーズの発表会（根拠資料9-4【ウェブ】）等を行い、外部資金の獲得のための活動を鋭意継続している。

イノベーション創生センター（根拠資料9-5【ウェブ】）では、学生へのアントレプレナーシップ醸成プログラム（根拠資料9-6【ウェブ】）の実施及び大学発ベンチャー支援を行っている。

アントレプレナーシップ醸成の取り組みについて、2023年12月、学長のもとに設置された「関西大学アントレプレナーシップ推進協議会」を開催し、同協議会要項第7条に基づき協議会の下に専門部会を設置した（根拠資料9-7、9-8）。

また、大学発ベンチャー創出にはシーズ発掘や起業前の支援（根拠資料9-9【ウェブ】）として、「関西大学GAPプログラム」（KUGAP）（根拠資料9-10【ウェブ】）を運用し9件（2023年度6件、2024年度3件）の採択案件に対し伴走支援を行った。

さらに、国立研究開発法人科学技術振興機構（JST）START事業に採択された国公立大学や産業界、さらには行政機関で構成する関西スタートアップアカデミア・コアリション（KSAC）（根拠資料9-11【ウェブ】）の取り組みに参画し、起業支援人材を2名増員しKSACが募集するGAPプログラムの申請支援を強化したほか、本学が事務局となりGAPプログラム採択者への試作品製作や実証実験実施のための支援として「KSACもの

づくり支援窓口」の立ち上げを行うなど、関西全体でのスタートアップエコシステムの構築に貢献した。

知的財産権については、「発明委員会」（根拠資料 9-12）で職務発明の法人承継の審議を行い、46 件の国内特許（企業との共同研究を含む）を出願した（根拠資料 9-1）。また、積極的に技術移転を行うため、イノベーション・ジャパン等の展示会（根拠資料 9-13【ウェブ】）に出展したこと等をきっかけに、企業が申請する国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構（NEDO）の脱炭素社会実現に向けた省エネルギー技術の研究開発・社会実装促進プログラムに共同研究先として採択（根拠資料 9-14【ウェブ】）された。これらを通して、本学の知的財産が企業の研究開発に組み込まれ、社会実装化へ向けての取り組みが進展しつつある。

地域連携については、連携自治体のニーズに対応して、キャンパスを置く自治体と共催で実施する公開講座（根拠資料 9-15【ウェブ】）をはじめ、東京都において開催している講座（根拠資料 9-16【ウェブ】）を含め、年間約 30 の講座等を実施している。大学間連携では、大阪公立大学との連携公開講座（根拠資料 9-17【ウェブ】）を開催している。本学の教育・研究成果を広く、社会・地域に講座をとおして還元し、受講者のさらなる興味や学習意欲につなげている。

地域連携活動では、堺市との連携事業協力資金を用いた連携活動（根拠資料 9-18）をはじめ、萌芽的な地域連携プロジェクトを補助する「地域連携活動に対する補助事業」（根拠資料 9-19）、丹波市をフィールドにした活動を促進するための補助事業（根拠資料 9-20【ウェブ】）を行っている。また、本学の地域連携活動の目的と理念を学内外に発信するため、実際に活動した地域等との連携事業を「地域連携事例集」（根拠資料 9-21【ウェブ】）として発刊し、新たな連携ニーズの発掘の一助としている。その地域連携活動の目的と理念の一つである「若い力は地域で伸びる」という考えのもと、地域連携活動を教育の一環として位置付け、活動を通して学び、成長した学生を顕彰する「地域で活動する＜若い力＞奨励賞」（根拠資料 9-22【ウェブ】）を設置している。また、2023 年度には一般財団法人三菱みらい育成財団の補助金を受け、正課外プログラムとして、よりよい社会に向けて、能動的に動き、考動できるソーシャル・アントレプレナーシップ育成プログラムを学部・世代横断型（「ごちゃまぜ協働」によるソーシャル・アントレプレナーシップ育成プログラム（根拠資料 9-23【ウェブ】）で実施し、49 名の学生が参加した。本学を中核にさまざまな学外専門組織との協働のもと、地域と連携してプログラムを進め、実施後の学生アンケート（根拠資料 9-24）からも、満足度は高く、学生の革新力に働きかけるプログラムであり、アントレプレナーシップ能力やソーシャル・アントレプレナーシップ意図の涵養につながるプロジェクトであったといえる。なお、2024 年度も引き続きこのプログラムを実施している。

高大連携事業では、高校生向け各種セミナーを「関大の知にふれる」「関大の研究を体験する」「関大の講義に学ぶ」と体系立て（根拠資料 9-25【ウェブ】）、それぞれのコンセプトを明確にして高校側に示している。2023 年度から、本学併設校及び高大接続パイロット校の 2・3 年生を対象に、本学の一部の授業科目をオンデマンド形式で受講し、入学後、本人の申請に基づき、所属する学部の教授会が認めた場合に限り単位認定される関西大学高大連携特別プログラムを開始した（根拠資料 9-26）。高校生向けの各

種セミナーは、大学の教育内容への理解を深め、さまざまな学問領域への興味・関心を喚起させ、アカデミックな学習・研究意欲を高め、進路選択や将来についての意識を向上させることに寄与している。また、学校インターンシッププログラム（根拠資料 9-27【ウェブ】）は、条件を満たした学生に単位を認定する等大学教育の一環として位置付けており、2024 年度で 22 年目を迎える。

なにわ大阪研究センターでは、創立 130 周年記念特別研究費（なにわ大阪研究）による研究活動、本センターへの指定寄付による研究活動を経て、2021 年度に研究領域や研究テーマの再編を試み、センター内に常設の研究班を置き研究活動を継続している（根拠資料 9-28【ウェブ】）。これまで本センターと堺市で取り組んできた共同研究の成果等を展示する町家歴史館井上関右衛門家住宅（鉄炮鍛冶屋敷）（根拠資料 9-29【ウェブ】）の開館など、研究成果を広く社会に発信する取り組みを進めている。なお、2024 年度から本学博物館と一体化し、両者の抱える課題解決と活動充実に向けた組織改編を行った。

大阪医科薬科大学と本学とで締結した協定により、各大学内に「医工薬連環科学教育研究機構」（根拠資料 9-30【ウェブ】）を設置し、「医工薬連環科学」の体系づくりに努めている。機構内の教育、社会貢献部門では、二大学間での双方向講義科目の設置（根拠資料 9-31【ウェブ】）、高槻市内の小学校への出張講義、高槻市内の小中学生を対象とした自由研究コンテスト（根拠資料 9-32【ウェブ】）及び医工薬連環科学シンポジウム等を実施し、研究部門においては、研究セミナー・研究発表会等を通じ、研究成果を広く公開している（根拠資料 9-33）。この連携によって、両大学のリソースが組み合わせられることにより地域における児童・生徒の科学教育への関心を高めているほか、双方の分野を連携する共同研究により、研究基盤の強化が図られ、研究成果の社会実装化への契機となっている。

カーボンニュートラル研究センターは、2022 年 10 月に開設された、社会連携部内で最も新しいセンターである。従来は理工系分野からのアプローチが主軸であったが、本センターは理工系の教員のみならず、社会科学・人文科学系の教員も配置し（根拠資料 9-34【ウェブ】）、文理融合の研究体制をとっている。企業との協定に基づく研究推進体制を取るとともに、展示会などへの研究成果の出展を行っている（根拠資料 9-4【ウェブ】）。

（2）教育推進部

教育推進部にて実施している「海外子会社の経営を担う人材を養成する大学院教育プログラム」（根拠資料 9-35）は、本学の教員に加えて学外の実務に精通した講師陣により、実践的な講座を提供している。本講座は、文部科学省の「職業実践力育成プログラム」並びに厚生労働省の専門実践教育訓練の認定を受けているため、修了生は受講料の最大 7 割の給付金を受け取ることができる。なお、2023 年度には 7 名の社会人が受講し、その内 1 名が給付金等の支援を受けた（根拠資料 9-36）。また、外部有識者からなるアドバイザリー・ボードを設置（根拠資料 9-37）することで、社会のニーズを汲み取りながらカリキュラムの改善に継続的に取り組み、引き続きビジネスパーソンが学びやすい受講環境を整備している。例えば、2020 年度から社会人が受講しやすいようにハイブリッド型授業を導入し、より柔軟にプログラムに参加できるようにしたこと

点検・評価報告書 様式

で、海外に赴任している受講者がオンラインでプログラムに参加するなど、同プログラムがターゲットにしている受講者の獲得の一因となった。さらに、2024 年度からこれまでのプログラムをベースに管理職者や海外赴任予定者を対象としたアドバンストコースに加え、今後管理職者となる予定の方を対象としたベーシックコースの 2 コース制でプログラムを運用している（根拠資料 9-38【ウェブ】）。

(3) 国際部

SUCCESS-Osaka 事業（2017～2021 年度）から現在にかけて、大阪府、関西経済連合会と連携して、企業見学会や外国人留学生のための就職支援セミナーを実施することにより、外国人留学生が地域企業について学ぶ機会を提供しており、外国人留学生の生活や就職を積極的に支援することで、高度外国人材の定着を促進し、将来的な日本国内の人材不足に備えるとともに、地域に貢献している（根拠資料 9-39）。

また、外国人留学生と国内学生混住型の KU シェアハウス（根拠資料 9-40【ウェブ】）を設置し、地域のボランティア団体と連携して地域レジデント・アシスタントによるシェアハウス訪問相談、交流イベントを開催する等、外国人留学生が地域に溶け込み、貢献するためのサポートを行うとともに、南千里地区でも地域自治会の行事（夏祭りやもちつき等）（根拠資料 9-41）への参加や、寮内で自治会委員による日本語会話教室ボランティア（根拠資料 9-42）の開催等、積極的に地域交流の機会を設定している。これらの留学生と地域住民との交流により、今後、日本の地域社会が備えるべき多文化共生への意識を醸成している。

(4) 学生センター

スポーツ振興を通じた社会連携・社会貢献の一環として、吹田市地域教育協議会（吹田第一中学校区・豊津中学校区）の協力を得て「クラブ一日体験入部」（根拠資料 9-43、9-44）を実施している。日頃あまり馴染みのないスポーツを体験することで、興味・関心を持ってもらい、スポーツ競技人口の増加につなげることを目的とし、2023 年度は参加者と学生協力者を合わせて延べ約 750 名が参加した（根拠資料 9-43、9-44）。この活動を通じて、地域住民がスポーツの魅力を直接感じ、仲間づくりや健康づくりの重要性を意識することで、地域社会の活性化に貢献した。また、学生協力者にとっても地域との交流を深め、社会貢献活動を実践する貴重な機会となった。その他、各クラブにおいても地域貢献活動は精力的に取り組んでいる（根拠資料 9-45）。

ボランティアを通じた地域交流事業については、ボランティアセンターが中心となって運営している。特に、学生が主体的に行う淀川清掃や大和川大掃除は、地域の環境保全に資するため継続的に活動を行っており、参加者総数が累計 7,700 名（2024 年 6 月現在）となっている。これら各種の取り組みをとおして、本学学生が社会課題への意識の醸成や、本学キャンパス周辺地域の環境保全に貢献している。この他、官公庁や教育委員会をはじめとする自治体等（根拠資料 9-46）と連携し、ボランティア活動を展開している。

(5) 図書館

図書館による地域連携事業としては、連携協定を締結している自治体（吹田市、池田市、八尾市、高槻市、堺市）在住の市民に対し、学習・調査・研究を目的とした本学図書館の利用機会を提供することで、2024 年度の利用登録者数は 276 名で、このうち再

点検・評価報告書 様式

登録者が 78.9%を占めており、利用登録制度が地域に定着していることがうかがえる（根拠資料 9-47【ウェブ】）。また、他大学図書館や公共図書館からの学外利用（根拠資料 9-48）も受け入れている。

社会連携事業として、図書館では、連携協定（摂津市、鹿角市教育委員会等）（根拠資料 9-49～9-51）に基づく古文書調査等に関する活動協力や、他機関や報道機関等の依頼による図書館資料の出陳、提供を行っている（根拠資料 8-27【ウェブ】<29 頁>）。

このほか、図書館独自の国際交流事業として、諸外国の大学等図書館（根拠資料 9-52～9-55）との学術・相互協定を締結している。

これらの取り組みを通じて学外からの図書館資料の訪問閲覧や出陳依頼に対応することで（根拠資料 8-27【ウェブ】<17 頁>）、図書館の持つ知識を社会に還元している。

（6）博物館

2020 年度から数年間はコロナ禍の影響で、一時的に対面イベントができない（根拠資料 9-56）、または、制限付きでの開催であったが、2022 年度からは、「キッズミュージアム」（根拠資料 9-57、9-58）等のイベントを、規模を縮小しつつ、対面で再開することができた。このように工夫しながら活動を継続することで、地域に根付いた社会貢献につなげている。

そのほか、他機関からの依頼による企画展示等のための資料出陳や、研究者・学生等への資料の特別利用、ミュージアム講座や実習実践研修会の開催（根拠資料 1-8<261～262 頁>）等、所蔵資料を社会に還元している。さらに、北大阪にある 50 の博物館園が連携する「北大阪ミュージアム・ネットワーク」（根拠資料 9-59）や関西圏の 16 大学 17 館による「かんさい・大学ミュージアム連携」（根拠資料 9-60）、建築家 村野藤吾が建築設計した建物の管理者等が集う「村野ネットワーク」（根拠資料 9-61）等地域の多様な博物館園等と協働し、地域文化資源の整備・活用に取り組んでいる。

（7）キャンパスを設置する自治体等との連携

ア 吹田市

吹田市環境部環境政策室が事務局となって「大学と研究機関による省エネルギーワーキンググループ」（根拠資料 9-62【ウェブ】）を設置し、情報交換会や学習会を開催しており、本学からも教員及び事務職員が参加し、全学的な環境保全活動の意思決定機関である「学校法人関西大学環境保全委員会」（以下「環境保全委員会」という。）の下に設置された「社会貢献及び保全活動関係小委員会」（根拠資料 9-63）や「カーボンニュートラル検討ワーキンググループ」を通じて、成果を共有している。

また、市民・事業者・行政がパートナーシップを組み、それぞれが情報提供や調整を行い、地球規模の環境問題等について協働して持続可能な社会づくりを推進していく組織「アジェンダ 21 すいた」（根拠資料 9-64）の取り組みに本学も参画しており、同組織が企画する「すいたクールアースウィーク」（根拠資料 9-65【ウェブ】）では本学の取り組み内容を市民に周知しており、その一部には、市民が参画できるものも含まれている。このように、吹田市と本学が連携し、各種取り組みの周知と参画促進を進めることで、地域住民を含めた環境保全意識の向上と行動変容に寄与することができた。

点検・評価報告書 様式

2023年3月、安心・安全で魅力ある防災まちづくりの形成と発展の核となる、地域特性に応じた防災・減災対策の充実に寄与するため、人的・知的資源の交流を図り、共同で都市防災を研究することを目的に、社会安全研究科と吹田市が「連携研究に関する協定」（根拠資料 9-66）を締結した。

これらの活動を通じて、安全・安心で環境に配慮したキャンパスの整備・充実を進めている。

イ 高槻市

(ア) 高槻キャンパス

高槻キャンパス・総合情報学部では、アイススケートスクールをはじめとする本学たかつきアイスアリーナを活用した各種イベントの定期的な開催、毎年5件程度のポスター協働制作事業への参加、高槻アート博覧会への参加、イノベーション・ジャパンへの出展等の社会連携・地域連携を行っている（根拠資料 9-67<273～274 頁>、9-68<277～278 頁>、9-69<282～285 頁>、1-8<280～283 頁>）。特に2023年の「高槻市制施行 80 周年」に際しては、高槻市からの要請を受け、「市制施行 80 周年記念式典」において、総合情報学部の学生が制作したオープニング動画の上映及びプロジェクションマッピングを実施するなど、高槻市との連携を一層強化した。

一方、毎年5月に総合情報学部生が企画・運営を行う学生主体イベント「高槻キャンパス祭」は、2020年度からのコロナ禍の影響により3年間中止していた。しかし、2023年度には学生限定のイベントとして一部復活し、2024年度には学部創立30周年を記念し、大同窓会と高槻キャンパス祭を合同で開催し、4年ぶりに市民参加を伴う大盛況のイベントとなった。

また、近年は研究室と高槻市との連携に向けた取り組みも進んでおり、その一例として、高槻城公園芸術文化劇場南館のメタバース空間制作が検討されている。

(イ) 高槻ミュージズキャンパス

高槻ミュージズキャンパス・社会安全学部では、近畿一円の自治体等と地域連携を行っている（根拠資料 9-70～72）。

施設の開放として、教室やホールの貸与に加え、キャンパス内に高槻市の児童図書館を設置している（根拠資料 9-73）。また、社会安全学部・研究科の特色を生かし、公開講座（根拠資料 9-74）やミュージズキャンパス祭（根拠資料 9-75）を開催することで、市民の生涯学習や地域活性化に貢献している。

さらに、社会安全学部・研究科の特色を生かした社会貢献のなかでも特徴的な取り組みとして、災害時における一時避難所としてのキャンパス開放が挙げられる。一定規模の災害時には本キャンパスが一時避難所として開放され、延べ10,000人が3日間の避難生活を送るに十分な備蓄品を常備している（根拠資料 9-76）。また、備蓄品だけでなく、施設・設備も充実しており、大規模地震にも耐えうる校舎、プール用水浄化システム、発電機を備えている。これらの施設・設備・備品の設置は、本学における社会連携・社会貢献に関する方針に基づき、社会安全学部・研究科の研究成果を生かした先進的な取り組みであり、高槻市のみならず全国からも注目されている。さらに、学生ボランティアによる防災・安全教育や被災地救助活動を実施している（根拠資料 9-77、9-78）。このように、自治体と連携し、地域防災・災害支

点検・評価報告書 様式

援及び地域防災能力の向上に寄与することで、地域に貢献をしている。

そのほか、同年 12 月には、千里済生会病院主催による「千里メディカルラリー」（根拠資料 9-79【ウェブ】、9-80【ウェブ】）を高槻ミューズキャンパスで開催し、競技者、スタッフ、ボランティア、見学者として総勢約 800 名の参加があり、地域医療への貢献及び医学知識の普及を通じて地域に貢献している（根拠資料 9-79【ウェブ】）。

ウ 堺市

人間健康学部では、堺市との基本協定書に基づき、堺市と連携・協力して地域連携事業を推進している（根拠資料 9-81【ウェブ】）。

堺市内で実施された「堺市体力向上推進事業」等への学生ボランティア派遣、「生き方としてのマインドフルネス」「みんなで踊ろう」「子ども虐待への対策と地域連携」「地域における福祉・介護専門職のリカレント教育事業」等の公開講座・講演会、「堺市地域福祉人材養成のための企画・実施・評価力育成事業」「障害のある子どもの命を守る～もしも！の時にできること～障害児に関わる施設スタッフへの BLS 研修～」「鉄砲鍛冶屋敷共同研究事業調査成果普及事業」等を通じた、教員の研究・調査成果の地域への還元、堺市の各種委員への委嘱や講師派遣等も行っている。

これらの活動には多くの学生が参加しており、学生自身の成長を促すとともに、学部での学びを社会へ還元することで、学習成果を実感できる場となり、あわせて、わが国が目指す地域共生社会の実現にも貢献している。

エ 梅田キャンパス

梅田キャンパス（KANDAI Me RISE）には、カルチャ・コンビニエンス・クラブ（株）と業務提携し、スターバックスコーヒー及び TSUTAYA 書店を併設し、市民が気軽に利用できる BOOK&CAFE として機能している。また、起業支援のためのスタートアップカフェ大阪（根拠資料 9-82【ウェブ】）は、起業にかかる相談や意識醸成の拠点として広く認知され、2019 年度には起業家支援に関する啓発イベントの運営等について公益財団法人大阪産業局から事業を受託している。また、2020 年からアントレプレナーシップマインドを醸成するために HACK-Academy（根拠資料 9-83【ウェブ】）を立ち上げ、学生のマインドセットの確立や、体験重視のプログラムに加え、本格的な起業支援を行っている。これらの起業支援活動は、参加者のアントレプレナーシップマインドを醸成し、新たなビジネスの創出や価値創造を促進し、地域社会の活性化に寄与している。

会員制異業種交流サロン「KANDAI Me RISE 倶楽部」は、2024 年 5 月 1 日現在で 533 名（退会者等含む累計 1,107 名）（根拠資料 9-84）の会員数となっており、所期の目標会員数（600 名）に近づいている。多様な業界の人々が交流することで、意見やアイデアの交換が活発になり、ネットワークの形成が進んでいる。

社会人教育・生涯学習（関西大学オープンカレッジ 梅田 MeRISE）では、都市型キャンパスに通いやすいビジネスパーソン向け講座群として開講し、幅広い業種でリーダー層に必要な意思決定・コミュニケーションスキルを高めるプログラムを展開している。そのほか、新たに学校教員向けの講座も開催し、本学の学部・研究科、併設校とも随時連携しながら運営している。

点検・評価報告書 様式

地域との交流として、キャンドルナイト（根拠資料 9-85【ウェブ】）や推しフェスティバル（根拠資料 9-86【ウェブ】）等の地域イベントに教職員・学生の参画を促し、積極的に参加してもらうことで、本学のプレゼンス向上に寄与している。

これらの活動を通じ、梅田キャンパスは、都市部にあるキャンパスの特性を活かし、偶発的な価値を生み出す拠点としての役割を強化し、地域全体の活性化に貢献している。

(8) その他の取り組み

2022 年の大学昇格 100 年を機に創設した関西大学山岡塾（以下「山岡塾」という。）（根拠資料 9-87【ウェブ】）では、学部・研究科や併設高等学校の垣根を越えた活動チームを編成し、校友等からの専門的助言や経済的支援を受けながら学生の成長を促進している。山岡塾では、学生たちが主体的にプロジェクトを企画・運営する場を提供し、多様な経験を通じてリーダーシップや実践力を養うことを目的としている。

山岡塾の特徴の一つは、学生が直面する課題に対し、実社会で通用するスキルや知識を活用して解決策を模索する点にある。具体例として、地域活性化プロジェクト、環境問題への取り組み、新規ビジネスモデルの提案など、多岐にわたる活動が展開されている。また、プロジェクトを通じて、学生が失敗や成功を経験することで、社会に出てからの実践的な対応力を養う場となっている。

さらに、山岡塾の活動は学内に留まらず、地域社会や企業との密接な連携を通じて、より実践的で充実した内容を提供している。指導にあたる校友や外部講師は、専門的な知識や経験を学生に伝え、参加者はその中で自己成長を遂げている。山岡塾の取り組みは地域貢献の場としても高く評価されており、例えば地域資源を活用した観光開発や持続可能な社会を目指す活動などが行われている。学生たちは社会課題に真剣に向き合い、主体的な学びを通じて、実社会での応用力を高めている。

評価項目②

社会連携・社会貢献活動の状況を定期的に点検・評価し、改善・向上に向けて取り組んでいること。

<評価の視点>

- ・社会連携・社会貢献に関わる事項を定期的に点検・評価し、当該事項における現状や成果が上がっている取り組み及び課題を適切に把握しているか。
- ・点検・評価の結果を活用して、社会連携・社会貢献に関わる事項の改善・向上に取り組み、効果的な取り組みへとつなげているか。

(1) 社会連携部

社会連携部では、全学委員会である「社会連携委員会」（根拠資料 3-20）が事業の進捗や成果を定期的に点検・評価している。例えば、受託研究や共同研究に関する契約件数やライセンス収入の目標に基づいて成果を評価し、その結果、受託研究費や共同研究費の算定方法を見直す必要性を認識した。これにより、具体的な制度改正を実施し、研究者にフィードバックを提供し、次年度の活動指針として活用している。さらに、地域連携事業や高大連携事業では、全学から委員を選出している「地域連携センター委員会」（根拠資料 9-88）及び「高大連携センター委員会」（根拠資料 9-89）を通じて、各学部からの意見・要望を集約するとともに、事業の趣旨や計画を点検・評価している。

点検・評価報告書 様式

2023 年度からは新たに、中学校・高等学校の教職員を対象に、探究学習に関する研修講座を実施している。

(2) 教育推進部

教育推進部が実施している「海外子会社の経営を担う人材を養成する大学院教育プログラム」では、文部科学省の委託事業であった「成長分野等における中核的専門人材養成等の戦略的推進」の運用方針に基づき、アドバイザー・ボードがプログラムの適切性について外部有識者等から提言を得るとともに、受講生へのアンケートやインタビュー、ニーズ調査によって点検・評価を行っている（根拠資料 9-90）。その結果に基づき、2020 年度から社会人が受講しやすいようにハイブリッド型授業を導入し、これにより、海外赴任者などが、より柔軟にプログラムに参加できる環境を整えた。また、カリキュラムの再編や新たなコースの設置を検討し、2024 年度からこれまでのプログラムをベースに管理職者や海外赴任予定者を対象としたアドバンストコースに加え、今後、管理職者となる予定の方を対象としたベーシックコースの 2 コース制でプログラムを運用している。

(3) 国際部

国際部が行う地域連携事業については、KU-SUCCESS が責任主体となり事業の年度計画に基づいて、点検・評価を行い、文部科学省へ報告している（根拠資料 9-91）。また、コンソーシアム SUCCE の運営委員会では、予算や事業計画をはじめとする各種協議事項について点検・評価を行い、報告を経て検証しながら取り組んでいる（根拠資料 9-92）。

(4) 学生センター

学生センターでは、各地域教育協議会や「ボランティア連絡協議会」等が、点検・評価を行っている。例えば、クラブ一日体験入部では、実施後に各地域教育協議会が参加者アンケートや担当者の意見をもとに、参加クラブ数や受入れ人数の調整・拡大を進めている（根拠資料 9-43、9-44）。また、ボランティア活動については、ボランティア連絡協議会、環境保全委員会及び「社会貢献及び保全活動関係小委員会」が、定期的に実施報告や事業内容を評価し、その結果を踏まえ、献血ボランティアでは、献血者数の増加に向けた施策として、2024 年度から試行的に前日のピラ配りを実施している（根拠資料 9-93）。

(5) 図書館

図書館では、「図書館自己点検・評価委員会」が社会連携や社会貢献に関する取り組み状況について点検・評価し、その結果を「関西大学図書館フォーラム」等で公表し（根拠資料 9-94）、各取り組みの改善に役立てている。例えば、地域市民の図書館利用に関する点検において、学外利用者にとって図書館の利用方法が分かりにくいという課題が浮上したことを受け、学外利用者にも分かりやすい案内を提供するために、関西大学図書館 koaLAB0 を構築し、利用者の利便性向上を図る改善策を実施した（根拠資料 9-95【ウェブ】）。その結果、学内外の利用者にとって、より使いやすい環境を提供できている。

(6) 博物館

博物館では、「博物館自己点検・評価委員会」が定期的に点検・評価を行い、その結

果に基づいて改善策を講じている。例えば、他大学との啓発行事や公開シンポジウム等の連携を通じて、各大学が有する知的財産を共有し、これを博物館運営に反映することで、活動の質を向上させる具体的な施策を導入している（根拠資料 9-96）。また、外部機関との積極的な交流を通じて、博物館の社会貢献の幅を広げている（根拠資料 9-97）。

(7) 地域との連携

各地域との地域連携に関しては、各地域の協議会や環境保全委員会等が点検・評価を行っている。

ア 吹田市

本学の全学的な環境保全活動は、環境保全委員会が主体となって推進しており、2021 年度には「関西大学気候非常事態宣言」を、2022 年度には「Roadmap to Carbon Neutrality」を発表した。これらを踏まえ、吹田市との連携を深めるとともに、HOYA 株式会社と共同で、使い捨てコンタクトレンズの空ケースのリサイクル活動を実施し、この活動の成果として、吹田市から回収量が報告され、環境保全委員会を通じて、CO2 排出削減量などの情報が大学内で共有されており、地域社会における環境意識の向上とプラスチックごみ削減に貢献している。

イ 高槻市

(ア) 高槻キャンパス

高槻キャンパスにおける社会連携・社会貢献の取り組みは、教授会や学部学生委員会、学部広報委員会、キャンパスオフィスが、それぞれの行事や施設貸与の適切性を点検している。例えば、高槻キャンパス祭では、学生主任が開催後に内容を教授会で報告し、その内容を点検することで、毎年約 2,500 名の参加者数を維持している。

(イ) 高槻ミューズキャンパス

取り組みごとに検討を行う組織が異なり、教室の貸与等については施設管理委員会、公開講座については「高槻市連携調整委員会」、一時避難所としての運用は「危機管理委員会」、シンポジウム・連続セミナーについてはそれぞれの実行委員会で点検・評価を行っている。点検・評価結果に基づく改善・向上策もそれぞれの委員会で検討し、最終的には教授会や研究科委員会で審議・報告を行いその上で、構成員に周知している。

改善事例としては、公開講座を中心に取ってつけた「高槻市連携調整委員会」を、2024 年 4 月からその対象をより幅広い内容に変更するとともに、名称を「社会連携調整委員会」に変更したことなどが挙げられる。

ウ 堺市

堺キャンパスにおける事業の点検・評価は、「人間健康学ラボラトリ企画運営委員会」が行っている。この委員会では、事業が計画通りに実行されたか、また、事業の趣旨・目的・目標と期待される効果が実現できたかなど、20 項目にわたる評価を 5 段階で実施している。継続実施となった事業であっても、特記事項にアンケートの報告内容が不十分であることや、費用対効果が低いことなどの課題が指摘された場合には、事業継続にあたって改善を求めている。

エ 梅田キャンパス

梅田キャンパスでは、「梅田キャンパス運営委員会」が連携事業の実施状況及び結

点検・評価報告書 様式

果の点検・評価を行っている。キャンパス開設時から継続しているスタートアップ支援事業では、多額の運営委託経費が課題となっていたが、2021年に業務形態を見直し、委託費を削減しつつ効率的な運営体制を再構築した。また、「書店ゲーム」等の新たな事業を導入するなど、さらに事業の認知度を高め、スタートアップ支援の場としての地位を確立するという創設当初の目的は達成しつつある。現在は、次のステージに向けた新たな展開と、それに伴う運営体制の見直しを検討する時期にある。

(8) その他の取り組み

その他の取り組みとして、2022年の大学昇格100年を機に、学園の理念（学是）である「学の実化」を具現化するために創設した山岡塾では、「関西大学山岡塾運営委員会」が、活動内容や成果、課題について点検・評価を行っている。点検・評価に際しては、理事長、学長、その他数名で構成するアドバイザー・ボードの助言を踏まえている。例えば、2023年度は各チームが設定するテーマの絞り込みに多くの時間を要したことや、設定する社会的課題として地域環境の改善などの壮大なテーマに目が行きがちであることが課題として挙げられ、より具体的で実践的な課題設定を促すため、ターゲットとなる地域を2023年10月に新設した吹田みらいキャンパスに定め、当キャンパス周辺で抱える地域課題に対し、ビジネス的な観点で、持続可能な仕組みを提案することを翌年度の活動テーマとした。その他、活動期間や募集開始の時期、チーム編成、活動日数等の妥当性等を協議し、翌年度の事業計画等の見直しを行った。

2. 分析を踏まえた長所と問題点

(1) 長所

ア 山岡塾

本学の特徴的な取り組みとして「山岡塾」が挙げられる。このプログラムでは、学部・研究科、併設高等学校の垣根を越えた活動チームを編成し、校友等からの専門的助言や経済的支援を受けながら学生の成長を促進している。山岡塾では、学生たちが主体的にプロジェクトを企画・運営する場を提供し、多様な経験を通じてリーダーシップや実践力を育むことを目的としている。

この塾の特徴の一つは、学生が直面する課題に対し、実社会で通用するスキルや知識を活用しながら解決策を模索する点にある。具体例として、地域活性化プロジェクト、環境問題への取り組み、新規ビジネスモデルの提案など、多岐にわたる活動が展開されている。また、プロジェクトを通じて、学生が経験する成功や失敗が、社会に出た後の実践的な対応力を養う機会となっている。

さらに、山岡塾の活動は単なる学内に留まらず、地域社会や企業との密接な連携を通じて、より実践的で充実した内容を提供している。指導にあたる校友や外部講師は、専門的な知識や経験を学生に伝授し、参加者はその中で自己成長を遂げている。地域貢献の場としても山岡塾の取り組みは高く評価されており、例えば地域資源を活用した観光開発や、持続可能な社会を目指す活動などが行われている。学生たちは社会課題に真剣に向き合い、主体的な学びを通じて実社会での応用力を高めている。

また、山岡塾は長期的な視点での学生支援を重視しており、指導者と学生が一体と

なってプロジェクトを進めることで、具体的なキャリア形成にもつながる仕組みを整えている。専門的なスキルを身につけるだけでなく、社会的責任感やリーダーシップを兼ね備えた人材育成が行われている点は、本学独自の特徴である。

イ 産学官連携

本学は「Kandai Vision 150」に基づき、次世代を担う若手研究者と起業家の育成を目指し、実践的なアントレプレナーシップ教育を推進している。同時に、地域の課題解決に寄与する社会貢献事業の推進を目的として、産学官連携を積極的に展開している。

具体的には、研究成果の事業化を目指す「関西大学 GAP プログラム」を 2022 年度に創設し、2023 年度には 6 件、2024 年度には 3 件のテーマを採択した。このプログラムでは、専任の起業支援人材が伴走型で仮説検証を支援している。また、学長のもとに設置された「アントレプレナーシップ推進協議会」では、教学と法人が一体となって正課科目と課外プログラムを連携させ、全学生がアントレプレナーシップを身につける環境を整備している。

さらに、2022 年 10 月に開設したカーボンニュートラル研究センターでは、文理融合の研究体制を構築し、新技術の創出と専門人材の育成に取り組んでいる。このセンターでは、経済産業省が実施する「高等教育機関における共同講座創造支援事業」（根拠資料 9-98【ウェブ】）に採択を受け、GX 人材養成講座や JST の GteX 事業（根拠資料 9-99【ウェブ】）に採択され、研究チームを組成し研究を推進している。本事業等を通して、カーボンニュートラルに関する知見の探求と人材育成を効果的に組み合わせ、センターのビジョンの具体化を進めている。

以上の取り組みは、「Kandai Vision 150」の各分野の政策目標「Ⅱ-3 研究・社会連携」政策目標 1「教育と研究の高度な相互関連性を高めるための研究ガバナンス体制の拡充」及び政策目標 2「次世代を担う若手研究者の育成と起業家の育成」を実現する取り組みである。

ウ 地域連携

本学は、地域連携を教育の一環と位置付け、学生の成長と地域の活性化を両立させる活動を展開している。地域連携センターでは「若い力は地域で伸びる」を理念に掲げ、活動費補助事業の実施や、地域連携事例集（根拠資料 9-21）の作成を通じて、活動モデルを広く発信している。また、学生センターは地域連携協定を締結した行政機関や NPO と連携し、奈良県明日香村での地域貢献事業や「大和川大掃除」などの大規模なボランティア活動を展開している。

各キャンパスにおいても地域との連携が進められている。千里山キャンパスが所在する吹田市では環境保全活動やカーボンニュートラル達成に向けた取り組みを実施し、高槻キャンパス及び高槻ミューズキャンパスが所在する高槻市では防災・安全教育や地域活性化イベントを展開している。堺キャンパスが所在している堺市では多世代が参加できる福祉啓発活動や健康増進事業、梅田キャンパスでは起業支援プログラム「HACK-Academy」や社会人教育プログラム、地域イベントへの参加を通じて地域社会に貢献している（根拠資料 9-83【ウェブ】）。

(2) 問題点

ア 各種連携事業

各種の取り組みが高度化するにつれ、求められるノウハウや知識も高度化し、そのために活動に携わる人材を確保することが困難になってきている。

具体的には、起業支援にはステージごとに広い法律知識や財務の知識が求められる。また、研究成果からビジネスの「タネ」を見つけ、起業へと導くためには、技術の強みを理解し、マーケティングの観点から目利きができることに加え、研究者とともに事業計画を策定できるインキュベーターの存在が不可欠である。インキュベーター人材は日本全体としても不足しており、自組織内で育成するにもノウハウと時間を要するため外部人材に頼らざるを得ない状況が続いており、この課題の克服が求められている。

また、地域での連携活動については、特にキャンパス所在地以外の地域において、包括的な連携協定を締結し活動が続ける中で、中心となっていた教員の退職等により、事業の安定的な継続が課題となっている。これらの課題について、当初から複数教員が関わる自治体では、事前に活動内容を変更する対策を講じることも可能であるが、一方、単独の教員が事業を進めている場合は、地域連携センターなどが連携先自治体との調整役を担い、今後の活動について協議するとともに、必要に応じて学内で新たな教員の参加を促すことで、連携先自治体との事業継続に取り組んでいる。

イ キャンパスを設置している自治体等との連携

(ア) 吹田市

大阪・関西万博と関連付け、さらなる脱炭素への取り組みを推進するとともに、DX（デジタル・トランスフォーメーション）を活用した業務の効率化、自動化、電子化を通じて、本学における資源消費量を削減する必要がある。

(イ) 高槻市

公開講座の受講者の年齢層に偏りがあるため、幅広い年代の受講者を増やすための諸施策を立案する。

(ウ) 堺市

福祉に関わる啓発事業など、社会的意義の大きい取り組みのいくつかは、計画時に想定していた参加者数を下回る事業もあり、広報に課題があると考えられる（根拠資料 9-69<286～293 頁>）。市民の参加を促進するため、事業の成果報告も含め、現在実施している市の広報誌や学部ホームページでの広報の工夫に加え、新たな媒体による広報等の検討が必要である。

(エ) 梅田キャンパス

2016年のキャンパス開設以来、各事業は着実に成果を上げているものの、事業だけでなく、梅田キャンパスそのものに対する本学学生や教職員の認知度はいまだ不十分であり、本学構成員への還元という点では大きな課題がある。

今後は、各事業を有機的に結び付け、梅田キャンパス全体を魅力ある空間として訴求していく必要がある。

2026年の梅田キャンパス創設10周年に向け、キャンパスのコンセプトを本学構

成員が直接実感できるよう、明確な「繋がり」を意識した事業を展開するなど、さまざまな改善を図り、さらなる発展を目指さなければならない。

3. 改善・発展方策と全体のまとめ

本学は、学是である「学の実化」の下、教育・研究の成果を社会に還元するため、社会連携部、図書館、学生センター、博物館及び各キャンパス等において、さまざまな社会連携・社会貢献の取り組みを行っている。

産学官連携においては、研究の大型化やベンチャー創出に向け、産業界をはじめとする社会とのつながりが強まる中、大学の公共性や研究の公正性を担保するためのガバナンス体制を強化している。また、産学官研究の大型化に伴い、研究者のインセンティブの確保や、大学が機関として必要とするコストを適切に反映させるための制度整備を進め、連携を新たな局面へと進めていく。

さらに、地域の諸課題の解決には、教員だけではなく学生の力を活用した地域連携の事例も多く見られる。連携協定の有無にかかわらず、地域の諸課題解決に資する萌芽的な取り組みには、前述の通り補助事業を実施しているが、2019年度より予算規模を倍増し、支援の拡大を図っている。また、高大連携事業についても、併設校に限らず広く学校や園に機会を提供し、教育研究の成果を積極的に還元している。

今後も、大学に寄せられるさまざまな産業界・地域の諸課題に対し、複数の研究者や学部横断的なプロジェクトを創生し、課題解決型の社会還元を一層推進する。

以上のとおり、大学の方針を踏まえた多種多様な取り組みを推進し成果を上げており、大学基準（社会連携・社会貢献）を満たしているといえる。

点検・評価報告書 様式

第 10 章 大学運営・財務（1）大学運営（基本情報一覧）

大学運営関係資料・規程

資料・規程名称	URL・印刷物の名称
大学運営に関する方針を明らかにした資料	https://www.kansai-u.ac.jp/kikaku/ku-keieirinen/pdf/vision150.pdf
学長選出・罷免に関する規程	関西大学例規集
役職者の職務権限に関する規程	関西大学例規集
教授会規程	関西大学例規集
設置法人の理事会（役員会）及び評議員会の名簿（役職、氏名、所属先を示したもの）	https://www.kansai-u.ac.jp/ja/assets/pdf/about/philosophy/riji_kanji.pdf https://www.kansai-u.ac.jp/ja/assets/pdf/about/philosophy/hyougiin.pdf
学長選考会議または学長選考・監察会議の名簿	関西大学例規集
職員採用規程	関西大学例規集

点検・評価報告書 様式

	事務職員任用基準規程	
監事監査法人又は公認会計士による監査報告書による監査報告書	監査報告書	https://www.kansai-u.ac.jp/zaimu/
事業報告書	事業計画書	https://www.kansai-u.ac.jp/zaimu/
備考：関西大学学長選考のための小委員会については、規程内で構成員は明示しているものの、公表はしていない。		

第 10 章 大学運営・財務（1）大学運営(本文)

評価：S (A) B・C

1. 現状分析

評価項目①

大学運営に関する方針に基づき、学長をはじめとする所要の職を置き、教授会等の組織を設け、これらの権限等を明示していること。また、それに基づいた適切な大学運営を行っていること。加えて、大学を設置・管理する法人の運営が適切であること。

<評価の視点>

- ・大学の理念・目的、大学の将来を見据えた中・長期の計画等を実現するために必要な大学運営に関する大学としての方針を教職員で共有しているか。
- ・関係法令及び大学運営に関する方針に基づき、明文化された規程に従って大学運営を適切に行っているか。また、その透明性を確保するために、学長等の役職者、教授会等の組織の権限と役割を法令に基づき規程上明確に定めているか。さらに、その選任、意思決定や権限執行等を、適正な手続のもとで行っているか。
- ・法人はその組織及び役職者の権限と責任を明確化し、大学を適切に管理しているか。また、関係法令に基づき定めた規程に従い役職者の選任及び運営を適切に行い、意思決定・業務執行に対する法人組織内のチェック機能を働かせているか。

(1) 大学の理念・目的、将来を見据えた中・長期計画の実現に向けた大学運営方針の教職員への共有

本学は、2016 年度に策定した「Kandai Vision 150」において、20 年先の将来像と 10 年の各分野の政策目標を掲げ、柔軟で堅牢な組織運営を目指す方針を示している。その具体例として、「多様な人材が集い、新たな可能性を拓く柔軟な組織基盤の構築」や「学縁を基にした人的ネットワークの拡充とブランド力の向上」など、5つの政策目標を設定している。これらのビジョンの具現化に向け、中期行動計画（5年）（根拠資料 10-1-1）及び第 19 期理事会から第 20 期理事会への申し送り事項（根拠資料 10-1-2）において、具体的な組織運営上の行動計画と新学部・新学科の開設、内部統制システムの整備といった検討事項を明示し、推進を図っている。

また、その実現に向けた大学運営に関する方針は、「学部長・研究科長会議」（根拠資料 10-1-3）で報告し、各学部・研究科の教授会において共有している。さらに、学部長・研究科長は理事会に理事またはオブザーバーとして出席し、理事会の議事一覧は「学部長・研究科長会議」において配付され、各学部教授会、研究科委員会及び研究科教授会での周知徹底を図っている。くわえて、事務職員には「学部長・研究科長会議」の翌日に開催する大学事務連絡会を通じて、各部局・構成員に重要事項を共有するなど、全構成員に対して大学運営に関する方針を適切に伝達する体制を構築している。

(2) 大学運営の適正化と透明性の確保に関する規程及び手続

ア 学長の選任方法・権限の明示

学長の選任については、理事会が責任をもって学長を選考する制度とするために、2020 年 10 月に就任した学長の選考から、理事会の下に「学長選考のための小委員会」（根拠資料 10-1-4、10-1-5）を新たに設置した。また、全学の専任教員の 3 分の 1 以上の連署をもって、学長の辞任を請求することができる「関西大学学長辞任請求規程」も制定している。

学則第 59 条では「本大学に学長及び学部長を置く」と規定しており、学則第 59 条第 2 項により学長の職務は「大学の教務を統括し、最終的な決定を行う」こととされている。同時に、「学校法人関西大学寄附行為」（以下「寄附行為」という。）第 6 条の規

点検・評価報告書 様式

程により、学長は教学を代表する理事（1号理事）として理事会及び常任理事会（根拠資料 10-1-6）の構成員となり、学校法人の運営に関し重要な役割を果たしている。また、理事会の権限に属する事項のうち、学長が専決処理すべき事項については、「学校法人関西大学事務専決規程」（根拠資料 10-1-7）（以下「事務専決規程」という。）により定められている。

イ 教学役職者の選任方法・権限の明示

(ア) 副学長

副学長は、「関西大学副学長規程」に基づいて、学長が専任教授のうちから大学協議会の議を経て理事会に推薦し、理事会が任命している。

副学長は5名以内とされており、その権限は、「関西大学副学長規程」第3条によって、「教学の総務、渉外、教育、研究、社会連携、国際活動、入試・学生募集及び学生の支援に関する職務等について、分担して学長を補佐し、学長から委任された職務を代行する」と定めている。なお、寄附行為第6条に基づき、副学長のうち2名は、職務上理事として理事会の構成員となる。

(イ) 学部長・研究科長

学部長・研究科長の選考は、各教授会規程、「学部長の任命及び任期に関する規程」（根拠資料 10-1-8）「大学院研究科長の選出及び任期に関する規程」（根拠資料 10-1-9）等に従い、選挙によって適切に選出され、学長によって理事会に推薦され、理事会が任命している。

原則として、学部長は各研究科長を兼任している。ただし、理工学研究科長については、理工系3学部（システム理工学部、環境都市工学部、化学生命工学部）の長のうち、いずれか1名が兼任している。また、心理学研究科、東アジア文化研究科、法務研究科及び会計研究科については、それぞれ研究科長を置いている。

学部長・研究科長は、各教授会規程等に従って、教授会を招集し、その議長として学部・研究科の教学を統括する。なお、理事会においては、学部長及び研究科長の中から5名が、職務上理事として理事会の構成員となっている。また、理事会の権限に属する事項のうち、学部長等が専決処理すべき事項については事務専決規程によって定められている。

ウ 学長による意思決定及びそれに基づく執行等の整備

(ア) 学部長・研究科長会議

本会議は学則第61条の3に基づいて設置され、「関西大学学部長・研究科長会議規程」（以下「学部長・研究科長会議規程」という。）（根拠資料 10-1-3）に基づき、本学の教学における全学的意思決定機関として、教育研究上の目的を達成するための基本的な計画及び大学全般にわたる重要な事項を審議することを任務としている。そのメンバー構成は、学長、副学長、各学部長及び研究科長、専門職大学院の研究科長、大学本部長及び学長室長である。

本会議の審議事項は、主に学則改正、教学に関する制度の導入・変更・廃止、学部・研究科等の設置・変更・廃止、教員人事制度に関する事項等である。

意思決定にあたっては、全教授会及び全研究科委員会の一致を原則とする。ただし、事案の重要性や緊急性により、教務総括上、学長が意思決定をすべきと判断した場

点検・評価報告書 様式

合は、「学部長・研究科長会議」の協議を経て、3分の2以上をもって決することとしている。その場合の議決権は、学長、副学長、大学本部長及び学長室長を除く、各学部長・研究科長、専門職大学院の研究科長が有している。ただし、この議決方法は、学部固有の事項及び特定複数学部間の協議を要する事項については用いないこととしている。

また、同規程に基づき、別途「学部長・研究科長会議運営要領」（根拠資料 10-1-10）を制定し、議題設定や議決等の詳細を定め、適切な運営がなされている。

(イ) 大学協議会

本会議は学則第 62 条及び「関西大学大学協議会規程」（根拠資料 10-1-11）に基づき、学長の教務統括を補佐するための協議機関として設置されている。そのメンバー構成は、学長、副学長、学部長及び研究科長、各学部から選出された教授各 2 名、法務研究科及び会計研究科から選出された教授各 1 名である。

本会議の審議事項は、副学長の推薦に関する事項である。また、学長が教務統括上必要と認めた事項、大学教育職員の懲戒に関する事項、さらには学則上で学部教授会等の審議事項と定められたものであっても、学長が教務統括上特に必要と認めた場合には、本会議の協議事項としている。

(ウ) 教育推進部・研究推進部・社会連携部・国際部等

2008 年 10 月に、教育・研究・社会連携・国際の 4 分野について「部」組織が置かれ、担当副学長の統括の下、所管事項に関する専門的な企画・立案を行い、各教授会及び関係機関との調整を経た上で、全学的な観点から柔軟に運営している。各部にはそれぞれの規程（根拠資料 2-9、3-19～3-21）に基づき、副学長を委員長とし、各学部・研究科等の代表者（副学部長等）を主なメンバーとする専門委員会（「教育推進委員会」「研究推進委員会」「社会連携委員会」「国際委員会」）が設置され、所管事項に関する協議及び意思決定を行う機関として位置付けられている。ただし、制度変更等所管事項を越える事項は、「学部長・研究科長会議」に付議することとなっている。

また、大学院に関しては、2020 年度より、4 部の専門委員会に準じる形で、各学部の大学院担当副学部長を主なメンバーとする「大学院検討委員会」（根拠資料 5-3）を設置し、所管事項に係る全学的な協議及び意思決定を行っている。

エ 教授会の役割の明確化

各学部及び専門職大学院には、それぞれの規程に基づく教授会が設置されている。その審議事項は、主に次のとおりである。①所属学生の入学、学籍、卒業及び賞罰等に関する事項、②所属教員の任用、昇任等、人事に関する事項、③教育課程や教育方法に関する事項、④その他重要な事項。

また、各教授会は、学部長・研究科長会議規程第 7 条第 1 項に基づき、各部に設置される委員会で議決された事項や「学部長・研究科長会議」で審議・了承された事項についても、必要に応じて再議を請求できる。また、各教授会は、これらの委員会に、あらかじめ学部等の代表者（副学部長等）を参画させ、教授会の意向を反映させている。

なお、各研究科には、大学院学則等に基づき、研究科委員会及び研究科教授会が設

点検・評価報告書 様式

置され、研究科長の下で大学院教育に関する事項を審議している。

オ 学長による意思決定と教授会の役割との関係の明確化

2016年4月1日施行の学校教育法の一部改正を踏まえて、学則第59条第2項の文言を「学長は、大学の教務を統括する」から「学長は、大学の教務を統括し、最終的な決定を行う」に改正するとともに、学部長・研究科長会議規程第2条における本会議の位置付けを「教学における最終的な全学的意思決定機関」から「教学における全学的意思決定機関」に改正した。さらに、各教授会規程において、当該学部等における研究及び教育に関する事項を「審議し、決定する」と記載されていた学部に関してはその文言を「審議する」に改正した。

以上の改正により、最終的な決定権者である学長に対して、各教授会が意見を述べる関係にあることを明確化した。

カ 学生、教職員からの意見への対応

学生に対しては、原則として毎年、学生の生活実態（修学状況、課外活動、福利厚生等）を把握するために「学生生活実態調査」を実施し、大学運営を含む学生サービスの改善に向けた参考資料としている（根拠資料 7-74【ウェブ】）。2023年度の調査で寄せられた自由記述による意見や要望については、関連部局の回答を取りまとめ、HPで公開している（根拠資料 10-1-12【ウェブ】）。

事務職員は、毎年提出する自己申告書において、全学的な課題に関する意見や提言を述べるができる。記載内容は随時取りまとめ、業務改善の一助となるよう全局室長に報告している（根拠資料 10-1-13）。

専任教員は、所属する学部・研究科等の教授会において、随時意見を述べるができる。これらの意見は、学部長・研究科長をはじめとする執行部の教員等を通じて関連会議に報告され、各部局で検討される。

(3) 法人の組織管理、役職者の選任及びチェック機能の適正運用

ア 理事長の選任方法・権限の明示

理事長は、寄附行為第7条に基づき、理事のうち職務上理事を除く者から、理事総数の過半数の議決により選任される。その任期は4年で、再任を妨げない。理事長の職務は、寄附行為第12条に基づき、「この法人を代表し、その業務を総理する」と定められている。また、理事会の権限に属する事項のうち、理事長が専決処理すべき事項については事務専決規程によって定められている。

理事、監事、評議員の選任については、寄附行為及び「学校法人関西大学理事選任規則」（根拠資料 10-1-14）「学校法人関西大学監事選任規則」（根拠資料 10-1-15）「学校法人関西大学評議員選任規則」（根拠資料 10-1-16）及び「学校法人関西大学評議員選任規則施行細則」（根拠資料 10-1-17）に基づき、それぞれ手続を行っている。

なお、私立学校法改正（2025年4月施行）を踏まえ、2023年5月に「寄附行為改正検討委員会」（根拠資料 10-1-18）を設置し、①改正法施行日における在任者の任期の扱いと改正法における理事、監事、評議員の資格・構成に関する要件への対応、②改正法施行後の理事、監事、評議員の任期、定数と選任区分及び補欠者の設定、③理事選任機関の設計、④監事及び評議員の選任方法、⑤教学役職者の任期、⑥会計監査人、その他私立学校法や「寄附行為作成例」等政省令の改正により対応すべき事項等につ

点検・評価報告書 様式

いて検討を行った。また、3回にわたる同委員会からの答申（根拠資料 10-1-19～10-1-21）を受け、寄附行為及び寄附行為附属規則の一部を改正する手続を進めている。

イ 学校法人の運営体制

学校法人の運営体制として、最終意思決定機関である理事会と諮問機関としての評議員会を設置している。理事会は、学校法人の業務を決定し、理事の職務執行を監督する理事とそれらの業務を監査する監事で構成している。理事は、総数 24 名で構成され、その内訳は、教学から学長、副学長 2 名、学部長及び研究科長のうち 5 名の計 8 名、併設校の校長・園長から 1 名、事務職員である本部長・局室長から 3 名、校友 6 名、学識経験者 6 名である。その理事会の下に設置している常任理事会は、理事長、学長、専務理事、常務理事、常任理事が構成員である。教学からは、学長と常任理事として副学長のうち 1 名が構成員となっており、他の副学長も陪席者として出席し、意見を述べる機会が設けられている。さらに、役員と大学執行部との「法人教学懇談会」（根拠資料 10-1-22）も随時開催している。このように、経営と教学の連携の下に意思決定がなされている。

また、理事会が定める「理事会・常任理事会議案取扱基準」（根拠資料 10-1-23）に基づき、教学側で審議された事項のうち、学則の改正や組織の改廃に関する事項等は、理事会または常任理事会で審議・決定している。

また、「理事会・常任理事会議案取扱基準」に記載のない事項、すなわち理事会または常任理事会に上程しない日常業務の案件については、事務専決規程及び「事務専決権限に関する内規」（根拠資料 10-1-24）に基づき、常勤の役員（理事長、専務理事及び常務理事）、学長、学部長・研究科長、校長及び事務管理職者等がそれぞれの専決権限に基づき決裁し、迅速かつ適切な意思決定を目指している。

評価項目②**予算編成及び予算執行を適切に行っていること。**

<評価の視点>

- ・予算を適正な手続で編成し、予算執行においては透明性を確保しているか。

(1) 予算単位と予算実行単位

予算の立案及び実行を分担する活動単位は、「学校法人関西大学経理規則細則」（根拠資料 10-1-25）により、法人部局、大学、高等学校（3校）、中学校（3校）、小学校、幼稚園の 10 の予算単位に区分され、各予算単位には責任者（常務理事、学長、校長、園長）を置いている。うち、法人部局及び大学については、その下に予算実行単位（各学部・機関）及び予算実行単位責任者（学部長、所長等）を置いている。

(2) 予算編成方針の通知と予算申請

予算編成（根拠資料 10-1-26）は、9月の理事会で予算編成方針（根拠資料 10-1-27）を策定し、理事長から予算単位責任者へ通知することから始まる。予算編成方針は、中長期財政方針（根拠資料 10-1-28）等を踏まえ、重点事業、キャンパス整備、収入及び支出予算の方針について記載している。さらに、予算執行の透明性を担保し事業計画の実効性や策定の必要性を十分に検討し、スクラップアンドビルドの観点から予算配分を見直すことを求めている。

点検・評価報告書 様式

各部署（予算単位・予算実行単位）は、中期行動計画（根拠資料 1-5）と連動する主要な事業計画や業務概要等を策定したうえで、教育研究経費支出、管理経費支出、施設関係支出、設備関係支出等について、予算編成方針に基づき、申請根拠を添えて予算申請書を作成し、責任者の承認を得て 10 月上旬に予算申請を行う。

(3) 予算担当課における予算編成

予算担当課（人材開発課、財務課、管財グループ及び施設グループ）では、予算申請に係るヒアリングを 10 月中旬から 11 月中旬にかけて全部署に対して実施し、事業計画や過年度の実績を踏まえ、限られた財源を最大限有効に配分する査定案を作成している。

また、在学生数（新生数は原則として定員数）に基づく学生生徒等納付金収入、在職者数に基づく人件費支出のほか、その他の予算は事業計画や過年度の実績に基づき算定を行い、法人役員との調整を経て、1 月までに予算原案を作成する。その後、「大学予算委員会」（根拠資料 10-1-29）、常任理事会及び理事会の審議を経て、評議員会へ諮問する予算原案を確定し、最終的には評議員会からの答申を受けて、理事会で事業計画とともに議決される（根拠資料 10-1-30【ウェブ】）。

(4) 適正な予算執行及びその効果を分析・検証する仕組み

予算執行に当たっては、事務専決規程、「学校法人関西大学経理規則」（根拠資料 10-1-31）及び「学校法人関西大学経理規則細則」や、各規程・取扱要領等において、金額基準による予算執行の専決者を明確にし、事務処理方法を定めており、各部署は適正かつ効率的に予算を執行している。また、各部署は予算執行状況を財務システムで即時確認することができる。さらに、より厳密な予算管理を求めるため、責任者確認用の執行状況表を財務課長から事務管理職者へ四半期ごとに送付している。

そのほか、予算担当課において執行状況や会計処理の適正性等を精査した後、常任理事会及び理事会に資金収支計算書の月次報告を行っている。

年度途中で発生した事業計画については、予算の流用、予備費の使用、補正予算の編成等により予算を措置し、硬直的な予算執行に陥らないよう十分留意している。

評価項目③

法人及び大学の運営に関する業務、教育研究活動の支援、その他大学運営に必要な組織を設け、人員を配置していること。また、その組織が適切に機能していること。

<評価の視点>

- ・大学運営に必要な組織を整備し、法人及び大学の運営に関する業務、教育研究活動の支援等の業務内容に応じた人員を配置しているか。
- ・大学運営が円滑かつ効果的に行われるように、教員と職員の協働・連携を図っているか。
- ・必要に応じ、専門的な知識及び技能を有する職員の育成、配置を行っているか。
- ・職員の採用、昇格等の人事及び業務評価やそれに基づく処遇改善を、適正に行っているか。
- ・大学運営に関する教員及び職員の資質向上を図るため、教員及び職員に対して、スタッフ・ディベロップメント（SD）活動を組織的に実施しているか。

(1) 大学運営に必要な組織の整備と人員配置の適正化

事務組織は、「学校法人関西大学事務組織規程」（根拠資料 10-1-32）において、事務の組織及び分掌を規定し、法人本部・大学本部・監査室の 3 部門で構成されている（根拠資料 10-1-33）。近年の業務の多様化・専門化に対してはプロジェクト方式も活用し

て取り組んでいる。

法人本部には、学園全体の経営面に関わる業務を担当する部署を、大学本部には、教育職員と連携して教育・研究・社会貢献等、教学に関わる業務を担当する部署をそれぞれ配置している。監査室は、学園全体の業務全般の管理運営を監査するという業務の性質上、法人や教学とは独立した機関として設置している。

業務内容の多様化・専門化に対応する職員体制の整備については、事務組織や事務分掌に係るアンケートを各部門の局・室長に対して実施し、各局・室長は傘下の部署の意見・要望も汲み取りつつ回答を行う。その集約結果に基づき「事務組織検討委員会」で教学の意見も交えて検討することで、今日的な組織体制に向けて改善を図っている。

(2) 大学運営における教員と職員の協働・連携の促進

学部・研究科・その他の部局には必ずこれらの業務を支援する事務組織が配置されており、その運営にあたっては、事務職員が教育職員をサポートする体制が取られている。また、各学部・研究科の教学運営に対して責任を持つ学部長・研究科長の下で定期的開催される執行部会議にも、教育職員のみならず事務職員が出席し、随時意見交換を行いながら各種検討を実質的な教職協働で行っている。

教学における全学的意思決定機関である「学部長・研究科長会議」には、規程上、そのメンバーに大学本部長及び学長室長が含まれている。4部の委員会についても、「教育推進委員会」については学事局長及び学事局次長、「研究推進委員会」・「社会連携委員会」については研究推進・社会連携事務局長及び研究推進・社会連携事務局長、「国際委員会」については国際事務局長及び国際事務局長次長、「大学院検討委員会」については学事局長及び学事局次長が構成員に含まれている。その他、解決すべき課題に応じて、適宜、教職協働型のプロジェクトを設置・運営している。このように、教育職員と事務職員が協働しながら教学の意思決定に参画し、それぞれの立場から大学運営に関わるような体制となっている。

(3) 専門的な知識及び技能を有する職員の育成と配置

事務職員に求められる業務は質・量ともに増加している。その対応のため、適正な人員配置や人事考課制度の適正運用等人材マネジメントの観点に基づき、人事局と各局室との意見交換を適宜行っている。その内容も考慮したうえで事務組織の整備及び活性化と人材育成の推進に取り組んでいる。育成に係る研修等については、「(5) 教員及び職員の資質向上のためのスタッフ・ディベロップメント (SD) 活動の組織的実施」にて後述する。

そのほか、第8章評価項目③でも記述のとおり、研究者とともに研究活動の企画・マネジメント、研究成果の活用促進等を行い、研究活動の活性化や研究推進体制の強化等を支える人材として URA を配置している。

(4) 職員の採用、昇格、業務評価と処遇改善の適切性

専任事務職員の採用及び昇格等は、「事務職員任用基準規程」及び人事制度(根拠資料 10-1-34)に基づき運用されている。新規採用については、所定の採用試験を実施し、将来を嘱望される人材の獲得に務めている。昇格等は、「事務職員昇格取扱基準」(根拠資料 10-1-35)を定めており、人事考課によって昇格の可能性のある者を対象に、本人の希望及び上司推薦を確認した上で、「事務職員昇格試験実施要領」(根拠資料 10-1-36)

に基づく昇格試験を実施している。

なお、専任事務職員の採用については、採用内定者に対し、採用活動全般に関するアフターアンケートを実施し、その回答内容を分析したうえで、次年度以降の採用活動の改善に繋げている。また、専任事務職員の昇格については、その要件の一つとして掲げている人事考課に関して、毎年度、考課者・評価者を対象とした「考課者・評価者研修」（根拠資料 10-1-37）を実施し、適切な人事考課の実施方法等について確認している。

人事考課は、個々の職務遂行能力、勤務振り、保有能力を一定の方法や基準により評価することとしている。1次考課、2次考課を経た上で、全学的な調整を行い、客観的かつ効果的な人事考課を行い、被考課者の指導・育成の観点から、最終考課結果に基づき、考課者が被考課者に対してフィードバック面談を行っている。2020年度からは契約職員についても人事考課制度（根拠資料 10-1-38）を導入し、考課結果は①指導・育成及び業務改善、②配置及びローテーション、③昇給、④就業規則に定める契約更新回数（4回）を超える更新の可否の判定等に活用している。

なお、人事考課や昇格等を含めた人事制度については、現行制度の適用から既に20年以上が経過していることから、今日的な見直しが必要であると考えている。一方で、人事制度の変更にはさまざまな課題、特に、専任事務職員の定年年齢について、現行の60歳であるが、高年齢者雇用安定法の一部改正により、70歳までの雇用機会の確保が努力義務とされたことから、大きな変更が伴う見直しが必要となると考えられる。定年年齢の見直しは、専任事務職員に期待される役割などの変化に加えて、人件費の増加等の財政面への負担も考慮しなければならず、今後の大きな課題であると認識している。

(5) 教員及び職員の資質向上のためのスタッフ・ディベロップメント（SD）活動の組織的実施

教育職員を対象とするSDの機会としては、「新任教員オリエンテーション」がある。従来、各部局からの説明事項を中心としていたが、2018年度からは、学長、副学長、大学本部長及び学長室長が、本学の理念等やそれに基づく教育の質保証に向けた取り組み及び本学のガバナンス体制について説明するパートを付加し、SDの要素を盛り込む形で運用を行っている。

事務職員の意欲・資質の向上を図る方策として、従前から人事制度の基盤の一つに能力開発制度を設けており、特に事務職員研修に力を入れて取り組んでいる。実施体制については、「事務職員研修実施要項」（根拠資料 10-1-39）に基づき、常務理事が統括者となり、人事局長が全般の研修方針を策定し、具体的な計画立案及び実施運営を人材開発課が担当することで、全学的・組織的な研修を実施している。

事務職員研修（根拠資料 10-1-40）は、①職場内研修、②職場外研修、③自己啓発促進・支援研修の3つの形態に分類される。①の職場内研修では、OJT（On the Job Training）を中心として、各職場の日常業務を通じて、上司・先輩が部下・後輩を指導・育成している。②の職場外研修は、全職員を対象とした総合研修と、各等級や年数別に実施する階層別研修に大別される。前者には、主に人権問題等に関する研修（根拠資料 10-1-41）や大学を取り巻く諸課題をテーマとした講演会（根拠資料 10-1-42）を設けている。後者には、新規採用者に対するフォローアップ研修や若年層のビジネススキルの養成を目的とした階層別研修に加えて、2023年度には「関西大学DX推進構想」（根

拠資料 1-6【ウェブ】)の取り組みの1つである「④学内業務の効率化への取り組み」を推進するために、新たに「DX人材養成研修」(根拠資料 10-1-43)を設けている。③の自己啓発促進・支援研修は、日本私立大学連盟等の学外諸機関による研修会への参加、通信教育(オンライン学習ツールの利用を含む)(根拠資料 10-1-44)、資格取得者への受験料補助、語学研修(根拠資料 10-1-45)等のメニューを用意しており、自身が必要とする個々の能力向上を支援する制度を整えている。

そのほか、大学の管理・運営に携わる行政管理の専門職である大学アドミニストレーターをはじめとする、業務に関連した高い専門性を持った人材育成を目的に「国内大学院派遣制度」を実施している(根拠資料 10-1-46)。これらの事務職員研修については、昨今の高等教育を取り巻く環境変化や求められる知識・技量等の変化を思案するとともに、研修受講者にアフターアンケートを実施し、その回答内容を分析した上で、次年度以降の研修プログラムの変更や入れ替え等の改善に繋げている。

また、教育推進部と協働し、事務職員のみならず大学教育職員とも連携して、教職員の資質・能力向上を目的とした組織的な研修である「FSD研修プログラム」(根拠資料 10-1-47)を2017年度から毎年度実施している。2023年度は計5回にわたって実施した。このプログラムには、大学教育職員、事務職員に加えて、大学の運営等に関心を持つ学生も参加し、三位一体となって研修を行っている。

(6) 危機管理体制の整備

本学では、2007年に非常時における学園の危機管理体制の確立を目的とした『安全宣言学園』構築プロジェクト」(根拠資料 10-1-48)が理事長の諮問機関として発足し、2008年には法人運営に支障をきたす危機事象の発生またはその恐れがある場合に、本学が設置する学校の危機管理体制に関する必要事項を定めた「学校法人関西大学危機管理規程」(以下「危機管理規程」という。)(根拠資料 10-1-49)及び同規程に基づき危機管理に関する共通の方針や体制等のフレームワークを記載した「危機管理基本マニュアル」(根拠資料 10-1-50)を策定した。

なお、危機管理規程に基づき、危機管理に関する重要事項を審議するため、危機管理最高責任者(理事長)、危機管理総括責任者(専務理事又は常務理事のうち1名、学長、校長、園長)、各学部長・研究科長等の委員で構成される「危機管理委員会」を原則として年1回開催している。

業務継続計画(BCP: Business Continuity Plan)については、大地震や感染症などの緊急事態の発生に備え、事業の継続及び早期復旧の実現を目的として、他大学に先駆けて2010年に完了しており、その後、改訂の必要性を踏まえ、2020年から財政への影響が大きい入試業務(大学・併設校・留学生別科)から先行して改訂に着手し、2022年3月に入試業務以外のBCP改訂も完了した。今後は、業務継続マネジメント力の向上を意識しつつ、緊急事態に備えた危機管理体制のさらなる充実を推進する。

評価項目④

大学運営に関わる状況を定期的に点検・評価し、改善・向上に向けて取り組んでいること。

<評価の視点>

- ・監事による監査、公認会計士又は監査法人による財務監査等を適切なプロセスと内容で行い、大学運営の適切性を担保するとともに、その結果を活用して改善・向上に取り組んでいるか。
- ・大学運営にかかる組織のあり方等を含む大学運営に関わる事項を定期的に点検・評価し、当該事項における現状や成果が上がっている取り組み及び課題を適切に把握しているか。
- ・点検・評価の結果を活用して、大学運営にかかる組織のあり方等を含む大学運営に関わる事項の改善・向上に取り組む、効果的な取り組みへとつなげているか。

(1) 監査及び財務監査の適切な実施

監査については、三様監査として、監事、監査法人、監査室がそれぞれ定期的または必要に応じて連携をとりながら役割を分担することで、効率的かつ効果的に行っている。

監事は、寄附行為に定数4名、任期4年と定めており、理事長が議長となる監事選考委員会の選考により推薦された者について、評議員会の同意を得て、理事長が選任している（根拠資料 10-1-51）。また、理事長が推薦し、理事会で議決することで、監事のうち1名を常任監事とすることができると定められており、2020年10月1日から常任監事を置いている。

監事の職務は私立学校法及び寄附行為に基づき、学校法人の業務もしくは財産の状況または理事の業務執行の状況について監査等を行うことであり、監査に関する必要な事項を「学校法人関西大学監事監査規程」（根拠資料 10-1-51）に定めている。業務監査については、理事会及び評議員会に出席するとともに、常任監事は常任理事会にも出席して、理事等から業務の報告を聴取し、重要な決裁書類を閲覧している。くわえて、定期的（月に1～2回程度）に実施している監事会で監査計画の策定及び監査項目の設定を行い（根拠資料 10-1-52）、担当部局から資料収集・ヒアリング等を行っている。また、当年度取得した建物や設備等に関する現地視察及び資産状況に関する帳簿監査等の財産状況の監査を行い、決算の際には、主要な決算書類の監査を実施している。これらの監査結果については、理事会における決算書の審議に先立ち、監査報告書（根拠資料 10-1-53）を理事長宛に提出している。なお、業務監査の結果については、別途詳細な意見書（根拠資料 10-1-54）を理事長宛に提出し、理事長及び学長に対して報告及び意見交換を行っている。

監査室としては、「学校法人関西大学内部監査規程」（根拠資料 10-1-55）に基づき、毎年度「内部監査計画」（根拠資料 10-1-56）を策定し、公的研究費監査、部署別テーマ監査（業務監査）等を実施している。公的研究費監査については、文部科学省「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」等（根拠資料 10-1-57、10-1-58）を踏まえ、「公的研究費等取扱規程」等（根拠資料 10-1-59、10-1-60）に基づき、会計監査及び業務監査を行っている。これらの監査結果については、「内部監査報告書」（根拠資料 10-1-61）を理事長宛に提出し、理事長及び監事に対して報告を行っている。

監査法人による監査（財務監査）は、私立学校振興助成法に基づき、主に学校法人会計基準への準拠性の観点から実施される外部監査である。毎年、監査法人から理事長及

点検・評価報告書 様式

び監事に対して提示する「監査計画概要書」に基づき、①監査計画の策定、②内部統制の検証、③ITの検証、④実証手続の実施等について、年間延べ130日程度の監査が行われ、その結果については、理事会に対し、「独立監査人の監査報告書」を提出している。なお、2023年度の監査結果（根拠資料10-1-62）は無限定適正意見であった。

(2) 大学運営にかかる組織のあり方等を含む大学運営に関わる事項の定期的な点検・評価と現状把握

本学では、以下の会議において、大学運営の適切性について定期的に点検・評価を行い、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みにつなげている。

ア 中長期経営問題等検討専門部会

本専門部会は、常任理事会の下に設置された会議体であり、本学の事業構想、財政問題等の中長期的な経営課題について、法人と教学で実質的な調整及び検討を行い、今後の経営に反映させることを目的としている。具体的な取り組みについては、2022年度に、新校地（現吹田みらいキャンパス）取得に係る財政試算等の資料を作成するなど、大型新規事業に係る財政試算資料を取りまとめたこと等が挙げられる。

イ 関西大学経営審議会

本審議会は、理事長・学長が、時代を先導する各界の指導的有識者をメンバーとして迎え、本学の経営上の重要戦略や課題、経営全般にわたる幅広いテーマに関して、学外からの客観的な視点に基づいた、助言、意見、提案を伺い、今後の経営に反映させることを目的としている。本評価期間においては、2023年度に開設した吹田みらいキャンパスの活用や2025年度に同キャンパスに設置予定であるビジネスデータサイエンス学部の教育内容、また、大阪・関西万博に向けた本学の取り組みなどについて議論するとともに大所高所から意見をいただいた（根拠資料10-1-63）。

ウ その他

第18期理事会の諮問機関として2017年4月27日に設置された「寄附行為改正検討委員会」における検討の結果、「寄附行為改正検討委員会における検討結果について（最終答申）」（2018年10月11日付）（根拠資料10-1-64）において、①理事長の選考方法の変更、②学長の選考方法の変更、③理事及び評議員定数の変更について提起されたことが挙げられる。

(3) 点検・評価結果を活用した大学運営の改善・向上

上記の点検・評価を受け、取りまとめた大型新規事業に係る財政試算資料が判断材料となり、2022年度に新校地（現吹田みらいキャンパス）の取得に至った。

また、学長選考については、理事会において、学長が大学における教学マネジメントのトップであり、かつ経営を担う理事であるという位置付けが再確認され、学長選考の現行の手順を尊重しつつ、法人と教学の相互理解が深まることを企図し、制度を前述のとおり見直した。なお、この変更に伴い、「学校法人関西大学寄附行為」（2020年10月1日改正施行）、「関西大学学長の任免に関する規程」（2019年4月1日制定）、「関西大学学長選考のための小委員会規程」（2019年4月1日制定）等の規程整備を行った。さらに、2020年度の学長選挙実施後には、学長選挙管理委員会による「2020年度学長選挙を終えて～検討事項の取りまとめ～」（根拠資料10-1-65）において、学長選挙の基本構造に関する考証、学生による除斥投票のあり方、事務職員選挙人の選出、今後の電

子投票の実施についてのさらなる検討の必要性が示され、2023 年度に発足した「学長選挙規程改正検討委員会」において電子投票の導入の可否も含め規程全般の検討を行い、「学長選挙管理委員会」が書面投票と電子投票のいずれかを選択できることとした。

2. 分析を踏まえた長所と問題点

(1) 長所

全学的意思決定機関である「学部長・研究科長会議」とは別に、副学長を長とする学部横断的な協議機関である「教育推進委員会」「研究推進委員会」「社会連携委員会」「国際委員会」と各部（教育推進部、研究推進部、社会連携部、国際部）を設置し、教学マネジメントにおける専門性を高めている。また、教育・研究、ローカル・グローバルという二項対置的な組織体制をとることによって、組織間で相乗効果を発揮させている点が、本学の教学ガバナンスにおける独自性といえる。このような組織形態をとることによって、「学部長・研究科長会議」には、各部で審議・決議を経た事項が審議事項及び報告事項として明確に分類された上で上程されるので、その結果、同会議における円滑な協議及び議決を含む運営に貢献している。

さらに、教育推進部及び国際部には、それぞれの専門的課題を推進するため専任教員を配置しており、本学の教育の質的向上や新たな国際化政策の策定等において効果を上げている（根拠資料 10-1-66【ウェブ】、10-1-67【ウェブ】）。

(2) 問題点

コロナ禍の中で実施された 2020 年度の学長選挙に際し、選挙会では電子投票導入の可否について慎重に検討した。しかし、システム構築、有権者の合意形成や啓発に要する時間的制約等の理由から、時期尚早と判断した。しかし、今後、自然災害等予期せぬ事態が発生した場合にも支障なく学長選挙を実施できるよう、電子投票の導入の可否も含め、規程全般を検討する必要があることから、2024 年度の学長選挙の前年度に発足した「学長選挙規程改正検討委員会」で検討を行い、「学長選挙管理委員会」が書面投票と電子投票のいずれかを選択できることとした。しかし、電子投票の実施においては、当該技術の進展や社会状況の変遷等を総合的に考慮して、その手順を定める細則の整備の必要性から 2024 年度の学長選挙は、書面投票にて実施した。

また、「学部長・研究科長会議」での意思決定は、学部長・研究科長会議規程第 6 条第 3 項に基づき、構成員全員の一致を原則としているが、必要に応じて 3 分の 2 以上の特別多数決による議決が可能となっている。現行の「学部長・研究科長会議」においては、可能な限り 13 学部 15 研究科の全教授会の意見等を踏まえ教学運営が行われているが、こうした慎重な議事運営が意思決定の迅速さを妨げる恐れもあり、2015 年度の学校教育法の改正に伴う学長の権限強化の趣旨に鑑みても、慎重かつ迅速な意思決定のあり方を再検討する必要がある。さらに、「学部長・研究科長会議」における再議請求制度や複数の研究科長を兼任する学部長の議決権や代理権の問題等、運用上の課題をさらに整理しておく必要がある。

こうした問題点については、内部質保証システムの整備と併せて、大学執行部を中心に引き続き検討する。

3. 改善・発展方策と全体のまとめ

本学では、大学の将来を見据えた中長期計画の中で、教育、研究、社会貢献、国際化だけでなく組織運営に関する方向性を策定し、構成員に周知している。また、関係法令やその改正に適宜対応し、規程類や議案取扱基準を準備するとともに、法人・教学における役職者の任免手続や職務権限、各会議体における構成員や審議事項等を明確化しており、大学運営の適切性と公正性を実現している。特に、法人・教学の連携強化に向けて、学部長理事制の導入、副学長からの常任理事の任命、役員と大学執行部の懇談会の開催、教職協働の観点から諸会議の構成員として事務職員の参画等を行っている。

予算については、予算編成方針において「財政に関する基本的な考え方」とこれを踏まえた「予算編成にあたっての基本的な考え方」を明示し、中長期計画と連動した事業計画に基づいて編成している。また、各種規程類を遵守しながら、効率的・効果的に予算を執行している。

事務組織については、毎年、「事務組織検討委員会」において、大学を取り巻く環境や日々の業務等における問題点を踏まえ、適切な組織構成となるよう検証を行っている。また、組織を機能させる方策としてプロジェクト方式による柔軟な組織運営、目標管理制度の実施、各種研修の実施、人材育成の観点を重視した人事異動に取り組んでいる。

教職員の大学運営に必要な資質向上については、各種研修に加え、大学教育職員、事務職員、大学の運営等に関心を持つ学生の三者による「FDSD 研修プログラム」を 2017 年度以降毎年実施し、三位一体となって構成員の資質向上を図っている。

これらの活動は、「学校法人関西大学自己点検・評価委員会」などの各種委員会における点検・評価活動や、監事、監査法人、監査室による監査を通じて、定期的に点検・評価を行っており、改善・向上に結びつけるため、必要に応じて中期行動計画へと展開されている。

これらの取り組みにおける改善・発展において、大学運営における迅速な意思決定に向け、現在決裁ルートの簡素化や電子化を進めているが、これまでの意思決定プロセスの見直しや、新たなプロセスの導入に係る細則等の整備などの課題を解決する必要があるため、法人・教学の合同プロジェクトを立ち上げて検討していくなど、迅速な意思決定の推進をさらに進めていく。

以上を踏まえ、今後とも本学のビジョン達成に向け、将来を見据えた計画的な取り組みを推進していく。

以上のことから大学基準（大学運営・財務（1）大学運営）を満たしているといえる。

第 10 章 大学運営・財務（2）財務（基本情報一覧）

財務関係資料

	URL・印刷物の名称
<私立大学>	
財務計算書類（6カ年分）	https://www.kansai-u.ac.jp/zaimu/
財産目録	https://www.kansai-u.ac.jp/zaimu/
事業報告書	https://www.kansai-u.ac.jp/zaimu/
監事による監査報告書（6カ年分）	https://www.kansai-u.ac.jp/zaimu/
監査法人又は公認会計士による監査報告書（6カ年分）	https://www.kansai-u.ac.jp/zaimu/
備考：	

第 10 章 大学運営・財務（2）財務(本文)

評定：S **A** B・C

1. 現状分析

評価項目①

教育研究活動を安定して遂行するため、中・長期の財政計画を適切に策定していること。

<評価の視点>

- ・具体的かつ実現可能な中・長期の財政計画を策定し、大学運営にあたっているか。
- ・財務関係比率に関する指標又は目標を設定し、健全な運営を確保しようとしているか。

創立 150 周年となる、20 年後の関西大学のさらなる充実・発展を見据え、全構成員が行動するための指針として 2016 年 11 月に策定された「Kandai Vision 150」を踏まえ、常任理事会の下に設置された「中長期経営問題等検討専門部会」（根拠資料 10-2-1）において議論を重ね、2017 年度から 2026 年度にかけての「中長期財政方針」を策定した（根拠資料 10-1-28）。

なお、2023 年度の吹田みらいキャンパスの取得及びその後の整備により、上記方針における指標は、一時的に悪化するが、同キャンパスに 2025 年度開設予定のビジネスデータサイエンス学部の完成年度以降には、当該学部に対する経常費等補助金（完成年度の翌年度から対象となる）収入や、学生生徒等納付金収入の増加等により、試算上、収支均衡が図れるということ、「中長期経営問題等検討専門部会」においても確認している。また、本方針は中長期的な目安であり、単年度の収支構造を拘束するものではないため、2026 年度までの目標ということに鑑み、方針の修正は行わないこととしている。ただし、2026 年度までの指標の経過を注視するとともに、次期中長期財政方針の策定時には、新たに積立率を指標とするかも含め改めて検討する予定である。

そのうえで、本学では、「中長期経営問題等検討専門部会」において中期財政試算を作成し、中期財政試算→予算策定→決算確定→中期財政試算といった PDCA サイクルを回している。併せて、学部・学校等のセグメント単位においても必要に応じて検証を行い、検証結果を踏まえて収支改善策の検討→方向性の決定→取り組み→進捗確認を行うといった PDCA サイクルを回している。

評価項目②

教育研究活動を安定して遂行するために必要かつ十分な財政基盤を確立していること。

<評価の視点>

- ・教育研究水準を維持し、向上させていくための安定的な財政基盤を確保しているか。
- ・授業料収入への過度の依存を避けるため、学外から資金を受け入れ、収入の多様化を図っているか。また、それによってどの程度の財源が確保されているかが明らかであるか。

(1) 財政基盤の現状

2020 年度から 2023 年度までの財政上の主な事業は、①大学昇格 100 年記念事業の実施（2022 年度）、②吹田みらいキャンパスの開設（2023 年度）、③関西大学第一高等学校・中学校校舎建替計画（2022 年度からの 5 カ年計画）、④新型コロナウイルス感染症への対応、⑤関西大学 DX 推進構想の促進などがある。

まず、フローについて、2023 年度決算の事業活動収支計算書関係比率（根拠資料 10-1-30【ウェブ】）を、日本私立学校振興・共済事業団「今日の私学財政」における理工系学部を含む学部を複数設置する学校法人の 2022 年度全国平均（以下「全国平均」という。）と比較すると、収入面では、2019 年度及び 2020 年度学部入学生の学費改定を

点検・評価報告書 様式

行ったものの、国による定員管理の厳格化などの影響を受けて学生生徒等納付金は大きく変動せず、学生生徒等納付金比率は73.8%（全国平均74.9%）となった。支出面では、人件費比率は教職員数の増加があったものの多様な雇用形態推進により49.6%（全国平均50.4%）に留まるが、教育研究経費比率は教育研究環境の整備充実に積極的に投資していることから41.8%（全国平均36.8%）に達した。また、施設設備については、吹田みらいキャンパスの購入や景風館建設工事（一高・一中校舎建替計画）を実施したが、基本金組入の平準化を見据えて借入を行ったこともあり、基本金組入率は9.1%（全国平均8.4%）となった。

これらの結果、2023年度決算における経常収支差額は24億2,800万円の収入超過、当年度収支差額は20億1,900万円の支出超過、翌年度繰越収支差額は234億7,600万円の支出超過となり、比率では、経常収支差額比率は4.5%（全国平均4.9%）、事業活動収支差額比率は5.4%（全国平均5.4%）となった。

次に、ストックについて、2023年度の貸借対照表関係比率（根拠資料10-1-30【ウェブ】）を全国平均と比較すると、流動比率は147.2%と、100%以上を維持できている（全国平均261.1%）。一方、総負債比率は11.9%（全国平均11.9%）（その裏返しとなる純資産構成比率は88.1%（全国平均88.1%））であり、全国平均と同じ値である。ほかにも、特に学校法人の経営を持続的かつ安定的に維持するために必要となる金融資産の保有状況（積立率）は90.6%（全国平均78.1%）と全国平均を上回っており、その残高は約1,230億円となっている。

以上を踏まえると、2023年度は基本金組入額が例年に比べて増加したため、当年度収支差額は支出超過となったものの、中長期財政方針の財政運営に係る基本方針及びガイドラインは、概ね達成することができた。

（2）教育研究水準向上と財政基盤確立の両立を図るための仕組み

高次元の教育研究活動を支えるため、中長期財政方針に基づき、財政基盤の確立に努めている。具体的には、予算制度を重視し、各予算実行単位から、教育研究水準向上を目指した中期行動計画等に基づく事業計画の提示及び予算編成方針に基づく予算申請が行われる。

予算申請にあたっては、法人全体の財政状況、重点事業、新規事業等を勘案し、予算の申請枠（シーリング）（根拠資料10-2-2）を設定している。近年は、対前年度当初予算に対してゼロシーリングに設定し、予算担当課は、限られた財源の中で最大限の有効活用を考慮した上で査定を行っている。

取りまとめた予算原案は、法人の意思決定機関である常任理事会及び理事会への上程に先立ち、学長を議長とする「大学予算委員会」（根拠資料10-1-29）において事業計画案とともに審議されている。

（3）外部資金の獲得状況、資産運用等

資金運用については、給付奨学金等さまざまな基金事業の事業費への充当を目的とし、1.0%程度の運用利回りを目標としている。

長らく続く低金利下にあって、目標とする運用利回りを確保するため、株式等のリスク性資産も投資対象としたポートフォリオを構築し、2019年度に開始した委託運用について2021年度から2025年度まで段階的に拡大し、リスクに見合ったリターンを確

点検・評価報告書 様式

保することとした(根拠資料 10-2-3、10-2-4)。このことで、有価証券の運用利回りは、2020年度 0.8%、2021年度 0.9%、2022年度 1.1%と漸増していたが、2023年度は、日本を含め主要国の株式市場が最高値を更新するなど好調に推移し、為替市場で一段の円安が進んだことで、委託運用による収益並びに外国債券の償還益が増加したことにより、2.4%となった。なお、各年度の運用方針(根拠資料 10-2-5)及び運用結果(根拠資料 10-2-6)については、HP に公開している。

寄付金については、恒常的募金の拡充を図っており、2020年度は、「新型コロナウイルスに係る緊急奨学支援金」の募集を行い、集まった5億2,400万円の寄付を原資として、在学中に取り組む活動(夢)に対し、無利子貸与型として30万円支援する「ゆめサポート夢実現支援金」等、さまざまな修学支援策を実施した。2021年度は、恒常的募金の核である「教育研究促進募金」を、修学支援として前面に押し出した「Kan-Dai 学生サポート募金」に名称変更のうえ、1口当たりの金額・依頼口数を引き下げ、学生・生徒等保護者に加えて校友にも協力を依頼するなどの制度変更を行った結果、個人からの寄付は件数・金額ともにコロナ禍前の2019年度実績を上回った。2022年度は、「関西大学山岡塾サポート募金」「関西大学第一高等学校・中学校新校舎建設事業募金」及び「ボランティア活動サポート募金」の3つを新たに開始し、募金種別を充実させた。2023年度からは、募金室を財務課から事業推進グループに業務移管し、従来取り組んでいなかった関係各所への支援依頼等の“営業活動”や、「2025大阪・関西万博への参加を希望する学生のためのサポート募金」の設置、オンラインチャリティキャンペーンである「Giving Campaign」への参画など、積極的な取り組みを行うことで、恒常的募金のさらなる確保に向け推進体制を強化している。

研究費については、本学の財政状況を鑑みると学内研究費の増額等が困難なため、研究内容の高度化・大型化にも対応すべく外部資金の導入を積極的に推進してきた。外部資金の中心となる科研費の交付額(根拠資料 1-8<111~113頁>)は2020年度が6億2,859万円(申請541件、内定322件)、2021年度が6億1,103万円(申請493件、内定318件)、2022年度が6億2,280万円(申請493件、内定304件)、2023年度が5億9,536万円(申請485件、内定299件)であった。その他、受託研究費及び研究助成目的の指定寄付金等の実績(根拠資料 9-67<107頁>、9-68<105頁>、9-69<105頁>、1-8<107頁>)についても、2020年度が8億9,052万円、2021年度が7億6,486万円、2022年が8億6,565万円、2023年が8億4,520万円であり、高い獲得水準を維持している。

2. 分析を踏まえた長所と問題点

(1) 長所

資金運用については、毎年度理事会で議決・決議される資金運用方針に則り、資金運用小委員会が運用計画及び運用基準を策定し、資金運用委員会がその内容について協議・決定を行い、計画的に実施している。また、運用状況は継続的にモニタリングを行っており、これらの状況は定期的に常任理事会及び理事会に報告している。さらに、運用によって得た収益については、給付奨学金の基金事業等へ充当している。なお、近年はリスク性資産の運用にも取り組んでおり、結果として、一定の収益を上げている。

以上のように、運用方針の公開、常任理事会、理事会への定期報告等、透明性と健全な運用ガバナンスを確保しつつ、持続可能な経営基盤の確立に向けて収入の多様化を進めている。

(2) 問題点
特になし

3. 改善・発展方策と全体のまとめ

資金運用における長所については、運用計画・基準の策定、委員会による協議・決定を通じた計画的な実施、運用状況の継続的なモニタリング及び定期的な報告を行うことで透明性の確保に努めている。今後もさらなる運用ガバナンスの強化や運用手法の多様化に向けて検討を進めていく予定である。

こうした取り組みに加えて、外部資金の獲得において高い実績を維持しており、特に科研費や受託研究費の獲得水準が高いことから、財政基盤の強化に貢献していると考えられる。このような取り組みの結果、2023年度決算では、事業活動収入に対する翌年度繰越収支差額（支出超過）の割合は43.1%となった。また、基本金組入率は9.1%となり、吹田みらいキャンパス購入の影響により一時的に上昇したものの、2022年度までは数値目標である5%を下回っていたこと、さらに事業活動収支差額比率が5.4%となったことから、中長期財政方針の財政運営に係る基本方針及びガイドラインを概ね達成することができた。

一方、2022年度から5カ年計画で実施している関西大学第一高等学校・第一中学校校舎建替計画や老朽化した学舎群の整備並びに2023年度に開設した吹田みらいキャンパス及び同キャンパスに2025年度に開設予定であるビジネスデータサイエンス学部の整備により当年度収支差額は当面支出超過となるものの、同学部の完成に向け、収支は漸次改善すると見込んでいる。そのため、継続的に単年度収支の均衡に努めるとともに、恒常的募金や補助金の戦略的な獲得、リスク性資産を活用した資金運用による受取利息・配当金の拡大、研究・社会連携事業に係る外部資金の積極的な獲得等を展開し、「収入の多様化」を引き続き図っていく必要があると考える。これらの取り組みを通じて、長期的な財政基盤を確立し、安定した運営を継続することができるよう推進する。

以上のことから、大学基準（大学運営・財務（2）財務）を満たしているといえる。

終章

1886（明治 19）年に、関西初の法律学校として誕生した本学は、大学の理念や目的を実現するために、教学と法人が一体となって「Kandai Vision 150」を策定し、社会の変化を見据えつつ、学是を踏まえた将来計画に基づき諸事業を展開している。今回の自己点検・評価を行った結果、各基準の「改善・発展方策と全体のまとめ」においても記述したとおり、取り組みのなかで一部の課題は残るものの、概ね大学基準を満たしていると判断している。

<成果として結実している事項>

以下に、今回の自己点検・評価結果から「Kandai Vision 150」をはじめとする大学の方針に照らして、主な成果として結実している事項について記述する。

1 質保証・質向上に係る取り組みの実施

13 学部 13 研究科 2 専門職大学院を擁する伝統的な総合大学として、基準 2 や基準 4 に示したとおり、方針に基づいた組織的・体系的な教育課程を編成し、学習成果を測定するための全学的な基盤を整備してきた。

特に、学習成果の評価・改善の方針としてアセスメントプランを策定するにあたり、全学的な内部質保証推進組織のうち「教学 IR プロジェクト」が中心となって、各学部・研究科へ複数回にわたる策定に向けた説明会・相談会を実施するなどの支援を行ってきた。アセスメントプラン自体は策定したばかりであり、今後本格的に活用していくこととなるが、学位授与の方針に明示している学習成果をより適切に把握・評価する体制を構築した。

2 多様な学生支援

多様な学生が主体的に成長できる環境を整備し、修学支援、学生生活支援、進路支援を包括的に実施している。修学支援では、一例として、学生相談・支援センターを中心に、学生支援スタッフによる点訳やノートテイクなど、きめ細やかなサポートを展開しており、学生間の支援文化が定着していることが挙げられる。学生生活支援においては、課外活動やボランティア活動を通じて社会性を育む取り組みが活発であり、活動参加者数の増加や満足度向上が見られる。進路支援では、学習履歴と連携したキャリア支援ツールを活用し、学生の自己理解や行動目標の設定を支援している。これらの成果は、他大学からの視察や学生の高い満足度といった形で評価されており、本学の学生支援の取り組みが確実に実を結んでいる。

3 「山岡塾」の実施

本学の学是「学の実化」に基づき、学部・研究科、併設高等学校を越えた活動チームを編成し、校友や外部講師からの専門的助言や経済的支援を受けながら、学生が主体的にプロジェクトを企画・運営している。地域活性化、環境問題、新規ビジネスモデルの提案など多岐にわたる課題に取り組む中で、実践的な対応力やリーダーシップを養い、地域社会や企業との連携による具体的成果が高く評価されている。また、活動を通じて専門的スキルや社会的責任感を兼ね備えた人材育成が進められ、キャリア形成にもつながる仕組みが整備されている。山岡塾は、学生が学びを社会に活かし、主体的に成長する場として、本学の理念を具現化する重要な取り組みである。

<優先的に取り組むべき課題>

以下に、今回の自己点検・評価結果を踏まえて、大学全体の観点から改善すべき事項のうち優先的に取り組む課題について記述する。なお、中長期的な課題については、中期行動計

点検・評価報告書 様式

画として策定することで改善に向けた取り組みを促進する。

1 三つの方針の実質化

学位授与の方針に示す学習成果を測定し、その測定結果を踏まえた教育プログラムの改善活動のため、三つの方針に加えて、アセスメントプランを明示することとなったが、全学及び学部・研究科においてこれらが実質的に機能しているかという点については、策定・運用開始から1年未満であることから、十分とはいいがたい。今後も、学生調査（間接指標）を中心にアセスメント・改善支援を行いつつ、各学部・研究科における自立かつ多面的な学習成果の測定・評価・活用については、全学的な内部質保証機能を強化する中で検討を進めていく。

2 内部質保証システムのさらなる改善

大学執行部が中心となり、全学的な内部質保証推進組織である「内部質保証推進プロジェクト」の運用状況を踏まえつつ、各組織との連携や位置付けの再考及びそれらの役割・関わりなどがより明確化されるよう、内部質保証推進体制全体の見直しを行い、2025年4月より新たな体制で運用することとなった。今後は新体制においてより一層、実効性のある内部質保証を推進していく。

<今後の展望>

今回の自己点検・評価を経て、本学の現状を改めて認識することができた。長所についてはより伸ばさせる取り組みを、問題点については改善に向けた取り組みを、実施主体である各部局・各委員会などが中心となって検討を行い、「内部質保証推進プロジェクト」（2025年4月からは「内部質保証推進委員会」）とも連携・協力しながら推進していく。また、その全学的な推進については「内部質保証推進プロジェクト」（2025年4月からは「内部質保証推進委員会」）が最終的な責任を負うこととしている。

以上の課題を含めた各種取り組みの改善・向上を図ることで、「Kandai Vision 150」の実現と「学是」の一層の実現につなげていきたい。

以 上